

する協約調印。

十二月十二日||對支關係恢復に關する通牒交換。

一九三三年

七月一日||英國、ソヴェート品輸入禁止令廢止。

七月三日||ソ聯邦、アフガニスタン、エストニヤ、ラトヴィヤ、波蘭、ルーマニヤ、土耳其の侵略國定義協約ロンドンに於て調印。

七月四日||ソ聯邦、ルーマニヤ、チエツコスロワキヤ、土耳其間の侵略國定義協約ロンドンに於て調印。

七月五日||ラトヴィヤ侵略國定義協約調印。

八月十一日||ソ聯邦ウルグワイ外交關係恢復。

十月十日||米國大統領と親書交換。

十月十六日||米ソ復交成立。

二月六日||ソ洪復交成立。

三月二十一日||ソ英通商條約批准書交換。

四月四日||エストニヤ、ラトヴィヤ、リニアと不侵略條約延長。

四月七日||芬蘭と不侵略條約延長。

五月五日||波蘭と不侵略條約延長。

六月四日||リスニアと不侵略條約延長。

六月九日||ソ聯邦ルーマニヤ復交條約締結。

六月九日||ソ聯邦チエコスロワキヤ復交條約締結。

九月四日||滿ソ水路協定調印。

九月十七日||ソ聯邦アルバニヤ復交成立。

九月十八日||ソ聯邦國際聯盟加入。

十二月五日||東歐條約に關するソ佛協定成立。

一月二十二日||北鐵讓渡假調印。

一月三十一日||ソ米舊債交渉決裂。

二月六日||駐ソ米國總領事館廢止。

二月二十六日||ソ滿國境委員會設置にソ聯政府同意。

三月二十三日||北鐵讓渡協定正式調印完了。

四月九日||ソ獨二億マルク信用協定成立。

五月二日||ソ佛相互條約調印。

五月十六日||ソ・チエツコ相互援助條約調印。

六月十五日||ソ伊信用協定成立。

七月五日||ソ滿國境委員會設置受諾。

七月十二日||ソ白國交回復。

七月十三日||ソ米通商協定成立。

八月二十六日||ソ聯、ルクセンブルグ公國、國交成立。

八月二十八日||對イラン通商條約調印。

十月十八日||對伊經濟制裁實施さる。

十一月二十七日||ソ佛相互援助條約批准。

十二月二十七日||ウルグアイ國と國交斷絶。

ソ・獨・佛の三角關係

ヒットラー總統はポリシエヴィズム打倒、ユダヤ人排撃に關して熱辯を揮つた中に「英國言論界並に英國下院議員の一部は獨逸政府がヨーロッパ政界を二分す

ると非難してゐるが、事實上、ヨーロッパの政局は既に兩陣營に分裂してゐるではないか。たゞ左右何れの陣營に投ずるか決定出来ない國が残されてあるばかりだ」と辯解してゐる。

歐洲二分政策といふのは一言以て言へば、ソヴェート聯邦をフランスから引き離して歐洲各國をしてソヴェート聯邦に對立せしめんと欲するものである。

ナチス政權の出現以來、ソヴェート政府とドイツとの關係は急速度をもつて悪化の一路を進むやうになつたが、特に一九三五年締結の佛ソ相互援助協定は獨ソ國交の尖鋭化に拍車をかけた。爾來佛ソの接近と獨ソの疎隔は互に正反對の方向に向つて進展してゐる。

佛ソの接近はドイツに取り大ドイツ國の發展政策を遂行する上に障礙となる。夙にドイツの脅威乃至復讐を豫想し洞察したフランスはウエルサイエ條約の外に更に一九二五年に英國を説いてロカルノ保障條約を作つてドイツの西部國境即ち佛獨國境方面に對するドイツの脅威に備

へるところがあつた。しかるにその後、歐洲の形勢は恰も走馬燈の如く刻々に變轉し、ドイツはウエルサイエ條約の規定を無視して軍備擴張を決行した。勃興ドイツの軍備擴張、ライン進出等、次ぎ次ぎに現はれるドイツの軍事工作に驚いたフランスは最早ロカルノ條約だけに信賴することが出来なくなつた。ドイツの軍備に不安を感じるフランスは一層効果的な對策を講ずべき必要を痛感したが、この時フランスと同様にドイツの脅威下にあつたソヴェート政府とフランスとはドイツに對する同一境遇が契機となつて互に握手するに至つた。

ドイツの脅威によつて結ばれた佛ソの接近は前記一九三五年の佛ソ相互援助協定に具體化した。この佛ソ互助協定はドイツの侵略に對して共同戦線を張つてこれに當るべきことを約したもので、一種の對獨防禦同盟である。該協定の眼目を一言すれば、ドイツがフランス國內に侵襲する場合、ソヴェート政府は陸海空の軍を動員してドイツを衝いてフランスを

援助し、またドイツがソヴェート聯邦の領域を侵す時は、フランスは兵を出してソヴェート政府を援助するといふのである。この協定は要するに、ドイツの侵略行爲を封ずる目的で企圖されたもので、ドイツは西に手を出しても將たまた東に動き出しても佛ソの二箇國を敵にまはして戦争しなければならぬ譯である。

ソ 佛 關 係

ナチス獨逸としては何とかして佛ソ兩國を離間して、佛ソ協定を打ち毀し度いのである。フランスはドイツの迫力ある脅威に直面して背に腹は替へられない境地に陥つた結果、遂にかねて仲の悪るかつたソヴェート政府と仕方なしに聯携した次第である。由來フランスは反ソ運動の策源地となつてゐた程であるから、反ソ派は前記佛ソ互助協定交渉當時にあつてもソヴェート政府と同盟的關係に入ることに反對したのである。フランスの反ソ派には二派ある。一はソヴェート政府がフランスの對露債權を破棄し、他國に對して赤化運動を行ふといふ理由から、

かゝる不信義かつ危険な國と軍事同盟に入ることには策の得たるものでないと論ずる一派で、この一派は單にソヴェート政府に反對するといふだけである。他は早く言へば親獨派で、ドイツに接近するためにソヴェート政府との親善を妨げソヴェート政府を排斥するものである。ナチス獨逸は早くからフランス國內ではこれ等反ソ派が佛政界に勢力を有してゐることに着眼し佛ソ協定交渉前から密かにフランスの親獨派と氣脈を通じて、佛ソ接近に妨害を試みたが不成功に終つたやうである。しかしフランスには尙ほこの外にファッショ的政治思想の下に團結する右翼團體があつて、ドイツやイタリアの如くにフランスのファッショ化を目指して運動を続けて居る。この右翼團體は無論ソヴェート政府との同盟を喜ばない。また佛ソ兩國の勞働階級の提携に基いて結成された所謂人民戦線にも反對するものである。ソヴェート政府に對するフランス國內の態度はかやうに複雑を極め、動もすればフランス政府の對ソ方針に動搖

を來たす惧れがあるので、ドイツは佛ソ協定成立後と雖も、佛ソ離間策の手は毫もゆるめない、今日に至るまで機會を捉へてはソヴェート政府からフランスを引離すことに苦心しつゝある状態である。ヒットラー總統のみならずナチス領袖等は何れも異口同音にボリシェヴィズム排撃を絶叫し、ソヴェート政府を以て人類社會の敵とまで公言し、また獨逸新聞紙は一齊にソヴェート聯邦は不作のために飢饉を現出し國內各所に不隠の形勢續發しつゝあるとの記事報道を掲げて政府のソ聯邦攻撃に呼應しつゝあることは既に前に述べて置いた通りである。

スペイン内亂とソ獨對立

獨ソの對立に油を差したのはスペイン内亂の勃發である。スペイン内亂を繞つて一方獨伊のファッショ陣と他方ソ佛の人民戦線の抗争が開展され、獨伊は現スペイン政府に叛旗をひるがへした革命軍に應援し、ソヴェート政府はフランス人民戦線を誘ふて政府軍援助に乗り出さうとしてゐる。何故か。現在のスペイン政

府は佛ソと聯携した人民戦線によつて組織された勞働階級の政府である。それに反し反政府軍は現政府のソヴェート制度に反抗して起つたものである。それ故、佛、ソ兩國が現政府を援け、そして獨伊が反政府軍に同情を寄せるのは當然と觀られてゐる。

スペイン内亂に關しては歐洲關係諸國間に不干渉委員會といふものが組織されて、各國はスペイン内亂に對して干渉しないことになつてゐる。しかし一方ソヴェート政府と他方獨、伊とは互に他の干渉や秘密援助を素破抜いて論戰を事として險惡な雰圍氣を醸成してゐる。現政府が持ちこたへるか、反政府軍が勝つか、その勝敗の結果如何は直に西、ソ、佛側の人民戦線並に獨伊のファッショ政權に重大影響を及ぼすことになる。假りに現政府の不振の場合を豫想して見れば、人民戦線に大きなヒビが生じ左翼派に大打撃を與へることとなる。而して左翼勞働階級の蒙むる打撃は即ちソヴェート政府に對する打撃に外ならぬのである。それ

故、ソヴェート政府にしては人民戦線を統率して獨伊のファッショに對抗し、佛、西のファッショ化を防遏するため現政府を援助すべき必要がある。また獨、伊の立場から言へば、反政府軍の勝利はスペインのファッショ化を招來し、一舉にして人民戦線を粉碎しソヴェート政府をして國際的孤立に陥らしめる結果となる。かくスペイン内亂の成り行き如何は獨、ソ兩國にとつて死活の意義を有する。これソヴェート陣とファッショ陣とがスペイン内亂の經過に接して互に一善一憂を感じ、その成り行きに對して深甚の注意を拂ふ所以である。

本、ドイツ、イタリアの三國であり、此の三國を對照しソ聯の外交は動いてゐると言つても過言ではないが、此のうち對日、對獨外交は相當慎重でイタリアに對する如く今にも戰爭をしかねないような態度はとらない、對日關係は別章に述べらるが、最近の對獨態度は大體次のようである。

ソ聯最近の對獨態度

既に前述せる通りソ聯の假想敵國は日

外 交

となし得ないような深刻味のないものを選ぶように努めてゐる。今回ドイツ、イタリアの参加なくして開催、協定を締結して一先づケリだけつけた地中海會議に對し、ドイツは「締約國が全部忠實に協定を履行すれば満足な成果を得よう、が締約國中には裏切者がゐるから到底うまくゆくまい、しかし潜水艦は船舶を魚雷で撃沈したのち直ちに姿を消すことが出来るから、今回の協定は不十分でソ聯海軍は海賊行爲をつゞけるだらう」と意志表示し、ソ聯を締約國の裏切者、または海賊とまで罵倒してもソ聯は何等反駁せず、又九月九日からユールンベルグで開かれた第九回ナチス黨大會においてはヒットラー總統はじめゲッベルス宣傳相等首脳部が口を揃へて反共産運動に關して獅子吼し、ヒットラー總統の如きは「ボルシェヴィズムは世界革命の性質を十分具備してゐる、この病魔に冒されて今や世界は國際的疾患視されてゐるが、この疾患と闘つてゐるのは、ドイツであ

る、國家社會主義者は世界不安の原因は總てモスクワにおけるボルシェヴィズムの獨裁者から發せられるものであることを確信してゐる、我々はソ聯邦の如きは斷乎として排撃する」

と極言してもソ聯邦は別に反對的態度をとらぬのみか、むしろ沈黙してゐるのである。相手が積極的の際には引つ込むのがソ聯の特徴だといはれてゐるが、ドイツに對しては敵と知りつゝ慎重であるのみか、場合によりては寧ろ味方の如き態度すら示すのである、例へば貿易關係でも一九三六年度のソ聯輸入總額十三億五千萬留のうちドイツからの輸入は三億三百餘萬留で斷然各國のトップを切つてゐる、又本年度上半期にしてもソ聯の輸入總額六億七千三百餘萬留のうちドイツの占める割合は一億四千餘萬留で矢張首位を占めて居り、ドイツにとつてソ聯が第一の顧客となつてゐるが如きである。

ソ聯最近の對伊態度

地中海に於て怪潜水艦のために九月一

日及び二日と續いてソ聯汽船チミリヤゼフ號及びブラゴエフ號が撃沈されたのをイタリー軍艦の所爲と斷定、高壓的言辭をもつてイタリー政府の不信を難詰(別項「一九三七年ソ聯對外關係」參照)、かゝる軍艦の不法行爲に對する政治的、物質的結果はイタリー政府が全的にその責に任すべきであると、且つ損害に對する充分なる賠償と責任者の處罰を要求した抗議をイタリー政府に提出したのである、右に對しイタリー政府は直ちに全然關知せざるところであるとして一蹴したが、その際など一寸想像するとソ伊間國交斷絶、地中海波高しの印象を與へたのであるが、現實は可成りこれと相違し、掛聲以上に出てゐないのである。

これは伊ソ兩國は國境を接せず、且イタリーはエチオピア攻略後財政的に重荷を負ひ、地中海に居をしめて英佛との微妙な關係におかれてゐるので、まかり間違つても一觸即發の危機を招來する危険がないと判斷したためにイタリーに對しソ聯がかく高飛車に出たものと見られ

ソ聯最近の對支態度

ソ支不可侵協定の締結以來、ソ聯の對日態度は極めて注目される所であるが、フランスの言論界は數度に亘りソ支軍事

密約説を傳へたし、事實これを裏書する幾多の證據も現はれたが、其後上海方面からも左の如き密約の内容を報じて來たのである。

密約内容

- 一、ソ聯は支那に對し武器、食糧品及び油など抗日のため一億ルーブルの借款を約束、右物資は九月より漸次引渡す。
- 二、ソ聯は特殊高級將校を支那軍參謀本部に配屬し兩國參謀本部の連絡をとらしめ、支那軍に對する戰地司令部付の技術専門家、軍事顧問配屬に關しては將來の情勢により考慮することあるべし。
- 三、ソ聯高級コンミサル一名を中國外交部顧問として南京政府に配屬す。
- 四、ソ聯は支那航空專門技術者養成を目的とする飛行學校を外蒙ウランバートル、新疆省哈密、及び甘肅省蘭州の三ヶ所に設立す、右教官は蒙古人、ブリヤート人及びソ聯邦國人とし歐洲人、ソ聯人の教官顧問は採用せず、但し現在ソ聯に亡命してソ聯に國籍なき歐洲人教官の希望者に限り採用することあるべし。
- 五、中國は外蒙古を獨立國として認めウラ

外 交

ンバートルの高級コンミサルをして陸軍首腦部一名を專任す(右高級コンミサルは張學良、馮玉祥の何れかになる模様)。

- 六、右高級コンミサルの任務は共通侵略者に對し支那、外蒙古間に聯合陸軍戰線を組織し協力して侵略者より相互の國土保護をなすものとす。
- 七、ソ聯外蒙古代表は支那高級コンミサルと協議の上輕便鐵道、自動車道路、航空路を外蒙古、支那國境間に開拓するものとす。
- 八、新疆省は將來支那軍の特殊豫備根據地たらしめ同地方に特殊防備隊を組織す、ソ聯は支那と協力して北西地方の平和維持に努めるとともに甘肅、陝西、四川各省の將領を牽制して南京政府に従はしむ。
- 九、中國の國際聯盟に對する如何なる抗議如何なる覺書と雖もソ聯の承認を要す。
- 十、中國は豫めソ聯に通告若しくはソ聯の承認なくして日獨伊三國に對し如何なる協約、協定をも締結することを得ず。

にして此の軍事密約は九月初旬蔣介石の長男蔣經國、陳立夫並びに孫科が飛行機で西安より中央アジアを経てモスクワに入り、ソ聯と交渉を重ねた結果、遂にソ支軍事密約の正式締結を見るに至つたと云はれ、右密約の特徴として注目すべきはソ聯が今次事變における對支軍事援助よりは寧ろ將來の對日策に重點を置き支那を抱き込んで日本に對抗せんとしてゐることである、即ちソ聯としては今事變に直接深入りすることを極力避け最小限の微温的援助に止め、支那側の長期抗戰を可能ならしめ次第にこれを自家藥籠中のものとすべく極めて陰險なる手段に出てゐることが看取される、現に山西の共產軍朱徳の第八路軍に對し武器を供給し將來滿洲國を脅かさんと企てゝゐる如きはその一例である。

る程常に用意周到である、且又ソ聯の對伊抗議が提出された時には既に英佛兩國によつてイタリー、ドイツ、ルーマニヤ、ハンガリー、アルバニヤ、エチオピアの十ヶ國に地中海會議の招請狀が發せられ、四日の後にはスキス國のニオンにおいて同會議が開かれる段取りとなつてゐた矢先きであつたから、ソ聯外交もいよく、且奇に感ぜられるのである。

或る者は事前にソ聯と英、佛兩國の間には或る種の諒解があつたが如く解釋してゐるが、かゝる情勢を見て其の場當りの手を打つのがソ聯の特徴であつて事前の諒解より自分の打つた手によつて第三國たる英、佛諸國と諒解があつてさつた如く感ぜさせるのが手であつて、此の邊りソ聯外交の特徴を窺知することができ

他の蒙古領土に於ける支那の主權を承認するにありといはれてゐる、これはスターリンが一九一七年と一九二〇年のモスクワの「對支宣言の原則」と「ソ支懸案解決大綱協定」の第五條第一款の精神に還り支那の完全な獨立と自由をソ聯が世界各國に率先して承認し支持するものであると宣傳され支那の對ソ依存心を昂めべく畫策してゐるものと觀測されてゐるが、南京とモスクワが斯くの如く畫策することによつて外蒙古軍を公然と滿洲及び綏遠の國境に進め、この方面に於ける皇軍の戰線を側面的に破壊せんとする雄大な國際的政治工作ともみられてゐる。併しモスクワ外交團筋に傳はつてゐるところによるとスターリン氏はボゴモロフ駐支大使に對し「支那政治家殊に蔣介石、馮玉祥等の手合は老獪狡猾、かれ等の巧言麗辭に乗ぜられてはならぬ、かれ等の泣訴に對し輕請合ひしてはいけな

い、對支援助は熟柿主義がよい、カラハンやポロヂンの轍を履む勿れ、殊に支那人間のトロツキストに對する警戒はゆめゆめ怠るな」と懇々訓戒したといはれてゐる。
ソ聯邦外務人民委員部陣容
リトウイノフ外交の本山、ソ聯邦外務人民委員部の陣容は左の通りであるが茲に掲げるソ聯邦外務人民委員部要人氏名は共產黨員としての席順によるものであるが、中には黨の肅正にあつて罷免又は逮捕せられた者もある。
M・リトウイノフ、N・クレステンスキイ、V・ボチヨムキン、B・シユテイン、A・コロソタイ、I・ヤクボウイツチ、L・ベリヨソフ、D・シユテルン、E・ルビニン、V・ツケルマン、B・カズロフスキイ、A・ザスラウスキイ、Z・ゲルシエルマン、K・ウマンスキイ、B・ローゼンブリユム、A・サバニン、S・パスツホフ、A・シヤホフ、M・ローゼンベルグ、E・ギルシユフェルド、S・カガン、G・アスタホフ、L・ゲルファンド、I・トウマノフ、S・ウエンツォフ、K・アントノフ、V・ソコリン、O・

在外ソ聯外交代表

一昨年の合同本部事件、昨年の併行本部事件、西部シベリヤ陰謀事件、赤軍首腦部の反政府陰謀事件等相次ぐ陰謀事件の嵐で在外ソ聯外交官にも之等の事件に關係ありと睨まれ本國に召喚銃殺又は監禁中と傳えられる大公使等にまで及んでゐるが、此の外交界肅正の網にかゝつた大物ではソ聯外交界の元老カラハン駐土大使、昨年八月赴任したばかりで召喚された駐西大使ローゼンベルグ、アフガン大使スタルク及び駐瑞公使で小説「赤い戀」の著者で有名なコロソタイ女史等が

ある、今肅正後の在ソ聯大公使の最近の顔觸れは左の通りである。

- 阿富汗斯坦大使 ミハイロフ (一九三七年)
- アルバニヤ公使 コベツキイ (一九三五年)
- 獨逸大使 ユレネフ (一九三七年)
- 米國大使 トロヤノフスキ (一九三四年)
- 南阿聯邦公使 ハキモフ (一九三六年)
- 埃太利公使 ロレンツ (一九三五年)
- 白耳義公使 ルビニン (一九三五年)
- 勃牙利公使 ラスコリニコフ (一九三四年)
- 支那大使 オレルスキ (一九三八年)
- 丁抹公使 チフメネフ (一九三四年)
- 西班牙大使 ガ・イキス (一九三七年)

- エストニヤ公使 ニキイチン (一九三七年)
- 芬蘭公使 チエレウヤンスキ (一九三六年)
- 佛蘭西大使 スーリツ (一九三七年)
- 英國大使 マイスキ (一九三二年及一九三六年)
- 希臘公使 (アルバニヤ駐在兼任) シヤロノフ (一九三七年)
- 洪牙利公使 ベクザシアネ (一九三四年)
- イラン大使 チエルニフ (一九三五年)
- 伊太利大使 ステイン (一九三五年)
- 日本大使 スラウツキ (一九三七年)
- ラトウイヤ公使 ゴーフト (一九三七年)
- リスアニヤ公使 クラビウインツエラ (一九三七年)
- リュクセンブルグ公使 (白耳義駐在公使兼任)

外蒙古全權代表

- 波蘭大使 ダフチアン (一九三四年)
- 羅馬尼公使 オストロフスキ (一九三四年)
- 瑞典公使 シヤロノフ (一九三七年)
- チエツコ・スロワキヤ公使 アレクサンドロフスキ (一九三四年)
- タンナ・ツワ全權代表 マルコフ (一九三五年)
- 土耳古大使 カルスキイ (一九三七年)

在ソ聯各國外交代表

駐ソ聯大公使にして本年に入り更迭せるは前米國大使ブリット氏の後任としてデヴィス氏、前支那大使顧惠慶氏に代り蔣廷黻氏、前唐努(タンナ・ツワ)共和國外交代表ロブサン氏に代りハワクチャバ氏が代つてゐる、十月一日現在のモスクワ駐在各國大公使は左の通りである。

アフガン大使 アブダル・フツセイーン・アヂズ
 ドイツ大使 伯爵 フォン・デル・シユールンベルグ
 支那大使 蔣廷黻
 フランス大使 シヤルル・アルファン
 イギリス大使 子爵 チルストン
 イラン大使 アノチラワン・セバフボザ
 イタリア大使 男爵 ビエトロ・アロネ・ヂ・ワレンチノ
 日本大使 重光葵
 ボーランド大使 ワクラウ・グルジボウスキイ
 トルコ大使 ゼカイ・アバイザン
 オーストリア公使 ハイナリヒ・パヘル・タインブルグ博士
 ベルギー公使 ボール・ル・テリエ
 ブルガリヤ公使 ニコラス・アントノフ

デンマーク公使 デンマーク公使
 エストニア公使 エストニア公使
 フィンランド公使 フィンランド公使
 ギリシャ公使 ギリシャ公使
 ハンガリー公使 ハンガリー公使
 ラトヴィヤ公使 ラトヴィヤ公使
 リスアニア公使 リスアニア公使
 外蒙古(外交代表) ノルウエー公使
 ノルウエー公使 ルーマニヤ公使
 ルーマニヤ公使 スエーデン公使
 スエーデン公使 チェッコ・スロワキヤ公使
 チェッコ・スロワキヤ公使 タンナ・ツワ(外交代表)
 男爵
 ボルト・ヨルグルソン
 アウグステ・レイ
 アルノ・イルヨ・コスキネン
 イエヤン・パバ
 ミハエル・ユンゲルス・アルノ・チイ博士
 ロベルト・リービンス
 エルギス・バルトルサイチス
 サンボ
 アンドレアス・ウルビエ博士
 エドモンド・V・チウツ
 ユレンシエルン
 ズヂエネツク・フィリリンゲル
 ハワクチャバ

ソ聯邦と各國外條約及協定一覽

調印年月日	國印地	條約及協定	内容
一九二五年一月二十日	北 京	國交恢復に關する基本條約	
一九二八年一月二十三日	モスクワ	日ソ漁業條約	
一九二九年八月十七日	東 京	度量衡證明相互承認に關する覺書交換	
一九三一年十一月二十三日	モスクワ	小包郵便交換協約	
一九三二年八月十三日	モスクワ	漁區安定暫定協定	
一九三六年十二月二十八日	モスクワ	日ソ漁業條約暫定協定	
一九三四年九月四日	滿洲國 ブラゴウエシ チエンスク	滿ソ水路協定	

戰爭に關する現行國際法とソ聯邦

ソ聯邦は政權獲得後平和に關する宣言を交戦各國民及政府に通達し弱少國の合併戦後賠償等無くして民主的平和を達する様交渉方を提議した。其後ソ聯邦は常に軍備全廢論を振擧し之を究極の主張としてゐるが、實行不可能の爲之に代ふるに各國と不可侵條約を締結することゝし着々之を實行してゐる。舊露國の關係せ

一九三五年三月二十三日 東 京 北滿鐵道讓渡協定

一九二九年十二月三日 東 京 東支鐵道に關する紛議裁決の爲奉天政府と交されたる議定書

一九二九年十二月二十二日 東 京 東支鐵道に關する紛議裁決の爲の議定書

一九三二年二月二十二日 南 京 ソ支國交關係恢復

一九三七年八月二十九日 外 蒙 ソ支不可侵條約

一九三六年三月十二日 外 蒙 ソ蒙相互援助協約

一九三一年七月二十四日 阿 富 汗 中立及び不侵略條約

一九三三年七月三日 獨 逸 侵略國定義條約

一九二九年一月二十五日 獨 逸 和親協約

一九二九年四月十六日 獨 逸 度量衡證明相互承認に關する覺書交換

一九三一年六月二十四日 獨 逸 一九二六年四月二十四日附條約の延長に關する議定書變更の議定書

一九三三年五月六日 獨 逸 ソ獨ベルリン條約延長

一九二四年三月二十六日 エストニア ソ獨經濟交渉議定書

一九二九年五月十七日 エストニア 通商條約

一九三〇年一月二十日 エストニア 民事訴訟事件裁判の支授に關する協定

一九三三年七月三日 芬 蘭 侵略國定義條約

る條約でソ政府の加入した條約は赤十字條約と毒瓦斯に關する條約との二で、ソ聯邦が加入したのはプロレタリアートの利益に關係する處大なるが故である。化學戰に關しては、一九二五年六月、日、英、米、佛、伊及獨を含む二十九國の代表者の調印により「窒息性、毒性又は其他類似の瓦斯及細菌學的方法の戰爭使用禁止」に關するゼネヴァ議定書を見るに至つたが、ソ聯邦は一九二七年十二月之に加入し、一九二八年三月之を批准した。ソ聯邦は海牙陸戰法規中毒又は毒を施したる兵器の使用禁止事項が世界大戰の際侵害された爲今後の戰爭に於て再び侵害せらる可きを豫期し毒瓦斯使用の攻撃及防禦手段の完備に専心してゐる。此の外ダムダム彈の使用、水雷の使用、開放市邑の砲撃其他の害敵手段に關しては各國と條約を締結してゐないから何等の制限を受けない。中立に關しては右戰時法規中に「陸戰の場合に於ける中立國及中立人の權利義務に關する條約」及「海戰の場合に於ける

一九二九年	四月十三日	モスクワ	芬蘭
一九二九年	四月十二日	同	芬蘭
一九二九年	十月七日	ヘルシンキ	芬蘭
一九三二年	一月二十一日	ヘルシンキ	芬蘭
一九三四年	四月七日	モスクワ	不侵略條約延長議定書
一九二九年	十月三日	ロンドン	未決問題解決の爲の訴訟手續に關する議定書
一九三〇年	四月十六日	同	假通商協定
一九三〇年	五月二十二日	同	漁業問題に關する假協定
一九三四年	二月十六日	同	新通商協定
一九三六年	七月三十日	同	海軍協定
一九三六年	七月二十八日	同	一千萬磅借款協定
一九二九年	六月十一日	アテネ	通商及航行協約
一九三〇年	三月二十一日	モスクワ	原産地證標制度に關する覺書交換
一九三〇年	七月二十六日	ロースマ	外國に屬する財産の依託及押収に關する覺書交換
一九三一年	六月二日	モスクワ	原産地證標制度に關する覺書交換
一九三一年	九月十一日	同	同
一九三三年	五月六日	ロースマ	通商クレヂット協定
一九三三年	九月二日	同	友好不侵略中立條約
一九二六年	九月	リトワニヤ	不侵略條約

芬蘭とソ連間に於ける税關統制に關する協約
 芬蘭とソ連間に於ける税關統制に關する協約
 一九二四年六月十八日調印の郵便關係に關する協定變更議定書
 不侵略條約及紛争の平和的解決に關する條約
 不侵略條約延長議定書
 未決問題解決の爲の訴訟手續に關する議定書
 假通商協定
 漁業問題に關する假協定
 新通商協定
 海軍協定
 一千萬磅借款協定
 通商及航行協約
 原産地證標制度に關する覺書交換
 外國に屬する財産の依託及押収に關する覺書交換
 原産地證標制度に關する覺書交換
 同
 通商クレヂット協定
 友好不侵略中立條約
 不侵略條約

中立國の權利義務に關する條約「あれ共右は陸戰及海戰法規と同様ソ連邦側の見解に依れば資本主義擁護の目的を以て制定せられたるもので、ソ連邦が之に加へてゐないのは陸戰及海戰法規と同様に解釋す可きで、右の中立なる意味は國際法上の中立なる意味にして法律的、技術的内容を有するもので政治的に云ふ中立の意味ではない。政治的に中立を守るとは財政的又は經濟的に中立を守る意で國際法上の中立を守る意ではない。ソ連邦は政治的意味に於ける中立に關しては諸國と條約を結んでゐる。現に土耳其、獨逸等とも此の意味に於ける中立條約を締結してゐる。

この外、ソ連邦の締結せる條約に不戰條約がある。不戰條約即ちケロッグ・パクトは一九二八年八月二十七日米、白、佛、獨、英、加、澳、新西蘭、南阿聯邦、愛蘭、伊、波蘭、智惠古及我國に依つて調印され、其後數多の國家が參加したが、本條約の交渉九ヶ月間何等ソ連邦への招請が無かつたのが、當時の外務人民

一九三六年	自五月至五月十七日	カウナス	通商及工場商標登録の爲の國家統制確定を目的とする覺書交換
一九三一年	五月六日	モスクワ	一九二六年九月二十八日の條約延長に關する議定書
一九三一年	八月二十九日	モスクワ	ソヴェト聯邦通商代表規定に關する議定書
一九三四年	四月四日	モスクワ	不侵略條約延長議定書
一九二七年	十月	ス	不侵略條約
一九二八年	五月三十一日	テヘラン	國境地域住民の國境通過に關する協約
一九二九年	三月十日	テヘラン	關稅協約
一九二九年	八月二日	モスクワ	小包郵便交換に關する取極
一九三一年	十月二十七日	テヘラン	居住通商及航行協約
一九三三年	七月三日	ロンドン	侵略國定義條約
一九二八年	八月六日	アンカラ	國境側面に存在する牧場の各地住民による享有に關する協約
一九二八年	八月六日	同	並に土耳其古國境よりの家畜流行病侵入に對する豫防方法の協約
一九二八年	八月六日	同	國境に惹起する紛争の調正並に取極に關する協約
一九二八年	八月六日	同	國境地域住民の國境通過に關する協約
一九二九年	十二月十七日	同	一九二五年十二月十七日附條約の延長に關する議定書
一九三〇年	自十二月二十五日至十二月二十五日	同	軍艦訪問に關する覺書交換
一九三一年	三月七日	同	一九二九年十二月十七日附議定書に尙一ケ條の添加を認定する議定書
一九三一年	三月十六日	同	通商及航行協約
一九三一年	三月十六日	同	一九二五年十二月十七日附條約及一九二九年十二月十七日並に一九三一年三月七日附議定書延長に關する議定書
一九三一年	十月三十日	テヘラン	日附議定書延長に關する議定書

通商及工場商標登録の爲の國家統制確定を目的とする覺書交換
 一九二六年九月二十八日の條約延長に關する議定書
 ソヴェト聯邦通商代表規定に關する議定書
 不侵略條約延長議定書
 不侵略條約
 國境地域住民の國境通過に關する協約
 關稅協約
 小包郵便交換に關する取極
 居住通商及航行協約
 侵略國定義條約
 國境側面に存在する牧場の各地住民による享有に關する協約
 並に土耳其古國境よりの家畜流行病侵入に對する豫防方法の協約
 國境に惹起する紛争の調正並に取極に關する協約
 國境地域住民の國境通過に關する協約
 一九二五年十二月十七日附條約の延長に關する議定書
 軍艦訪問に關する覺書交換
 一九二九年十二月十七日附議定書に尙一ケ條の添加を認定する議定書
 通商及航行協約
 一九二五年十二月十七日附條約及一九二九年十二月十七日並に一九三一年三月七日附議定書延長に關する議定書

委員チチェリンは八月四日ソ連邦としては右ケロッグ條約平和保障に充分なるものと爲し得ざるも之に参加することを拒絶するものに非ざる旨を聲明した結果、調印當日に至つてソ連邦にも提案することとなり一九二八年八月二十九日ソ連邦の加入となり一九二九年二月十三日にはソ連邦の批准を了した。右に依つてソ連邦も國策の手段として戰爭に訴ふることを得ざることとなつた。次にソ連邦が國際聯盟に加入せる結果聯盟の一員として權利義務を有することとなつた。

ソ連邦が戰爭を合理化する條約を非難し戰爭を忌避し又は戰爭反對の條約締結に努力する理由は、聯盟規約中には戰爭を合理化せんとする條文があり右はソ連邦に採つては資本主義的イデオロギーに立脚する故を以つて賛成し得可きものでない。しかも聯盟加入した處にソ連邦の外交的駆引があるわけである。

一九三三年七月三日	イエメン	ロンドン	侵略國定義條約
一九二九年十一月一日	波蘭	波蘭	和親並に通商條約
一九三二年七月	波蘭	波蘭	不侵略條約
一九三三年七月三日	波蘭	ロンドン	侵略國定義條約
一九三四年五月五日	波蘭	波蘭	不侵略條約延長議定書
一九三三年二月十五日	佛蘭西	佛蘭西	不侵略條約效力發生
一九三五年五月二日	佛蘭西	モスクワ	相互援助條約
一九三三年七月三日	ラトヴィヤ	ロンドン	侵略國定義條約
一九三四年四月四日	ラトヴィヤ	モスクワ	不侵略條約延長議定書
一九三三年七月三日	ルーマニヤ	ロンドン	侵略國定義條約
一九三三年七月三日	チエッコ・スロヴァキヤ	ロンドン	侵略國定義條約
一九三三年十二月四日	チエッコ・スロヴァキヤ	モスクワ	經濟協定
一九三五年三月十五日	チエッコ・スロヴァキヤ	ブライグ	通商條約
一九三五年五月十六日	チエッコ・スロヴァキヤ	モスクワ	航空協定
一九三五年五月十六日	チエッコ・スロヴァキヤ	ブライグ	相互援助條約
一九三五年六月五日	チエッコ・スロヴァキヤ	同	長期信用協定
一九三七年六月二十一日	チエッコ・スロヴァキヤ	モスクワ	同議定書
一九三三年七月三日	ウルグワイ	ロンドン	侵略國定義條約

ソ聯各國間條約及協定

國境に於る事件及紛争調 査解決に關する波蘭・ソ 聯邦政府間の條約

一方ポーランド共和國政府及他方ソヴエート社會主義共和國聯邦政府は兩國間國境に於て發生することあるべき事件及紛争を最善の方法を以て迅速に調査し且解決せんことを保障することを希望し本條約を締結することに決しこれが爲左の如く全權委員を任命せり。

- ポーランド共和國政府
莫斯科駐劄ポーランド特命全權公使
ユリウス・ルカセウイチ
- ソ聯邦政府
外務人民委員臨時代理ソ聯邦
中央執行委員會委員
ニコライ・ニユライウイ
チ・クレスチンスキイ

右全權委員は互に其の全權委任狀を示し之を認めたる後左の如く協定せり。

たる場合。

- (一) 他方締約國の領土内に於ける人を殺傷したる場合、並に該領土に於ける人に對し其の他の肉體上の損害を與へたる場合
- (二) 他方締約國を侮辱したる場合
- (三) 航空船に依る國境侵犯の場合
- (四) 官吏及個人の故意に依ざる國境通過の場合尤も斯る場合に於て右の者を其の居住國の領土へ送還する手續も定めらるるものとす
- (五) 家畜による國境通過の場合並に之に關聯し右家畜の返還問題及右通過に基因する損害及費用の賠償問題の發生せる場合
- (六) 地方國境官憲が他方締約國の領土へ該締約國の事前の承諾を得ずして何等かの人を移送したる場合
- (七) 委任を受たる官吏に非ざるものが國境を通じ談合を爲したる場合
- (八) 國境守備隊若は地方住民が國境標識又は其の他の國境設備を移轉若しくは破壊したる場合
- (九) 他方締約國の領土内に於ける居住者の締約國の一方の領土に於て財産を奪取

第一條

ポーランド共和國政府及ソ聯邦政府は各々國境事務に關する代表者を任命す該代表者は本條約第四條の定むる所に從ひ國境に於ける事件及紛争並に締約國の國境官憲間の紛争の調査及解決の任に當るべきものとす

國境事務代表者の氏名は其の任命の都度外交手續を以て互に通報せらるべきものとす

國境事務代表者の數は管轄區域及駐在地は本條約附屬議定書を以て之を定む該議定書は本議定書有効期間中は雙方の合意に依り外交手續を以て之を變更することを得

第二條

各國境事務代表者は地方國境事務代表者と協力し本條約第一條記載の議定書を以て定められたる國境の一定地域に於て本條約より生ずる義務を遂行すべきものとす

第三條

國境事務代表者は自己の代理者及委任

並に故意に依らずして之を破損したる場合。

(十一) 國境に於ける事件及紛争の結果として他方締約國若しくは其の人民より締約國の一方若しくは其の人民に對して支拂はるべき凡ての賠償の範圍に關し問題發生したる場合

第五條

國境事務代表者若しくは其の委任代表者に於て當該紛議、事件及紛争解決の爲共に於て採擇せる決定は最終的のものとす但し本條約第四條第十一項に基き採擇せられたる決定にして其の支拂はるべき金額が支拂國たる締約國の此の種の一切の勘定の爲定められ且他方締約國に通告せられある最高額を超過するときは此の限に非ず、此等の場合に於て採擇せられたる決定はボーランド共和国外務省及ソ聯邦外務人民委員部の承認を得たる後其の效力を發生するものとす、國境事務代表者の委任代表者の間に於て協定に到達せざりし問題は右國境事務代表者の審議に移さるものとす國境事務代表者間に於て協定に到達せざりし問題は外交手續を以

て解決せらるべし

第六條

各國境事務代表者は自己の裁量に依り如何なる事件をも他方の國境事務代表者に通報したる後之を外交手續に依る解決に委するの權利を有す但し右の場合各國境事務代表者は當該事件の適當なる調査を行ひ其の結果を議事録に記入すること

第七條

國境事務代表者若しくは其の委任代表者會議に關しては其の都度會議の經過及採擇せる決議を略記せる簡單なる議事録を作成するものとす議事録は兩締約國の國語を以て同文のもの二部作成せらるべきものとす決議は上記の者之に署名したる後最終的に採擇せられたるものと看做さるべし

第八條

國境事務代表は雙方の合意に依り國境に於ける通過監視地點(複數)を設定す國境事務代表者の事務に關聯する各種文書の交換並に人、家畜及財産の引渡は該

地點に於て行はるゝものとす

第九條

國境事務代表者及其の委任代表者の會見及會議は其の一方の提議に依り且つ出來得る限り招請狀に指定せられたる時期に行はるべきものとす招請狀に對する回答は直ちに發せらるべく如何なる場合に於ても其の受領の時より四十八時間以内に行はるべきものとす

國境事務代表者を招請したる會見及會議には他方締約國の國境事務代表者は自ら參加すべきものとす但相當の理由(病氣、出張、休暇)に依り自ら出席すること能はざる場合は此の限に非ず

右の場合國境事務代表者は其の代理者と交代す該代理者は適時右の旨他方締約國の國境事務代表者に通報することを要す、國境事務代表者の合意に依り其の代理者の會見及會議を行ふことを得

國境事務代表者、其の代表者若しくは委任代表者の會見若しくは會議に際しては右の者の外評議權を持ちて國境守備の現地機關代表者必要なる技術者(書記、通譯)

及必要なる場合に於ては双方より各専門家を之に參加せしむることを得

第十條

前條記載の會見及會議は原則として國境線の各一方の側に於て交互に行はるゝことを要す、然れども兩締約國の國境事務代表者は双方の合意に依り個々の場合に於て便宜上上記の原則に依らざることを得

會議の議題は豫備的會談若しくは書面交換の方法を以て決定せらるべきものとす特別の場合に國境事務代表者若しくは委任代表者の合意に依り議題中に表示せられたる問題をも審議することを得

第十一條

國境事務代表者其の委任代表者及本條約第九條第三項に掲げられたる者は他方締約國の國境事務代表の審證を有する身分證明書に基き國境に於ては紛議、事件、紛争の調整に關する用務の爲國境を通過するの權利を有す

國境事務代表者及其の委任代理者並に書記及通譯に對する査證は該査證に指示

外交

せらるゝ三ヶ月を超えざる期間中回数に制限なく國境を通過し得る爲發給せらるるものなり國境守備の地方機關代表者及専門家は一回限りの國境通過の査證を受く

國境通過は國境事務代表に於て他の國境通過地點を協定せざりし場合に於ては本條約第八條に掲ぐる地點に於て行はるべし

國境通過の日及時間は適時に且つ如何なる場合に於ても十二時間前に他方締約國の國守備の當該機關に通報すること

を要す該機關は通過地點に代表を派遣するの義務あるものとす。

國境事務代表者其の委任代表者及本條約第九條第三項に掲ぐる者は制服及武器を著帶し國境を通過するの權利を有す。

第十二條

國境事務代表者、其の委任代表者及國境守備の地方機關代表者にして會見及會議に參加するものは身體及自ら若しくは隨員の携帶する公用文書の不可侵を保障せらる。

上記の者は事務上必要なる物品及交通用具を再び持歸るべき條件の下に他方締約國の領土へ携行するの權利を有す右の外彼等は自己の所要の爲必要量の食料品及煙草製品を携行するの權利を有す此の種物品、交通用具、食料品及煙草製品は關稅及其の課金を課することなくして國境を通過せしむ但し右に對し本條第一項の規定を遵守の上稅關検査を行ふことを得

第十三條

本條約第九條第三項に掲げられざるものにして常該問題調査に際し其の出席を必要とする者に對しては十二時間有效なる一回限りの通行券に依り國境通過を許可す

右通行券は國境の事務代表者之を發給し他方締約國の國境事務代表者之に査證す

個々の場合に於ては右の者は兩締約國の國境事務代表者會見の際に表明せられたる口頭取極に基き國境通過を許可せらるゝことを得而して右口頭取極の趣旨は

會議終了前之を議事録に記入することを要す

右の者は自己所要の爲、一人に付全量五「キログラム」を超えざる食料及必要量の煙草製品を他方締約國の領土に携行するの權利を有す右食料品及煙草製品は關稅及其他の課金を課すことなくして國境を通過せしめらるゝも右に付稅關検査を行ふことあるべし

第十四條

國境事務代表者及其の委任代表者は豫め協議し上國境に於ける事件及紛争の共同調査を行ふことを得

右行動は其の行はれたる國の國境事務代表者之を指揮す

本條規定の遂行上提起せられたる提議にして採擇せられたるもの及却下せられたるもの並に右提議に基き採擇せられたる決議は一切之を議事録に記入することを要す

第十五條

各締約國は國境事務代表者の事務に關聯する一切の費用を完全に支拂ふものとす

す

第十六條

各締約國は本條遂行上其の領土に到來するものに對し移動機關宿舎官憲との通信方法を得せしむる爲必要の援助を與ふべし

第十七條

本條約は五年間有效とす締約國の一方が本條約有効期間終了の六ヶ月前本條約の破棄又は變更の意思を表明せざるときは本條約は同一の原則に依り自働的に更に五年間有效を存續するものとす

第十八條

本條約は兩締約國政府に於て之を確認したることを外交手續に依り通報したる日より起算し四十五日より效力を發生す

第十九條

一九一五年八月三日莫斯科に於て締結せられたる國境紛争解決に關するポーランド共和國及ソ聯間の協定は本條約效力發生の日より其の效力を失ふ

本條約は各ポーランド語及露語を以て

せらるゝ正文二通を作成す而して兩本文は正當なるものと認めらる

右證據として締約國全權は本條約に署名せり

一九三三年六月三日莫斯科に於て署名せり。

ゲエ・ルカシエウイチ
エヌ・クレステンスキ

最終議定書

國境に於ける事件及紛争の調査及解決に關するポーランド共和國及ソヴェート社會主義共和國聯邦間の條約を締結するに當り兩締約國の全權委員たる十名は次の如く決定せり

條約第三條に關し
任命せらるべき必要人員の國境事務代表者代理人及右代表者の委任代表者の選任

國境事務代表者代理人の駐在地の決定及國境事務代表者の委任代表者の事務區域及右委任代表者の駐在地の決定は本條約實施後初回の會議に於て兩締約國の國

境事務代表者之を行ふ。

國境事務代表者の委任者の人員及其の事務區域の割り當並に右委任代表者及前記國境事務代表者の駐在地は前記條約有効期間中當該國境事務代表者之を變更することを不得

條約第四條に關するもの

條約第四條の附加として兩締約國は其の領土に不法に若くは偶然に持ち込まれたる凡ゆる種類及名稱の國有軍用財産を地方締約國の國境官憲に直ちに還付すべき旨の指令を發すべきことを約す

條約第六條に關するもの

兩締約國は本條を以て其の規定が國境の相互關係に於て特に重要意義を有する國境紛争に關聯するものなりとの義に解すべし

條約第八條に關するもの

國境に於ける通過監視地點の設立は前記條約實施後初回の會議に於て國境事務代表者之を行ふ

右通過監視地點の數及位置の變更は前記條約有効期間中國境事務代表者に於て

外 交

双方の合意を以て之を行ふことを得

條約第十四條に關するもの

兩締約國は本條を以て之に記載する共同調査は各締約國の裁判及訴追機關の權限に屬する訴追手續の共和執行を毫も意味するものに非ずとの義に解すべし。

本最終議定書はポーランド語及露西亞語を以て本文二通を作成す而して兩本文は正文と省做さるべし

右證據として兩締約國全權委員は一九三三年六月三日莫斯科に於て本最終議定書に署名せり。

ゲエ・ルカシエウイチ
エヌ・クレステンスキ

一九三三年莫斯科締結の國境事件及紛争調

査解決方法に關する波

蘭・ソ聯邦間の條約

國境に於ける事件及紛争の調査解決に關するポーランド共和國及ソヴェート社會主義共和國聯邦間の條約第一條の追加として兩締約國は國境事務代表者たるべ

きものを左の通り定む。

ポーランド共和國

(一) ブラツラフに駐在するブラツラフスキ郡長ブラツラフスキ國境事務代表者の事務區域は國境標柱第〇號より同標柱第四二號(を含む)迄とす。

(二) グルボーキーに駐在するチスネンスキ郡長チスネンスキ國境事務代表者の事務區域は國境標柱第四二號より同標柱第三六七號(を含む)迄とす。

(三) ヴレイクに駐在するウレイスキ郡長ウレイスキ國境事務代表者の事務區域は國境標柱第三六七號より同標柱第五三二號(を含む)迄とす。

(四) モロデチノに駐在するモロデチエンスキ郡長モロデチエンスキ國境事務代表者の事務區域は國境標柱第五三二號より同標柱第六七〇號迄とす。

(五) ヴオロンに駐在するヴォロジンスキ郡長ヴォロジンスキ國境事務代表者の事務區域は國境標柱第六七〇號より同標柱第七〇四號(を含む)迄とす。

(六) ストルブツイに駐在するストルベツキー郡長ストルベツキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第七〇四號より同標柱第八一六號(を含む)迄とす

(七) ネスヴィジに駐在するネスヴィジスキー郡長ネスヴィジスキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第八一六號より同標柱第九七〇號(を含む)迄とす。

(八) ルウニンツに駐在するルウニネツキー郡長ルウニネツキー事務代表者の事務區域は國境標柱第九七〇號より同標柱第一一三八號(を含む)迄とす。

(九) ストリンに駐在するストリンスキー郡長ストリンスキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一一三八號より同標柱第一三三九號(を含む)迄とす。

(十) サルナフに駐在するサルニンスキー郡長サルニンスキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一三三九號より同標柱第一四五九號(を含む)迄とす。

(十一) コストホルに駐在するコストボリスキー郡長コストボリスキー國境事務

務代表者の事務區域は國境標柱第一四九號より同標柱第一五一六號(を含む)迄とす。

(十二) ロヴノに駐在するロヴネンスキー郡長ロヴネンスキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一五一六號より同標柱第一六八〇號(を含む)迄とす。

(十三) スドルブウノヴォに駐在するズドルブウノフスキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一六八〇號より同標柱第一七六三號(を含む)迄とす。

(十四) クレメレツに駐在するクレメネツキー郡長クレメネツキー國境事務代表者の事務標柱第一七六三號より同標柱第一八六一號a(を含む)迄とす。

(十五) ズバラジに駐在するズバラジスキー郡長ズバラジスキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一八六一號より同標柱第一八九三號(を含む)迄とす。

(十六) スカラチに駐在するスカラチニスキー郡長スカラチニスキー國境事務代

表者の事務區域は國境標柱第一八九三號より同標柱第一九九七號(を含む)迄とす。

(十七) コプイチンツイに駐在するコプイチネツキー郡長コプイチツキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一九九七號より同標柱第二〇九六號(を含む)迄とす。

(十八) ボルンチヨフに駐在するボルンチヨフスキー郡長ボルンチヨフスキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第二〇九六號より同標柱第二二九〇號(を含む)迄とす。

ソウエート聯邦側

(一) ポロツクに駐在するポロツキー區國境守備隊長ポロツキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第〇號より同標柱第二九〇號(を含む)迄とす。

(二) プレンチエニツアに常駐するプレシチエニツキー區國境守備隊長プレシチエニツキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第二九〇號(を除く)より同標柱第五一一號(を含む)迄とす。

本議定書はポーランド語及露西亞語を以て本文二通を作成す而して兩本文は正文と看做さるべし。

右證據として兩締約國全權委員は一九三三年六月三日莫斯科に於て本議定書に署名せり。

署名議定書

國境に於ける事件及紛争の調査及解決方法に關するポーランド及ソウエート社會主義共和國聯邦間の條約に署名するに當り兩締約國全權委員たる下名は成るべく短期間に政府當該機關をして右條約を確認せしむる爲の措置を執るべきことを約す。本議定書はポーランド語及露西亞語を以て本文二通を作成す、而して兩本文は正文と看做さるべし。右證據として兩締約國の全權委員は一九三三年六月三日莫斯科に於て本議定書に署名せり。

ガエ・ルカシエウイチ
エヌ・クレステンスキー

(三) ザストラウリに駐在するザストラウリスキー區國境守備隊長ザストラウリスキー國境事務區域は國境標柱第五一一號(を除く)より同標柱第六七七號(を除く)迄とす。

(四) ゼエルジンスタに駐在するゼエルジンスキー區國境守備隊長ゼエルジンスキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第六七七號(を含む)より同標柱第八四二號(を含む)迄とす。

(五) チムコウイチに駐在するチムコウイチスキー區國境守備隊長チムコウイチスキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第八四二號(を除く)より同標柱第一〇六三號(を除く)迄とす。

(六) ジトコウイチに駐在するジトコウイチスキー區國境守備隊長ジトコウイチスキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一〇六三號(を含む)より同標柱第一二九〇號(を除く)迄とす。

(七) オレイフスタに駐在するオレイフスキー區國境守備隊長オレイフスキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱

第一二九〇號(を含む)より同標柱第一四九九號(を含む)迄とす。

(八) スラヴイトに駐在するスラヴイトスキー區國境守備隊長スラヴイトスキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一四九四號(を除く)より同標柱第一七三三號(を含む)迄とす。

(九) ヤンポリに駐在するヤンポリスキー區國境守備隊長ヤンポリスキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一七三三號(を除く)より同標柱第一八七七號(を含む)迄とす。

(十) フリドフオフカ村に駐在するウオロチンスキー區國境守備隊長ウオロチンスキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱第一八七七號(を除く)より同標柱第二〇一三號(を除く)迄とす。

(十一) カメネツ、ボドリスタ市に駐在するカメネツ、ボドリスキー區國境守備隊長カメネツ、ボドリスキー國境事務代表者の事務區域は國境標柱二〇一三號(を含む)より同標柱第二二九〇號(を含む)迄とす。

ルーズヴェルト、リ
トヴィノフ書翰

前 文

本書翰はアメリカ合衆國大統領ルーズヴェルト氏とソヴェート社會主義共和國聯邦外務人民委員リトヴィノフ氏との間に交換せられたるものにして合衆國ソヴェート聯邦間の外交關係の再確立を發表し且合衆國に依るソヴェート聯邦の承認の基礎たる約束(Commitments)を掲げ居り昭和八年十一月十七日ワシントンに於て公表せられたり。

ルーズヴェルト、リトヴィノフ書翰

(第一書翰)

前文拜啓陳者予は貴我兩國間の會談の結果として合衆國政府がソヴェート社會主義共和國聯邦政府と正常なる外交關係を確立し且大使を交換したることに決したる旨を貴下に通知することを幸甚の至とするものに有之候

予は貴我兩國の人民の間に今回確立せられたる關係が正常且友好的のものとして永久に存続するならんこと並に貴我兩國

が其の相互の利益の爲及世界的平和の維持の爲に自今協力するならんことを信じ居り候 敬具

一九三三年十一月十六日ワシントン

白聖館に於て

フランクリン・デイ・ルーズヴェルト

ソヴェート社會主義共和國聯邦

外務人民委員

マクシム・エム・リトヴィノフ殿

(第二書翰)

拜啓陳者予はソヴェート社會主義共和國聯邦政府が合衆國政府との正常なる外交關係を確立し且大使を交換することを欣快とし居れる旨を貴大統領に通知することを幸甚の至とするものに有之候

予に於ても貴我兩國の人民の間に今回確立せられたる關係が正常且友好的のものとして永久に存続せんこと並に貴我兩國が其の相互の利益の爲及世界的平和の維持の爲に自今協力せんことの希望を均しく有し居り候 敬具

一九三三年十一月十六日ワシントン

に於て

ソヴェート社會主義共和國聯邦

外務人民委員

マクシム・リトヴィノフ

在白聖館 アメリカ合衆國大統領

フランクリン・デイ・ルーズヴェルト殿

(第三書翰)

拜啓陳者予は貴我兩國政府間の外交關係の確立と同時に

一、合衆國が其の欲する所に従ひ其の法の範圍内に於て其の生存方法を規律するの同國の明白なる權利を細心に尊重すること並に合衆國、其の領域又は屬地の内政に如何なる干渉をも爲さざること。

二、合衆國、其の領域又は屬地の全部若は何れかの部分の靜謐、繁榮、秩序又は安寧を如何様たるを問はず害するの虞ある公然又は秘密の行爲及殊に武力干渉を煽動し若は激勵する行爲又は合衆國、其の領域又は屬地の領土保全の侵犯又は合衆國、其の領域又は屬地の全部若は何れかの部分の政治的若は社會的秩序の變更の暴力に依る惹起を目的とする運動若は宣傳を爲さざること。

並に政府に勤務する一切の者及政府の一切の又は政府の直接若は間接の管理の下に在る一切の機關(政府より何等かの財政的援助を受くる機關を含む)をして此等を爲さしめざること。

三、合衆國又は其の領域若は屬地の政府なりとの主張を得し又は右の地域の領土保全の侵害の企圖を爲す如何なる機關又は集團のソヴェート聯邦の領域に於ける結成若は居住をも許さざること(及右の主張又は企圖を爲す如何なる機關若は團體又は其の代表者若は役員

のソヴェート聯邦の領域に於ける活動をも許さざること)、合衆國、其の領域又は屬地に反抗する武装闘争を目的とする軍事的機關又は集團をソヴェート聯邦政府の領域に於て構成し、之に補助金を與へ、之を支持し又は之を許さざること並に右機關又は集團の爲にする如何なる募員をも防止すること。

四、合衆國、其の領域又は屬地の全部若は何れかの部分の政治的又は社會的秩序の顛覆若は其の準備又は右秩序の變

外 交

更の暴力に依る惹起を目的とする如何なる機關又は集團のソヴェート聯邦の領域に於ける結成又は居住をも許さざること(及右の目的を有する機關若は集團又は其の代表者若は役員)のソヴェート聯邦の領域に於ける活動を防止すること)がソヴェート社會主義共和國聯邦政府の確固たる方針たるべき旨を貴大統領に通知するの光榮を有し候

敬具

一九三三年十一月十六日

ワシントン白聖館に於て

ソヴェート社會主義共和國聯邦

外務人民委員

マクシム・リトヴィノフ

在白聖館

アメリカ合衆國大統領

フランクリン・デイ・ルーズヴェルト殿

(第四書翰)

拜啓陳者予は本日の予宛の貴翰に於て表明せられたる

一、合衆國が其の欲する所に従ひ其の法の範圍内に於て其の生存方法を規律

するの同國の明白なる權利を細心に尊重すること並に合衆國、其の領域又は屬地の内政に如何なる干渉をも爲さざること。

三、合衆國、其の領域又は屬地の全部若は何れかの部分の靜謐、繁榮、秩序又は安寧を如何様たるを問はず害するの虞ある公然又は秘密の行爲及殊に武力干渉を煽動し若は激勵する行爲又は合衆國、其の領域又は屬地の領土保全の侵犯又は合衆國、其の領域又は屬地の全部若は何れかの部分の政治的若は社會的秩序の變更の暴力に依る惹起を目的とする運動若は宣傳を爲さざること並に政府に勤務する一切の者及政府の一切の又は政府の直接若は間接の管理の下に在る一切の機關(政府より何等かの財政的援助を受くる機關を含む)をして此等を爲さしめざること。

三、合衆國又は其の領域若は屬地の政府なりとの主張を爲し又は右の地域の領土保全の侵害の企圖を爲す如何なる機關又は集團のソヴェート聯邦の領域に

於ける結成若は居住をも許さざること
(及右の主張又は企圖を爲す如何なる
機關若は團體又は其の代表者若は役員
のソヴェート聯邦の領域に於ける活動
をも許さざること)、合衆國、其の領域
又は屬地に反抗する武裝闘争を目的と
する軍事的機關又は集團をソヴェート
聯邦政府の領域に於て構成し、之に補
助金を與へ、之を支持し又は之を許さ
ざること並に右機關又は集團の爲にす
る如何なる募員をも防止すること。

四、合衆國、其の領域又は屬地の全部若
は何れかの部分の政治的又は社會的秩
序の顛覆若は其の準備又は右秩序の變
更の暴力に依る惹起を目的とする如何
なる機關又は集團のソヴェート聯邦の
領域に於ける結成又は居住をも許さざ
ること(及右の目的を有する機關若は
集團又は其の代表者若は役員のソヴェ
ート聯邦の領域に於ける活動を防止す
ること)がソヴェート社會主義共和國
聯邦政府の確固たる方針たるべき旨の
保障を受けたることを欣快とするもの

に之有候

右に表明せられたる約束を相互的に遵守
することは合衆國の憲法及法令に依り與
へられたる權限の範圍内に於ける合衆國
の執行部の確固たる方針たるべく候

敬具

一九三三年十一月十六日

ワシントン白聖館に於て

フランクリン・デイ・ルーズヴェルト

ソヴェート社會主義共和國聯邦

外務人民委員

マクシム・エム・リトヴィノフ殿

(第五書翰)

拜啓陳者予が貴我兩者間の最近の會談に
於て貴下に告げたる如く貴我兩國間に於
ける正常關係の確立後は多數の米國人が
ソヴェート社會主義共和國聯邦の領域内
に一時的又は恒久的に居住せんことを希
望すべきことは予の豫期する所に有之候
從て予は右米國人が本國に於て享有する
と同一の信教の自由及宗教的自由を一切
の點に付享有すべきことに付深く願念す
るものに候

るべきことを期待致すべく候

吾人は合衆國國民が宗教的目的の爲の喜
捨を其の同宗信者より集め及之を國外よ
り受くるの權利を有すべきこと、右國民
が其の兒童に對し個々に若は集團的に宗
教的教育を授け又は此の目的の爲に右國
民が使用することあるべき者をして右教
育を授けらるべきこと並に右國民が埋葬
の目的の爲に設けられたる適當且便宜の
場所に其の宗教的慣習に従ひ其の死者を
埋葬するの權利を與へられ及該權利に付
保護せらるべく且合理的なる衛生的法令
及規則に従ふの條件の下に右埋葬地を賃
借し、地取し、占有し及維持するの權利
を與へらるべきことを期待致すべく候
吾人はソヴェート社會主義共和國聯邦の
領域内に在るアメリカ合衆國國民より成
る宗教的の集團又は會議がアメリカ合衆
國國民たる牧師僧侶、師又は他の教會職
員に依りて其の精神的要求を滿さるゝの
權利を與へらるべきこと並に石牧師、僧
侶、師又は他の教會職員が一切の無資格
又は迫害に對し保護せらるべく且其の教

會に於ける地位の爲にソヴェート聯邦の
領域に入ることを拒否せられざるべきこ
とを期待致すべく候 敬具

一九三三年十一月十六日

白聖館に於て

フランクリン・デイ・ルーズヴェルト

ソヴェート社會主義共和國聯邦

外務人民委員

マクシム・エム・リトヴィノフ殿

(第六書翰)

拜啓陳者一九三三年十一月十六日の貴翰
に對する回答として予はソヴェート社會
主義共和國聯邦政府が確固たる政策とし
て、貴大統領に依り言及せられたる左の
權利をソヴェート社會主義共和國聯邦の
領域内に在る合衆國國民に與ふる旨を貴
大統領に通知するの光榮を有し候
一、「信教及宗教的禮拜の無羈束の實行」
並に「合衆國國民の宗教的信仰又は禮
拜に因する一切の無資格又は迫害に對
する」保護の權利
右權利は聯邦の諸共和國に現存する左
の法令及規則に依り支持せられ居り候

貴下の充分承知せらるゝ如く合衆國政府
は共和國の肇造以來信教の自由及宗教的
禮拜の無羈束の實行に付並に合衆國國民
の宗教的信仰又は禮拜に因する一切の無
資格又は迫害に對し本國又は外國に在る
自國の國民を保護することに常に努力し
居り候、從て予は後に列舉せらるゝ權利
が一切の人民及別國の國民に依り合衆國
に於て又世界の一切の大國に於て米國の
國民に依り享有せらるゝ權利なることを
指摘するの必要を殆ど有せざるものに候
依て合衆國政府はソヴェート社會主義共
和國聯邦の領域内に在るアメリカ合衆國
の國民が儀式的性質を有する宗教的勤修
及儀式(洗禮、堅信、聖餐、結婚及埋葬
の諸式を含む)を該勤修の爲に適當なる
教會堂、家屋又は他の建築物にして自己
の便宜の場所に於て賃借し、建設し又は
維持するの權利及機會を與へらるべきも
のに於て英語に依り又は自己の奉ずる宗
旨の慣行に於て慣習的に使用せらるゝ他
の何れかの語に依り何等の困惑又は妨害
をも受くることなくして行ふことを許さ

一切の者は何れかの宗教を信奉すること又
は何れの宗教をも信奉せざること公言す
ることを得何等かの信念を信奉することの
公言に又は何れの宗教をも信奉せざること
の公言に關聯する權利の何れの制限も無効
とす(一九一八年一月二十三日の命令第三
條)

ソヴェート聯邦の國境内に於ては何人の宗
教的信奉の公言を基礎としても信教の自由
を制限し若は限定し又は何等かの特權若は
優先權を設定する地方的の法令又は規則を
發することを禁止せらる。

二、「儀式的性質を有する宗教的勤修及
儀式を何等の困惑又は妨害をも受くる
ことなくして行ふ」の權利
右權利は左の法令に依り支持せられ居
り候

宗教的儀式の自由の執行は保障せらる但し
右執行が公の秩序を妨害すること及ソヴェ
ート聯邦の人民の權利の妨害を伴ふことな
き場合に限るものにして然らざる場合には
地方官憲は公の秩序及安全を維持する爲一
切の必要な措置を執るの權利を有す(一
九一八年一月二十三日の命令第五條)
公の秩序を危殆ならしめず且他人の權利の

侵害を伴はざる限に於ける宗教的儀式の執行の妨害は六月迄の期間の強制労働に處せらる(刑法第二百二十七條)

三、宗教的目的の爲に適當なる教會堂、家屋又は他の建築物を「便宜の場所に於て賃借し、建設し又維持するの權利及機會」

右權利は左の法令及規則に支配せられ居り候
信者にして宗教に關する自己の必要物に付備を爲すの目的を以て講社に屬し居るものは禮拜の目的の爲の特別の建築物及専ら自己の禮拜物の目的の爲の物件を區若は地方の執行委員會より又は都市ソヴェート(市會)より無料で契約に依り賃借することを得(一九二九年四月八日の命令第十條)

尙又宗教的講社又は信者團を結成したる信者は私人又は地方のソヴェート(Local Soviet)及執行委員會が賃借契約に依り右信者の自由使用に委せられたる他の建築物を宗教的集會に使用することを得禮拜家屋に付設定せられたる一切の規則は右建築物に適用せらるる右建築物の使用に關する契約は

各個の信者に依り締結せらるべく該信者は該契約の履行の責に任ずべし右の外右建築物は衛生的及技術的建築物規則に従ふことを要す(一九二九年四月八日の命令第十條)禮拜場所及宗教的財産は權限ある行政上の部局若は支部局に依り又は直接區執行委員會に依り權限ある地方執行委員又は都市ソヴェートの名に於て締結せられたる契約に基き宗教的講社を結成し居る信者の爲引渡さるべし(一九二九年四月八日の命令第十五條)

新禮拜場所の構築は宗教的講社の希望に依り行はるることを得但し通常の技術的建築物規則及内務人民委員に依り規定せられたる特別の規則は遵守せらるべきものとす(一九二九年四月八日の命令第四十五條)

四、「宗教的目的の爲の喜捨を其の同宗信者より集むるの權利」
右權利は左の法令に依り支持せられ居り候
信者團及宗教的講社の加入員は各自の間より會費を徵集し並に禮拜場所自體及其の外の場所の雙方に於て喜捨を集むることを得但し右は關係宗教的團體の加入員の中よりのみ且禮拜場所及宗教的財産の維持に關す

る目的の爲、宗教師の履備の爲並に右信者團及講社の執行機關の費用の爲のみに之を爲し得るものとす宗教的團體の援助の爲の強制的寄附の如何なる形式も刑法に依り罰せらる(一九二九年四月八日の命令第五十四條)

五、「其の兒童に對し個々に若は集團的に宗教的教育を授け又は此の目的の爲に右國民が使用することあるべき者をして右教育を授けしむる」の權利。
右權利は左の法令に依り支持せられ居り候

學校は教會堂より分離せらるる宗教的教義の教育は何れの官立及普通の學校に於ても許されず又一般科目の教授せらるる私立教授施設に於ても許されざるものとす何人も個人的に宗教的教育を授け又は之を受くることを得(一九一八年一月二十三日の命令第九條)

尙又ソヴェート政府は貴我兩國間の關係の確立後直に商議せらるべき領事條約中に合衆國國民が信教の自由及宗教の自由の實行に關する權利にして右實行の點に付最惠を受くる國の國民のソヴェート社

會主義共和國聯邦内に於て享有する所に比し不利益ならざるべきものを許與せらるべきことを定むる規定を包含せしむるの用意を有し居り候右に關し予は左記一九二五年十月十二日モスクワに於て署名せられたる獨逸國ソヴェート社會主義共和國聯邦間の條約第九條に付貴大統領の注意を喚起するの光榮を有し候。

各締約國の國民は當該國の法令に従ひ賃借せられたる教會堂、家屋又は他の建物に於て右國民の國語に依り又は其の宗教に於て慣用せらるる他の何れかの言語に依り宗教的勤行を行ふの權利を與へらるべし右國民は建築物及公衆衛生に關する他方の締約國の警察規則に従ふ限り權限ある官憲の承認を得て該國民が設置し且維持する墓地に於て其の宗教的慣行に従ひ其の死者を埋葬するの權利を與へらるべし。

尙又予は前諸項に於て明記せられたる權利が貴我兩國間の確立したるとき直に合衆國國民に許與せらるべきことを述べんと欲するものに候。
最後に予はソヴェート社會主義共和國聯邦政府がソヴェート社會主義共和國聯邦

に入國せんことを欲する米國人に對し個人的理由に依り査證を拒否するの權利を自己の爲に留保し居れりと雖も右の者が教會に於ける地位を有するの事實に基きて右拒否を爲すの意思を有するものに非ざることを貴大統領に通知するの光榮を有し候 敬具
一九三二年十一月十六日
ワシントンに於て

ソヴェート社會主義共和國聯邦
外務人民委員
マクシム・リトヴィノフ
在白聖館 アメリカ合衆國大統領
フランクリン・デイ・ルーズヴェルト殿

(第七書翰)
拜啓陳者貴我兩者間の會談の續として予はソヴェート政府が貴我兩國間の關係の確立後直に商議せらるべき領事條約中に合衆國國民が法律的保护に關する權利にして右保護の點に付最惠を受くる國の國民のソヴェート社會主義共和國聯邦内に於て享有する所に比し不利益ならざるべきものを許與せらるべきことを定むる規

定を包含せしむるの用意を有し居る旨を貴大統領に通知するの光榮を有し候尙又予は右權利が貴我兩國間の關係の確立せられたるとき直に合衆國國民に對し許與せらるべきことを述べんと欲するものに候右に關し予は一九二五年十月二十一日獨逸國とソヴェート社會主義共和國聯邦との間に締結せられたる居住及營業並に一般の法律的保护の條件に關する協定第十一條及第十一條附屬議定書に付貴大統領の注意を喚起するの光榮を有し候

第十一條
各締約國は他方の領事に對し、其の代表する國の國民が該領事の管轄地方に於て逮捕せらるるとき常に成るべく速に通知する爲必要なる措置を執ることを約す。
同一の手續は囚人が一の留置地より他の留置地に移さるゝ場合に適用せらるべし。

最終議定書
第十一條に關し
一、領事は被逮捕者よりの通報に依り又は

直接官憲自體に依り通告せらるべし右通報は二十四時間の七倍を超えざる期間内に又大都市(管轄地方の首都を含む)に於ては二十四時間の三倍を超えざる期間内に爲さるべし。

二、一切の種類留置地に於ては領事代表者が拘禁中の自國國民を訪問する爲又は其の代表者をし該國民を訪問せしむる爲に爲す請求は遅滞なく許可せらるべし領事代表者は自己と拘禁中の者との會見中裁判所又は刑務所の職員に對し退去せんことを要求するの權利を與へらるることなかるべし 敬具

一九三三年十一月十六日

ソヴェート社會主義共和國聯邦
外務人民委員

マクシム・リトヴィノフ
在白聖館 アメリカ合衆國大統領
フランクリン・デイ・ルーズヴェルト殿

(第八書翰)

拜啓陳者予はソヴェート政府が法律的保護に關する權利にして右保護の點に付最惠を受くる國の國民のソヴェート社會主義共和國聯邦に於て享有する所に比し不

利益ならざるものを合衆國國民に通し許與するの用意ある旨を予らに知らせられたる一九三三年十一月十六日の貴翰に對し貴下に感謝致候予は一九二五年十月十二日獨逸國とソヴェート社會主義共和國聯邦との間に締結せられたる條約及議定書の規定を了承致候

予は合衆國國民が貴我兩國間の關係の確立したるとき直に右文書に依り與へらるる保護を享有すべきことを欣快とするものに有之又實行し得る限り速に右事項を包含する領事條約を商議するの用意を充分に有し居り候ソヴェート聯邦に在る合衆國の外交官及領事官は米國民の權利殊に公正公開且迅速の公判を受くるの權利及該國民の選擇に係る領事に依り代表せらるるの權利の擁護に熱心なるべきことを附言致度候吾人は最近地の合衆國の外交官又は領事官が米國民の逮捕又は留置を直に通告せらるべきこと並に右諸官が該國民と通信し及會談するの機會を速に與へらるべきことを期待致すべく候

敬具

一九三三年十一月十六日

ワシントン白聖館に於て
フランクリン・デイ・ルーズヴェルト
ソヴェート社會主義共和國聯邦
外務人民委員

マクシム・エム・リトヴィノフ殿

(經濟探偵に關する訴追に對する
大統領の質問に關するリトヴィノフの説明的回答)

經濟探偵に對する訴追に關する大統領の質問に對する回答としてリトヴィノフ氏は左の説明を與へたり。

ソヴェート社會主義共和國聯邦より經濟情報を傳播することは該情報が新聞又は雜誌に於て公表せられたる限に於てのみ許さるるものなりとの廣く行はれ居る意見は誤れり經濟情報を得るの權利はソヴェート社會主義共和國聯邦に於ては他の諸國に於けると同様に營業上及生産上の秘密に屬し右情報を得る爲、禁止せられたる方法(賄賂、窃盜、詐欺等)を使用することに付てのみ制限せらるる營業上及生産上の秘密の

を前記解決の準備として約す。

(イ) 米國の裁判所に依り與へられたる又は與へらるることあるべき判決但し該判決がソヴェート社會主義共和國聯邦又は其の國民に於て利益を有したることあり又は之を有するの主張することあるとき財產、權利若は此等の上の利益に關するものなる場合に限るものとす。

(ロ) 合衆國政府又は合衆國の官吏若は其の國民に依り又は之との間に爲されたる行爲は解決してロシア國の何れかの政府又は其の國民の財産、債權又は債務に關するもの。

一九三三年十一月十六日
ワシントンに於て
ソヴェート社會主義共和國聯邦
外務人民委員

マクシム・リトヴィノフ
在白聖館 アメリカ合衆國大統領
フランクリン・デイ・ルーズヴェルト殿

(第十書翰)

拜啓陳者予は貴下に於て左の如く陳述せられ居る一九三三年十一月十六日の貴翰を事領することを幸甚に存じ候。

部類は公表せられざりし限に於ける公の經濟計畫を當然含むものなるも個人的企業を生産狀況及一般狀況に關する個人的報告を含むものに非ずソヴェート社會主義共和國聯邦は又其の經濟機關の批判的調査を複雑ならしめ又は妨害するの理由を有せず右に依り各人は聯邦内に於て經濟事項に關して語るの權利又は各人が要求し若は各人に與へられたる情報が責任ある官吏又は適當なる國營企業の發したる特別の規則に基き局外者に知らしめらるることの許され居らざるが如きものならざる限り右事項に關する情報を聯邦内に於て受くるの權利を有すとの結論は當然に生ずるものなり。(此の原則は主として經濟上の趨勢及傾向に關する情報に適用せらるるものなり)

(第九書翰)

拜啓陳者貴我兩者間の會談の續として予は
ソヴェート社會主義共和國聯邦及アメリカ合衆國の政府の間に於ける請求及反對

外 交

請求並に右兩國の國民の請求の最後の解決の準備としてソヴェート社會主義共和國聯邦政府に於てはロシア國の前諸政府の繼承者として又は他の理由に依り合衆國國民(法人、會社、組合又は團體を含む)よりソヴェート政府に支拂はるべきものとして承認せられたる又は支拂はるべきものと判明することあるべき金額並に現に合衆國行政裁判所に繫屬中なるロシア國義勇艦隊の合衆國に對する請求權に關し裁判所の決定を執行する爲又は新なる訴訟を提起する爲の何等の措置をも執らざるべく又右金額の引渡に對し異議を申立てざるべく且茲に一切の金額を合衆國政府に對し解除し及引渡しソヴェート社會主義共和國聯邦政府は右解除及引渡に依り合衆國政府が實收せる金額を各場合に於て適當に通告せらるべきことにソヴェート社會主義共和國聯邦政府が同意なる旨を貴大統領に通知するの光榮を有し候

ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は又左記に關し何等の請求をも爲さざること

ソヴェート社會主義共和國聯邦及アメリカ合衆國の政府の間に於ける請求及反對請求並に右兩國の國民の請求の最終的解決の準備としてソヴェート社會主義共和國聯邦政府に於てはロシア國の前諸政府の繼承者として又は他の理由に依り合衆國の國民（法人、會社、組合又は團體を含む）よりソヴェート政府に支拂はるべきものとして承認せられたる又は支拂はるべきものと判明することあるべき金額並に現に合衆國行政裁判所に繫屬中なるロシア國義勇艦隊の合衆國に對する請求權に對し裁判所の決定を執行する爲又は新なる訴訟を提起する爲の何等の措置をも執らざるべく又右金額の引渡に對し異議を申立てざるべく且茲に右一切の金額を合衆國政府に對し解除し及引渡しソヴェート社會主義共和國聯邦政府は右解除及引渡に依り合衆國政府が實收せる金額を各場合に於て適當に通告せらるべきことにソヴェート社會主義共和國聯邦が同意なり。

一九三三年十一月十六日

ソヴェート社會主義共和國聯邦
外務人民委員

マクシム・リトヴィノフ

在白聖館 アメリカ合衆國大統領
フランクリン・デイ・ルーズヴェルト殿

大統領及リトヴィノフ

の共同聲明

我等が本日署名したる協定以外に負債及請求權に關する一切の未決問題を解決する方法に關する意見の交換はれたるが該意見交換は吾人に對し我等の政府が成るべく速に處理せんと欲する右問題の迅速且充分の解決を希望することを許すものなりき。

リトヴィノフは更に討議する爲數日間引續きワシントンに留るべし。

一九三三年十一月十六日

ワシントン白聖館に於て

ソ聯邦及各國間不侵略條約文

ソ聯邦及土耳其間條約

外 交

ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は又左記に關し何等の請求をも爲さざることを前記解決の準備として約す。

(イ) 米國の裁判所に依り與へられたる又は與へらるることあるべき判決但し該判決がソヴェート社會主義共和國聯邦又は其の國民に於て利益を有したることある之は之を有すると主張することありべき、財産、權利若しは此等の上の利益に關するものなる場合に限るものとす。
(ロ) 合衆國政府又は合衆國の官吏若しは其の國民に依り又は之との間に爲されたる行爲又は解決にしてロシア國の何れかの政府又は其の國民の財産債權又は債務に關するもの。

予は貴國政府の右約束を得たることを欣快とし且ソヴェート社會主義共和國聯邦政府に支拂はるべきものとして承認せられたる又は支拂はるべきものと判明することあるべき金額及ロシア國義勇艦隊の請求權に基き支拂はるべきものと判明することあるべき金額の合衆國政府への解除並に引渡より合衆國政府が實收したる金額を各場合に於て貴國政府に喜で通告

致すべく候 敬具

一九三三年十一月十六日

ワシントン白聖館に於て

フランクリン・デイ・ルーズヴェルト

ソヴェート社會主義共和國聯邦

外務人民委員

マクシム・エム・リトヴィノフ殿

(第十一書翰)

拜啓陳者予は貴我兩者間の會議の續として並にシベリヤ遠征シベリヤに於ける外國軍隊の行動及ソヴェート社會主義共和國聯邦の領域の不可侵性に對する米國政府の態度に關する一九一八年乃至一九二一年の或書翰の調査の續として、ソヴェート社會主義共和國聯邦政府に於ては同政府がシベリヤに於ける合衆國の軍隊の活動又は一九一八年一月一日後のシベリヤに於ける軍隊に對する援助より生ずる一切の請求權を性質の如何を問はず拋棄すべきこと及右請求權が本協定に依り最終的に解決せられ且處分せられたるものと看做さるべきことに同意なる旨を貴大統領に通知するの光榮を有し候 敬具

ソヴェート社會主義共和國聯邦政府及

土耳其共和國政府は鞏固なる平和關係並兩國を連結する眞誠なる親善の確立に資すべき明確なる條件を定むること兩國の利益に合致するものなることを認め此の目的の爲外務人民委員ゲオルギー・チチエーリン及外務大臣テフアイク・ルシヂ・ペイを夫々委員に任命せり。

兩委員は左の通り協定せり。

第一條 締約國の一方か第三者たる一國又は數國より反對の軍事行動を受くる時は締約國の他の一方は中立を守ることを約す

備考 軍事行動とは軍隊の演習を含まず之れ右演習は他方に對し損害を與へざるを以てなり

第二條 兩締約國は互に攻撃せざること
を約す兩締約國は第三者たる一國又は數國と他の締約國に反對なる政治上の性質を有する如何なる同盟又は協定並に他の締約國の陸軍又は海軍の安全に反對なる如何なる同盟又は協定を締結せざること約す兩締約國は他の締約

國に反對なる第三者たる一國又は數國の敵對行爲に参加せざること約す

第三條 本條約は批准の時より效力を生じ三年有効とす右以後に於て條約は一年の期間を以て自動的に延長せらるるものとす但し兩締約國の一方か條約の效力を停止したき希望を有する時は效力滿期六月前を豫告するものとす
一九二五年十二月十七日
巴里に於て

ゲオルギー・チチエーリン
テフアイク・ルシヂ

獨逸及ソ聯邦間條約

獨逸國及ソ聯邦政府は一般平和保持の爲あらゆる努力をなすの希望に動かされ且獨、ソ國民の利益が完全なる信任を基礎とする不斷の協調を必要とするものなることを確信し、茲に特別條約か締結して兩國間に存在する親善關係を増進することに同意し之か爲左の通り其の全權委員を任命せり。

獨逸國政府

外務大臣

グスタフ・ストレーゼマン

ソ聯邦政府 在獨ソ政府代表

ニコライ・クレチンスキ

右委員は互に其の全權委任状を示し之が良好妥當なることを認めたる後左の通り協定せり。

第一條 獨ソ間の相互關係の基礎はラパロ條約とす

獨ソ政府は兩國に同様に關係ある政治上及經濟上の性質を有するあらゆる問題に付協調を達するの目的を以て友好的接觸を保つへし

第二條 條約國の一方か其の平和的行爲に不拘第三者たる一國又は數國より攻撃を受ける時は他の一方は紛争の全期間中立を守るへし

第三條 第二條に記載せる種類の紛争に關聯し又は何れの締約國も武裝的衝突に關與せざる時に於て第三者たる列國間に締約國の一方に對し經濟上、財政上のポイコットをなさんとする聯合成立したる時は他の一方は右聯合に加入せざるへし

第四條 本條約は批准を要す批准書の交換

第三條 兩締約國は互に他の一方に反對なる一切の侵略行爲を抑制することを約す

兩締約國の一方か其の平和的行動に拘らず第三者たる一國又は數國より攻撃を受ける時は締約國と第三者との戰爭に於て第三者たる一國又は數國に對し支持を與へざることを約す

第四條 第三國間に兩締約國の一方に反對なる政治上の協定成立する場合若は第三條第二項記載の性質を有する紛争に關聯し又は兩締約國の孰れも戰爭に關係せざるに拘らず第三國間に締約國の一方に對し經濟的又は財政的ポイコットを目的とする聯合組織せらるる時は締約國の他の一方は斯の如き協定又は聯合に参加せざるものとす

第五條 兩締約國は兩國間に紛議發生し外交上の手段に依り解決すること能はざる場合協定委員會を任命することに同意す
右委員會の構成權限及手續は別に締結せらるべき協定を以て之を定む

外 交

換は伯林に於て行はるへし條約は批准書交換の時より效力を發生し五年の間有效とす兩締約國は右期間満了前豫め其の政治上の相互關係に關する將來の形式を協定す

右證據として各全權委員は署名せり

ストレーゼマン
エヌ・クレチンスキ

一九二六年四月二十四日伯林に於て本書二通を作成す

ソ聯邦及ロシアニア間條約

ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及ロシアニア共和國大統領はソヴェート社會主義共和國聯邦及ロシアニア共和國兩國國民の利益か信用に基く不斷の協調を必要とするものなることを信し各自力の範圍に於て一般平和の維持に資する目的を以て兩國間に存在する親善關係を増進する爲條約を締結することに決し之か爲各其の全權委員を左の通任命せり。

ソヴェート社會主義共和國聯邦
中央執行委員會

第六條 本條約は批准を要す批准は條約署名の日より六週間以内に行はるべきものとす

批准書交換はカウナスに於て之を行ふへし本條約は露西亞語及ロシアニア語を以て作成し其の解釋に關しては兩語共之を正文とす

第七條 本條約は批准交換の時より效力を發し五年效力を有するものとす但し

第一條及第二條の效力は無期限とす
兩締約國の一方か本條約有効期間終了に至る少くとも六月前に兩國間の政治的相互關係の將來の形式に關する交渉を開始するの希望を表明せざる時は本條約の効力は其の都度一年の期間を以て自動的に繼續せらるるものとす
右の證據として各全權委員は本條約に署名調印せり

一九二六年九月二十八日莫斯科に於て本條約の正文二通を作成し各署名を了せり

ゲ・ヴ・エ・チ・エーリン
セルゲイ・アレクサンドロフスキ
ニコラス・スリヤジエヴィチ
ユルギス・バルトルシヤイチス

ソヴェート社會主義共和國聯邦
中央執行委員會外務人民委員

ゲオルギー・チチエーリン

ロシアニア共和國駐劄ソヴェート
社會主義共和國聯邦全權代表

セルゲイ・アレクサンドロフスキ

ロシアニア共和國大統領
總理大臣兼司法大臣兼外務大臣代理

ニコラス・スリヤジエヴィチ

ロシアニア共和國特命全權公使
ユルギス・バルトルシヤイチス

因て右各全權委員は莫斯科に會合し互に其の全權委任状を示し之が良好妥當なることを認めたる後左の如く協定せり。

第一條 一九二〇年莫斯科に於て締結せられたる露西亞國又ロシアニア國間の平和條約の規定は總て完全に其の效力を保持し且つ不可侵にしてソヴェート社會主義共和國聯邦及ロシアニア共和國間の關係の基礎をなすものとす
第二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦及びロシアニア共和國は一切の場合に於て相手國の主權領土の保全及不可侵を尊重することを互に約す

ソ聯邦及波斯間保障及中立條約

ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及波斯國皇帝陛下は兩國の鞏固なる平常關係及親善の増進に資する明確なる條件を定むることを兩國の利益に合致するものと認め之か爲左の通り全權委員を任命せり

ソヴェート聯邦中央執行委員會
外務人民委員

ゲオルギー・ワシリーエヴィチ・チチエーリン

外務人民委員代理
レフ・ミハイロヴィチ・カラハン

波斯國皇帝陛下
外務大臣

アリ・ゴリ・ハン・アンサリ

右委員は互に其の全權委任状を示し之が良好妥當なることを認めたる後左の通り協定せり。

第一條 一九二一年二月二十六日の條約を波斯國及ソヴェート聯邦間相互關係の基礎とす同條約の總ての條文及規定は有効にして其の効力はソヴェート聯邦の全領域に及ぶものとす

第二條 締約國の各々は他方に反對なる攻撃及有ゆる侵略行爲を抑制すること並他方の領域内に兵力を入れざること

締約國の一方又は二以上の第三國より攻撃を受ける場合他方は全紛争の繼續期間中立を守ること

第三條 締約國の各々は他方の陸上又は海上に於ける完全並其の領土保全、獨立又は主權は反する政治上の同盟又は協定に事實上たると形式たるとを問はず

第四條 一九二一年二月二十六日の條約第四條及第五條に定められたる義務に鑑み他方の内政に干渉すること並に他方の政府に反對なる宣傳又は闘争を

なすことの企圖を有せざる締約國の各は其の勤務に在る者に對し他方締約國の領域内に於て斯る行動に出づること

締約國一方の人民か他方の領域内にありて右他方官憲の禁止する宣傳又は闘争に従事する時は右他方政府は此等人民の行動を禁止し且之に對し所定の刑罰を適用するの權利を有す

一、如何なる名稱を用ゆるを問はず暴力手段、暴動又は暗殺手段によりて他方締約國の政府に反對なる闘争をなすことを目的とする團體又は集團

二、他方締約國又は其の領域の一部の政府たることを僭稱する團體又は集團並前記の手段によりて他方締約國の政府と闘争し其の平和及安全を害し其の領土の保全を害せんことを目的とする團體又は集團

は兩締約國前記の主義に基き前記團體の爲の武装力の募集並右武装力並武器、彈

藥及各種軍需品の自國領域内への輸入を禁止することを約す

第五條 兩締約國は兩方の間に發生し通常の外交手段によりて解決すること能はざる總ての争議を其の時相應の平和手段によりて調整することを約す

第六條 兩締約國は本條約に基き互に負擔せる義務の範圍外に於て其の國際關係に付行動の完全なる自由を保有す

第七條 本條約は三年の期間を以て締結せらる

本條約は最短期間に兩締約國の立法機關の裁可及批准を受けるを要し右批准と共に實施せらる

批准書は批准後一月の期間にテヘランに於て交換せらる

最初の有効期間經過後本條約は締約國の一方か廢棄の豫告をなす迄は其の都度一年の期間を以て自動的に延長せられたるものと認めらる

第八條 本條約は露西亞語、波斯語、佛

蘭西語を以て締約國の各の爲三通を作成す解釋上三國語共正文とす解釋上爭議起りたる時は佛蘭西語を基本正文とす右證據として全權委員は本條約に署名調印せり

一九二七年十月一日
モスクワに於て作成す

ゲオルギー・チチエーリン
エル・カラ・ハン
アリ・ゴリ・ハン・アンサリ

ソ聯邦及阿富汗間中立及相互不侵略條約

ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及阿富汗國皇帝陛下は一九二一年二月二十八日莫斯科に於て署名せられたる條約を基礎とし兩國間に幸に存在する友好及善隣關係を鞏固にせんことを欲し且此の關係が今後恒久的發達を遂げ一般平和の高遠なる目的に貢獻すべきを信じ茲に一九二六年八月三十一日バグマ

ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會
在阿富汗國ソ聯邦全權代表

レオニド・ニコラエヴィチ・スタルク
阿富汗國皇帝陛下
外務大臣 ファイズ・ムハメド・ハン

因て右各全權委員は互に其の全權委任狀を示し之が良好妥當なることを認めたる後左の通り協定せり。

第一條 兩締約國の一方と第三國たる一國又は數國との間に戦争又は軍事行動起りたる時は他方締約國は相手國に對し中立を守ること

第二條 各條約國は相手國に對し一切の侵略を抑制し且自國領土内に於て相手國に對し政治上又は軍事上の害を及ぼすが如き措置をとらざると共に如何なる第三國に對しても斯る行爲を許容せざることを約す

同時に各締約國は第三國たる一國又は數國と他方締約國に反對なる軍事上又は政治上の同盟又は協定をなざること並に他方締約國に反對なる財政上又

は經濟上のボイコット又は封鎖に加らざることを約す

以上の外第三國たる一國又は數國の政策が締約國の一方に對し敵對的性質を帯ぶる場合他方締約國は斯る政策を支持せざるのみならず自國領土内に於て斯る政策並に之より生ずる敵對行爲及企圖を阻止すべきものとす

第三條 兩締約國は互に國家主權の承認に立脚し武装せると否とを問はず他方締約國の内政に對する一切の干渉を抑制し且他方締約國に反對なる措置をとる第三國たる一國又は數國の何等干渉を支持すること又は之に加はることを斷乎として抑制すべし

兩締約國は互に他方締約國に對し害を及ぼし其の國家制度の顛覆を準備し其の領土の保全を害せんとし又は之に反對なる動員又は兵力の募集をなさんとするが如き團體の組織及活動を自國領土内に於て許さず且之を阻止すべし又個人の斯る活動をも阻止すべし

武器火藥軍需品及有ゆる軍事材料を自國領土を通過して輸送することを禁ずべし

第四條 本條約前記の趣旨に基き各條約國は第三國たる一國又は數國との關係に於て本條約に違反する何等隱密又は公然の義務を負ひたることなく又現に有せざること並本條約の有効全期間を通し本條約に違約反するが如き條約及協定を締結することなかるべきことを聲明す

第五條 又各締約國は其の相手國と直接陸上又は海上にて隣接する第三國と自國との間には發表せられたる條約以外何等の義務存在させることを聲明す

第六條 各締約國は本條約に規定せられたる義務の範圍外に於ては第三國(複數)とあらゆる種類の關係及同盟を設定する爲措置をとるの完全なる自由を保有す

第七條 兩締約國は兩國の間に發生することあるべき總ての爭議及紛争の解決は右爭議及紛争が如何なる性質及原因

たるを問はず常に平和的手段によりて求むべきものと認む

第八條 本條約は五年の期間を以て締結せられ批准の時より效力を發生す右批准は署名後二月の間に行はるべく推准書の交換は批准後一月内にカプールに於て批行ふ

第九條 本條約は露西亞文及波斯文を以て作成し其の解釋に際しては兩文正文とす

署名 ファイズ・ムハメド・ハン
レオニド・スタルク

一九三一年六月二十四日カプールに於て
ソ聯邦・芬蘭間不可侵及紛争條約

一方ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及地方芬蘭共和國大統領は

世界平和の保持に協力するの希望に促され、且左記義務の決定及ソヴェート社會主義共和國聯邦及芬蘭共和國間に發生することあるべき一切の紛争の平和的處理は兩締約國の利益に合致し且兩國間の友好親善關係の發達に資することを確信し兩國が從來負へる如何なる國際的義務も其の相互關係の平和的發達を害せず且本條約と相容れざるものにあらざることを宣言し一九二八年八月二十七日附戰爭地棄に關する一般條約を締結することに決し之が爲各自の全權委員を任命せり。

ソヴェート社會主義共和國聯邦
中央執行委員會
特命全權公使 イワン・マイスキ
芬蘭共和國大統領
外務大臣男爵 ア・シー・イリオ・コス
キーネン

因て各全權委員は其の全權委任狀を交換し之が良好妥當なることを認めたる後左の諸規定を協定せり。

第一條

一、兩締約國は兩國關係の不動の基礎として存續すべき一九二〇年十月十四日ドルバートに於て締結せられたる講和條約に依り定められたるソヴェート社會主義共和國聯邦及芬蘭共和國間の國境の不可侵を相互に保障し且一方の他の一方に對する一切の侵略を差控ふべき相互的義務を負ふ

二、他の締約國の領土の保全及不可侵を犯すべき又は其の政治的獨立に對し向けるべき一切の暴力的行爲は假令宣戰の布告なくして且一切の戰爭の現象を避けて行はるゝ場合と雖も侵害と看做さるべし

第二條に關する議定書

本條約第四條に従ひ一九二二年六月一日附國境不可侵保障方法に關する協定は本條約の規定に抵觸せず且今後も依然完全に效力を保持すべし

第一條

一、締約國の一方又は數個の第三國より攻撃せらるゝ時は他の締約國は紛争の

繼續中始終中立を維持することを約す

二、締約國の一方が第三國を攻撃する時は他の締約國は豫告なくして本條約を廢棄することを得べし

第三條

各締約國は他の一方に明かに敵對的にして又形式上若は實質上本條約と相容れざる何等の條約、協定又は協約に加入せざることとす

第四條

本條約の前記各號に定められたる義務は本條約の效力發生前に締結せられたる條約又は課せられたる義務に基き兩締約國の有する權利及國際的義務を如何なる場合と雖も侵略し又は變更することを得ず但し右が本條約に定められたる意味に於ける攻撃の要素を包含する場合は此の限にあらす

第五條

兩締約國は其の性質及原因の如何を問はず兩國間に發生することあるべき一切の紛争を常に公正の精神を以て解決することに盡力し右紛争の調整の爲に専ら平和

的方法を用ふることを宣言す

之が爲に兩締約國は本條約署名後兩國間に發生することあるべく且相當の期間内に通常外交手段に依り調整せられざるべき一切の意見の相異を混合調停委員會の調停手續に移すことを約す同委員會の權利、構成及行動の手續は特別の追加協約に依り決定せらるべく同協約は本條約の不可分の一部たるべく且兩締約國は同協約を成るべく速に且必ず本條約的批准迄に締結することを約す締結せられたる何等かの協約の適用又は解釋に關する紛争及殊に不可侵の相互義務違反の事實ありや否やの問題に關する紛争の場合にも等しく適用せらるべし

第六條

本條約は批准書は莫斯科に於て交換せらるべし

第七條

本條約は批准書交換の日より效力を發生すべし

第八條

本條約は二年の期間締結せらる締約國の

一方が本期間満了の少くとも六ヶ月前に本條約の廢棄を豫告せざる時は條約は新に二年間延長せられたるものと看做さるべし

第九條

本條約は一九三二年一月二十一日ヘルシングフオールズ市に於て佛蘭西語を以て二通作成せられたり其の證據として各全權委員は本條約に署名調印せり

イ・マ・イ・スキ
ア・シー・イリオ・コスキ

ソ連邦及ラトヴィア間不侵略條約

ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及ラトヴィア共和國大統領はソヴェート社會主義共和國聯邦の全領域に施行せらるべく而して其の一切の規定が不變且永久に兩締約國間相互關係の不動の基礎たるべき一九二〇年八月十一日露西亞社會主義共和國聯邦ソヴェート共和國及ラトヴィア國間に締結せられたる講和條約を基礎とし兩國間の友好關係を發達せしめ且鞏固ならしむべき數個の規定の受諾は兩締約國の利益に合致すること

を確信し相互の主權、政治的獨立並に領土の保全及不可侵を相互に且確實に尊重すべく固く決心し、世界平和の鞏固化に資せんとの希望に促され、各締約國が現在迄に負へる義務は何れも其の相互關係の平和的發達を害するものにあらざることを及本條約と相容れざるものにあらざることを宣言し本條約の有効期間通常の失効又は行はるゝことあるべき期限前廢棄と關係なく兩締約國間に依然常に効力を有すべき一九二八年八月二十七日附戰爭拋棄の一般條約を其の相互關係に於て確認且追補することを希望し本條約を締結することに決し之が爲各々全權委員を任命せり。即ち

ソヴェート社會主義共和國聯邦
中央執行委員會
外務人民委員部參與會員
ボリス・スヒリドノウイチ・スト
モニヤコフ
ソヴェート社會主義共和國聯邦
全權代表
アレクセイ・イワノウイチ・スウ
イデルスキ

ラトヴィア共和國大統領
總理大臣兼臨時外務大臣
マルゲル・スクーエネク

因て各全權委員は互に其の全權委任狀を示し之が良好妥當なることを認めたる後左の事項を協定せり。

第一條 兩締約國は單獨に又は他國と協同して宣戰を布告し又は宣戰の布告なくして行ふと否とを問はず一方の他方に對する一切の攻撃行爲並に締約國の一方の領土保全及不可侵又は政治的獨立に對し向けられたる一切の暴力的行動を差控ふることを相互に約す

第二條 各締約國は他方の獨立、領土的不可侵又は政治的安全に對し向けられたる何等の軍事上、又は政治上の條約協約又は協定並締約國の一方に對し經濟的又は財政的ポイコットを行ふ目的を有する條約協約又は協定に加入せざることを約す

第三條 本條約に定められたる義務は本條約發効前に締結せられ且必要なる方法に依り各締約國の公の刊行物に於て

發表せられたる條約に基き兩締約國が有する國際的權利義務を決して制限し又は變更することを得ず但し右條約が本條約の意味に於ける攻撃の要素を包含する場合に此の限にあらず

第四條 本條約に於て受諾せる義務に鑑み兩締約國は本條約署名後兩國間に發生し且通常の外交手段に依り相當期間内に調整せられざるべき一切の紛争問題を其の性質及原因の如何を問はず混合調停手續に附することを約す同委員會の構成、權利及行動は特別協約を以て之を定む兩締約國は同協約を成るべく速に締結することを約す同協約は本條約と同時に効力を發生すべし

第五條 本條約は露西亞語及ラトヴィア語を以て二通作成せられ且兩文は同一の効力を有す本條約は批准せらるべく批准書は莫斯科市に於て兩國間に交換せらるべし

第六條 本條約は批准交換の時より効力を發生し其の時より三年間効力を有すべし各締約國は右期間満了の六ヶ月前

外 交

廢棄を豫告し又締約國の他の一方が何れかの第三國に對し攻撃を行ふ時は豫告期間を遵守せずして本條約を廢棄する權利を有すべし締約國の何れも條約を廢棄せざる時は其の實施期間は自動的に二年間延長せらるべし本條約に定められたる手續に従ひ締約國の一方が條約の廢棄を行はざる時は條約は等しく其の都度更に二年間延長せられたるものと看做さるべし

右の證據として前記全權委員は本條約に署名調印せり
一九三二年二月五日リガ市に於て露西亞語及ラトヴィア語を以て二通を作成す

ベ・ストモニヤコフ
ア・スウイデルスキ
マルゲル・スクーエネク

署名議定書

本日一九三二年二月五日リガ市に於てソヴェート社會主義共和國聯邦及ラトヴィア共和國間に締結せられたる條約に署名するに際しソヴェート社會主義共和國聯邦及ラトヴィア共和國全權委員は兩國政

府は批准及批准交換を成るべく速かに行ふ爲必要の手段を採ることを約すること
を自國政府の名に於て宣言す
一九三二年二月五日リガ市に於て露西亞語及ラトヴィア語を以て二通を作成す

ベ・ストモニヤコフ
ア・スウイデルスキ
マルゲル・スクーエネク

ソ連邦及ラトヴィア間不侵略及紛争解決に關する條約

ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及エストニア共和國元首は兩締約國に存在する友好關係の増進を助長する適確なる條件を明定することが兩國の利益に合致するを信するものにして斯くして世界平和の保持に貢献せんことを希望に促され一九二〇年二月二日の平和條約が依然として兩國の相互關係及義務の不動の基礎を爲すものなりとの見地に立脚し各締約國が之を負擔せる義務は何れも兩國の相互關係の平調的發達を妨ぐるものにあらざること及本條約に抵觸するものにあらざることとを聲明し兩國の關係に

於て一九二八年八月二十七日巴里に於て署名せられたる戦争放棄に關する條約を追補し且正確ならしむることを希望し茲に本條約を締結することに決し之が爲左の通り全權委員を任命せり。

ソヴェート社會主義共和國聯邦
中央執行委員會
外務人民委員、聯邦中央執行委員會員

マクシム・マクシモヴィチ・リトヴィノフ

エストニア共和國元首
在ソ聯邦エストニア國特命全權公使

ユーリウス・セリヤマ

右各全權委員は互に全權委任状を示し之が良好妥當なるを認めたる後左の通り協定せり。

第一條 兩締約國は一九二〇年二月二日署名の平和條約によりて劃定せられたる通りの兩國間國境の不可侵を互に保障し且他の締約國に對する有ゆる侵略並他の締約國の領土保全及不可侵又は政治上の獨立を害する有ゆる暴力行爲を抑制することを約す前記の如き侵略又は行爲は單獨に行はれたると他の諸

國と共同して行はれたるとを問はず又宣戰布告の有無を問はざるものとす

第二條 各締約國は侵略の意味に於て明に他の締約國に反對なる政治上の協定並他の締約國に對し經濟上、及財政上のポイコットをなす目的を有する同一性質の聯合に参加せざることを約す

第三條 本條約の前記諸條に記載せられたる義務は本條約の發効前締結せられたる條約(複數)又は負擔せる義務(複數)が本條約の意味に於ての侵略の分子を含まざる限り此等の條約及義務より發生する兩締約國の權利及國際義務を侵し又は變更することを得ず

第四條 兩締約國は本條約を以て負擔せる義務を考慮し本條約の發効後兩國の間に起り且通常の外交手續を以て合理的期間内に調整すること能はざる有ゆる係争問題は其の性質及び起源を問はずこれを混合調停委員會の調停に附することを約す右調停委員會の構成、權限及事務の處理方法に付ては成るべく速に兩締約國が締約すべきことを約する

特別協定を以て定む右特別協定は本條約と同時に効力を發生するものとす

第五條 本條約は露西亞語及エストニア語を以て各二通を作成し兩語共同一の効力を有す

本條約は成るべく速に批准せらるべく批准書は本條約がソヴェート聯邦及エストニア國によりて批准せられたる日より四十五日間にターリンに於て兩締約國間に交換せらるべし

第六條 本條約は批准書交換の時より効力を發生し其の時より三ヶ年の期間効力を保有す各締約國は右期間の終了前六ヶ月の豫告を以て尤も他の締約國が何れかの第三國に對して侵略を行ふ場合は右豫告期間を用ひずして本條約を廢棄する權利を有す

若し本條約が締約國の何れよりも廢棄せられざる時は其の効力は自動的に二ヶ年延長せられ其の後本條約規定の手續により締約國の何れよりも廢棄せられざる時は其の都度引續き二ヶ年延長せられたるものと認めらる

右の證據として前記の全權委員は本條約に署名調印せり
一九三二年五月四日莫斯科に於て本書二通を作成す

署名名印
署名名印

ソ聯邦及波蘭間不侵略條約

一方ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及波蘭共和國大統領は兩國間に存在する平和を保持するの希望に促され且兩國の平和の保持は世界平和の保持上重大なる要素たることを確信し一九二一年三月十八日附講和條約は依然兩國相互關係及義務の基礎たることを確認し國際的紛争の平和的解決及國家間の關係の正常状態に反すべき一切の事項の除去は右目的達成の最も確實なる方法たることを確信し今日迄各締約國の負へる義務は何れも兩國相互關係の平和的發達を害するものにあらざること及本條約と相容れざるものにあらざること宣言し一九二八年八月二十七日巴里に於て署名せられ且一九二九年二月九日莫斯科に於て署名

名せられたる議定書に依り効力を發生せる條約の發達及追補の目的を以て本條約を締結することに決し之が爲各其の全權委員を任命せり、即ち

ソヴェート社會主義共和國聯邦
中央執行委員會

波蘭共和國大統領

因て各全權委員會は互に其の全權委任状を交換し之れが良好妥當なることを認めたる後左の諸規定を協定せり。

第一條 兩締約國は其の相互關係に於て國策の手段としての戦争を拋棄せるとを認め單獨たる又は他國と共同たるとを問はず一切の侵略的行動又は一方の他方に對する攻撃を相互に抑制することを約す

他の締約國の領土の保全及不可侵又は政治的獨立を犯すべき一切の暴力行爲は假令宣戰の布告なくして且一切の戦争の現象を避けて行はるゝ場合と雖も本條の義務に違反する行爲と看做さる

べし

第二條 締約國の一方が第三國又は第三國の集團より攻撃せらるゝときは他の締約國は同戦争の繼續後始終直接又は間接に攻撃國を援助し又は支持せざることを約す

締約國の一方が第三國を攻撃する時は他方は豫告なくして本條約を廢棄することを得べし

第三條 各締約國は攻撃的見地より見て明かに他方に對し敵意的なる何等の協定に加入せざることを約す

第四條 本條約第一條及第二條に規定せられたる義務は兩條約の効力發生前に締結せられたる協定にして侵略的要素を包含せざる限り如何なる場合と雖も右協定に基く兩締約國の國際的權利及義務を制限し又は變更することを得ず

第五條 兩締約國は其の種類及原因の如何を問はず兩國間に發生することあるべき一切の紛争及紛議を平和方法に依りてのみ調整解決せんことを希望し相當の期間内に外交手段に依り協定に達

すること能はざる係争問題を調停手續協定適用の規約に従ひ調停手續に移すべきことを約す

右協約は本協約と不可分たるべく且別個に署名し成るべく速に不侵略條約と同時に批准せらるべし

第六條 本協約は成るべく速に批准せらるべく批准書はソヴェート社會主義共和國聯邦及波蘭國の批准の日より三十日以内にワルソーに於て交換せらるべし

第七條 條約は三年の期間を以て締約せらる締約國の一方が期間満了の六ヶ月前に廢棄せざるときは條約の有効期間は次の二ヶ年間自動的に延長せられたるものと見做さるべし

第八條 本協約は露西亞語及波蘭語を以て作成し且兩文とも正文と看做さるべし

署名議定書第一

兩締約國は……條約第七條を以て期間の満了又は第一條に基く期限前の廢棄は一九二八年の巴里條約の義務の履行を制限し又は免除する結果となるものと解す

べからざるものなることを宣言す

署名議定書第二

兩國はソヴェート聯邦側の提議せる調停協約案に關し意見を交換したる後兩國間に重要な意見の相異なしと確信することを本侵略條約に署名するに當り言明す

ソ聯邦及佛國間不可侵略條約

ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及佛蘭西共和國大統領は平和を確保せむとする意見に促され兩締約國間關係の改善發達は兩國の利益たるべきことを確信し從來兩國が負へる國際義務は其の宣言に依れば一も兩國の相互關係の平和的發達を阻害せず且本協約と相牴觸するものにあらざる處右國際義務に忠實にして當該關係に於て一九二八年八月二十七日の戰爭拋棄に關する一般條約を確認精密ならしむることを希望し此の目的を以て本協約を締結することに決し其の全權委員を任命せり。即ち

ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會
佛蘭西共和國駐特別全權大使

ヴァレリアン・ドヴガフレスキー

佛蘭西共和國大統領
内閣議長兼外務大臣

因て各全權委員は其の全權委任狀を交換し之が良好妥當なることを認めたる後左の條項を協定せり。

第一條 各締約國は相手國に對し如何なる場合に於ても單獨に若は一國又は數個の第三國と共同して戰爭に訴へ陸地海上又は空中に於て何等攻撃を加へず且相手國の主權の下に在る領土又は夫れに對し締約國が外交上の代表權及行政の管理權を有する領土の不可侵を尊重すべきことを約す

第二條 締約國の一方が他の一國又は數國より攻撃を受けたる時は他方締約國は紛争の繼續中直接にも間接にも一若は數個の攻撃國に對し援助を與へ及支持を爲さざることを約す

締約國の一方が第三國に對し攻撃を加ふる時は他方締約國は豫告なくして本協約を廢棄することを得

第三條 第一條及第三條に記載せられたる

る義務は各締約國が本協約の效力發生前に締結せられたる協定より生ずる權利義務を何等制限又は變更せしむることを得ざるものとす而して各締約國は

第三國に依りて企圖せられたる攻撃に参加すべき義務を課すべき何等の協定に關與し居らざることを茲に宣言す

第四條 各締約國は本協約の存續中實際上の結果として他方締約國よりの商品の購入又は之に對する賣却若はクレヂツトの提供の禁止を誘致すべき一切の國際協定に参加せず且他方締約國が自國の貿易に参加するを排除する結果となることあるべき一切の措置を採らざることを約す

第五條 各締約國は第一條に規定したる相手國の領土全體に對する主權若は支配權を尊重し如何なる方法に依りても相手國の内部的事項に干渉せず特に相手國の領土的完全を侵し若は強力を以て其の領土の全部又は一部の政治的又は社會的構成を變革することを目的とする何等の煽動、宣傳又は干渉の企圖

を誘發若は獎勵せんとする一切の行動を抑制すべきことを約す

各締約國は殊に相手國に對する武力的抗爭を目的とする軍事團體若は相手國領土の全部又は一部の政府又は代表者たるの資格を自稱する諸團體を創設し、支持し、供給し資金を與へ又は自國領土内に存續することを許可せざるべきことを約す

第六條 兩締約國は既に一九二八年八月二十七日附戰爭拋棄に關する一般條約に於て兩國間に生ずることあるべき一切の紛争若は爭議は其性質及原因の如何を問はず常に平和的手段に依りてのみ調整せらるべきことを認めたる處茲に右規定を確認し且之が實行の爲調停手續に關する協約を本協約に附屬せしむ

第七條 本協約は露文、佛文共に同一の效力を有し批准せらるべく且批准書は莫斯科に於て交換せらるべし

本協約は右批准書交換の時より效力を發生し將來締約國の一方が他方に對し

之を廢棄するの意圖を通告したる日より一年を経過する迄效力を保有すべし

本協約の效力發生の日より二ヶ年を経過せざる間は右通告は之を爲すことを得ず

一九三二年十一月二十九日巴里に於て二通を作成せり(正文露文及佛文)

ドヴガフレスキー
エ
リ
オ
(一九三三年二月十六日批准完了)

侵略者定義條約

ソ聯邦、ポーランド、ルーマニア、トルコ、アフガニスタン、エストニア、フィンランド、ラトヴィア、ペルシャの九ヶ國に締結することとなつた不可侵略條約(正確な名は侵略者定義條約コンヴェンション・オヴ・デフイニション・オヴ・アグレッション)は前文と左の本文五ヶ條より成つてゐる。

第一條 調印國は相互の關係に於てリトヴァノフ氏の提案に基く一九三三年五月二十四日附軍縮會議に於けるポリチス報告書中に説明されたる侵略者の定

義を受諾す

第二條 次に列擧する行爲を明確に侵略行爲と見做す

一 宣戰布告

二 宣戰布告を行はずとも他國の領土領海又は領空を侵略する行爲

三 他國の海岸又は港灣を海軍力を以て封鎖する行爲

四 他國の領土を侵略せる自國領土内に於て組織されたる武装匪賊を援助する行爲

第三條 政治的、經濟的及び其他の如何なる性質の考慮も第二條に列擧せる軍事的侵略を正當化せず

第四條 本條約はモスクワ政府に批准書を寄託すると同時に效力を發生す

第五條 本條約はソヴェート聯邦、ポーランド、ルーマニア、トルコ、アフガニスタン、エストニア、フィンランド、ラトヴィア、ペルシャの九ヶ國に於て調印す

佛ソ間相互援助條約

昭和十年(一九三五年)五月二日
パリに於て署名

昭和十一年(一九三六年)三月二十七日パリに於て批准書交換

佛蘭西共和國大統領及ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會は、諸國

の國の安全、領土の保全及政治的獨立を維持せんとする國際聯盟規約の規定の正確なる適用を一層完全に確保することに依りてヨーロッパの平和を鞏固ならしめ且各自の國に對し右平和の恩恵を保障せんとするの希望に促され、右の目的を有するヨーロッパ協定の準備及締結に努力すべく且之に至る迄の間兩國として能ふ限り國際聯盟規約の規定の有効なる適用に貢獻することに決し、右目的の爲條約を締結することに決し左の如く其の全權委員を任命せり。

佛蘭西共和國大統領
上院議員、外務大臣

ビエール・ラヴアル

ソヴェート社會主義共和國聯邦

中央執行委員會、中央執行委員會委員

佛蘭西共和國駐劄ソヴェート社

會主義共和國聯邦特命全權大使

ウラディミール・ボタイエムキン

右各全權委員は互に其の全權委任狀を示し之が良好妥當なるを認めたる後左の諸規定を協定せり。

第一條

佛蘭西國又はソヴェート社會主義共和國聯邦がヨーロッパの一國より侵略の脅威又は危険を受けることあるべき場合にはソヴェート社會主義共和國聯邦及相互的に佛蘭西國は國際聯盟規約第十條の規定を遵守する爲執らるべき措置に直に協議を爲すことを約す

第二條

國際聯盟規約第十六條第七項に規定せらるる條件に於て佛蘭西國又はソヴェート社會主義共和國聯邦が兩國の誠實なる平和的意思に拘らずヨーロッパの一國より挑發に因らざる侵略を受けることあるべき場合にはソヴェート社會主義共和國聯邦及相互的に佛蘭西國は互に直に助力及援助を與ふべし

第三條

國際聯盟規約第十六條に依れば右規約第十二條、第十三條又は第十五條に於て爲

されたる約束を無視して戰爭に訴へたるものは當然他の一切の聯盟國に對し戰爭行爲を爲したるものと看做さるゝものなるに鑑み佛蘭西國及相互的にソヴェート社會主義共和國聯邦は其の一方が右の諸條件に於て且兩國の誠實なる平和的意思に拘らずヨーロッパの一國より挑發に因らざる侵略を受けることあるべき場合には右規約第十六條の適用に依り行動し相互に直に助力及援助を與ふることを約す

第五條

本條約は佛蘭西語及露西亞語を以て共に正文とし批准せらるべく批准書は成るべく速にモスクワに於て交換せらるべし本條約は國際聯盟事務局に登録せらるべし本條約は批准書交換後直に實施せらるべく引續き五年間效力を有すべし本條約は締約國の一方に依り右期間の満了前少くとも一年の豫告を以て廢棄せられざるときは引續き無期限に效力を有すべく此の場合には締約國は一年の豫告を以て特に宣言を爲すことに依り右條約を終止せしむることを得

第四條

右に規定せらるゝ約束は聯盟國としての締約國の義務と一致し居るものなるを以て本條約は世界の平和を有効に擁護する爲適當なる措置を執るの國際聯盟の使命を制限するもの又は國際聯盟規約より締約國に對し生ずる義務を制限するものとす

解釋せらるゝことなかるべし

第五條

本條約は佛蘭西語及露西亞語を以て共に正文とし批准せらるべく批准書は成るべく速にモスクワに於て交換せらるべし本條約は國際聯盟事務局に登録せらるべし本條約は批准書交換後直に實施せらるべく引續き五年間效力を有すべし本條約は締約國の一方に依り右期間の満了前少くとも一年の豫告を以て廢棄せられざるときは引續き無期限に效力を有すべく此の場合には締約國は一年の豫告を以て特に宣言を爲すことに依り右條約を終止せしむることを得

第四條

右證據として各全權委員は本條約に署名調印せり
一九三五年五月二日パリに於て本書二通を作成す
ビエール・ラヴアル
ウラディミール・ボタイエムキン

同署名議定書

本日附の佛蘭西國ソヴェート社會主義共

和國聯邦間相互援助條約の署名を爲すに當り各全權委員は左の議定書に署名せり
右議定書は條約批准書の交換に際し其の中に包含せらるべし

第一

第三條の趣旨は國際聯盟理事會の勸告が規約第十六條に依り發せらるゝと同時に直に之に従ひ他方に援助を與ふるの義務を各締約國に負はしむるに在るものとす又兩締約國は一致して理事會をして當該事情の必要とするだけ速に其の勸告を發せしむる様行動するものとし又右に拘らず理事會が何等かの理由に依り何等の勸告をも發せざるか又は全會一致の表決に到達せざるときと雖も援助の義務は之に拘らず適用せらるべきものとす又本條約に規定せらるゝ援助の約束は一方又は他方の締約國の本土に對し爲されたる侵略のみを目的とするものとす

第二

兩國政府の共通の意思は公表濟の條約に依り佛蘭西國及ソヴェート社會主義共和國聯邦が第三國に對し既に爲したる約束

を本條約に依りて毫も否定せんとするものに非ざるを以て本條約の規定は其の適用が一の締約國の負ひたる條約上の義務と矛盾するものなりとして該締約國が國際的性質の制裁を受くるの虞ある如く之を適用することを得ざるものとす

第三

兩國政府は締約國間の安全保障の成立に資し且他方に於て相互援助の約束を含み又は之を伴ふことあるべき地方的協定の締結を望ましと思惟するに依り必要なる場合には相互の承諾に依り、適當と認めらるゝ直接又は間接の形式に於ける類似の諸協定に参加するの權能を相互に認む右諸協定に基く約束は本條約より生ずる約束に代るべきものとす

第四

兩國政府は今般本條約を署名するの結果を齎せしめたる商議は元來北東ヨーロッパの諸國即ちソヴェート社會主義共和國、聯邦、獨逸國、チエツコスロヴァキア國、ポーランド國及ソヴェート社會主義共和國聯邦に隣接するバルテイツク海沿岸諸

國を包括する安全保障協定を完成せんが爲に開始せられたるものなることを確認すソヴェート社會主義共和國聯邦、佛蘭西國及獨逸國は右協定と並びて三國間に援助條約を締結し以て右三國の各が其の中國にして三國中の一國より侵略を受けることあるべきものに援助を與ふることを約すべかりしものなり兩締約國が今尙望ましきものなりと認め居る右協定の締結は未だ事情の許す所と爲らざりしと雖も佛蘭西國ソヴェート社會主義共和國聯邦間援助條約に於て聲明せられたる約束は右に拘らず尙曩に計畫せられたる三國間協定中に規定せらるゝ範圍内に於てのみ實行せらるべきものなりと解せらるるを要するものとす

本條約より生ずる義務は之を別とし右と同時に一九三二年十一月二十九日に署名せられたる佛蘭西國ソヴェート社會主義共和國聯邦間不侵略規約に従ひ且又右規約の約束の普遍性を害することなくして、兩締約國の一方が前記三國間協定に規定せられ居らざるヨーロッパの一又は

二以上の第三國より侵略を受くることあるべき場合には他方の締約國は紛争の存續期間中侵略國に對し直接又は間接の助力又は援助を爲さざるものなることを想起し且各締約國は右約束と兩立せざる何れの援助協定に依りても拘束せらるゝものに非ざることを宣言するものなり
一九三五年五月二日パリに於て作成す
ビエール・ラヴァル
ウラディミール・ボタイエムキン

ソ蒙相互援助協定書

ソ聯政府は四月七日夜半タス通信社を通じて三月十二日ソ蒙兩國間に成立した相互援助協定書成文を發表した、議定書成文左の通り。

ソヴェート社會主義共和國聯邦政府並に蒙古人民共和國政府は一九二一年蒙古國の領土が赤軍援助の下にソヴェート社會主義共和國聯邦領土に侵入したる陸軍部隊と關聯ある白衛軍より解放されて以來兩國間に存在する不斷の友好關係に準據し極東に於ける平和の大

ソ聯・ラトヴィヤ經濟協定

各自國政府は全權委任を受けたる下記署名者は左の通り協定せり。

第一條 本日ラトヴィヤ國及ソヴェート聯邦間に締結せられたる通商條約有效期間中每一ケ年間にソヴェート聯邦通商代表部及ソヴェート經濟機關はソヴェート聯邦のラトヴィヤ國への輸出がラトヴィヤ國よりの輸入に平均する様ソヴェート聯邦よりラトヴィヤ國へ輸出せられたる商品金額に相當するラトヴィヤ産商品をソヴェート聯邦へ輸入する爲ラトヴィヤ國に於て買付くべし
第二條 本協定第一條の規定實施の機会は双方國政府が特に之が爲任命したる各二名の者に依り通商條約有效期間中各半年経過毎に行はるべし右検査は通商條約の有效期間の當該半年度に續く二ケ月目の最終日迄に終了すべし
第三條 ソヴェート商品のラトヴィヤ國への輸入は價額はラトヴィヤ國政府統計資料に基き國境渡値段或はシフ、ラトヴィヤ港値段を以て決定せらるべし

義を支持し且兩國間に存在する友好關係を更に促進補強せんとする希望に基き一九三四年十一月二十七日以來兩國間に存續し軍事的攻撃の脅威を回避し且つ阻止するため一切の手段により相互援助する旨を規定し且つ又何れかの第三國がソヴェート社會主義共和國聯邦乃至蒙古人民共和國に對し攻撃を加へる場合相互援助協力を附與する旨規定した紳士協定を議定書の形式において構成するに決定し上述目的のため本議定書に調印した。

第一條 第三國によりソヴェート社會主義共和國聯邦乃至蒙古人民共和國領土が攻撃を受ける脅威發生する場合にはソヴェート社會主義共和國聯邦並に蒙古共和國政府は發生した情勢につき即時共同して考慮を加へ、兩國領土の安全を保護するため必要と思惟される一切の手段を講ずることを約す。

第二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦並に蒙古人民共和國政府は締約國の一方に對し軍事的攻撃が加へられる場合

外 交

には軍事的援助その他一切の援助を相互に提供することを約す
第三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦並に蒙古人民共和國政府は一九二五年ソヴェート軍が蒙古國領土より撤收した際の事態と同様本條約第一條乃至第二條に規定された義務を履行する爲相互的取極めに基き相手國領土に駐屯の必要やむと共に即時當該領域より撤収さるべきことは事明のことと思惟する
第四條 本議定書はロシア語並に蒙古語を以て作成共に正文として同一の效力を認む
議定書は調印と同時に效力を發生し十年間有効とす
一九三六年三月十二日ウランバートルホ
ソ聯代表
タ イ ロ フ
蒙古人民共和國小國民議會長
ア モ ー ル
同首相兼外相
ゲ ン ド ン

各自國政府は全權委任を受けたる下記署名者は左の通り協定せり。
第一條 本日ラトヴィヤ國及ソヴェート聯邦間に締結せられたる通商條約有效期間中每一ケ年間にソヴェート聯邦通商代表部及ソヴェート經濟機關はソヴェート聯邦のラトヴィヤ國への輸出がラトヴィヤ國よりの輸入に平均する様ソヴェート聯邦よりラトヴィヤ國へ輸出せられたる商品金額に相當するラトヴィヤ産商品をソヴェート聯邦へ輸入する爲ラトヴィヤ國に於て買付くべし
第二條 本協定第一條の規定實施の機会は双方國政府が特に之が爲任命したる各二名の者に依り通商條約有效期間中各半年経過毎に行はるべし右検査は通商條約の有效期間の當該半年度に續く二ケ月目の最終日迄に終了すべし
第三條 ソヴェート商品のラトヴィヤ國への輸入は價額はラトヴィヤ國政府統計資料に基き國境渡値段或はシフ、ラトヴィヤ港値段を以て決定せらるべし

ラトヴィア商品のソヴェート聯邦輸入
価格はソヴェート聯邦政府統計資料に
基き國境渡値段或はシフ、ソヴェート
港値段を以て決定せらるべし契約國は
書類に基き統計資料に訂正を加ふる權
利を有す

第四條 商品取引額資料検査に際しラト
ヴィア國に輸入せられたるソヴェート
商品價格が右半年度に於てソヴェート
聯邦へ輸入せられたるラトヴィア商品
の價格より多きか或は少なきこと判明
せる場合は其の差額は次の半年に繰越
し同半年度中に於て平均せしめらるべ
し

第五條 本經濟協定は本日より通商條約
の全有効期間中效力を有す

ビルマニス ストモニヤコフ
ムンテルス ドウオライツキ
オゾリンス ロレンツ

最終議定書

第一條に付

一、ソヴェート聯邦代表部は本協定第一
條に基きラトヴィア國に於てソヴェー

ト聯邦が行ふべき買付中農産物は其の
五〇%を下らざるべきことを聲明す

二、ラタに依る支拂に代るべきラトヴィ
ア製工業品のソヴェート聯邦への輸出
に對するラトヴィア大藏省貨幣委員會
の不許可を以て本協定第一條に定むる
ソヴェート側のラトヴィアへの輸出と
ラトヴィア國よりソヴェート側へ輸入
との權衡を遵守せざりしことの理由と
なすことを得ず

三、ラトヴィア國へのソヴェート側輸出
とラトヴィア國よりのソヴェート側輸
入との差額は通商條約有効期間の各年
度末に於て何れの場合に於ても二十萬
ラタを超過すべからず契約國の一方が
條約を拒絶したる場合は當該年度末に
生じたる差額は通商條約の失效の日よ
り四ヶ月間に平均せらるべく其の二ヶ

月是最終半年度の商品取引額検査の爲
に他の二ヶ月は差額を平均ならしむる
爲に當てらるべし

第三條に付
締約國は税關に提出せられたる統計
算の根據となるべき送狀及其他書類檢
査の爲相互に援助を與ふべし

第四、本議定書は批准せらるべし本議定書
は批准交換の時より效力を發し右交換
は最も速かに里賀市に於て行はるべし
本議定書は前記のラトヴィア國及ソヴェ
ート聯邦間經濟協定の全有効期間中其の
效力を有す

一九三七年六月二十一日莫斯科市に於て
ラトヴィアイ語及露西亞語を以て二通作成
す

ムンテルス ポチヨムキン

ソ支不可侵條約

ソヴェート外務人民委員部は一九三七
年八月二十九日午後八時半、八月二十一
日南京に於て締結のソ支不可侵條約を發
表した。全文(露文譯)は次の如くであ
る。

ソ聯邦政府及中華民國政府は一般平和
の保持に貢獻し兩國の間に鞏固なる且恒
久的基礎に於て存在する友好關係を増進
し、且一九二八年八月二十七日巴里に於
て署名せられたる戰爭拋棄の條約に基

き、互に負擔せる義務を一層正確に確認
する希望に動かされ本條約を締結するに
決し、之が爲左の通り全權委員を任命せ
り。

ソ聯邦中央執行委員會
在中華民國特命全權大使
ドミトリ・ボゴモロフ
中華民國政府主席 外交部長
王 龍 惠

右委員は良好妥當と認められたる各自の
全權委任狀を交換したる後左の通り協定
せり。

第一條 兩締約國は兩國が國際紛争解決
の爲戰爭に訴ふることを否認すること
及相互の關係に於て國策の具としての
戰爭を拋棄することを嚴肅に確認し、
且右義務の結果として兩國は相互に相
手國に對し單獨に又は一箇若くは數箇
の第三國と協同して攻撃を爲さざるこ
とを約す

第二條 兩締約國の一方が一箇若くは數
箇の第三國より攻撃を受くる場合は、
他の一方は直接にも間接にも全紛争期

間、互に負擔せる義務を一層正確に確認
する希望に動かされ本條約を締結するに
決し、之が爲左の通り全權委員を任命せ
り。

ソ聯邦中央執行委員會
在中華民國特命全權大使
ドミトリ・ボゴモロフ
中華民國政府主席 外交部長
王 龍 惠

間右一箇若くは數箇の第三國に對し何等の援助を與へざること、並に一箇若くは數箇の侵略國が攻撃を受けたる締約國の爲に不利に利用することあるべき何等の行動若くは協定を爲さざることとを約す

第三條 本條約の義務は本條約效力發生迄に兩締約國に依り署名せられ且締結せられたる兩國間及多數國間の諸條約若くは協定より生ずる兩締約國の權利及義務を侵し又は變更するが如く解釋せられざるべし

第四條 本條約は英文を以て二通を作成す、本條約は前記委員に依りて署名の日より效力を發生し五箇年の間效力を有す

兩締約國は右期限滿了六ヶ月前他方に對し條約の效力を廢棄するの希望を通告することを得、締約國の何れもが適時に右の通告を爲さざる場合は條約は最初の期限滿了後二ヶ年の間自動的に延長せられたるものと認めらるべし、締約國の何れもが二ヶ年の期限滿了六

ヶ月前條約廢棄の希望を他方に通告せざるときは本條約は更に二ヶ年間效力を有す、以後亦之に準ず
右證據として兩全權委員は本條約に署名調印せり
一九三七年八月二十一日南京に於て之を作成す

ボゴモロフ
王 龍 惠

國民政府の聲明書

八月二十九日國民政府外交部はソ支不可侵條約テキストを公表すると共に聲明書を發表し、

本條約は太平洋諸國間に不侵略の相互保障を爲し以て集團的安全を保障する爲の行爲である、ソ支兩國は本條約に於て不戰條約を確認せし次第であるが、本條約の條項は極めて簡單消極的で、單に不侵略の相互保障及侵略國に對する不援助に依り平和を維持せんとするものに外ならぬ、過去十年間各國間に多數の不侵略條約締結され、時には政治的理想を異にする場合にも締結

ソ聯邦と國際條約

ソ聯邦政府が帝政露國の締結した條約を全般的に廢棄したか否かは大なる問題で、國際法學の通説としてはソ聯邦は同一領土同一國民に依りて成立して居る國家であるから新國家でない。唯帝制露國の政治組織の變更であるから新政府として承認せらるゝのみで前政府の國際權利義務は當然引繼ぐ可きものとされ、條約も前政治組織其の物に關せざる限り當然引繼を要するものであるが、ソヴェート

國際法學は前政治組織と現政治組織とは一般に看らるゝ元首の變更の如き純法律的關係のものに非ずして經濟的社會的根

本組織の變更であるから前政府とソ政府とは全く權利義務の關係を有したいものとしてゐる。而して、ソ政府側の立場より見て廢棄し度い場合勝手に廢棄し全部的に又は部分的に承認し度き場合勝手に承認し得ることとなり自由なる立場を採つてゐる。ソ政府が我國との條約に於てポーツマス條約の效力を認めたと又米國に對しクレヂットの條件附を以て國債の償還に應じやうとしてゐる如きは明にソ聯邦にとつて國際義務の無意義でないことを證明してゐる。

外交代表に關する規定

一九一八年六月四日公布人民委員會會議命令(一四一八年法令第三十九號第五〇五項)第一項外交代表者の階級を廢止し之を露西亞社會主義聯邦ソヴェート共和國全權代表と命名するの件を増加し、(一九二一年五月二十六日人民委員會會議

決定)(一九二一年法令第四十九號第二百六十一項)勞農政府在外公館に關する一般規定を追加するため全露中央執行委員會及人民委員會は左の通り決定。

第一條 外國政府並に同盟ソヴェート共和國政府に派遣する勞農政府全權代表の任免は全露中央執行委員會幹部會の決定に依る
第二條 全權代表の信任狀及び解任狀は全露中央執行委員會議長及書記官之に署名し外務人民委員之に副署す
第三條 第一條に記載せる以外の首席代表、委員、特使並に各種の國際條約及び協約締結の爲派遣せらるゝ全權委員の任免は人民委員會會議の決定に依る

第四條 第三條記載の代表及び委員の信任狀及解任狀並に委任狀は人民委員會議長之に署名し外務人民委員之に副署す
第五條 左記は外務部に於て任命す
(イ) 全權代表の不在中又は其の召還後後任全權代表の任命さるゝ迄の期間之を代表する全權代理
(ロ) 勞農政府の締結せる契約實施の爲設

置せらるゝ國際混合委員會の委員長
(ハ) 全權代表及び其他の外交委員使節の隨員たる參事官書記官及び官補又は國際混合委員會委員

第六條 陸海軍武官及其の補佐官は外務人民委員と協議の上共和國革命軍事會議之を任命す
第七條 第五條及第六條に記載したる者に對する委任狀又は命令書は外務部之を發給す
第八條 勞農政府在外公館に關する一般規定第十五條に依り任命せらるゝ總領事、領事、副領事及び領事代理は外務人民委員の署名ある領事旅券の發給を受く

第九條 勞農政府在外公館に關する一般規定第十九條に依り任命せらるゝ外國貿易部の委員及役員は外國貿易人民委員の署名し外務人民委員の查證せる委員狀の發給を受く
全露中央執行委員會委員長
エム・カリーニン
人民委員會會議々長代理

アー・ツュールバ
全露中央執行委員書記官
アー・エヌキゼ

モスクワ一九二二年一月二十四日

米大統領の對日演説 とソ聯紙

一九三七年十月八日のモスクワ諸新聞は米大統領の五日シカゴ演説に對する各國輿論、聯盟決議に對する六日米國務長官聲明を特報したがイズヴェスチヤ紙はルーズベルト大統領の演説と題する某氏の論説を掲げ、先づ卓越剛健なる政治家の演説なりとて讃辭を述べた後、米大統領は侵略諸國の横行が世界各國に取り如何なる脅威なるかを認識してゐる。ル氏演説中にはソヴェート外交が終始一貫主張せる思想及原則を包含すると「戦争は傳染病なり」云々の一説を引用し、是れリトウイフ氏の提唱せる平和不可分の原則に對する完全なる同意である。斯かる悪疫が今や世界の安寧を脅威しつゝ

ある事態に對し、ル氏は現下の情勢上中立政策の實行不可能にして戦争を防止すること能はざるを悟つてゐるが是れは重大結論である。ル氏が斯かる聲明をしたことは、政策の變更を要求する米國輿論の傾向増大しつゝあることを語るものである。而して右聲明の適用には、米國の内政上、國際政治上幾多の困難あり、ル氏は侵略の防疫の必要を説いてゐるが、效果的防疫の爲には或國々が議論を棄て實行に移ることが必要である。ル氏の演説は此の意味に於て大なる一步であるが、更に進んだ措置が執られるか否かは將來に俟たねばならぬ。唯不法犯罪的なる侵略に對し、實際的集團的對抗措置を執ること、ソ聯邦より萬腔の支持を受けること勿論であると論じてゐる。

「ブラヴ紙も『米國は侵略を難す』と題するウイクトロフの論説を掲げ、略ぼ前記の趣旨を述べた後、大統領の演説を裏書した國務省聲明には侵略國を指名し、米國政府は支那に於ける日本の侵略を難すとあり、侵略諸國は彼等が他に印

象付けんと試みる程に恐しきものにあらず、平和を愛好する列國の集團的行爲に依りて之を抑制すること完全に可能なりと結んでゐる。尙聯盟及米大統領演説に對する米、英、佛に於ける重大なる反響振を以上演説の趣旨に引續いて報道してゐる。

反政府陰謀事件

三大陰謀事件の内容

一九三四年十二月レニングラード街頭においてソヴェート獨裁官スターリンの後繼者と目されてゐたキーロフが暗殺されて以來、ソ聯には相次いで重大な反政府陰謀事件が発生した、その一は一九三五年八月十九日モスクワの聯邦大審院軍事部に於て審理の結果八月二十四日銃殺されたジノヴィエフ、カメネフ、エフドキモフ以下十六名に關する所謂「合同本部事件」であり、その二は合同本部事件審理の結果、芋蔓式に暴露されたピヤタコフ、ソコロコフ以下十七名の「併行本部事件」である、これは一九三七年一月十九日に起訴され、二月一日ピヤタコフ以下十三名は銃殺された、その三はソ聯内のみならず世界に多大の衝動を與へた

反政府陰謀事件

トハチエフスキ元帥等の所謂「赤軍陰謀事件」である。これは一九三七年五月三十一日國防人民委員部第一次官の要職にあるガマルニツクが突如自殺してから間もなき六月十一日トハチエフスキ元帥以下赤軍首脳部八名はゲ・ペ・ウにより逮捕されたと思ふと翌十二日には銃殺されて終つた。此の赤軍陰謀事件を除く前記の二反政府陰謀事件はいづれも相互に連絡を有するものであるが、最後の事件は同じく反スターリン的ではあるが國軍至上主義に出發し前記二事件とはその内容を異にしてゐたが、ソ聯政府は一様に賣國行爲として嚴罰に處した。

此他「西部シベリヤ本部事件」なるものが二月發覺、イズヴェスチヤ主筆プハリリン、元英國大使ラコウスキイ、元聯邦人民委員會議長ルイコフ、「共產主義A

BC」の著者ブレオブラヂェンスキイ等數十名が逮捕起訴された事件がある、この事件は目下審理中でその内容は詳かでないが、前掲合同本部、併行本部事件と連絡あるものと云はれてゐる。

左に前記三大陰謀事件の各内容を紹介します。

一、合同本部事件

公訴状の内容

一九三四年十二月レニングラード街頭に於てソヴェート獨裁官スターリンの後繼者と目されてゐたキーロフが暗殺された事件に依つて暴露されたトロツキー、ジノヴィエフを中心とする反幹部陰謀事件は一年有半に亘る嚴密な取調の結果八月十九日其の公判がモスクワの聯邦大審院軍事部に於て行はれた。被告はジノヴィエフ、カメネフ、エフドキモフ以下十六名で公訴状の内容は次の通りである。
(一) キーロフが暗殺された當時に於ては事件調査機關も裁判所もジノヴィエフ一派の所謂「モスクワ・センター」及

びトロツキー一派の『地下團』が事件に如何なる役割を有してゐたかを確に突止める材料を持つてゐなかつたが、一九三六年トロツキー、ジノヴィエフ派に屬する各種のテロリスト團體の發覺に關聯して新たに發見された事情によりジノヴィエフ、カメネフ、エフドキモフ、バカエフ等はキーロフ暗殺の直接計畫者であり且つソヴェート聯邦共産黨並に政府要路者暗殺陰謀の計畫者たる事實が明白となつた。

(二) 一九三二年末トロツキー、ジノヴィエフ兩派は提携しジノヴィエフ派からジノヴィエフ、カメネフ、エフドキモフ、バカエフの四名、トロツキー派からスミルノフ、テルヅガニアン、ムラチコフスキーの三名合計七名を以て『共同中央部』を組織した。其の根本的目標は共産黨並にソヴェート政府首脳部に對するテロ行動にあつた。

(三) 此の時よりトロツキー、ジノヴィエフ兩派はトロツキーの直接指令に基き共産黨並にソヴェート政府首脳部に對するテロ行動の組織化に着手しスタ

リン、ウオロシロフ、カガノウイチ、キーロフ、オルジオニキーゼ、コシオール、ジダノフ、ポストウイシエフ其他の首脳部暗殺實行の爲め幾多のテロリスト團を組織した。其の一團がキーロフを暗殺したのである。

(四) 被告ジノヴィエフ、カメネフ、エフドキモフ、ムラチコフスキー、バカエフ等はいづれも其の陳述に於て反幹部プロツク結成の唯一の目的は如何なる犠牲を拂つても權力を把握するにあること、並に共産黨及びソヴェート政府首脳部に對するテロ計畫を此の目的を達成する爲の唯一の決定的手段として選んだことを證明してゐる。即ち被告ジノヴィエフは、トロツキー派及びジノヴィエフ派本部の主要目的がソヴェート共産黨幹部、就中先づスターリン、キーロフを暗殺するに在つた旨自白した。更にカメネフも本年七月二十三日の陳述に於て被告等が政權を獲得する唯一の途は、テロ行動を組織化し

スターリン以下ソ聯共産黨幹部を暗殺するに在るとの結論に到達し、一九三二年以來計畫に着手した旨自白した。更に被告エフドキモフは本年八月十日一味の機密計畫につき次の如く陳述した。

『ムラチコフスキー及びスミルノフはトロツキーの指令に基きトロツキー派及びジノヴィエフ派を糾合、テロ計畫の實施に着手するやう提議した。』次に被告スミルノフは本年八月五日の陳述に於て、一九三〇年被告がトロツキーの息子セドフとベルリンで會合した際セドフは共産黨及びソヴェート政府首脳部に對するテロ行動のみがソヴェートの一般情勢の變革を齎すべき旨を述べ、此のテロ政策は後一九三二年トロツキーより確認された旨陳述した。

(五) 以上各被告の自白によるも、トロツキー派、ジノヴィエフ派のプロツクがテロ手段に訴へ其の陰謀を全うせんとしたことは明白である。一味は其の

目的遂行のため共産黨及び政府に接近、表裏相反する偽購的態度によつて内部に喰入るやう試み、一面に於てはソ聯政府幹部暗殺の計畫を準備すると同時に他面では凡る方法を盡して如何にも黨部及び政府に忠誠なるが如くに装ひ、且つ過去の誤謬を清算してプロレタリア革命に精進するやうに見せかけた。

(六) 被告カメネフはスターリン暗殺後の計畫につき次の如く陳述した。『スターリン暗殺により黨幹部間に不安と混亂が生ずべく、之に乗じて我々に對し政權の委譲を要求する計畫であつた。其の際トロツキーが登場することとは自明のこととされて居た。』

(七) 被告ムラチコフスキーは其の陳述に於て一九三〇年スミルノフがトロツキーより指令接受後一味は先づスターリンを、次いでウオロシロフ、カガノヴィツチを暗殺する計畫であつた旨自白した。又被告ドライトセルは一九三四年トロツキーの子セドフを通じて

トロツキーの親書を接受したが、それには陰謀計畫につき次の通り記してあつたと陳述した。

(イ) 先づスターリン、ウオロシロフを暗殺せよ。
(ロ) 次に工作を軍隊の中樞組織内に擴張せよ。
(ハ) 戰爭勃發の場合は凡ゆる混亂に乗じて指導權の獲得に向つて邁進せよ。

(八) キーロフ暗殺事件に關聯してトロツキー派、ジノヴィエフ派に彈壓が加へられた後はトロツキー自らテロ行動續行の指導を行ひ、テロ團の再組織を圖つた。其のため國外就中ベルリンからモスクワへ向け多數の一味が派遣せられた。被告ヴァレンチン・オルベルグも其の一人で、同人はホンジュラス共和國の國民と記した旅券を所持してソ聯に入國したが、被告は其の旅券はドイツ警察との特別な關係を利用して得たと陳述してゐる。以上の事實はヴァレンチン・オルベルグの兄弟ポール・オルベルグも確認し

且つドイツ秘密警察が如何に一味に特別な便宜を與へてゐるかを陳述した。此の外テロ行動を目的として入國した者はベルマン・ユーリン以下多數に達し、いづれも其の陰謀を自白した。

(九) 被告フリッツ・デヴィツドは一九三二年トロツキーよりスターリン書記長暗殺の歴史的的重大任務を授けられ、被告ベルマン・ユーリンと共に第七回コミンテルン大會に於て暗殺計畫實行を決定したが、ユーリンは議場へ入れずデヴィツドは入場出来たが遂に目的を達しなかつた。

(一〇) テロリスト團の首魁は、モイセイ・ルリエであるが、同團は事實上ドイツのファシスト、フランツ・ヴァイツが組織した事實が判明した。
(一一) 以上の罪狀に照し、ジノヴィエフ、カメネフ、エフドキモフ、バカエフ、ムラチコフスキー、テルヅアガニヤン、スミルノフはロシア社會主義ソヴェート共和國刑法第五十八條第八項及び第十一項の罪に、ドライツエル、

ラインゴルド、ビツケル、ゴルツマン、
デーヴィド、オルベルグ、ユーリン、
モイセイ・ルリエ、ナタン・ルリエは
同刑法第十九條並に第五十八條第八項
並に第十一項の罪に該當す。

外國に在つて陰謀を指導したトロツキ
ー及び其の子セドフはソヴェート領内
に入つた場合には直ちに逮捕し聯邦大
審院軍事部に於て審理さるべし。
ポール・オルベルグ以下審理未了のも
のは以上とは分離して審問を行ふ。

反幹部派死刑

ソヴェート現幹部に對するテロ陰謀事
件被告十六名は、二十四日ソヴェート聯
邦大審院に於ける死刑宣告後、直ちに中
央執行委員會に對し救命訴願を提出した
が中央執行委員會幹部會は右訴願を却
下、ジノヴィエフ、カメネフ、エウドキ
モフ、バカエフ、ムラチコフスキー、テ
ル・ヴァガニヤン、スミルノフ、ドレイ
ツェル、ラインゴルド、ビケル、ゴリツ
マン、ダヴィド、オルベルグ、ベルマン、
ユリン、モイセイ・ルリエ、ナタン・ル

リエの十六名を二十五日銃殺刑に處し、
ゲルテク、グリーンベルグ、ガウエン、カレ
フクデミチエフ、コンスタント、マトリ
ン、オリベルグ・パウリ、ラヂン、サフ
オノフ、フアイヴィロウイテ、シュミツ
ド、エステルマン等十三名を審議續行の
必要から處刑は後廻しとし、トロツキ
父子はソ聯領内にて發見次第逮捕の上最
高裁判所軍事部の審理に附することとな
つた。

政府巨頭も關係

この事件の裁判進行中被告の證言によ
り本陰謀事件には既に自決した中央執行
委員候補トムスキーの外ラデツクをはじめ
め、ブハリン、ルイコフ、グラノフ、
ビアタコフ、セレブリヤコフ、ソコルニ
コフ等の巨頭が關係してゐることが判
明、事件は新展開を示すに至つた。ソヴ
エート聯邦大審院軍事部檢察官ヴィン
スキーは直ちに以上各氏の取調べを命令し
た。以上各氏の内セレブリヤコフ、ソコ
ルニコフ兩氏は既に罪證明白なりとし
て、起訴處分を受けた。パリ外交界の情

報によればラデツクはリトヴィノフ外務
人民委員が調停に力めた結果、スターリ
ン黨書記長も寛大な處置を講ずることを
納得し、目下病氣と稱し引籠つて居ると
言はれてゐる。
『イズヴェスチヤ』紙主筆ブハリン並
に郵電人民委員ルイコフは聯邦檢察局に
於て取調べを受けたが、九月九日午後
至り證據不十分で不起訴に決定した。

併行本部事件

キーロフ暗殺との關係

並行本部事件は、去る一九三四年十二
月のキーロフ暗殺事件に端を發し、翌年
一月の合同本部事件から昨年八月のジノ
ヴィエフ及カメネフの陰謀事件の暴露
となり、更に今回の並行本部事件にまで
發展したのであるが、遠く遡れば一九二
九年のトロツキー追放事件以前に由來し
て居るのである。

一九三四年十二月一日、ソヴェート聯
邦共産黨中央委員會政治局員兼聯邦中央
執行委員會幹部會委員として黨内に重き

合同本部事件との關係

然るに合同本部事件はその後ゲ・ペ・
ウの嚴重な追求によつて俄然再燃し、昨
年五月にトロツキー派及ジノヴィエフ派
の合同本部を中心として、上記のジノヴ
ィエフ、カメネフ、エヴドキモフ及バ
カエフの他にトロツキーの下で赤軍の參
謀長であつたムラチコフスキー、元中央
執行委員のスミルノフを初めとして、テ
ル・ヴァガニヤン、ドレイツェル、レイ
ンゴルド、ビツケル、ゴルツマン、ダヴ
ィド、オルベルグ、ベルマン・ユリン、
モイセイ・ルリエ、ナタン・ルリエ等十
六名が陰謀事件の關係者として起訴さ
れ、ソ聯邦最高裁判所軍事部の公判に附
せられた結果、ジノヴィエフ以下十六名
全部が死刑の宣告を受け八月二十四日銃
殺されたのであつた。なほトロツキー及
その子セドフはソ聯邦領内に於て發見次
第逮捕の上追訴されることゝなつた。

その他元職業組合書記長で國立出版所
長であつた黨中央委員候補トムスキーは
事件の發覺の當時に自殺し、また元外務

を爲し、スターリンの後繼者と稱せられ
レーニングラードの黨探題として光つて
ゐたキーロフが、レーニングラードのス
モルニー會館で暗殺された。そしてこの
事件からソヴェート政權の重要幹部に對
する組織的なテロ計畫が暴露し、レー
ングラード州で三十九名、モスクワ州で
三十二名が陰謀關係者として檢擧され、
十二月一日中央執行委員會に於て決定
公布された死刑即決令によつて處斷され
た。

キーロフ暗殺の犯人ニコラエフ以下一
味十四名は十二月二十九日公判に附され
た結果、同じく死刑即決令によつて全部
銃殺に處せられたのであつた。この事件
の内容は公訴狀にはキーロフ暗殺事件審
理の結果、舊ジノヴィエフ反對派の殘黨
が依然地下運動を続け、一味はレーニン
グラード本部なる結社を組織し、ソヴェ
ート政府首腦に對するテロ手段によつて
現政府を破壊し政府の方策を所謂ジノヴ
ィエフ・トロツキー綱領の精神に轉向さ
せようとした。而も一部諸外國からの武

反政府陰謀事件

力干渉並に武装援助を誘導すべきことを
期待し、被告ニコラエフはレーニングラ
ード本部の斡旋によつて再三レーニング
ラード駐割の某國領事を訪問し、武力援
助の様式に就て打合を遂げた。またソヴ
エート聯邦の事情に就き情報を同領事に
提供して運動資金として五千ルーブルを
受取つたと書かれてある。
然しキーロフ事件はこれだけでは納ま
らず、更にトロツキー派とジノヴィエフ
派の合同本部がモスクワに設けられて居
ることが發覺し、革命の元勳でありソ聯
邦政府の巨頭であるジノヴィエフ、カ
メネフ及元レーニングラードのゲ・ペ・ウ
支部長のエヴドキモフ、バカエフの四人
が檢擧され、キーロフ暗殺の犯人ニコエ
フが銃殺された二週間後の一九三五年一
月十五、六兩日に公判が行はれた結果、
何れも證據不十分で銃殺の極刑は免かれ
たが、ジノヴィエフは懲役十年、カメ
ネフは禁錮十年、エヴドキモフは禁錮八
年、バカエフは懲役八年の刑を宣言され
たのであつた。

人民委員代理で當時林業人民委員代理であつたソルニコフ、元國立銀行總裁ピヤタコフ、イズヴェスチヤの外報部長ラデツク、前聯邦人民委員會議長で現通信人民委員のルイコフ、イズヴェスチヤ主筆のプハリン、ジュルナルド・モスクワの主筆ラエフスキー、元労働人民委員ウグラノフ、元交通人民委員代理セラブリヤコフ等の多數も檢舉されたが、九月九日、プハリン及ルイコフは證據不十分で取調を打切つたといふことが發表され、また駐英武官ブウトナ大將も一時は連絡ありと睨まれたが嫌疑が晴れたのであつた。

この事件の内容は、ジノヴィエフ、カメネフ、エヴドキモフ、バカエフ等はキーロフ暗殺事件に對しては單なる政治的及道德的の責任は負ふが刑事上の責任は無いと法廷を欺いて言ひ逃れたのであつたが、事實は彼等こそはキーロフ暗殺の中心人物であつたのである。即ち一九三一年頃からトロツキーはスターリン、ヴォロシロフの暗殺、軍隊内に同志網

ケメロヴォ化學合同企業建設主任ノルキン、元ペルム鐵道従業員ツロク、元ゴルロフカ化學工場従業員プーシン、チェツコスロヴァキア人のグラシエ、元クヅネツ炭坑従業員ドロブニス、同アノルド、同ストロイロフ等である。

公判は二十三日から三十日に亘つて行はれ、外交團、外國新聞記者その他の傍聴を許した所謂公開の形式を以て開廷されたが、クニヤゼフ以下三名が夫々辯護士を附けただけで、他は辯護權を拋棄したのであつた。二十八日に聯邦檢事ヴィンスキの論告が行はれ、被告等を敵國と通謀して賣國の計畫を爲し、日本に對しては日米戦争の場合に石油を供給し、また日本の對支政策を妨害しないことを企てゝゐたと指摘して全部に對して死刑の求刑をしたのであつたが、三十日に判決が言ひ渡され、ピヤタコフ、セラブリヤコフ、ムラロフ、ドロブニス、リヴンツツ、ボクスラスキー、クニヤゼフ、ラタイチャク、ノルキン、シエストフ、ツロク、プーシン、グラシエの十

反政府陰謀事件

を作ることに及戦争の場合には敗北主義を採ること等の指令を與へ、その實行のためにはテロリストを聯邦領内に潜入せしめてゐたのであるが、一九三二年秋、政權獲得の目的の下に、ジノヴィエフ、カメネフ、エヴドキモフ、バカエフ等のジノヴィエフ派と、スミルノフ、テル・ヴァガニヤン、ムラチコフスキー等のトロツキー派との合同が行はれ、その合同本部指導の下に、スターリン、ヴォロシロフ、カガノウイツチ、キーロフ、オルジョニキゼ、ジュグノフ、コシオル、ボスツイシエフその他を暗殺するための特別テロ班を養成したのであつた。斯うした計畫の下に行はれたのがキーロフの暗殺であつたが、ジノヴィエフ、カメネフ等はキーロフに次いで上記の各要人の暗殺を行ひ、モスクワ及レーニングラードの兩市に於て同時に叛亂を起し、よつて國內を攪亂しその間に現政權を顛覆しようといふ陰謀を企てたのであると、公訴狀には書かれて居る。

三名は銃殺、ソルニコフ、ラデツクは、禁錮十年、アノルドは、懲役十年、ストロイロフは、懲役八年、トロツキー及その子セドフはソヴェト領内に歸つた場合には直ちに逮捕し聯邦最高裁判所軍事部の審理に附することが宣告されたのであつた。なほピヤタコフ以下十三名の銃殺は二月一日に執行されたと報ぜられて居る。

公訴狀によれば、ピヤタコフ以下の一味は、トロツキーの直接指導の下に並行本部を組織し反ソヴェト陰謀を企てた。即ち彼等は後方攪亂、テロ行為等の手段によつて外國の侵略を援助し、現政權を顛覆し、進んで資本主義を復活しようといふ計畫したもので、トロツキーは一九三五年十二月ラデツクに宛てた手紙に於て沿海州及黒龍州を日本に、またウクライナをドイツに讓渡し、或はまた日本に樺太の石油を與へ、日米戦争に際してこれを保障し、その他探金の利權を與へるの己むを得ないであらうと云つてをり、またクニヤゼフはその目的のために

併行本部事件の内容

而もなほ事件は底知れずに擴大し、合同本部事件は更に並行本部事件にまで發展したのである。即ちジノヴィエフ、カメネフ等の合同本部に並行して同じくトロツキーの指導の下に、反幹部派の別働隊が並行本部を設け、同じく反革命の陰謀を企てゝゐたといふ事件が暴露され、合同本部事件當時及その後檢舉されたピヤタコフ以下十七名が事件の關係者として、本年一月十九日に起訴され、聯邦最高裁判所軍事部に於て一月二十三日から公判が開かれたのである。

事件の關係者は合同本部事件で檢舉された上記のピヤタコフ、ソルニコフ、ラデツク、セラブリヤコフ及シベリアに於けるトロツキー派の首領ムラロフ、元ソヴェト鑛業駐獨代表シエストフ、元交通人民委員部次長リヴンツツ、元シベリア鐵道従業員ボグスラフスキー、元南ウラル鐵道局長クニヤゼフ、元重工業人民委員部化學工業局長ラタイチャク、元列車顛覆の事故を起したのみならず、日本の情報機關の手先となりHの直接指導によつて軍用列車の破壊、重要機密書類の供給に従事した事は被告自身の自白のみならずH發の二通の手紙及寫眞によつて立證されて居り、またソルニコフは外務人民委員代理の在職中に某國代表者との會談後、その代表者及大使館員が辭去するに際してこれを引留めて通譯等が立去つたのを好機として秘密會談を爲しトロツキーからその代表者某の本國政府に對して或種の提議をした旨を語つた事實があり、更にツロク及クニヤゼフは日本の諜報者H、U等の手先となりウラル、ペルム、ザバイカル、ウスリ、シベリヤ諸鐵道の動員力に關する情報を日本の情報機關に提供し、一方合計十五回に亘る鐵道事故を起し、日本諜報機關から三萬五千里ブルを受取つたといふ間諜行為並に黨政府要人特にモロトフの暗殺を計畫してゐたといふのが事件の内容である。

三、赤軍陰謀事件

ガマルニツク將軍の自殺

五月十日國防人民委員部第一次官のガマルニツクが罷免され、同じく第二次官のトハチエフスキー元帥が沿ヴォルガ軍管區司令官に左遷され、參謀總長エゴロフ元帥が次官に轉じ、シヤボシュニコフ大將が參謀總長に、ヤキール大將はレニングラード軍管區司令官に夫々轉任を命ぜられた旨が發表されたのであつた。

この赤軍首腦部の異動の中で、ガマルニツクは勞働者出身でありながら赤軍の總元締めとして、専ら赤軍の政治方面を擔任したのであつたが、並行本部事件の巨頭のビヤタコフとは革命以來の親友であつたのであり、またトハチエフスキーはトロツキー没落の當時にはトロツキー派と見られて居り、その後も兎角の風評があつたが、貴族出身の舊帝制時代の軍人ではあるが、今日では赤軍一流の用兵作戰家として獨佛等の各國からも認められ赤軍内に隆々たる聲望を持つてゐたの

であるから、この二人が罷免され、左遷されたのに對しては各方面とも相當注目してゐたのであつた。

ところへ五月三十一日ガマルニツクが突如として自殺を遂げたのであつたが、その自殺の原因として新聞紙に傳へられたところによれば、彼は或る陰謀事件に關して陰謀人との關係が暴露することを恐れた結果であるといふのであつた。ここに於て事件は只事ではなく何事か起るであらうといふ感じは誰れしもが持つたのであつた。

八將軍銃殺さる

ガマルニツクの自殺以來俄然赤軍首腦部の清掃説が傳へられ、ブリユツヘル、トハチエフスキー、ブジヨンスイの三元帥を初め、新參謀總長のシヤボシュニコフ、レニングラード軍管區司令官のウボレウイツチ、コーカサス軍管區司令官のレバンドフスキー、國防飛行科學協會長のエイデマンの各大將及前外務人民委員部次官のクレステンスキー、前大使のカラハン並にローゼンベルグ等が逮捕され

たといふ風説が各方面に擴まつたのであつた。

そのうちに六月九日、ブジヨンスイ元帥がモスコ軍管區司令官に任命されたのを初めとして、白露、レニングラード、コーカサス、沿ヴォルガ各軍管區司令官の更迭が發表され、トハチエフスキー元帥、ウボレウイツチ、ヤキール、レバンドフスキー及エイデマン等の各大將が罷免されたので、これ等の人々の逮捕説は眞實であると認められ、愈々赤軍の大清掃工作が開始されたことが明瞭となつたのであつた。

斯くて十一日には上記のトハチエフスキー元帥以下ヤキール、ウボレウイツチ、エイデマン各大將及フルンツェ陸軍大學校長のホルク大將、國防人民委員人事局長のフェリドマン、レニングラード軍管區副司令官のブリマコフ及元駐英武官のプトナの各大將の八人の赤軍最高首腦部がゲ・ペ・ウによつて逮捕せられ、豫審が終結して裁判に附せられたことが發表されたが、豫審の内容によれば、これ等

の赤軍首腦者は軍人として宣誓せる義務に違反し、祖國ソヴェト、國民及赤軍に對して叛逆を企てたものであり、且自殺したガマルニツクと共に、ソヴェト聯邦に對して敵對政策を執つて居る某外國（これはドイツを指すものであることが明らかである）の軍首腦部と通謀して、その軍事情報機關のために、赤軍の内部に關する情報を提供し、戰爭の場合に於ける赤軍の敗戦を準備し、且地主及資本家政權の復活を援助することを計畫してゐたものであつたといふのである。

トハチエフスキー元帥以下の八人の被告は、即日聯邦最高裁判所の特別裁判に附せられ、同裁判所軍事部長ウルイリフを議長とし、空軍部長のアルクスニス、ブジヨンスイ、ブリユツヘル兩元帥、參謀總長のシヤボシュニコフ、白露軍管區司令官のベロフ、レニングラード軍管區司令官のドイベンコ、コーカサス軍管區司令官のカシリン及第六騎兵軍團長のゴリヤチエフ等の各大將を委員とする秘密裁判に於て、一九三四年十二月一日附の死

反政府陰謀事件

刑即決令によつて何れも死刑を宣告され、翌十二日に銃殺に處せられたのである。

なほ國防人民委員のウオロシロフは十二日に布告を發して、本件は内務人民委員部の摘發に基くものであると述べ、ガマルニツク及トハチエフスキー等の罪狀を列擧し、就中ウクライナを他國に讓渡し、ソヴェト聯邦を分裂させようとする圖つたと指摘し、更に赤軍は依然ソヴェト權力の忠實なる守護者でなければならぬ、これがために肅軍自警を斷行し以て赤軍を益々強化しなければならぬ旨を強調したのである。

赤軍清掃の動機

今度の肅軍工作は、外國と通謀して賣國叛逆を企てた罪狀によつてトハチエフスキー以下の八將軍は銃殺の極刑に處したのであると發表されて居るが、それは全く表面の理由で、眞の原因、眞の動機は裏に深く潜んで居ると見られて居るのであるが、各國の新聞等に現れたところを綜合すれば、第一にスターリン政權の

獨裁強化策であるといふ觀測は何れも一致して居る。元來赤軍はソヴェト革命の擁護者として生まれたのであつたが、その後赤軍が全ソヴェト聯邦の國防を擔任させられるに至つて、その内容が量的に非常な擴大を見て、今日では世界一の陸軍、世界一の空軍を誇り得るに至ると共に、また質的にも驚くべき程の機械化が行はれ、共產黨の指導下に在る赤軍から全ソヴェト聯邦の國軍へと成長したのであるから、この點で國軍至上主義を執る赤軍首腦部にトハチエフスキー元帥と共產黨中心主義のスターリンとは深刻な對立を見るに至つたのであつた。而もトハチエフスキーの勢力はウオロシロフを凌ぎスターリンと肩を比べるに至つたので、スターリンが彼を倒す決心をしたのであるとの説もある。

曩に合同本部事件及並行本部事件等によつて、共產黨の内部及産業部門に於ける反スターリン派を掃してその獨裁を強化して來たスターリンとしては、愈々最後の段階として赤軍部内の清掃工作を

斷行した譯であるが、恰も明年一月より第三次五ヶ年計畫に着手することが決定したので、この第三次五ヶ年計畫の著手を控へて赤軍の大清掃を行つたことは相當意味のあること、想像される。即ち赤軍の肅正によつて赤軍部内の反スターリン派を一掃して第三次五ヶ年計畫の實行を容易ならしめようと企てたのであるとも見られたのである。

なほスターリンが赤軍部内に聲望あるトハチエフスキー元帥を先づ血祭りに上げて、この大清掃に著手したのであるは、一つはこれ程のことをやつても大丈夫であるといふ自信の程を示して、その威信を國民に知らしめたのであるが、それには十分な確信と準備とだあつたのだといふことを窺ふことが出来るのである。これ即ち今度の肅軍工作で赤軍の指導者として優秀なトハチエフスキー元帥を初めその他の多くの人々を血祭りに上げたとしても、それによつて赤軍は崩壊し或は強められるといふ想像は當らないところで、これがため却てスターリンの

獨裁は強化され、赤軍の統制が一元化されて、赤軍の實力には何等の變化がないであらうといふ警戒的な観測が行はれる所謂である。事實、赤軍の部内に多少の動搖は起るであらうが、革命以來、永い間停滞してゐた赤軍幹部の人事が、今回の肅軍の結果として異動が行はれることになるのであるから、却て赤軍の部内に一脈の新しい空気を吹き込んだことにもなるのである。何れにせよ今日の情勢では對赤軍清掃工作はスターリンの計畫通りに進められ、彼は豫期されたやうな收穫を収めるであらう。

なほ今度のトハチエフスキー元帥以下の陰謀事件が、過去に於ける事件のやうにトロツキー派の指導によつたものとは發表されなかつた。これは從來の合同本部乃至並行本部事件と異なる點であるが、某外國と通謀したと稱して居る點は、合同本部事件にはドイツとラトヴィアが關係ありとし、並行本部事件では日本とドイツを引き合ひに出して居ると同様で、これは獨裁政治のソヴェートのこと

とて、總て斷定的に高壓的に斷行して民衆に批判の餘地を與へないために、最も都合のよい賣國的叛逆行爲を取り上げたのだと見られて居る。

各國新聞の反響

一、英國紙

前ソ聯國防人民委員部長トハチエフスキー元帥以下赤軍首脳部に對する斷罪事件に關し、倫敦各紙は夫々「モスクワ」又は「リガ」通信を載せ、殊に六月九日以來、俄然大々的に報道し、特に自由、労働兩系統新聞紙はソ聯に對する非難の社説を掲げた。主要紙論調左の如し。

△倫敦タイムズ(六月十三日)「昨日の英雄」スターリン氏の恐怖政治は、今や赤軍首脳者の秘密處刑と進展した。事態は未だ峠を越したとは見えぬが、之に依り世界の目に映するスターリン氏は以前に比し更に若干馬鹿氣な者となり、ソ聯は今迄より聊か凄味を減したと共に、スターリン氏もソ聯も益々了解困難なものとなつた。ス氏の地位は

明かに變態的であり、其の途徹もない猜疑心を抑へぬ限り早晚現在仲の好いウオロシロフ元帥との間も變になつたり、或は何れか他を始末するに至るかも知れぬ。獨探として銃殺された人物の殆ど全部が反獨的だつたことは周知の事實で、裁判は形式に過ぎず。又それが空前の速度に行はれたことは特筆に値する。最近のソ聯はファツシズム及資本主義の間諜で一杯だと言はれるが、入國居住等に關するソ聯當局の監視は嚴重を極め、假に彼等將軍連が名譽や良心を持合はせぬとした所で、彼等は他國乃至獨逸側と通謀することが如何に危険なるかは承知して居た筈だ。ソ聯當局が彼等の罪狀を公表せぬのも異とするに足らぬ。赤軍は其の指導者等が自己の地位維持の爲自棄的な手段に驅られ、或は赤軍が(形勢の)主人とでもなれば歐亞共に影響されずには濟まぬ。斯る緊急事態は未だ逼迫しては居まいが、今後のことは何とも言へない。何れにせよ全ソ聯國民

反政府陰謀事件

の敬愛する赤軍に對して無責任な干渉をするのは火弄りすると同様である。△デリー・ヘラルド(六月十三日)ソ聯以外の世界、殊に民主國輿論に取つて今回の様を迅速な裁判及處刑振は戦慄を禁ぜざるのみならず不可解である。ソ聯に存する一切の美點は恐怖時代の暗雲に蔽はれつゝある。斯る危険且醜惡な獨裁に英國社會主義は常に反對する。

二、米國紙

△紐育ヘラルド・トリビューン(六月十三日)「赤軍の肅正」獨逸との關係は此の際問題の重點ではない。若し八名の將軍がスターリン書記長をソ聯邦に無用のものと思惟し、右見解を傳播しつゝあつたとすれば、以上の思想は將來も存続しよう。重要なのは此の點である。今度の處置に付ては赤軍から重大な反動が起らぬとも限らぬ。

△クリスチャン・サイエンス・モニター(六月十四日)「銃殺隊に依る統治」事件の原因は、外國のファシストの爲に

遣つたと言ふより寧ろ純粹なマルキシズムがソ聯邦に於て漸次廢されて行くことに不滿を抱いた爲と見るのが一番眞相に近い。由來奴隸の地位にある人民を救ふを以て眼目とした政府は、今やハイアラキー(階級制)政治と化し、自己の政權擁護に大童である。壓制を除かうとしたレーニンの期待は外れ、壓制は壓制を呼び、恐怖は更に恐怖を齎し、之に基礎を置く政府は終に根底を脅されるに至るであらう。

△紐育サン(六月十四日)「露西亞に崩壊起るか」赤軍が評判程優秀な軍隊だとは思はなかつたが、部内が腐敗し且腐敗が之程永く分らずに居ようとは何人も想像外であつた。今度の事件は解釋の如何に拘らず、露西亞が最怖れて居る二大國を力附けるに相違ない。

△ポスト・トランスクリプト(六月十四日)「恐怖政治」事實は判明しないが、若し何等か計畫が行はれて居たとしたら、外國關係ではなくてスターリン書記長に對する計畫であらう。獨裁政

治たる以上斯る陰謀發生は免れない。恐怖はクレムリン宮殿のみならず全國に漲つて居る。佛蘭西革命當時ロベスピエールが倒された様に、露西亞に於てもスターリン書記長暗殺を企てる様な心理状態が現はれよう。

△紐育タイムス(六月十四日)「赤軍」トハチエフスキー元帥は優秀な軍政家で、「非政治的愛國軍隊」を深く信じ、本職の軍人に依らず政治家の手で支配されたことは如何なる軍隊でも堪えぬ所と考へて居た。同元帥は軍制を改革し、其の結果會て嘲笑的だつた所謂ブルジョアの階級の徽章、稱號は復活され、軍紀は肅正され、軍の統制は職業的政治家の手から職業的軍人の手に移つた。赤軍の威信は之より國內的にも國際的にも恐らく事實以上に高まつた。然るに五月十一日に元帥は免職され同時に赤軍内の政治主義は復活され、又全國十三の各軍區は何れも平民より成る軍事委員會の統制する所となつた。元帥の銃殺及夫れに伴ふ軍事

勢力に代る政治勢力の復活は、赤軍に取り量り知れぬ面子の失墜であり、ト元帥の作上げた軍事的威信を著しく損傷するものである。

三、佛 國 紙

トハチエフスキー元帥等赤軍の將星八名の捕縛處刑に關し、巴里新聞界はハヴアス、タス兩社の通信を初め莫斯科特派員の通信、倫敦電報を連日掲載して居るが、大體今回の事件をソヴェート聯邦内に重大な混亂が存在する證左と斷定、カラハン元支那大使、クレステンスキー元獨逸大使並にローゼンベルグ元西班牙大使等多數が新に逮捕された旨を報道された旨を報道して居る。特に赤軍將星の處刑に付ては、是等將星が從來最も忠實なソヴェート體制擁護者だつた事實に徴し、ソヴェート聯邦の國際的權威を毀損すること甚大と看做し、佛ソ兩國間の關係を軍事同盟迄發展させることが危険な所以を指摘して居る。唯エコ・ド・パリ紙とオルドル紙とは、獨逸反對の見地からスターリン黨書記長を中心とする獨裁

政權の確立を希望して居る。更にソヴェート政府が十五日遂に國境を閉鎖したとも傳へられて居る。主なる論調左の通り△「ウーブル」問題の將軍連が軍事上の機密を獨逸政府に供給して居たのが事實なら、歐洲戰爭勃發の場合赤軍の戰鬥能力及抵抗力を疑問とせざるを得ない。莫斯科は今回の裏切事件が、佛蘭西政界及軍部に如何なる衝動を與へたかを知らねばならぬ。佛蘭西政府はソヴェート政府と相互援助協定を締結したが、赤軍の首腦がスターリン黨書記長への反感又は他の理由から、獨逸政府の手先となる様では相互援助は何の役にも立たない、チエツコスロヴァキア政府に取つても同様だ。莫斯科は佛蘭西國內にもチエツコスロヴァキア國內にもソヴェート政府との相互援助協定に反對があることを知つて居る筈だ。

△「レパブリック」トハチエフスキー元帥がスターリン氏の言ふ如く獨逸政府の間諜ならば、佛蘭西政府は斯く腐敗したソヴェート政府の盟邦たるを得な

い。スターリン氏の言明が偽で今回の處刑が獨裁官の野心を逞しくする爲の陰謀なら、佛蘭西政府はイワン雷帝式の專制國の盟邦たることは出来ない。佛蘭西參謀本部は最近ソヴェート聯邦に對する態度を變更した。スターリン氏は仲間を抹殺することに依り同時に佛ソ兩國間の軍事協定をも殺した。

△「タン」ソヴェート聯邦に深刻な政治的混亂があり、首腦分子の間に激烈な鬭争があることは事實だ。スターリン黨書記長は依然權力の地位に立つて居るが、左右に敵を控へ何時如何なる事件の爲失脚するかも知れない情勢だ。凡て此の獨裁政治が結局軍部勢力の優越に歸着するのは必至の現象だが、ソヴェート體制が軍首腦の間に最強の反對分子を見出すことは、ソヴェート聯邦の對内、對外發展上頗る不安を禁じ得ない。二十年を経て共產主義は莫斯科に確立されるに至らず。今尙一般民衆を制御する爲血腥い專制君主流の手段に出てざるを得ない以上の斷定は、

反政府陰謀事件

即ち民主主義の否定たるソヴェート體制の自殺である。

△「エコ・ド・パリ」(ヘルテイナツクス署名)ソヴェート聯邦には共產主義の理想から離れて獨裁政治が樹立されるに至つた。日和見主義者スターリン黨書記長の執政十年の業績は餘り芳しくない。重工業は發達したか輕工業は遅れ農業政策は完全に失敗した。平時にはソヴェート體制は維持され様が、一旦戰爭が起る場合現體制が維持されるか否かは疑問だ。赤軍首腦の處刑は外交政策に付政府部内に深刻な暗闘が伏在して居る證據である。トハチエフスキー元帥は獨逸親善論者だが、元獨逸大使クレヂンスキー氏も捕縛されたと傳へられる。ソヴェート聯邦には獨逸を敵とするは、即ち自國の存亡を賭する所以として、獨ソ兩國の和解を有利とする主張が可成り多い。スターリン書記長及ワラシラフ國防人民委員の勢力が衰退して、一人の反動主義者に讓歩するが如きことがない様希望する。

△「オルドル」(エミール・ビユレ署名)ソヴェート政府の政治的色彩の如何を問はず、佛ソ兩國間の同盟は地理的關係上正に至上命令である、ソヴェート聯邦に處刑事件が續發するのは、獨逸との關係に付ソヴェート政府に期待する所多い。佛蘭西國民として寔に不安に堪えないが、僅か二十年間に封建主義から社會主義に飛躍したソヴェート革命の確立の爲には、敢て意とするに足らぬ。革命の成果を救ふ爲にはスターリン黨書記長も亦息抜きを叫ばざるを得まい。

△「ユマニテ」ヒットラー總統と裏切者トロツキースト等と手を握り、世界平和の防壁たるソヴェート聯邦を倒壊しようとの陰謀に参加した者共を、周到な警戒に依り事前に殲滅したボルシェヴィキ黨中央委員會及同志黨員に佛蘭西勤勞階級の深甚な感謝を捧ぐ。△「フィゴロ」(ウラルジミール・ドルメツソン署名)佛蘭西共產黨が斯る宣言を發表して、凡ゆる佛蘭西人の理性と

感情を傷つける所以は、同黨が眞實莫斯科の同僚と化して居るからに他ならぬ。果して然らば莫斯科は何故に國內で共産主義を撲滅し乍ら佛蘭西國內で共産主義を助長するのか、又佛蘭西政府は何日迄共産黨が政府黨たることを許すのか、以上の二點に付ては再思三省せねばならぬ。

四、波蘭紙

△ガゼタ・ポルスカ(十二日)トハチエフスキー元帥其の他の裁判もモスクワ裁判及ゲ・ベ・ウ革正の同様の基礎を有し、同罪の背後にはスターリンとスターリンの意思を盲目的に遂行することとに同意せず、又は同意し得ざる黨首腦部有力者達との間の政略問題が伏在し居り、右兩社の政見の相違は共産主義問題に觸るゝものでなく、單にレーニンの計畫實現方法に關する意見の相違である。故にタス通信社發表に所謂反ソ工作の如きは何の關聯もなきことである。他方又スターリンの軍部壓迫説も何の關係もなく問題は、單に世界

革命遂行方法に於てスターリンと意見を異にする黨員にして、古參過激派として黨の名の下に毀譽褒貶を度外視して、凡ゆる工作を決行するが如き者を排除せんとするにある。

五、支那紙

ソ聯邦赤軍首腦部の處刑及政府要職の逮捕事件に關し、上海各英、漢字紙は何れも大見出も附し之を特報し、一般も亦驚異の眼を以て之を見て居るが、十四日十六日の時事新報、十六日のチャイナ・プレス並に十七日の大公報は論説を掲げ、赤軍首腦部の處刑はソ聯邦の政治的危機の窮迫を物語るものにして(時事新報)逮捕處刑は今後も尙行はるべしと考へらるるが、斯の如き大規模なる政敵の處刑は多年孔子の思想に養はれた支那人の心理には受入れられない所で嫌惡の情を禁じ得ぬ。スターリンの地位は或は強化せらるべきも、同時にスターリンは政友を失ふこととなり、茲に現政權に對する脅威潛み居れりと論じて居るのに反し、大公報のみは今次の事件は國際的に

微妙なる影響は免れ難かるべきも、事件後秩序は保たれ民衆は政府を支持して居るから、ソ聯邦の對外信用は或は増助すへし、吾人はソ聯邦民衆の好惡を好惡となし其の和平進歩を願ふものなり云々と論じ同情の意を表して居る。

ソ聯檢舉日誌

キーロフ事件より赤軍事件

スターリン政權強化のため開始されたソ聯の國內異分子掃蕩工作は、キーロフ事件に始まつて、ジノヴィエフ、カメネフ事件で促進され、ビヤタコフ、ラデツク等の並行本部事件で本格的となつた、かくてエジヨフがゲ・ベ・ウ長官としてその辣腕を揮ふことになつてソ聯全土は物凄じばかりの檢舉嵐が吹きまくり最後に一敵國の觀のあつた赤軍の城砦にメスを突込むに至つて頂上に達した。こゝにキーロフ事件から赤軍幹部處刑に至る迄のソ聯邦の日誌を紹介する。

一九三四年

十二月一日レニングラード黨支部長セ

ルゲー・キーロフ暗殺さる

十二月二日ニコロエフ以下反革命分子

大量の檢舉、キーロフ條令を公布す

十二月二十八日ソ聯最高法院キーロフ

暗殺事件の宣告を發表す

一九三五年

一月十五日ジノヴィエフ、カメネフ兩

反革命運動罪狀發表

一月十八日反幹部派に屬する操縦士の

接觸に依つてゴールキー號墜落爆破

八月二十一日第七回コミンテルン大會

開く

九月二十五日第六回國際共青同盟世界

大會開く

十一月二十一日第二回スタハリノフ運

動全國大會

十二月十八日シベリヤ鐵道複線工事完

成

一九三六年

二月三日トハチエフスキー將軍英國海

軍省訪問

二月七日シベリヤ鐵道の軍事化指令

六月十一日ソ聯新憲法草案發表

反政府陰謀事件

八月十九日トロツキー、ジノヴィエフ

反革命本部事件公判開始

八月二十四日ジノヴィエフ、カメネフ

以下十六名に死刑宣告

八月二十九日トロツキー追放をノール

ウエー政府に要求

十一月二十二日ケメローウオ炭坑反革

陰謀事件判決、九名銃殺

十二月五日第八回全聯邦ソヴェート大

會で新憲法採擇

十二月八日軍需工業省新設

一九三七年

一月八日ラデツク、ソコロニコフ、

ビヤタコフ、セレブリヤコフ等反革陰

謀の廉で起訴決定

一月二十三日並行本部事件の公判開廷

一月三十日並行本部事件の十七名に判

決

二月一日ビヤタコフ、セレブリヤコフ

以下十三名銃殺、ソコロニコフ、ラ

デツク各十月の禁錮

二月六日第三次西部シベリヤ本部事件

暴露ブハリリン、ルイコフ、ブレオブ

ラヂエンスキー等の檢舉起訴説傳へら

る

二月六日エジヨフ内務人民委員に就任

す

二月七日スターリン對赤軍反目風説傳

はり、ブラウダ紙否定す

二月二十五日ソ聯内ドイツ人五十四名

の逮捕事件にドイツ大使抗議す

三月三日全聯邦共産黨中央委員會總會

でスターリン氏肅黨十二ヶ條を指示

三月五日ブハリリン、ルイコフ兩氏の

黨籍除名發表さる

四月四日前内務人民委員ヤゴド氏逮

捕審理開始

四月十一日國營農場穀物家畜人民委員

モイセイ・カルマノウイツ氏罷免

四月十九日ヤゴド氏の審理進行に伴

ひゲ・ベ・ウ財政部長ルリエ、ゲ・ベ・ウ

懲戒裁判所檢事フエドマン、流刑所主

任ボグレビンスキー、ヤゴド夫人ア

ウエルバツハ女史、その他連累者三百

名逮捕さる

四月二十日モスクワ小劇場支配人リヤ

ドフ氏スターリン暗殺陰謀で逮捕さる
四月二十二日ソヴェート作家聯盟書記
長アウエルパツハ、教育人民委員部文
藝委員ボリス・シュタイゲル等罷免さ
る

五月十一日赤軍幹部異動發令あり、國
防人民委員部次長トハチエフスキー元
帥はヴォルガ軍管區司令官に左遷、參
謀總長エゴロフ元帥が國防次長に、シ
ヤボシニコフ大將が參謀總長に、ヤ
キール大將がレニングラード軍管區司
令官に各々任命さる

五月十三日ソヴェート體制法律研究所
長兼司法部次長エウゲニー・パシユカ
ニス教授罷免

五月十六日ソヴェート藝苑の巨匠ウラ
ジミル・キルシヨン、アレクサンダー・
アフィノゲエフ、レルヴィチ・ヴォ
ロンスキー氏等作家聯盟基金費消費で
告發さる

五月十七日赤軍新軍事會議條令發表
五月二十日アムール鐵道從業員アウエ
ルパツハを首謀とする間諜團四十四名

(婦人一名)銃殺さる
五月二十二日コーカサス地方にも鐵道
破壊陰謀事件發覺し、インディヴァン
ニ、デイアバ、カプタラトーズ等首謀
者檢擧さる

五月二十五日ウスリー鐵道從業員十一
名破壊工作の爲死刑となる
五月二十七日共產黨青年同盟指導部に
手入れ、五十餘名逮捕さる
六月一日赤軍最高政治コミツサルのガ
マルニク大將自殺す

六月九日赤軍幹部再度の異動發令さ
る、極東方面でワレイキス黨書記長の
爲告發されたもの、石炭トラスト極東
運輸部主任コーチン、スーチヤン炭坑
主任コムロフ、木材トラスト主任フリ
ート、木材トラスト副主任ゲルビク、地
方企畫委員會副主任ペトケウツチ、
カムチャツカ開發トラスト主任ウエデ
ンスキー、極東鐵道會社理事アダムモ
ウツチ、新設バム鐵道副主任レンベル
グ

六月十日赤軍幹部陰謀事件を公表、即
として立働き、後繼者を以て自他共に許
してゐた、セルゲイ・キエロフが一九三
四年十二月一日、レニングラードで突如
暗殺されて以來、ソ聯檢察陣の大活動と
なり、國內異分子檢擧の手は嚴重に張ら
れ大肅清工作が行はれ、一九三六年に合
同本部事件に次いで一九三七年の竝行本
部事件が發覺され、全聯邦は檢察テロの
嵐に捲き込まれ、勞農無産革命の元老た
るジノヴィエフ、カメネフ等を始めビ
ヤタコフ、セレブリヤコフ等の幹部につ
いで多數人士がトロツキスト或は獨逸の
スパイ等の名目で逮捕され、銃殺された
が、肅清は赤軍の頭上に及び一九三七年
二月ゲ・ベ・ウ長官ヤゴダの失脚後、
スターリンの片腕と頼むエジヨーフが後
任に就任するや、トハチエフスキー元帥
以下八將官其他、幹部級の多數者の檢擧
を見るに至つた。

イド・スターン、外務人民委員部東洋
部長ツケルマン、外務人民委員部情
報部長ミローノフ氏等の檢擧報ぜら
る。トハチエフスキー事件關連者とし
て、前コーカサス軍管區司令ルワンド
フスキー、モスクワ軍管區副司令ゴブ
カチョフ、國防人民委員部外交部長ヘ
ツケル將軍等の逮捕説傳へらる
六月十六日白露共和國中央執行委員會
議長チエリビヤコフ氏自殺す、白露共
和國人民委員會議長ニコライ・ゴロデ
ツド氏外黨領袖連四十五名逮捕さる
オルジョニキーゼ市において黨員五千
三百六十名の大量黨籍除名處分、ロス
トフ市において黨支部長コロリチンの
自殺、黨員三十餘名の逮捕、ソ聯農業
人民委員部次長フェオドル・ツイルコ
フ、白露農業人民委員カシミル・ベネ
ツク氏等の罷免、ゴスプラン中央統計
局長ストミリンの罷免

是等肅清の名の下に逮捕され、銃殺に
處せられた知名の士は公表されたものゝ
みでも左の如く多數に上つてゐる。

肅清工作の犠牲者
ソ聯邦の獨裁官スターリン首領の片腕
反政府陰謀事件

特別軍事公判廷で審理開始、檢擧さ
れた赤軍幹部トハチエフスキー、ヤキ
ール、ウボレーウイツチ、エーデマン、
フェルドマン、ブートナ、コルク、ブ
リマコフの八將星
六月十一日赤軍幹部被告八名キエロフ
條令により極刑宣告さる
六月十二日トハチエフスキー以下八名
の死刑執行發表さる
六月十三日内務人民委員部次長アグラ
ーノフ、遞信部次長チミン解職左遷、
リトヴィノフ外務委員夫人アイヴィ・
リトヴィノフ女史の逮捕説傳へらる
六月十四日輕工業人民委員部總務局長
ネクラソフ、アルミニウム工業部
長代理タタルチンスキーの檢擧説、ア
ムール鐵道從業員二十八名銃殺さる
六月十五日赤軍内部の動搖説、國境封
鎖斷行説國外に傳はる
イズウエスチヤ記者ラビンスキー、前
駐土大使カラハン、前駐獨大使クレス
チンスキー、前スペイン大使ローゼン
ベルグ、外務人民委員部西歐局長ダヴ

(註、銃殺、檢擧、罷免、
自自殺、逮捕)

- 赤軍
- 元國防次官 トハチエフスキー元帥 (銃)
- 元國防次官 ガマルニツク大將 (自)
- 前白露軍管區司令官 ウボレーウイチ將軍 (銃)
- 前レニングラード軍管區司令官 ヤキール將軍 (銃)
- 元モスクワ軍管區司令官 コルク將軍 (銃)
- 前コーカサス軍管區司令官 ルワンドフスキー將軍 (檢)
- 前ザバイカル軍管區司令官 ブリヤーズノフ將軍 (檢)
- 前シベリア軍管區司令官 ガイリツト將軍 (逮)
- 前モスクワ軍管區副司令官 ブリマコフ將軍 (銃)
- 前航空總司令官 アルクスニス (逮)
- バルチツク艦隊司令官 コヤノフ提督 (逮)

太平洋艦隊司令官
 ヴイクトロフ提督 (述)
 モスクワ軍管區副司令
 ゴブカチヨフ將軍 (檢)
 前國防人民委員部總務部長
 フェルドマン將軍 (銃)
 前總動員部長
 クスニエゴフ將軍 (檢)
 前外交部長
 ゲツケル大將 (檢)
 前航空化學協會長
 エーデマン將軍 (銃)
 前ロンドン駐劄大使館付武官
 プートナ將軍 (銃)
 (以下檢擧の疑深きもの)
 前ザ・コーカサス軍管區司令官
 レクンドンスキー
 前ウラル軍管區司令官
 ガリカウイ
 前モスクワ軍管區司令官代理
 ゴルバチヨフ
 狙撃第七十二師團長
 ガウリチエンコ
 (以下特別極東軍)
 政治部長

航空部長
 アロンシタム (述)
 砲兵部長
 ラービン (罷)
 カズロフスキー中將 (檢)
 沿海州軍團長
 フェーニコ大將 (檢)
 外交關係
 前外務人民委員代理
 クレスチンスキー (左選)
 駐土大使
 カラハン (述)
 駐スペイン大使
 ローゼンベルグ (述)
 外務人民委員部第二歐洲局長
 ステイン (述)
 同情報部次長
 ミローノフ (述)
 同中歐係長
 ツツケルマン (述)
 同日本係主任
 アイゼンシタット (述)
 同法律顧問
 サバーニン (述)
 同法律顧問

内閣關係
 ロシア共和國人民委員會議長
 ランケーウイチ (述)
 スリモフ (左選)
 白露共和國中央執行委員會議長
 チェルビヤコフ (自)
 白露人民委員會議長
 ゴロデツト (述)
 前國防工業人民委員代理
 ムクレーウイチ (銃)
 前穀粒畜産國營農場人民委員代理
 ソムス (述)
 前輕工業人民委員
 リユビーモフ (述)
 前國營農場人民委員
 デムチエンコ (述)
 前保健人民委員
 カミンスキー (述)
 前司法人民委員
 クルイレンコ (罷免)
 同代理
 バシユカニス (述)
 前交通人民委員代理
 シーミン (述)
 前水運人民委員代理

聯邦人民委員會議查委員會議長
 ローゼンタリ (述)
 前通信人民委員代理
 アンチーボフ (述)
 前内務人民委員代理
 チミ (述)
 國家計畫局中央統計次長
 アグラノフ (罷)
 前農業人民委員代理
 ストルミリン (罷)
 ショルツヤ共和國人民委員會議長
 ツイルコ (罷)
 ムガロプリシヴィリ (罷)
 白露シア共和國農業人民委員
 ベネツク (罷)
 ウズベクスタン共和國人民委員會議長
 カジヤイエフ (罷)
 同代理
 ネムツオヴィチ (罷)
 同商業人民委員
 コジヤエフ (罷)
 言論、文化機關
 プラウダ紙主筆
 プハーリン (述)
 タス通信社長
 反政府陰謀事件

ドレツキー (殺説、自)
 イズベスチヤ紙評論記者
 ラビンスキー (述)
 同論說委員
 コワレフスキー (述)
 インツォーリスト所長
 アラチヨフ (述)
 對外文化聯絡協會長
 アロシエフ (述)
 黨關係
 ウクライナ黨書記
 ポスツイシエフ (述)
 共産青年同盟中央委員會議書記
 三 名 (述)
 ドイツ共産黨領袖
 ノイマン (述)
 コミンテルン幹部
 ベラクイン (述)
 ゲ・ベ・ウ (内務人民委員部)
 前人民委員
 ヤゴード (述)
 ゲ・ベ・ウ 財政部長
 ルリエ (述)
 同懲戒裁判所檢事
 フェドマン (述)

同流刑所主任
 ボグレピンスキー (述)
 劇關係
 劇作家組合長
 アウエルバツハ (述)
 劇作家
 キルシヨン (述)
 同
 アフイノゲーノフ (述)
 同
 ボーレン (述)
 極東地方
 (銃殺されたもの)
 アコ(カムチャツカ開拓會社)社長
 アダモウイチ
 極東運輸石炭トラス社社長
 コーチン
 スーチャン炭坑支配人
 コムコフ
 食料品工業人民委員部
 極東全權兼漁業長官
 ベルコーウイチ
 極東鐵道長官
 レンベルグ
 黑龍江鐵道長官代理

- (自殺) アレクサンドル
- 黒龍江鐵道長官 ルーテンベルグ
- (檢舉されたもの) 青年共産黨ウラヂオ市書記長 イサーエフ
- 在ウラヂオ港務局長官 コロストイリヨフ
- 同次席 スモリヤンスキ
- 同港區長、同倉庫主任、同パイロット長、同企劃課長、同特別部長、同帆船課長、沿海州執行委員會議長 ベトロフ
- 林業人民委員部極東地方全權 ゲルベツク
- 極東地方執行委員會計畫委員長代理 ヴエデンスキ
- 極東鐵道檢事代理 プラゴウエシチエンスキ
- 極東鐵道政治部長 ニキイチン
- 極東漁業管理局政治部長 バヴロウスキ

- 國營漁業トラスト海運部長 バルコフスキ
- ブラゴウエ市長 ワルナチヨフ
- 極東地方外交代表 メラメツト
- ハバロフスク州黨委員會首席書記 カブラ
- カムチャツカ州黨委員會首席書記 オルロフ
- ユダヤ自治州黨委員會首席書記 ハフキン
- ブリヤート蒙古自治共和國首席書記 エルバノフ
- ウラヂオ市黨委員會首席書記 ミヤキニン
- 前極東地方執行委員會議長 クルフト
- 極東地方教育部長 フーベルマン
- 前内務人民委員部極東全權 デリス
- アムール州執行委員會議長代理 ボレタエフ
- アムール州黨委員會書記

- ロガリスキ
- ブラゴエ黨委員會秘書 チエルタイセフ
- クラスノヤルスク黨委員會第一書記長 ステバノフ
- 同第二書記長 ズバノフ
- 同政治部長 タシニコフ
- 同宣傳部長 ワライエフ
- (左遷後消息不明) ハバロフスク市長 シミツト
- 前極東地方黨委員會首席書記 ラヴレンチエフ
- 北樺太オハの日本利權事業に關係を有する左記六名は八月十九日檢舉された。オハ市長 シグーチエフ
- 外交代表 サフノーウイチ
- 前税關長 スターロスチン
- トレスト社長 ウオリフ
- 同副社長 ゴルロフ
- ゲ・ベ・ウ隊長 姓名不詳
- 極東地方では、日本間諜團の罪名に依

つて、鐵道從業員を銃殺刑に處しその數三百人に達する。

五月十五日、最高軍事部移動裁判はハバロフスク市で鐵道從業員十一名を日本間諜機關、トロツキスト派間諜、テロ及後方攪亂者として銃殺した。

六月四日スワボロドヌイ市において黒龍江鐵道從業員四十四名、右同様の罪名で銃殺さる。

六月二十日、ハバロフスク市の極東鐵道從業員三十七名、右同様の罪名で銃殺す。

六月二十七日、ウラヂオの極東鐵道營業事務所勤務のカラシニコフ以下二十二名、同様の罪名で銃殺さる。

七月四日、アムール鐵道從業員六十四名スワボロドヌイ市において銃殺さる。

其後の清掃工作

ソ聯最高裁判所檢事局總長ウインシンスキー氏は相繼ぐ反革命陰謀事件の判決に辣腕を揮ひ「革命的法律と檢事機關の強化」に盡した功績大なるものありとして

反政府陰謀事件

一九三七年八月聯邦中央執行委員會議決定を以てレーニン勳章を授與された。

反ソヴェート陰謀に關連、その發覺を怖れて一九三七年八月三十日自殺したウクライナ人民委員會議長リュブチエニコに代り、ミハイル・イリイツ・ボンダレニコが人民委員會議長に選任された。

同氏は一九〇三年生れ、労働者出身、一九二五年ウクライナ共産黨入黨、其後幾多の黨活動を経、現にウクライナ共産黨中央執行委員政治局員である、尙同氏は嘗てバクウ市に於て石油事業の指導に當りその功績を認められて労働赤旗章を授與されたことがある。

其後もソヴェート政府の反革命肅清工作は依然その手を緩めず一九三七年九月二十四日ハバロフスク「太平洋の星」紙の報道によれば又復シベリヤ鐵道從業員二十名は反革命的怠業工作の廉で浦鹽に於て一括死刑に處せられ一方ロストフ市の「モロト」紙に依ればミレゾオに於て八名の反革命主義者が穀物浸水の廉で死刑を宣告されたといはれ共産黨機關「ブ

ラウダ」紙一九三七年九月二十九日の報道によれば最近レニングラードの發電所に於て又復反革命テロリスト團の妨害陰謀が發覺、連累者十名は一括銃殺に處せられたと云はれる、軍法會議の判決によれば被告一味はドイツ秘密警察の手先となり發電所の爆破を企圖、九月十九日にはレニングラード全市を暗黒と化し市民を死傷せしめた他更に某國のため間諜行為を働いてゐたと云はれる。

更にチフリリスよりの報道によればコカサス共和國人民委員會議長ホルドキパニズ氏並に同副議長ラムシヴィリ氏其他六名の高官連はいづれも反ソヴェート武力革命陰謀の廉を以て九月末一括處刑されたと傳へられる、更にレニングラードからの報道によると同方面穀物トラスト從業員八名はレニングラードに本據を置く反ソヴェート機關の命を受け反亂の意圖を以て穀物を損傷したとの理由でこれ又一括處刑された等ソヴェートの清掃工作は何時果つべしとも思はれぬ有様である。又ロシヤ共和國教育人民委員アンド

レ・ブノフ氏は教育活動の組織的破壊の廉で罷免され、後任にはレニングラード地区執行委員會議長T・ユルキン氏が任命されたと言はれる、ブノフ氏は一九一七年の十月革命當時の共産黨中央委員二十四名所謂「ボルシェヴィキの星」の一人で同氏の罷免によつて右二十四名中十名は死亡し、十名は銃殺され、或は罷免されたわけである。

肅清工作益々熾烈

白ロシア共和国に於ても農業人民委員部内の手入れがあり家畜部員五名は某々國の手先となり家畜を傳播した廉により十月十三日首都ミンスクに於て一括處刑されたといはれる、更にUP通信社の報道によれば肅清工作の犠牲者は現在判明しただけでも既に八百七十七名に達したが實際には更に多数に上ると見られる。

次いで十月十四日新に十六名が農業妨害の廉で死刑の判決を受けた。又、ロストフ地方機關紙「モロト」編輯局に巢喰

ふトロツキスト一派も處分された。主魁は舊「モロト」編輯長イ・ポイツォフ外報部長ベイ・ステパノフ、舊編輯局書記エヌ・イワノフ舊編輯局黨關係主任ア・ロスボピンで「モロト」新編輯長にはヴェ・ゴンチャロフが任命された。

更に極東機關紙「チホ・オケアンスカヤ・ズヴェズダ」編輯局員ア・シヴェールは右編輯員の職を剝奪、黨から除名されたが理由はトロツキスト・ブハリリ一派の間諜と關係あり、上記機關紙編輯局内に政治的に疑はしい有害分子を大勢引き入れたためであると。

其後引續いてソ聯各地方紙は毎日の如くスターリン政權の肅正事件を掲載してゐるが、十月十七日外國貿易人民委員代理セルゲイ・スーデインを突如現職から罷免した、スーデインは曩に罷免されたローゼンゴリツ委員の後を承け三ヶ期間委員代理の職にあつたものだが、今回の罷免の理由並に後任者については何等發表されなかつた。其他ミンスクの一新聞の報道によれば白

外國貿易

ソ聯邦の對外貿易

外國貿易の特質

ソヴェート聯邦外國貿易の特質は國家の獨占事業にある點で、一九一七年革命直後、將來の經濟計畫を準備し、未だ若かつたソヴェート經濟を外國との競争より保護せんため、同年十二月二十九日附の決定を以て、ソヴェート政府は外國貿易の嚴重な許可制度を確立し、翌一九一八年四月二十八日附布告を以て始めて確定されたのである。然し右の原則が實現されたのはすつと後のことで一九二〇年六月十一日附法令、一九二一年二月十七日附及三月十七日附法令に依り外國貿易人民委員部に依る外國貿易の遂行、獨占經營の基礎が確立されたのである。而し

外國貿易

て斯くの如き外國貿易獨占の根本主義が其後變化なく今日に至る迄繼續されてゐる。

外國貿易人民委員部

一九二五年に外國貿易人民委員部及內國貿易委員部の二つを併合して設けた內國貿易人民委員部は五年後即ち一九三〇年十一月二十二日の法律に依り、再び元の二箇の獨立した機關に分立された。斯くして外國貿易人民委員部は再生したが、內國貿易人民委員部は給糧委員會と稱せらるゝに至つた。斯くの如く監督權を分轄した原因は、外國貿易及國內商業が夫々別々の方向に發展し、従つて之を統制する方法も獨立したものでなければならぬと云ふにある。內國商業にあつては資本的要素は卸賣業に於て全く見ら

ロシア共和国の地方官吏九名は對獨並びに對ポーランド開戦の場合反ソヴェート反亂を起す陰謀を企てたとの罪狀で處刑され、そのうちには共産黨地方委員會書記長Y・M・レケルザクも包含されてゐた、更に南方アゾフ地方でも家畜並に穀物破壊の廉で五名の處刑が報ぜられる等ソヴェート全聯邦に亘り益々無氣味な別扶の手が進められてゐる折柄、又々ドイツ・N・B通信社モスクワ支局は十月十九日左の如く報道してゐる

一、タシケント穀物委員二名が穀物破壊の廉で銃殺

二、エゴールシノ(ウラル地方)で四名が三十三年の強制労働の刑に處せられた

三、オルジョニキーゼ市で七名がコーカサス山中の共營農場襲撃事件で銃殺された

ソ聯邦の異分子清掃工作は引續きその手を緩めず日々多数の犠牲者を出して居る。

れず、小賣業に於ても全く限られた範圍に過ぎない、殊に産業化が一層進展し、その中心地に多数の人口が集まるに連れ、之等の人口に食糧品其他の日常品供給は、日に日に恐るべき數量に達する爲め、之には特殊の政府機關が不斷の監督を行ふ必要がある。他方外國貿易は、資本主義的要素を多分に含んで行はれ、而も國際的競争を避けることが出来ない。外國貿易の兩者に關する問題は今や全く別箇のものとなり、之を同時に監督することは最早不適當と考へられるに至つた。

外國貿易人民委員部は、國營主義の下に全ソ聯邦の外國貿易を統制し、國內及國外を問はず、外國貿易に従事する凡べての機關の活動を監督するものである。

外國貿易人民委員部の主要機能は、一、輸出入貿易政策の確立、二、自ら又は特に外國貿易を目的として結成された團體の手を通じて前記政策の實施の支配、三、關稅事務の取扱、四、外國貿易を行ふ團體會社の結成の四項で此等の機能は

各部署に分割され、各々の活動は外國貿易部の統制する機關と共力して行はれる。而して此等部内の中、主なるものは管理局、計畫部、貿易政策部、稅務部、輸出部、輸入部、通貨取扱部、外國貿易損失防止局、合理局、輸出品品質國家監督局である。

委員部の内外代表機關

ソ聯邦内に於ては外國貿易人民委員部を代表するものは、各組合及自治共和國內の人民委員若は必要と認められた團體に附屬の特別の派遣員で、外國にあつてはソ聯邦の名に於て商取引を指揮監督する目的を以て設立された通商代表部が代表してゐる。此等通商代表部は外國貿易人民委員部の一支部であると同時に國外に於けるソ聯邦外交機關の一要素となつてゐる。各加盟及自治共和國內の委員部代表派遣員の任務は、主として各地方の外國貿易機關が委員會の命令を實行するや否やの監督、輸出入貿易策の作成及地方に於ける輸出入原料品資源の開発等であ

る。

通商代表部

通商代表部はソ聯邦と條約若は協定を結ぶ總べての國々に設置され、各代表部の長としては人民委員會議の任命する通商代表が之に當つてゐる。各通商代表部は二つの機關からなつてゐる。即ち(一)總括的事務を取扱ふと共に他の一機關の貿易事務を監督し併せて代表部の存在する國に於ける凡べてのソ聯邦會社及個人の經營活動を監督する。(二)他の一は貿易機關で之は命ぜられた輸出入政策の實行範圍内で商取引を行ふものである。此の商取引を行ふ機關は、普通ソ聯邦内の重要輸出入機關の代表者を含み、又外國貿易を許可されたソ聯邦内商工業機關からの注文を手数料を徴収して代行するものである。英國に於ける通商代表部の任務は主として前記の(一)に該當するもので商取引は會社法に基き一九二〇年に登録されたアルコスが主として従事してゐる。

ソ聯邦輸出入機關

前記以外の會社及政府の各主要機關、例へば聯邦内の各共和國の經濟會議は勿論最高經濟會議も通商代表部に對し顧問の資格で代表者を派遣する權限を與へられてゐる。外國貿易に従事する目的を以て外國に駐在する政府主要機關及會社の全代表者は各々の通商代表部に報告書を提出し進行の状態を知らしめることを必要としてゐる。

輸出機關

現在ソ聯邦外國貿易人民委員部の管轄下に外國貿易に従事してゐる輸出入機關は次の如くである。

Table with 2 columns: [名] [稱] and [取扱品目]. Items include 自動車類, 亞麻布, 亞麻絲類, 木材類, 絨氈, 毛布, 手藝品, 藥草, 化學藥品, 持許藥劑, 煙草類.

輸出入機關

工作機械器具, 化學工業, 食品工業用機械, 道路工事用機械, 精密機械, 自動車, トラック等, ラクタイ等, ウチヨト・インボル, 屬品部分品, エクスボルト・フレ, 穀類, 其他農産物の輸出, 並びに米, 肉製品, 書籍, 樂器, 事務用品, 學用品, 骨董品の輸出, 書籍, 定期刊行物, 事務用品, タイプライタ, 事務用品, ソ聯邦定期刊行物の爲めの廣告取扱, 非合鐵金屬, 纖維, ゴム, 綿の輸入, 化學藥品, 染料, 揮發油, 醫藥品等の輸出, テクスチル・インボルト, ソフ・ラフト, 外國船備給, ヴニエントルグ・ト, 運輸取扱, ソフ・アフガン・ト, 對アフガニスタン貿易

Table with 2 columns: [名] [稱] and [取扱品目]. Items include 工作機械器具, 化學工業, 食品工業用機械, 道路工事用機械, 精密機械, 自動車, トラック等, ラクタイ等, ウチヨト・インボル, 屬品部分品, エクスボルト・フレ, 穀類, 其他農産物の輸出, 並びに米, 肉製品, 書籍, 樂器, 事務用品, 學用品, 骨董品の輸出, 書籍, 定期刊行物, 事務用品, タイプライタ, 事務用品, ソ聯邦定期刊行物の爲めの廣告取扱, 非合鐵金屬, 纖維, ゴム, 綿の輸入, 化學藥品, 染料, 揮發油, 醫藥品等の輸出, テクスチル・インボルト, ソフ・ラフト, 外國船備給, ヴニエントルグ・ト, 運輸取扱, ソフ・アフガン・ト, 對アフガニスタン貿易

ソ聯邦の在外通商機關

既に述べた様に、ソ聯邦が國家獨占貿易主義の名の下に外國に駐在せしめてゐる通商機關は通商代表部、通商代理部及其他貿易機關に區別され、正式外交關係を有する國には、通商代表部、其他の國には代理部、又は駐在國の法規に依る會社組織の機關を設けてゐるが、其數は次第に増加しつゝある。主要駐在所名及所在地を示せば左の如

Table with 2 columns: [名] [稱] and [取扱品目]. Items include 對蒙古貿易, 對新羅貿易, 對烏梁海貿易, 東方家畜, 肉類輸入, 國際旅行案内機關, 北洋航路委員會, 切手, 貨幣, 葉書蒐集家聯盟, 外國貿易獨占の研究, 輸出關係出版機關, 外國貿易獨占の研究, 輸出關係出版機關.

輸入機關

消費物資, 映畫及同裝置, 重量機械, 鑛山, 資金, 運輸, 動力用各機械, 合鐵金屬, 鐵管, 改良銅, 鐵合金, 金物, ツエントロ・ソユーズ, イントルグ・キノ, マシノ・インボルト, ソユーズ・メト・インボルト

Table with 2 columns: [名] [稱] and [取扱品目]. Items include 消費物資, 映畫及同裝置, 重量機械, 鑛山, 資金, 運輸, 動力用各機械, 合鐵金屬, 鐵管, 改良銅, 鐵合金, 金物, ツエントロ・ソユーズ, イントルグ・キノ, マシノ・インボルト, ソユーズ・メト・インボルト

運輸機關

外國船備給, 運輸取扱, ソフ・ラフト, ヴニエントルグ・ト, ソフ・アフガン・ト, 對アフガニスタン貿易

Table with 2 columns: [名] [稱] and [取扱品目]. Items include 外國船備給, 運輸取扱, ソフ・ラフト, ヴニエントルグ・ト, ソフ・アフガン・ト, 對アフガニスタン貿易

くである。

通商代表部

國名	所在地
英	ロンドン・ブツシユ・ハウス
獨逸	維納・ザイツェル・ストラーゼ一號
獨逸	伯林・リンデンシトラ
獨逸	コペンハーゲン市ウエ
獨逸	ストレ・ブルヴァイル
獨逸	ゼノア・セツテンプロ
獨逸	四二
伊太利	リガ市アルベル街・一
波蘭	ワルシヨウ市マルシヤ
波蘭	ルコフスカ一三
波蘭	スタンプ・ブール市グラ
波蘭	スタ・リユードベラ
波蘭	ヘルシグ市カツ二五
波蘭	アルベルチンカツ二五
波蘭	ブラーグ市リユツウオ
波蘭	ワ街一
波蘭	ストツクホルム市クン
波蘭	ガガタン四八
波蘭	タリン市モルスカヤ・
波蘭	一九
波蘭	オスロ市トルデンス・
波蘭	キヨロドブラツセ五
波蘭	威

リトワニヤ	カウナス市ライスウエ
リトワニヤ	クス・アレイ
リトワニヤ	テヘラン市
リトワニヤ	ウラン・バートル
リトワニヤ	雅典市バチツシヨシ街
リトワニヤ	一四一
リトワニヤ	哈爾濱市キタイスカヤ
リトワニヤ	二一七
リトワニヤ	巴里・リュ・ドラ・ヴ
リトワニヤ	イユ・レヴオリ
リトワニヤ	リズイル市
リトワニヤ	東京市麹町區丸の内仲
リトワニヤ	通五號館
リトワニヤ	日
リトワニヤ	ク
リトワニヤ	カシユガ
リトワニヤ	トルケシタン
リトワニヤ	チユグチャク
リトワニヤ	バフチイ
リトワニヤ	アルコス株式會社
リトワニヤ	英國ブツシユ・ハウス・
リトワニヤ	ロンドン
リトワニヤ	アムトルグ貿易會社
リトワニヤ	米國紐ユ・ファイフス・
リトワニヤ	アヴェニユ・二六一
リトワニヤ	アルゼンチン・ヴェノ
リトワニヤ	スアイレス市アベニ
リトワニヤ	ダ・デ・マヨ
リトワニヤ	ユズアムトルグ會社

對外通商協約

次に一九三四年十二月三十一日現在ソ聯邦對諸外國との主なる通商協定を示せ

國名	協約種類	締結日
英	暫定通商協定	一九三四、二、一六
獨逸	クレザツト協定	一九三二、六、一五
獨逸	關稅問題議定書	一九三二、五、二八
獨逸	エストニヤ	一九二九、五、一七
希臘	通商協定	一九二九、一一、一一
伊太利	通商協定	一九二四、二、七
伊太利	關稅協定	一九三三、五、六
伊太利	クレザツト協定	一九三三、五、六
伊太利	ラトヴィヤ	一九三三、一一、四
波蘭	通商協定	一九二五、一一、一五
波蘭	通商協定	一九三二、六、二二
波蘭	關稅協定	一九二九、三、一〇
波蘭	土耳古	一九三一、九、一五

ば左の如くである。

國名	協約種類	締結日
佛	暫定通商協定	一九三四、一、一一
瑞	通商協定	一九二四、三、一五
日	北鐵讓渡協定	一九三五、三、二一
日	通商條約	一九三五、三、二五
日	通商協定	一九三五、八、二七
日	暫定通商協定	一九三五、九、五
日	伊太利	一九三五、六、一五
日	クレザツト協定	一九三五、七、一一
日	英吉利	一九三六、七、二八
日	クレザツト協定	一九三六、七、二八

外國貿易

輸出商品は全部税關を通過し此際貿易許可若は免許證を提出せねばならぬ。現行の輸出入税は一九三〇年一月二十一日に中央執行委員及人民委員會議の

承認を経たものである。從來税率は時々變更され、現行のものは舊税率に比して非常に簡單である。税率は國際間の協定に依つて變更される。特種の税率を適用されてゐる國は伊太利、諸威、トルコ、ペルシヤ及ラトヴィアで、特惠通商協定の締結されてゐるのは、ドイツ、リヌアニア、アイスランド、丁抹、瑞典及エストニアである。一五三〇年四月十六日英國との間に締結された暫定通商條約中には最惠國條款を含んでゐる。ムルマンスク港を通過する輸出入貿易には特殊の税率が規定されてゐるが、之はムルマンスク港及ムルマン鐵道に依る輸送を一層盛ならしめんがためである。又東方諸國との貿易を助長するために裏海の諸港を経、若は黒海から東に蒙古又中華民國北部に至る間の亞細亞諸國との國境を越へて行はれる輸入貿易には特別の輸入税率が定められてゐた。然るにトルコ、ペルシヤと特別税率に關する協商が成立した結果、今日では此特別税率はアフガニスタン、蒙古、タンナ、トウ

一、輸入品に對する關稅率

一、各種粒穀類、豆類、種子類 無 税

二、家畜飼料 同 〇〇〇

三、米、穀粉及碾割 一疋に付 四七哥

四、果實、野菜、密閉せざる果實 (イ) 生 一疋に付 二留一八哥

(ロ) 乾、鹽漬その他 同 八八哥

(ハ) 茸 類 百疋に付 二五留

(ニ) 堅 果 同一八乃至一三五留

五、香 料 一疋に付 二留一〇哥

六、珈琲及コ、ア (イ) 炒り或は碾き珈琲 一疋に付 三留三〇哥

(ロ) 碾きコ、ア 同 四留三〇哥

(ハ) 生珈琲及コ、ア 百疋に付 三〇〇留

七、茶

- (イ)並紅茶及各種壓縮茶 百疋に付 一九〇留
- (ロ)紅磚茶 同 一二〇留
- (ハ)一疋罐以下の並紅茶 一疋に付 一留
- 八、砂 糖 一疋に付 六六留
- 九、蜜、葡萄糖、糖蜜、麥芽エキス等 百疋に付 四〇留
- 一〇、チョコレート 一疋に付三留三〇留
- 一一、菓子類、小兒用特殊製粉、各種ドライミルク 百疋に付 一五留
- 一二、ミルク製品(非密閉) 一疋に付 二留五留
- 一三、ネツスル・フツド、マカロニ、素麵類 (非密閉) 同 一留八〇留
- 一四、各種密閉食品 同 一留三〇留
- 一五、ビスケット及置入菓子 百疋に付 二〇〇留
- 一六、芳香チューインガム同 五〇〇留
- 一七、魚類(生及冷凍) 同 一二二留
- (イ)油漬その他魚類 同 二四〇留
- (ロ)カウイア 一疋に付一留五五留
- 一八、肉製品(非密閉) 同 一留八〇留
- 一九、鹽 所用 百疋に付一留八〇留

(ロ)食卓用(小容器入)同 五留五〇留

- 二〇、植物性油脂 (イ)コ、アバタ 同 二〇〇留
- (ロ)其 他 同 一〇乃至二〇留
- 二一、酒類、酒精、ビール、釀泉等 (イ)酒精、葡萄酒、醫用酒、(樽入) 同 五五〇留
- (ロ)同上(其他容器入)同 八〇〇留
- (ハ)エチル・アルコール、燈用アルコール 同 一、〇〇〇留
- (ニ)ホツプ 同 七〇〇留
- 同エキス及粉 同 一、五〇〇留
- (ホ)ビール、黒ビール、蜜柑酒(樽入) 同 八〇留
- 同(其他容器入) 同 一四五留
- (ニ)鐵泉(天然及加工)同 三〇留
- 三、煙草及同製品 (イ)葉 煙 草 同 二二五留
- (ロ)刻み其他煙草 價格の 八五%
- 第二類 動物類、同製品 三、生禽獸(魚、蟹、蝦を除く) 無 稅
- 四、動物油脂 百疋に付 八留
- 五、蜜 蠟 同六〇乃至一〇〇留

二六、魚膠、グリセリン製品

- 二七、骨及皮膠 同 二〇〇留
- 二八、蠟 燭 同 六〇留
- 二九、蛋白質、乾酪素その他 同 一〇〇留
- 三〇、各種未加工皮革 同 六乃至一二留
- 三一、鞣 皮 同 一〇乃至三五留
- 三二、毛 皮 (イ)未 加 工 同 五乃至六、五〇留
- (ロ)加 工 同 三、〇〇〇留
- 三三、柔毛及羽類 同 三〇留
- 三四、海 綿 同 一五〇留
- 三五、剛毛及各種毛髮(人間のを除く) 同 一二五留
- 三六、角、蹄及其他(記載外動物各部分) 無 稅
- 第三類 木材、植物、同製品 三〇、木材、粗朶、矮樹、鉋屑、泥炭等 無 稅
- 三一、太さ五耗以上の長材百疋に付 四留
- 三二、厚さ五耗或はそれ以下のベニヤ板 同 二五留
- 三三、家 具 同 二五乃至三〇留

四、コルク樹皮同製品

- (イ)板 及 屑 同 一乃至二五留
- (ロ)各種コルク製品 同六〇乃至一五〇留
- 四三、コプラ(椰子の核の碎粉) 同 三留
- 四四、チーゼル 同 二留

第四類 鑛物、鑛物燃料、コ

ム、化學藥品

- 四五、建築及工場用粘土 百疋に付一留二〇留
- 四六、棒狀白堊(非清洗) 無 稅
- 四七、加工白堊、粉末白堊 百疋に付八〇哥乃至三留
- 四八、石膏(石狀、燒かざるもの) 同 七〇哥
- 四九、同(粉末、燒かざるもの、燒きたるもの) 同 一留五〇哥
- 五〇、普通粘土製陶器 同六哥乃至一留五哥
- 五一、煉 瓦 同二五哥乃至三留五哥
- 五二、天然鑛物染料(オーカー、アンバー等) 同 六留
- 五三、石墨、同製品(一三七番のものを除く) 同 三乃至六留
- 五四、雲母、同製品 同二乃至七五〇留
- 五五、石棉、同製品 同三乃至一五〇留

外國貿易

五、耐火煉瓦、各種耐火石、其他燒物

- 五六、硝子、硝子屑(一三〇番のものを除く) 同 六〇哥
- 五七、陶磁器類 同五〇乃至七〇〇留
- 五八、石炭、石油 (イ)石 炭 同 六〇哥
- (ロ)コークス及煉炭 同 九〇哥
- (ハ)原油及燃料油 同 二留
- 五九、地蠟及パラフィン 同 二〇留
- 六〇、ワセリン及白蠟 同 四〇留
- 六一、ゴム、樹脂、寒天等 同 三〇留
- 六二、タール(液狀其他) 同 四留
- 六三、彈性ゴム、グツタベルチャ、バラタ、凝縮ラテックス 同 六〇留
- 六四、ゴム製品(タイヤとゴム管を除く) 同四五乃至五〇〇留
- 六五、ゴム 屑 同 六留
- 六六、タイヤ及ゴム管 同 二八〇留
- 六七、ベンゾール、トルエン、キシレン、非昇華ナフタリン 同 二五留
- 六八、昇華ナフタリン 同 三五留
- 六九、石 炭 同 一八〇留
- 七〇、アントラセン 同 四〇留
- 七一、松脂(コロホニ) 同 一六留

七三、テレビン、テレビン油

- 七四、アセトン 同 七五留
- 七五、アンチモニー(生) 同 一留二〇哥
- 七六、各種バリウム 同 五乃至一五〇留
- 七七、硝酸加里、硝酸石灰(精製のものを除く) 無 稅
- 精製硝酸加里及ソヂウム・シアン化物 百疋に付 五〇哥
- 七八、砒 素 同 二〇留
- 七九、硼素、方硼酸、及非精製硼砂 同 一留
- (イ)硼酸(非精製) 同 二留
- (ロ)同(精製) 同 四五留
- (ハ)同(結晶) 同 一八留
- 八〇、硝酸及鹽酸 同 四〇留
- 八一、フエナセチン 同 六〇〇留
- 八二、アスピリン、ウロトロピン、メチル・エーテル、サルチル酸、ベンゾナフトル 同 七五〇留
- 八三、樟腦各種 一疋に付一留五〇哥

八四、アンモニヤ	百疋に付	二〇〇留
八五、各種臭化物、沃化物	同	六〇〇留
八六、レシチン類	同	五〇〇留
八七、キニーネ	無	税
八八、ストリキニーネ、ヴェラトリン、カフ	同	同
エエン、其他キニーネ製品	一疋に付	六留
八九、工場用生コカイン	同	五〇留
九〇、沃 度	無	税
九一、リソボン	百疋に付	四五留
九二、漂 白 劑	同	二三留
九三、炭化カルシウム	同	二五留
九四、白鉛及亜鉛華	同	四〇留
九五、チユープ入塗料	價格の	一六〇%
九六、各種茜染料	百疋に付	四〇〇留
九七、臘 脂	同	二五留
同 調合物	同	三〇〇留
九八、香水及コスメチック	價格の	一一〇%
(イ)オーデコロン	同	二六〇%
(ロ)香水及パウダー	一疋に付	五留三哥
(ハ)化粧石鹼	同	二五留
九九、揮發油及芳香物(天然及人造)	同	二五留
(イ)酒精非混合揮發油	同	五留

(ロ)塗料用アミル錯酸鹽	同	一留五〇哥
(ハ)動物よりの芳香物(アンバー麝香等)	同	一五〇留
(ニ)バルサム浸薬各種乳香	同	一留
二〇、肥 料	無	税
(イ)動 物	無	税
(ロ)燐灰石(碾かざるもの)	百疋に付	二五留
(ハ)同 (粉末)	同	六〇哥
(ニ)過燐酸肥料	同留五〇哥乃至三留五〇哥	同
二一、各種藥劑	價格の	三五%
第五類 鑛、金屬類、機械器具類		
二二、鐵、銅、銑鐵屑	同	同
二三、鑄鐵、削屑、粉末、棒狀(長さ二米以下太さ五五耗以上)各種軌條、銑鐵	百疋に付	六留
二四、鐵板、鋼板	同	八乃至二五留
二五、含鐵シリコン、含鐵ウオルフラム、含鐵モリブデン、含鐵チタニウム合鐵	同	三留
アルミニウム	同	三留
二六、錫及鉛(板狀、削屑、斷片)	同	二〇留

二七、亞鉛(同)	同	一五留
二八、銀、金、白金(塊狀、紐狀、板狀、帶狀及斷片)	無	税
二九、各種ワイヤ	百疋に付	三〇留
電線及ケーブル	同	四〇留
二〇、各 種 針	一疋に付二留五〇哥乃至一二留五〇哥	同
二一、各種剃刀及剃草	價格の	八五%
バリカン、安全剃刀及砥草	同	一一〇%
二二、手 工 具	同	四〇%
二三、スケート	同	一一〇%
二四、獵銃、彈藥筒等	同	五〇%
二五、ミシン類	同	一一〇%
二六、各種鐵製機械	百疋に付	一二留
二七、能力一萬キロワット以上のタービン(水力及蒸氣)二千馬力以上のタービ	同	一二留
ル機關	同	一二留
二八、一六番のもの以外の機械類	同	三〇留
二九、各種害蟲驅除器、農具豫備部分品	無	税
三〇、船舶類、船舶建造、裝備、修理用品同	同	同
(イ)カスピ海、湖川用船舶(鐵製及鐵筋	同	同
コンクリート製)、スポーツ用船舶、碎	同	同

水船、蒸氣曳船、舢、木造河海船(デ		
ーゼル機關付及なし)		
排水量一噸當り一二〇乃至二〇〇留		
(ロ)ディーゼル蒸氣機關併用船舶		
(イ)の課税に加ふるに各一平方米當り		
一九〇留		
三三、各種鐵道車輛及トラツク	百疋に付三乃至六留	
三三、飛行機同部分品	同	三〇留
三三、記載外運輸用品		
(イ)八座席以下の回遊自動車及五馬力ま		
でのボート用モーター價格の		五〇%
(ロ)自動自轉車、帆船	同	四〇%
(ハ)特殊モーター附乗物(消火唧筒、傷		
病者運搬車等)	同	一二%
(ニ)自 轉 車	同	六〇%
(ホ)自動車、自動自轉車用豫備部分品	同	三七%
(ハ)各種路上乗物(タクシー、運搬車、		
橋等)一臺當り	一〇〇乃至三〇〇留	
(ト)路上乗物用部分品	百疋に付三七乃至一四〇留	
第六類 學術機械器具、光學及		
電氣用品		
三四、物理、光學、天文学、數學、製圖、化		
外國貿易		

學、醫學各機械器具(記載外)		
一三、映畫機械	價格の	六〇%
同(携帯用)	一疋に付	五留
一四、映畫フィルム	同	一留五〇哥
寫真用藥品	價格の	五〇%
フィルム及印畫紙	同	八五%
一五、寫 眞 機	同	八五%
一六、計 算 器	同	二五%
(イ)算 盤	同	五〇%
(ロ)定 規	同	六〇%
(ハ)幾何學用品	同	八五%
(ニ)携帯用計算器	同	一一〇%
一七、時 計 類	同	一一〇%
一八、眼鏡、プリズム及光學ガラス	一疋に付	七五留
集光レンズ、太陽攝影眼玉等	同	一乃至二〇留
顯微鏡及双眼顯微鏡	價格の	六〇%
ツァイス眼玉	同	五〇%
二二、タイプライター同部分品	一疋に付	一五留
攜帶用タイプライター	價格の	六〇%

三三、各種電氣機械(ゼネレーター、ダイナ		
モ交洗發電機、電氣モーター、變壓器		
等々一個十疋以内のもの)		
同十疋以上百疋までのもの	同	一八〇留
同百疋を越ゆるもの	同	一八〇留
最初の百疋に對し 百疋に付		一八〇留
以下	同	六〇留
三三、電氣變壓器、自動變壓器、感應調整器		
同部分品	同	一一乃至一〇留
三三、各種蓄電器同部分品	同	一〇〇乃至二五留
電池同部分品	同	八〇留
三三、各種電信電話器、同部分品	同	一二五留
三三、ラヂオ器械、同部分品	同	二五〇留
三三、醫藥用及電氣工藝用炭素黒鉛製品	價格の	三五%
一疋に付一乃至五留		
第七類 バルブ、製紙、板目紙、		
同製品印刷物		
一六、各種木材バルブ、紙バルブ	百疋に付一乃至六留	

一三、各種板目紙 同 五留
一四、各種紙類 同 八留
一五、書籍、繪畫、音樂其他印刷物 無 稅

(イ)露語、ウクライナ語、白露語、グルヂヤ語、アルメニヤ語、トルクメン語以外の書籍印刷物 百疋に付 八〇留
(ロ)複寫其他類似的複製書籍等 同 二〇〇留

第八類 織物原料、同製品、被服類

一四、綿、綿屑、各種棉花 百疋に付 二一留
一五、黃麻、マニラ麻、龍舌蘭纖維、新州蘭リンネル、其他纖維原料 同 一二留
記載外亞麻、麻類(梳きたるもの及梳かざるもの) 無 稅
一四、羊毛(非洗滌) 百疋に付 三〇留
同(洗滌劑) 同 六〇留
着色羊毛、人造羊毛 同 一二〇留
一五、製紙工場用各種ボロ屑 無 稅
各種羊毛屑 百疋に付三乃至三〇留

一四、毛織物 價格の 六〇%
一五、綿織物 一疋に付二留二〇哥乃至一二留五〇哥

一六、絹織物 價格の 一四〇%
(イ)繭、各種絹絲屑(梳かざるもの) 百疋に付 六留
(ロ)生絲 同 一、二〇〇留
(ハ)絹填物、絹絲屑(梳かざるもの) 天然及着色 同 三〇留
(ニ)絹織物 價格の 一四〇%
一四、麻繩、麻絲(蠟引其他)十米に付重量 一二瓦以上のもの 百疋に付 二〇留
一五、捻紐、索 同 一〇留
一六、袋類、同材料 同 四〇留
一七、魚網 同 三〇乃至三〇留
一八、編物類、同材料 一疋に付 五〇留
(イ)絹 同 一四〇留
(ロ)長、短靴下 價格の 八五%
一五、帽子類、出來合服、洋傘 同 八五%
一六、各種靴類 同 一一〇%
一七、各種靴類 同 八五%

第九類 小間物、文房具、樂器用材料

一八、象牙、マンモス骨、鯨骨、鼈甲等 百疋に付六乃至三〇留
一九、寶石、準寶石、眞珠(眞及人造) 一疋に付 二〇〇留
二〇、珊瑚、瑪瑙等 同 五乃至五〇留
二一、記載外小間物、化粧品 同 三〇乃至一〇〇留
二二、家具、双物、瓦斯ストーブ、爪磨道具事務用品(紙、封筒等)、兒童用玩具 價格の 一一〇%
二三、家庭用電氣道具(魔法瓶、湯沸器等) 同 六〇%
二四、懷中電燈 同 八五%
二五、萬年筆、シャープペンシル 同 五〇%
二六、樂器、同附屬品 (イ)樂器(蓄音器、レコードを含む) 同 一一〇%
(ロ)樂器部分品 同 一六〇%
二七、單獨或は集めて輸入される博物館及學術研究所向物品 無 稅
二八、商品の試験に必要な多量の異なる材料の見本、及び商品検査用に單獨に輸入されるか、雜型として輸入される製品 同

一、輸入禁制品

一六、武器、彈藥、軍需品
(イ)各種鋼鐵製武器、刀身及鞘
(ロ)軍用火器
(ハ)藥莖、彈藥筒其他軍需品
一七、阿片、麻醉煙草及パイプ其他用品
一八、廢棄債券、外國鈔札及び個人、會社並に都市の富籤證券
一九、一切の猥褻的性質を帯ぶるもの
二〇、政治的或は經濟的にソ聯邦に對し有害なる印刷物ステロ版、寫眞原板、寫眞、映畫フィルム、原稿、繪畫、スケッチ、其他類似的もの
二一、生ける鳩

二、輸出品に對する關稅率

一、生 物 一頭に付 六〇留
(イ)駱 駝
(ロ)メリノ及アストラハン羊(ハ)のものを除く 同 一〇〇留
(ハ)同(羊毛粗悪にして飼育の價値なきもの)
農務人民委員部の特別證明書により 無 稅
(ニ)馬匹(關稅委員會の特別許可により)

外國貿易

二、毛皮類

一頭に付 一〇〇留
(イ)狼、鹿(斑を除く)羊、カラクリ、海豹、カラガンダ狐、豺、熊、鼠、猫、モルモット、馬其他各種鳥類の皮
(ロ)其他毛皮
(A)未加工 百疋に付四乃至一〇〇留
(B)加工、但し未着色
註—臘虎及海豹の皮は加工、未加工に拘らず、外國貿易人民委員部の許可を要す。
三、ゴム屑 百疋に付六〇哥乃至一留五〇哥
四、サントニン及精製サントニンに非ざる各種中間物 一疋に付 一五〇留
五、糞を含む肥料其他この關稅表に記載されざる一切の商品 無 稅

三、輸出禁制品

六、武器、彈藥、双眼鏡、飛行機同部分品 (註)但し或る場合には關稅委員會並に國防人民委員部及國家保安部の特別許可により輸出することあるべし。
七、廢棄債券
八、羚羊の角、馴鹿(斑)の角、養鹿場に より供給さるゝ以外のもの

九、麝香鼠、白狐、河海狸、仔北極狐、斑鹿の毛皮

一〇、驅蟲植物の種子及花
一一、生ける鳩
一二、骨董品、美術品(繪畫、彫刻、縮寫物、絨氈、ゴブラン織、古代聖像、教會及家庭用品、武器、調度、編物、裝飾品、衣裳、原稿、圖書、樂器、手工具、其他考古學的價値を有するもの)
註、但しこの項記載の物品は當該共和國教育人民委員部の特別許可によりてのみ輸出を許可する、現代藝術家の作品は無稅他の作品はその價格の三五%を課稅する。
一三、綿
註、綿屑及製油工場用綿は關稅委員會の許可を得て無稅にて輸出するを得。

新關稅率

外國貿易人民委員部は一九三六年四月省令第一七九號を以て一部輸入關稅の引上をなし五月一日以降之を實施した。モスクワ中央關稅の資料に依れば右改正稅率は左の如くである。

條項	品名	舊		新	
		單位	稅率	單位	稅率
三	米	從價	二割	每一疋容器共	二割
三	穀粉、碾割雜穀	同	二割	每一疋容器共	二割
五	ワニラ、サフラン	每一疋容器共	二〇〇	每一疋容器共	二〇〇
七	葉茶及板茶にして本條第四條に掲げたる以外のもの パイホグイ及綠磚茶にしてタツク、ツルクメン 及ウズベク共和國に輸入せらるるもの	從價	一七割	從價	一七割
七	其 他 (砂糖)	從價	五割五分	從價	五割五分
八	其 他 (砂糖)	從價	一五割	從價	一五割
九	チヨコレート、菓子類(容器共)	每一	三	每一	三
一	腸詰、ハム、ペーコン、豚脂、バター、鳥卵	每一	三	每一	三
一	エチールアルコール及酒精飲料、葡萄酒、果實酒、麥酒、黑麥酒、蜂蜜酒	每一疋容器共	一二	每一疋容器共	一二
二	羊皮及同塗りたるもの	從價	四〇割	從價	四〇割
二	其 他	從價	六割	從價	六割
四	タイヤ、タイヤチニープ	從價	一〇割	從價	一〇割
五	沃度、キニーネ	無稅		無稅	
五	チニープ入、小皿入、板狀及其他小容器包裝の密着用顔料	每一疋容器共	二〇	每一疋容器共	二〇
五	蒸香性及コスメチック製品例へば香水白粉等普通、化粧用、藥用石鹼、粉末石鹼、但し第六〇條による工藝目的に使用するものを除く	每一疋容器共	二五〇	每一疋容器共	二五〇
七	狩獵及スポーツ用銃、同部分品、銃彈、ピストル同附屬品	從價	一〇割	從價	一〇割

八一	活動寫眞攝影器及複寫器並同部分品、同用三脚、乾板梓	從價	三割五分	從價	三割五分
八三	映畫及寫眞陰陽畫フィルム、寫眞用燒付紙	從價	三割五分	從價	三割五分
八四	計 算 器	每一疋容器共	三〇	每一疋容器共	三〇
八五	時 計 部 分 品	從價	五割	從價	五割
九一	各種蓄電池、乾電池、漆電池、同部分品	從價	二割	從價	二割
九二	ラジオ受信器及放送器	從價	二割五分	從價	二割五分
九四	其他電機、電氣器具、同附屬品及部分品(含各種絶緣器)	從價	七割五分	從價	七割五分
一〇四	綿織物、毛織物及其他織物工場用布、フェルト、絨織、フラトック(但し一〇五條絹及人絹製品を除く)	從價	一〇割	從價	一〇割
一〇五	絹織物、半絹織物及人絹製品	從價	二〇割	從價	二〇割
一〇九	婦人用靴下、男子用靴下	每一	一二五	每一	一二五
一一〇	第一一三條に掲げたる以外の其他製品	每一	七五	每一	七五
一一〇	敷布、食卓布、肋衣、衣服製品、絹及人絹にあらざる枕	每一		每一	
一二三	婦人用靴、婦人用手提靴	每一		每一	

(備考) 稅率最低はソ聯政府の認可せる輸入計畫せらるる商品、最高は計畫外商品、小包品に適用せらるる

海運と備船

ソ聯邦と條約を結んでゐる外國の商船は、相互主義に基きソ聯邦諸港間に於て

外國貿易

貨物及旅客の輸送に従事することを許可されてゐる。大小沿岸貿易に従事することを許可する權限は一九三一年一月に設けられたソ

聯水運人民委員部の手にある。一九三〇年四月十六日締結された英ソ暫定通商取極第三條に依り許與されたる最惠國待遇は大沿岸貿易に限られてゐる。

全聯邦の聯合機關として、Konfracht-Funkts が設けられてあるが、之は獨占主義を基礎とし、外國貿易人民委員部の監督の下にソ聯邦の外國貿易に關する各種の要求を満たすもので、即ち運輸、運送、倉庫業、備船業、荷物、積込積卸、仲仕業及代理店業等を爲すものである。本聯合は聯邦内及外國に於ては同地に在る法人及私人と契約を取結び、又ソ聯邦内外に獨立の支店を設ける權能を與へられてゐる。水運人民委員の中には左記の如き機能を有する特殊の會議が設けられてゐる。海陸輸出入貿易に對する輸送計畫を調査決定すること、外國船計畫を調査決定すること、定期船に依る運搬貨物、特殊の商品及航路に對する税率及運賃の決定、輸出入商品輸送に際しソ聯邦及外國船の參加割合の決定、ソ聯邦及外國船の就航すべき定期航路計畫の決定、ソ聯邦内諸港に於ける荷物積込積卸作業の形式決定、外國船及輸出入商品の運送に關し各團體内の紛争解決各港灣使用に關する規定を決定する。

英國獨逸ソヴェト通商代表部内には備船部なるものが設けられ、ソ聯邦及此等諸國との間の海運運送に關し發生すべき各種の事務を取扱つてゐる。

一九三〇年十二月の法律に依り莫斯科の全聯邦西部商業會議所内に海事調停委員が設けられた。之は海難審判若ハソヴェトの船舶又はソヴェトの領海内で起つた海難救助等に關し將來起るべき紛争はソヴェト聯邦内部に在ては前記委員會に於て解決されるべきことを目的として設けられたものである。

ソ聯の外國汽船チャーター実績

ソ聯邦外國貿易が必要とする外國汽船のチャーターは、一九三一年度以降漸次其の規模を縮小されつゝあるが、右は國內工業化の進展に伴ひ外國貿易の内容が一變し且つソ聯商船隊の擴充が具體化した結果に基くものである。

ソ聯の外國汽船チャーターが量的に見て最高水準を占めた一九三一年度の指數

	備船總噸級 (單位、千噸)	1431年度に對する比率(%)
1932年	12,089	75.4
1933年	11,010	68.7
1934年	9,253	57.7
1935年	8,456	52.7

九三五年に於ては約三千二百萬金留に達してゐる。

然しながらソ聯輸入品の輸送は現在では大部分が自國船によつて行はれてゐる。即ち一九三五年に於ける外國汽船チャーター總噸數中、輸入品輸送に充てられたのは僅かに九千噸に過ぎず、残の七百六十萬八千噸は専ら輸出品の輸送に使用されたものである。尙、一九三五年に於ける外國汽船チャーター總噸數を輸送商品別に區分すれば左の如くであ

穀類	13.3%
其他	6.2%
鑛物	10.0%
其他	6.2%
木材	41.5%
石油	11.0%
炭	7.9%

因みに、一九三五年に於ける注目すべき現象は、日本向輸出の銑鐵輸送のため大量的備船を必要としたことである。

尙、ソ聯輸出品の輸送は前述の如く専ら外國汽船のチャーターによつて行はれてゐるが、最近では自國船に依る輸送量が漸次増大してゐる。例へばカスピ海を除くソ領海面發送の輸出品總量中、ソ聯汽船によつて輸送されるものは一九三四年に於ては僅かに十六・九%に過ぎなかつたが一九三五年に於ては二十四・五%に増大してゐる。亦之を主要輸出品別に考察すれば一九三四年に於ては石油は輸出高總量の二十七・六%、木材は十六・八%がソ聯汽船によつて輸送されたが、一九三五年に於ては前者の比率が三十一・一%後者の比率が二十

八・六%にそれ／＼増大してゐる。ソ聯海運業の消長を物語る證查としてソ聯船舶の貨物輸送高を年度別に對比すれば左の如くである。

ソ聯船舶の貨物輸送高 (單位、千噸)

内 譯	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年
輸出品輸送高	872	886	1,749	2,674	3,831
(1931年度に對する比率%)	100	101	199	305	437
輸入品輸送高	796	815	745	682	740
(1931年度に對する比率%)	100	102	92	85	92
合計	1,671	1,701	3,494	3,356	4,571
(1931年度に對する比率%)	100	102	150	201	274

一九三六年に到り、ソ聯の外國汽船チャーター數は三五年に比し三四%方の減少を示すに到つたが右は一九三六年度に於て貿易品の輸送高が減少し且つソ聯海

運業の改善が行はれたことに基因する現象である。例へばCIF建に依る輸出品總量中、同國船によつて輸送せるものは一九三五年には三分の一に過ぎなかつたのであるが、一九三六年度には約二分の一に増大してゐる。若干の輸出品資について見れば此の傾向は一層顯著で、石油の如きはCIF建輸出高總量の約六〇%がソヴェト船によつて輸送される。尙、木材は四〇・二% (一九三五年には二八・六%) 石炭は三七・二% (一九三五年には三六・五%) の実績を示してゐる。一方輸入品の輸送は數年來専ら自國船のみによつて行ふ様になつた。

一九三六年度に於て外國船舶チャーターの著しい減少を見たのはアゾフ海及黒海水域で、前年度に比し四七・九%の減少を示してゐる。尙レニングラド港が二四・四%、北水洋海港が一四・九%其他水域が四三・二%の減少となつてゐる。外國船舶チャーター總數の中、輸出品の輸送に當つたのは、一九三五年には八九・九%で其輸送總量は七百五十三萬噸

であつたが一九三六年には八八・〇%（四百九十萬五千噸）となつた、尙右八八・〇%の内譯は木材四四・三%、礦物一四・二%、石炭一二・二%、銑鐵其他工業品九・二%石油五・二%、穀物二・九%となつてゐる。尙一九三七年度上半期に於ける外國備船によるソ聯の貨物輸送高は三百十萬噸に上つたが右輸送船は英國、瑞典、丁抹、和蘭等の船舶であり、輸送貨物の主なるものは石炭、石油、礦物、木材等である、右貨物はアゾフ海及黒海のソ聯港灣から歐米諸國へ輸送されたもので大半は木材である。尙本年度上半期に於けるソ聯の外國船舶備船噸数は昨年同期に比し一三%方の減少を示した。一方ソ聯の輸出木材總量中、ソ聯自國船に依る輸送量は逐年増加の傾向にあり、本年度に於ては、アルハンゲルスク、オネガ及同海岸港灣から自國船を以て木材を輸送した外、輸出木材積取のためベチヨラへもソヴェト汽船が始めて入港した。更に本年度上半期に於て、ソ聯船舶が備船として外國貨物の輸送に乘出した

のは注目すべきことである。例へば、「フリドリヒ・エンゲルス」號が印度のカラチからノルウエーまでクロム礦を輸送したり、「チャバエフ」號が同じく礦物を積込んでボンベイ・アントワープ間に就航したことなどはソ聯海運業の地位強化を意味するものと云はれる。

ソ聯の外國貿易に就いて

ソ聯外國貿易人民委員ローゼンゴリツ氏はソ聯外國貿易に關し左の如く述べてゐる。

舊露西亞の國民經濟水準は極めて低かつたため當時に於ては必要なる機械類は殆んど大部分輸入に仰いでゐたのみならず、鹽、肥料、洋灰等の物資も輸入品を使用してゐたのである。然し乍ら、吾人は久しい以前より既に右物資の輸入から解放せられ、現在に於ては反對に之を國外に輸出してゐる状態である。即ち、今や吾人は國內工業化並に農業の社會主義的再建に基づいて、資本主義諸國から技術的にも經濟的にも完全に獨立すること

が出来たのである。

世界大戰前の一九一三年度に於ける舊露西亞の外國貿易取引高總額は二十八億九千五百萬留に上つたが、ソヴェト政權下の一九三〇年度には二十億留餘となり、更に一九三五年度には六億八百七十萬留となつた。

一方輸入額は一九三一年には十一億五千萬留であつたが、一九三五年には二億四千百萬留（舊換算率による）に減少した。一九三六年度に於ける輸入額も、北鐵讓渡條約並に長期クレヂット協定に基づく輸入を除くれば一九三五年度とほぼ同一水準にあると見て大差ない。

ソ聯邦は社會主義經濟を建設するため資本主義諸國との對外貿易を利用したのであるが、右に關し過去に於て左の如き手段を講じた。

(イ) 輸出の増大を計り且つ極度の緊縮政策を行ひ以て外貨の大量的吸収に努めたこと。

(ロ) 右外貨を以て、工業再建に必要な最新機械裝置品を輸入したこと、然して

これがためには機械類以外の輸入の削減をも敢て辭せざりしこと。

(ハ) 技術的再建のテムボを促進せしむるため、不便多く且つ物質的犠牲を伴ひたるにも拘らず、短期クレヂットによる機械裝置品の大量的輸入を行ひたること。

(ニ) 輸入の霸權より脱するため經濟諸部門の發展に鋭意努力せること。

(ホ) 右經濟諸部門の發展に基づき輸入の徹底的削減を計りたること。

(ヘ) 外國貿易の出超を實現し且つ商業クレヂットに伴ふ對外債務を最短期間中に完済すべく努力したこと。

(ト) ソ聯の國外買付を將來擴張せしむるための必須條件として、正當の利率に基づく長期クレヂットの提供を受ける様努力したこと。

曾てスターリンは次の如く述べた。
「極端な緊縮政策によつて得た三十億留の金を我々は工業の確立に充當したのであるが、右の金を、原料品の輸入と大衆日用品の生産強化とに費すことも勿論不可能ではなかつたであらう。然してそれも亦一種の「計畫」ではあらう。然し乍

ら、この様な「計畫」に依つてゐたならば、我々は冶金業も機械製造工業もトラクタも自動車も航空機も戦車も持つことが出来なかつたであらう。然して我々は外敵に對する武装を有せず、自國社會主義の基礎を破壊し且つ内外ブルジョアジの捕虜となつてゐたことであらう。かくして、明らかに二つの「計畫」のうちいづれか一つを選ばねばならなかつた。即ち、社會主義の敗北へと導き又導かざるを得ない退却の「計畫」か、或は社會主義の勝利へと導き、そして既にそれに到達せしめたところの攻撃の「計畫」か、二者そのいづれかを選ばねばならなかつたのである。然して、我々は勿論攻撃の「計畫」を選び、レーニンの道を進んだのである。一九三五年五月四日、赤軍大學卒業式席上に於けるスターリンの演説）

スターリンが取上げたこの攻撃の「計畫」が如何に全面的勝利を獲得したかは、以下の數字がこれを直截に實證してゐる。
先づ第一に一九三〇年度に於ける機械製造工業の生産額は七十四億留（一九二六―二七年度價格にて）にして一方同年度に於ける機械並に金屬製品の輸入額は五億八千二百萬ドルに上つたのであるが、一九三六年度に於ける豫定生産額は二百二十億留（一九二六―二七年度價格にて）で一方輸入額は約一億一千萬ドル乃至一億二千萬ドルに減少する見込である。
次に鋼材は一九三一年度には四百十萬噸の國內生産高を上げたが一方同年度に於て百二十萬噸の輸入高を見た。然るに一九三六年度に於ける鋼材輸入高は約十二萬噸に激減し、反對に國內生産高は千二百五十萬噸に増増するに至つた。然して國內生産高に對する輸入高の比率は、一九三一年度には二九%であつたのが、一九三六年度には僅かに一%となつた。
一九三一年度に於けるアルミニウムの輸入高は二萬噸餘に上つたが（當時はアルミニウム工業を全く有してゐなかつた

のである、現在では其の輸入を全く必要としなくなり、國內生産高は一九三六年度計畫によれば三萬七千噸に達する見込である。

一九二八年度に於ける精製棉花の國內生産高は二十三萬八千噸であつたが、一方棉花の輸入高は十四萬五千噸に達した。然るに一九三六年度に於ける棉花の國內生産高は六十六萬噸に上る見込であるが、一方輸入高は僅かに一萬七千噸に過ぎない。然も右は近東諸國との交易決済に基づく輸入高である。

輸入買付によるソ聯の對外債務は、一九二九年一月一日現在には四億一千萬ドルであつたが、一九三一年末には十二億二千萬ドルと云ふ空前の多額に上つた。然るに現在では約七千五百萬ドルに過ぎず、對外債務は事實上完全に償却されたと云つても過言ではない。

一九一八年より一九二八年に至る十一年間に於けるソ聯の外國貿易輸入額累計は四十億留餘に上つたが、第一次五ヶ年計畫（一九二八年—一九三二年）の五ヶ

年間に於ける恰右と同額の輸入額を見た。然るに第二次五ヶ年計畫に於ける輸入額は右の三五%乃至四〇%未滿に過ぎないであらう。かくの如く、第二次五ヶ年計畫即ち社會主義社會建設の五ヶ年計畫を遂行するに際して吾人は外國貿易輸入額を著しく削減することが出来たのであるが、更に第三次五ヶ年計畫は殆んど一切の輸入を中絶して之を遂行し得るであらう。

然し乍ら前述の如く、若干の對外諸國が有利な金融クレジットを提供する場合に、國內經濟へ物資を供給し以て其の發展を計るために、輸入を増大せしむることも強ち不可能なことではない。

ソ聯の對外貿易上の地位が著しく鞏化したことは其のクレジット條件の根本的改善に徴して極めて明瞭である。即ち、短期並に中期クレジットに基づく舊債務は全く解消し、不利益なクレジットは一切之を拒否するに至つたのである。然して、ソ聯クレジットの利子は著しく低下しソ聯の物資買付に對しては各國から多數の融資を提供してきてゐるのである

尙、一九三四年までの貿易高總額の減少は、輸出額並に輸入額の兩者が並行的

ソ聯對外貿易輸出入總額

(單位、百萬留)

年 度	金 額		前年度に對する増減率 (%)	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
1930	2,095.2	—	—	—
1931	1,916.2	—	8.6	—
1932	1,279.9	—	33.4	—
1933	843.0	—	34.0	—
1934	650.7	—	23.0	—
1935	608.8	—	6.4	—

ソ聯對外貿易輸出入高比較表 (單位百萬留)

年 度	輸 出 額		輸 入 額	
	金 額	前年度に對する増減率 (%)	金 額	前年度に對する増減率 (%)
1930	1,036.4	—	1,058.8	—
1931	811.2	(-) 22	1,105.0	(+) 4
1932	574.9	(-) 29	704.0	(-) 37
1933	494.8	(-) 14	348.2	(-) 51
1934	418.3	(-) 16	232.4	(-) 31
1935	367.2	(-) 12	241.4	(+) 4

ソ聯輸出貿易の動向

に低下せる結果生じたものであるが、一九三三年度に於ては全く事態を異にするに至つた。即ち、同年度に於ては輸出高は依然として低下の傾向にあるにも拘らず、輸入高は若干増加の傾向を辿つてゐる。従つて、同年度に於ける貿易高總額の減少は専ら輸出高の低下に基因するものであると云へるのである。

ソ聯輸出貿易の發展に大なる影響を與へてゐるのは國內工業化の實績である。即ち、國內工業化政策の成功により國民經濟諸部門の生産高が著しく増大した結果、輸出向資源の擴充を見るに至つたのである。然して、國內農工業總生産額中、對外貿易輸出高の占むる比重は從來に於ても極めて微々たる數字を示してゐたに過ぎないのであるが、一九三三年度に入ると更に一段と低下するに至つた。即ち一九一三年度に於ける對外貿易輸出高は國內總生産高の一〇・四%を占めてゐたのであるが、一九三〇年度には三・五%、

ソ聯對外貿易の現勢

(ソ聯對外貿易の一般的動向)

ソ聯外國貿易人民委員部の發表に係る統計資料に準據して、左にソ聯對外貿易の近年に於ける動向を述べて見やう。

先づ第一にソ聯對外貿易の輸出入總額を見るに逐年低下の傾向にあり、左の如き實績を示してゐる。

一九三四年には一・八%、更に一九三五年に於ては一・三%に低下した。尙、一九三五年に於ける特殊現象として注目すべきことは、工業製品の輸出高を増大し得る様になつた結果、食料品を大宗とする一般消費物資の輸出を著しく削減し、以て國內消費に充當する様になつたことである。

主要商品別對外輸出高 (單位百萬留)

Table with 4 columns: 品種, 1934年, 1935年. Rows include 木材, 石油, 穀類, etc.

右の數字に徴して明かな如く、一般食料品の輸出高は一九三五年に於ても依然として顯著な減少を示してゐるが、穀類のみは例外をなし約二倍の輸出増加となつてゐる。然し乍ら、この現象は、農村經濟に於てコルホーズ組織が支配的地位を占め、従つて穀類收穫高が未曾有の増收を示した這般の事情に基づくものである。尙、一九三五年に於ては從來輸出されてゐた幾多の食料品が輸出品目録から取除かれ、亦多數の消費物資の輸出削減が行はれたが、就中、綿織物の輸出高は著しく減少した。然して、消費物資の輸出高をかくの如く減少し得たのは、専ら重工業製品、就中銑鐵並に機械類の輸出高が増大した結果である。

主要生産部門別對外輸出高比較表 (單位、%)

Table with 2 columns: 内譯, 輸出高總額. Rows include 一、農業生産品, 二、重工業製品, etc.

即ち、四年前に於ては農業生産品が輸出品の天宗をなしてゐたのであるが、現在では重工業製品が其の位置を占むるに至つた。亦、一方、食料品輸出は第一次五ヶ年計畫の第三年度に於ては對外貿易輸出高總額の三%を占めてゐたのであるが昨年度に於ては僅かに一・一%となつてゐる。

輸出高の増加せる重工業製品中、特に顯著な數字を示してゐるのは機械並に金屬で兩者の輸出高合計は一九三五年に於て約千五百萬留に上つた。因みに此等の商品は數年前まではソ聯の主要輸入品として年々多額の對外支拂を必要としてゐたものである。

次にソ聯の對外輸出高を主要國別に比較してみると左の如くである。

ソ聯對外輸出高主要國別比較表 (單位、百萬留)

Table with 4 columns: 國別, 1934年, 1935年. Rows include 英國, 美國, 蘇聯, etc.

一九三五年に於けるソ聯對外輸出高總額は引續き低下の傾向にあるにも拘らず、これを國別に見れば英國、白耳義、イラン、土耳古及び米國向輸出高は前年度に比して増してゐる。特に對米輸出高、並に東方諸國向輸出高の増加は注目すべき現象である。一方、對獨並に對伊輸出高は著しく減少し、特に對獨輸出高は多年に亘り第一位を占めてゐたのであるが、一九三五年に於ては對英輸出高の凌駕するところとなつた。

ソ聯輸入貿易の動向

ソ聯輸入貿易最近の動向を考察するに當り先づ第一に注目すべきことは、輸入高總額が若干増加してゐるにも拘らず、機械裝置類、鋼材、合金類並に護謨の輸入高が逐年低下してゐることである。然るに輕工業及び食料品工業原料品は著しい輸入増加を示してゐる。亦、有色金屬類(即ち、鐵、鋼以外の金屬)の輸入高は若干増加の傾向にある。

主要商品別國內輸入高 (單位、百萬留)

Table with 4 columns: 品種, 1934年, 1935年. Rows include 咖啡, 茶, 調味料, etc.

輸入高の最も増加したのは棉花で、一九三五年に於ては前年度に比して約三倍に増大してゐる。

尙、機械及び裝置品の輸入内譯は最近著しい變化を來してゐる。即ち、電氣機械類、鐵道用品並に自動車用品の輸入高は著しく減少し、最新技術による複雑な機械類を専ら輸入する様になつたのである。機械類の輸入高は一般に減少してゐるにも拘らず、船舶の輸入は増加の傾向にあり、一九三五年に於ては前年度に比して約三倍に上る船舶を輸入した。次にソ聯輸入貿易の内譯を主要相手國別に比較すれば左の如くである。

ソ聯國內輸入高主要國別比較表 (單位、百萬留)

Table with 4 columns: 國別, 1934年, 1935年. Rows include 英國, 美國, 蘇聯, etc.

即ち、ソ聯國內輸入高總額は、一九三五年に於ては若干増加の傾向にあるに

も拘らず、獨逸、伊太利及び波蘭よりの輸入高が著しく減少してゐるのは注目すべき現象である。然るに一方、米國、佛國、白耳義、和蘭及び東方諸國よりの輸入高は逐年増加の傾向を辿つてゐる。就中イラン及び土耳其よりの輸入高は特に著しい増加を示してゐる。亦、一九三五年度以降に於ては、日本よりの輸入高が大いに増加してゐるが、これは北鐵讓渡に伴ふ物資買付に基因する現象である。尙、最後に注意すべきことは、ソ聯輸入貿易に於ける獨逸の役割が近年著しく弱化したことである。

ソ聯外國貿易の新動向

數字的に見たソ聯外國貿易最近の動向は上記の如くであるが同じくローゼンゴリツ氏の所説に基きソ聯外國貿易最近の一般的動向を瞥見すれば左の如くである。

一、輸入貿易の動向

一九一八年より一九二八年に至る十ヶ年間に於けるソ聯外國貿易輸入額累計は

四十億留餘に上つたが第一次五ヶ年計畫の五ヶ年間は恰右と同額の輸入額を見た。然るに第二次五ヶ年計畫中の輸入額は右の三五%乃至四〇%未滿に止まるものと見られる。かくの如く第二次五ヶ年計畫即ち社會主義社會建設の五ヶ年計畫を遂行するに際してソ聯邦は輸入貿易額を著しく削減することが出来たのであるが、更に第三次五ヶ年計畫は殆んど一切の輸入を中絶して之を遂行し得るであらう。然し乍ら、ソ聯邦に對して有利な財政クレヂットを設定する國がある場合には、國內經濟へ物資を補給し以て國內經濟の發展を促進せしめるため、輸入の増加を齎すことも不可能ではない。

(ハ) 消費物資
即ち(イ)は社會主義工業の開發に必要なる製品であり、(ロ)は現在でもまだ若干その不足を告げつゝある物資であり、更に(ハ)は現在多少共輸入増加の傾向にある消費物で、「裕福なる生活が齎す輸入品」とでも云ふべきレモン、コ、ア、各種香料の如き品である。

二、爲替・クレヂット關係の改善

ソ聯の對外貿易上の地位が鞏化したことはその爲替、クレヂット、狀態の根本的改善の事實に徴して極めて明瞭である。然して、其の改善の事實を列擧すれば左の如くである。

- (イ) 短期並に中期クレヂットに基く舊債務を完済したこと。
- (ロ) 商社クレヂットを筆頭とする不利益なるクレヂットを一切拒否したこと。
- (ハ) 國外に於けるソヴェート手形の「暗相場所」が消滅したこと。
- (ニ) ソ聯のクレヂット利子が著しく低下したこと。
- (ホ) 多數のクレヂットを期限前に償却したこと。

(ヘ) ソ聯の物資買付に對して諸外國が多數のクレヂット設定を提議して來たこと。

但、其の中でソ聯側が利用したのは期限五ヶ年の輸入クレヂット三件、即ち獨逸(一九三五年)、チェッコスロヴァキア(一九三五年)及英國(一九三六年)の提案にかゝるクレヂットのみである。

かくしてソ聯邦はスターリンが提議せる通貨準備蓄積に關する課題を大なる成功を以て遂行し、一九三三年度より一九三五年度に至る三ヶ年間に於てソ聯の外國貿易帳尻は出超を示し、一九三五年度に於ける國際貸借決済は受取勘定を示すに至つたのである。

三、對外貿易取引方法の改善

ソ聯邦は今や經濟的に外國から獨立することが出来たので對外貿易取引方法を改善し得る様になつた。對外貿易取引は従來總て外國に於て行はれる慣例となつてゐたため、外國に尨大なる通商機關を保持するの必要あり、之が爲め多大の費用を要したのである。尙ほ外國商社はソ聯邦の工業、其の必需品並に市場に疎く

且つ外國裁判所並に調停機關に於ける商取引上のトラブル審議が、ソ聯通商機關を不利に導く様なことも尠くなつたのである。

第二次五ヶ年計畫の中頃よりかゝる取引方法を變更すべき前提が確立されて來たが、右を列擧すれば左の如くである。

- (イ) ソヴェート商品に關心を有する有力なる購入者團體が結成されたこと(ソ聯邦に於ける輸入聯合團體の組織についても同じことが言へる)
 - (ロ) 外國に於ける倉庫で引渡を行つてゐたソ聯側の輸出は大部分之をソ聯港灣引渡しに變更したこと。
 - (ハ) ソヴェート商品の良質なことが關係外國商社に依つて認められたこと。
 - (ニ) 有力なる外國商社の代表者が頻繁にソ聯邦に來訪し、ソ聯輸出入機關と直接商契約をなすに至つたこと。
 - (ホ) 輸出入機關が取引上重大なる意義を有するに至つたこと。
- 仍つて外國貿易取引事務を新情勢に則して左の如く改善する必要が起つた。即ち

- (イ) 外國貿易聯合に對してソ聯國內並に國外に於て外國商社と直接商契約を締結するの權限を附與したこと(然して外國貿易聯合は從來の如く、通商代表部を経由し或は其の都度外國貿易人民委員部の特別許可を仰ぐ必要がなくなつた)。
 - (ロ) 外國商社との商契約締結は大部分之をソ聯邦國內に於て行ふ様になつたこと。
 - (ハ) 外國商社に對する商品引渡はソ聯邦國內に於て之を行ふ様になつたこと。
 - (ニ) 外國商社へ提供せる商品代金はソ聯邦國內に於て一切之を決済する様になつたこと。
 - (ホ) 外國貿易取引に關するトラブル解決機關としては在モスクワ全聯邦商業會議所々屬の調停委員會を利用すること。
- 以上の如き外國貿易取引方法の改善は一九三五年以來行はれたものである。尙ほ、外國貿易取引の國內移管は、ソ聯外國貿易の勝利、政治的、經濟的國際威信の増大並に外國貿易獨占の一段の鞏化を實證するものである。

輸入貿易に現れた新傾向

ソ聯外國貿易機關誌「ヴェニヤヤ・トルゴヴリヤ」一九三七年第一號は輸入貿易に現れた最近の傾向に關し左の如く述べてゐる。

ソ聯第二次五ヶ年計畫の進行状態は極めて順調なる傾向を辿り豫定計畫を既に四ヶ年間に遂行した國民經濟部門も尠くないが、右は輸入貿易部門に於ても明瞭なる反映を示してゐる。先づ第一に工業建設の發展に伴ひ輸入高の點に於て舊態を維持するの必要がなくなつたことに留意しなければならぬ。ローゼンゴリツ氏は「輸入高を極度に縮少して第二次計畫を遂行することが出来る」と斷言したが第二次五ヶ年計畫の過去數年間に於ける輸入高並びに國民經濟計畫遂行状態に徴して明かなる如く右ローゼンゴリツ氏の聲明は今や事實を以て裏書されたわけである。

ソ聯外國貿易輸入高

一九三三年

舊換算率(單位百萬留巴) 三四八

一九三四年	二三二
一九三五年	二四一
一九三六年(十一ヶ月間)	二七八

次に輸入貿易の構成内容も著しく變化してゐる。即ち第二次五ヶ年計畫の輸入貿易は帝制時代は勿論のこと第一次五ヶ年計畫時代に比較してさへ著しく異つた様相を呈し、資本主義諸國から技術的經濟的に獨立せんとする試みが具體化した跡歴然たるものがある。然しこの傾向が現はれてゐるのは機械裝置品類のみに止まらず、各種の原料品並びに半製品類にも及び最近迄重要な輸入品であつたものが第二次五ヶ年計畫に於て輸入品目から除外されたものも尠くないのである。例へばアルミニウム、硅素鐵、鑛詰用鐵は一九三五年以後、亞鉛は一九三四年以後全くその輸入を中止した。

斯る實例は枚擧に遑ない程であるが、ソ聯邦が資本主義諸國から技術的經濟的に如何に獨立しつゝあるかと云ふこと、又この傾向が今日迄若干國の獨占的生産品であつた輸入品にまで及んでゐるとい

國內生産高の増加に伴ひ數年間に輸入を全く必要としなくなる見込みである。之を要するに國民經濟第三次五ヶ年計畫は國內工業の全面的發展に伴ひ、一切の輸入を除外して之を百%に遂行し得る豫定であるが、ソ聯邦は必ずしも自給自足主義を主眼とせず、ソ聯に對し普通の利率に依る長期クレヂットを提給する國があり且つソ聯工業に必要な技術品を當該國が有する場合には、輸入の増加を計ることも不可能ではないのである。

ソ聯の對外貿易第三次五ヶ年計畫

一九三八年より實施を豫定されてゐるソ聯國民經濟第三次五ヶ年計畫は一九三七年七月一日迄にソ聯邦國家計畫委員會ソ聯邦各人民委員部及ソ聯邦構成各共和國人民委員會に於て同計畫案の作製を終り同案をソ聯邦人民委員會に提出し同人民委員會の承認を得たが、右第三次五ヶ年計畫案中貿易に關する計畫案に付ては最近外國貿易人民委員部に協

ふことは以上あげた實例に徴しただけで充分明瞭である。ローゼンゴリツ氏が外國貿易人民委員協議會の席上に於て、「第三次五ヶ年計畫は輸入を一切行はずして之を遂行することが出来る」と斷言したのは正に右の事實に立脚した見解なのである。

かくの如く聯邦は工業並に原料根據地を確立し今や一切の輸入から解放されたが其結果生ずる餘剩通貨は國民の消費物質を生産する工業部門の發展に之を投ずることが出来る様になつた。例へば、皮革及皮革原料の輸入額は一九三四年には七百八十一萬六千留であつたが一九三五年には八百一十一萬二千留となり更に一九三六年には十一ヶ月内に八百八十九萬留の實績を示した。次に羊毛、單糸及織物の輸入額は一九三四年には千二百二十二萬四千留であつたが、一九三五年には千六百三十一萬八千留に増大した。然も東方諸國より半製羊毛の輸入高が増加したのみならず、西歐諸國よりの羊毛輸入高も亦著しく増大した。一九三六年度に於

議會開催され貿易人民委員ローゼンゴリツ氏は其の席上外國貿易第三次五ヶ年計畫案作成の根本方針として

- 一、從來採り來つた外國爲替の蓄積方針を今後に於ても維持すること。
- 二、ソ聯邦の經濟的獨立を強化すること。
- 三、第二次五ヶ年計畫中輸入された多數商品に對し輸入抑壓方針を採ること。
- 四、外國がソ聯邦に與ふることあるべき長期信用に基き行ふ補充的輸入は之を拒絶せざること。
- 五、外國に於ける技術的新規製品は之を引續き輸入すること。
- 六、加工商品特に技術的製品の輸出増産を計ること。

商品特に技術的商品の輸出増加なり第三次五ヶ年計畫に於ては國民經濟に於ける餘剩商品の輸出増進せらるべし。第三次五ヶ年計畫案作製に當り外國船舶の備船を極度に減縮する課題を提出するを要す、但し商船隊及船舶修繕所の建設強化を必要とす。協議會に於ける参加者の演說中外國貿易五ヶ年計畫に關する個々の關係特に「輸出収益の引上」「取引經費の

ては、外國貿易獨占化以來最初の試として葡萄酒醸造工業の再建のために多大の資本を投じ、上記工業に根本的な技術的改善を施したが、同時に葡萄酒の輸入を廢絶するためにオデッサの「クラスヌイ・シグナル」工場の如き優秀なる醸造工場を建設した。一方消費物の輸入高は次の如く増加してゐる。例へば、一九三一年度に於ける消費物資の輸入高は輸入總額の僅か四・五%を占めてゐたに過ぎなかつたが、一九三五年には八・七%（二倍）となり更に一九三六年には一〇・四%に増加した。

最後に第三次五ヶ年計畫に於ける輸入貿易の動向は之を要約すれば「ソ聯は第三次五ヶ年計畫を遂行するに當り輸入貿易を全く必要としない」と云ふ一言につきるのである。例へば、第一、二次五ヶ年計畫に於て相當多量の輸入をしてゐたゴムの如きも現在では國內需要の六〇%は國産合成ゴムを以て満し得る状態である、亦アンチモニーの如きも一九三五年には二千三百七十八噸の輸入を見たが、

ソ聯對外貿易輸出品内訳
(輸出高總額に對する比率%)

輸 出 高 總 額	100 %	100 %
農 産 物	20.4	14.5
重 工 業 製 品	27.8	29.7
輕 工 業 製 品	16.5	16.4
木 材 品	22.8	26.5
食 料	11.4	12.3
其 他	1.0	0.6

即ち、輸出品の大宗をなしてゐる重工業製品は一九三六年度に於て更に三〇%方の輸出増加を示してゐるのに反し、數年前まで第一位を占めてゐた農産物が漸次後退の傾向を示してゐるのは、ソ聯邦が立後れた農業國から進歩的な工業國へ轉化したことを實證する極めて興味深い現象である。輕工業製品の比率は變化してゐないが、右に引用した數字には毛皮の輸出高が含まれてゐることを忘れてはならない。然して、毛皮の輸出高は一九三三年度に於てはソ聯輸出貿易總額の八・二%を占めてゐたのであるが一九三六年度に於ては一一・四%に増大してゐる。

るから、若しも毛皮を除外して算定すれば、輕工業製品の輸出高はソ聯輸出貿易總額の八・三%（一九三三年度）乃至五%（一九三六年度）を占めてゐるに過ぎないのである。

一九三六年度に於ては、銑鐵、農業機械、自動車、トラクター等の輸出高が著しく増加した。例へば、自動車の輸出高は一九三三年度には八百五十八臺であつたが一九三六年度には千八百五十四臺に増加してゐる。

四、ソ聯對外貿易國別輸出入額

一九三六年度に於けるソ聯對外貿易輸出高總額は前年度に比し低下してゐるにも拘らず、米國、佛國、チェコスロヴァキヤ並に日本への輸出高は著しい増加を示してゐる。尙、一九三六年度に於けるソ聯の對獨輸出高は一九三三年度に比し二分の一以下に激減してゐる。

最近二ケ年間に於けるソ聯對外貿易國別輸出入額 (單位、百萬留)

國 名	輸 出 額		輸 入 額		輸 出 入 合 計	
	1935 年	1936 年	1935 年	1936 年	1935 年	1936 年
白 耳 義 國	89.4	88.2	39.9	47.0	829.3	136.2
英 獨 逸	377.6	361.7	190.1	204.3	567.7	566.0
獨 和 蘭	289.1	116.6	95.0	308.4	384.1	425.0
伊 太 利 國	70.5	53.8	85.4	72.7	155.9	126.5
米 土 利 國	68.3	63.4	90.7	91.1	159.0	154.5
佛 古 國	53.0	42.0	24.5	5.8	77.5	47.8
日 本	116.1	130.0	129.2	209.0	245.3	339.0
捷 克	38.5	19.5	18.4	18.0	56.9	37.5
波 蘭	78.8	102.9	77.1	42.1	155.9	145.0
露 西 亞	5.7	10.2	25.8	43.2	31.5	53.4
其 他	24.1	27.6	47.3	61.9	71.4	89.5

一九三七年度上半期に於けるソ聯の外國貿易

一九三六年度上半期に於けるソ聯の外

國貿易取引高總額は十二億二千七百七十萬留であつたが本年度同期に於ては十三億八百四十萬留の實績をあげ、昨年度同期に比し輸出高は六千八百萬留、輸入高は一千二百五十萬留の増加を示してゐる。貿易帳尻の輸出超過額は、昨年度上半期に於ては七百五十萬留であつたが本年度同期に於ては、八千二百十萬留の實績を示してゐる（いづれも北鐵讓渡條約に基づく輸入決済を含まず）尙、本年度下半期に於ては季節的輸入増加が期待されてゐるから、貿易帳尻の輸出超過額は更に一段と著しいものとならう。

かくの如く對外爲替關係が鞏化した結果として、本年度に於ては多數の重工業並に輕工業原料品を輸入し得る様になつた。本年度上半期中に有色金屬類の輸入高が増大したのも其の一例である。尙、この布色金屬輸入高増加は有色金屬の國內消費高が國內消費高が國內生産高を凌駕してゐる結果であつて、有色金屬の生産増加は今後に残された大きな懸案である。

黑色金屬の輸入高は逐次低下の傾向にある。即ち、一九三六年度上半期に於ける鐵並に鋼鐵の輸入高は四萬二千五百噸に上つたが本年度上半期に於ては一萬九千五百噸に低下した。其他、鐵板及び鋼管は一萬九千四百噸から一萬三千三百噸にそれ／＼輸入低下を示してゐる。

輸入高の著しく増大したのは羊毛である。即ち、一九三六年度上半期に於ける羊毛の輸入高は一萬五百噸（二千六百萬留）であつたが、本年度上半期に於ては一萬五千噸（五千四百四十萬留）の輸入高を見た。羊毛の國內生産高が増加してゐるにも拘らず、かくの如く羊毛輸入高が増加したのは國內纖維工業の生産強化を遂行してゐるがためである。

消費物資の輸入高は特に著しい増加を示してゐる。

例へば一九三六年度上半期に於ける茶の輸入高は五千六百六十八噸であつたが本年度同期に於ては八千三百一十一噸の輸入高を見た。亦、一九三六年度上半期に

於けるレモン及びネーブルの輸入高は約二萬噸であつたが、本年度同期に於てはネーブル一萬七千七百噸（四百三十萬留）、レモン六千五百噸（三百萬留）の輸入高を見るに至つた。尙、右の大部分はスペインより輸入せるものである。

次に輸出貿易の動態について一言するに先づ第一に食料品工業製品の中ではヒマシ油、イクラ、砂糖並に菓子類の輸出高が増大してゐる。

特に著しい輸出増加を示してゐるのは棉花である。即ち、本年度上半期に於ける棉花輸出高は一萬七千噸（二千二百萬留）に上り、未曾有の輸出増加を示した。綿布及び麻布の輸出高も増加してゐるが、これは主として近東諸國へ輸出されたものである。

輸出貿易の大宗をなす重工業製品の輸出高も激増し、輸出貿易總額の約三分の一を占むるに至つた。即ち、一九三六年度上半期に於ける重工業製品の輸出高は一億九千二百萬留であつたが本年度同期に於ては二億一千六十萬留に増大した。

滿鐵礦、鐵礦、磷灰石、無煙炭等の輸出高が増加した外、薄鐵板・鋼鐵板並にレールの輸出高は二倍餘の増加を見るに至つた。即ち、一九三六年度上半期に於ける薄鐵板及鋼鐵板の輸出高は一萬一千噸に過ぎなかつたが本年度同期に於ては二萬四千四百噸の輸出高を見た。同様にレールの輸出高は五千八百噸から一躍一萬二千九百噸に増大してゐる。

尙、機械類の輸出高は一九三六年度上半期には七百三十萬留であつたが本年度同期に於ては三千百五十萬留に激増した。主要品目別に其の内譯を示せば貨物自動車千三百六十萬留、農業機械二百八十萬留、紡績機械三百八十萬留、電氣機械百三十萬留、ミシン八十萬留等である。

最後に本年度上半期に於けるソ聯の對外貿易を相手國別に其の動向をのぞいてみよう。

本年度上半期に於て對ソ貿易取引高の著しく増大してゐるのはイラン、土耳其、西部支那、蒙古及び其他の東方隣接諸國である。また、西部諸國中では英國が斷

然群を抜いてゐる。即ち、ソ聯の對英貿易取引高總額は一九三六年度上半期には二億一千三百十萬留であつたが本年度同期には二億七千八百二十萬留となり、依然としてソ聯對外貿易の大宗をなしてゐる。尙、英ソ貿易は昨年締結の總額一千万留クレジット提供協定に依る買付に伴ひ、本年度下半期に於ては更に一段と發展する見込である。

次で米ソ貿易も將來益々發展するものと見られてゐる。即ち、本年度上半期に於ける米ソ貿易取引高總額は一億六千五百萬留に上つたが、本年八月六日より效力を發する米ソ通商協定により、ソ聯の對米輸出並に米國の對ソ輸出は共に無條件且つ無制限なるべしとの最惠國待遇制度が適用されるので、兩國の通商關係は將來一層發展する見込である。

外國貿易統計表
1913—33年貿易實績

年 度	輸 出	輸 入	總貿易額	貿易差額
1913	1520.1	1375.0	2895.1	(+) 145.1
1920	1.4	28.7	30.1	(-) 27.3
1921	20.2	210.7	230.9	(-) 190.5
1922	81.6	269.8	351.4	(-) 188.2
1923	218.0	143.2	361.2	(+) 74.2
1924	337.0	260.0	597.0	(+) 77.0
1925	808.3	826.7	1435.0	(-) 218.4
1926	724.6	688.7	1413.3	(+) 35.9
1927	745.9	758.1	1504.0	(-) 12.2
1928	803.4	953.1	1756.5	(-) 149.7
1929	923.7	880.6	1804.3	(+) 43.1
1930	1036.4	1058.8	2095.2	(-) 22.5
1931	811.2	1105.0	1916.2	(-) 293.8
1932	574.9	704.0	1278.9	(-) 129.1
1933	495.6	348.2	843.8	(+) 147.4

と見られてゐる。即ち、本年度上半期に於ける米ソ貿易取引高總額は一億六千五百萬留に上つたが、本年八月六日より效力を發する米ソ通商協定により、ソ聯の對米輸出並に米國の對ソ輸出は共に無條件且つ無制限なるべしとの最惠國待遇制度が適用されるので、兩國の通商關係は將來一層發展する見込である。

尙外國貿易委員所發表に依れば一九三四年以降一九三七年上半期に於けるソ聯對外貿易實績は上圖の如

〔註〕北鐵代價物資其他特別協定に依る 133.263 千留を含む。

年 度	輸 出		輸 入		超 過 價 格
	數 量	價 格	數 量	價 格	
1934 年	17.340	1832.351	1.025	1018.026	出超 814.325
1935 年	17.190	1609.260	1.259	1057.218	同 552.042
1936 年	14.204	1359.104	1.155	1352.535	同 6.569
1937 年 上 期	5.016	634.580	652	673.839 (註)	入超 39.259

輸 出 之 部

	1934 年	1935 年	1936 年	1937 年上期
生活必需品	295.755 (16.1%)	305.203 (19.0%)	181.972 (13.4%)	70.326 (11.1%)
原料及半製品	1104.404 (60.3%)	997.054 (62.0%)	907.730 (66.8%)	412.784 (65.0%)
動 物	223 (0.0%)	180 (0.0%)	142 (0.0%)	52 (0.0%)
各種製品	431.969 (23.6%)	306.828 (19.0%)	269.260 (19.8%)	151.418 (23.9%)

輸 入 之 部

	1934 年	1935 年	1936 年	1937 年上期
生活必需品	95.274 (9.4%)	92.252 (8.7%)	88.241 (6.5%)	48.499 (7.2%)
原料及半製品	396.250 (38.9%)	464.127 (43.9%)	472.614 (34.9%)	333.793 (49.5%)
動 物	47.553 (4.7%)	41.106 (3.9%)	54.910 (4.1%)	5.222 (0.8%)
各種製品	478.949 (47.0%)	459.733 (43.5%)	736.770 (54.5%)	286.325 (42.5%)

1930—1934 年度主要國別輸出表 (單位千留)

國 別	1930 年	1931 年	1932 年	1933 年	1934 年
滿洲	3.565	2.214	1.307	—	—
英國	279.909	266.071	138.485	86.983	78.617
亞 爾 丁	3.691	3.139	675	—	—
阿 富 汗	7.850	11.523	14.579	7.066	3.103
白 耳 義	26.904	18.238	19.301	27.340	17.231
獨 逸	205.702	12.933	100.499	85.747	98.431
和 蘭	34.845	829.265	21.517	258.90	22.224
希 臘	104.73	10.081	9.435	6.545	3.110
丁 抹	14.170	136.55	6.612	9.350	7.576

國別	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
新疆	16.033	10.212	12.305	18.822	5.945
支那	8.432	6.931	5.888	2.639	3.440
ラトヴィヤ	14.761	14.549	5.775	336	753
リトワ	16.333	15.911	1.178	546	1.360
蒙古	19.745	25.833	19.278	17.269	20.561
諸威	16.535	18.910	14.137	8.510	2.921
波蘭	44.392	46.453	49.949	8.359	14.326
波蘭	38.760	31.172	5.646	12.973	5.249
合衆國	264.393	229.915	31.665	16.580	17.857
土耳其	11.382	6.961	5.762	4.657	2.870
芬蘭	12.430	5.216	2.890	2.883	2.892
佛蘭西	29.710	14.998	4.335	5.235	11.636
チェコスロ	27.143	35.736	10.306	4.868	1.941
瑞典	5.639	6.325	4.970	3.414	2.236
瑞典	19.539	15.598	21.554	4.591	4.895
エストニア	2.871	2.128	39	373	588
日本	16.784	12.668	4.786	7.349	6.905
其他諸國	48.018	21.853	19.435	—	1.300
總計	1,058.825	2,105.034	704.040	348.216	2,324.426

1930—34年度主要輸出品目表 (單位千留)

種別	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
1. 穀類	207,068	157,623	56,794	39,817	18,073
イ、小麥	130,318	77,212	19,208	20,554	5,932
ロ、裸麥	21,009	33,980	13,267	3,678	1,707
ハ、大麥	36,714	26,855	11,958	11,178	4,708
ニ、燕麥	11,243	12,036	639	1,928	3,415
ホ、玉蜀黍	1,996	2,158	6,658	2,479	2,311
2. 油種子	1,353	3,144	9,032	2,350	833
3. 亞麻及亞麻纖維	23,582	13,233	13,573	14,229	16,534
4. 麻草	1,597	3	128	3	3
5. 葉煙草	11,448	2,871	1,994	2,417	2,108
6. 生皮	7,669	6,308	3,295	2,787	2,273
7. 剛毛	6,049	2,142	2,063	987	1,462
8. 動物內臟類	16,068	7,075	5,525	3,702	3,790
9. 毛皮	76,840	56,199	42,300	38,557	3,267
10. 魚類	8,918	10,383	3,708	3,063	1,757
11. 黒イクラ	4,758	4,344	2,276	1,952	2,044

國別	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
埃及	9,063	3,681	6,165	4,044	—
印度	6,778	10,152	5,219	3,421	—
西班牙	12,057	3,469	7,955	5,531	7,464
伊太利	53,150	39,749	27,031	22,226	19,015
新羅	16,025	13,954	15,698	10,856	4,730
支那	12,493	11,064	8,086	7,171	20.55
ラトヴィヤ	53,297	27,810	9,776	2,395	645
リトワ	2,586	4,165	4,151	2,728	1,197
蒙古	17,819	37,343	41,395	38,562	44,810
諸威	6,259	3,968	3,943	3,830	3,134
波蘭	60,284	32,476	35,368	12,008	11,784
波蘭	14,131	7,510	4,801	5,056	3,641
合衆國	40,932	22,690	17,194	13,965	14,277
土耳其	16,195	12,515	5,498	3,798	5,438
芬蘭	3,733	4,616	5,338	5,426	4,703
佛蘭西	44,146	28,330	28,698	22,895	24,227
チェコスロ	4,145	5,134	1,380	1,095	837
瑞典	151	44	3	241	491
瑞典	5,139	6,681	6,209	5,920	5,634
エストニア	6,433	8,352	7,398	1,959	860
日本	16,029	19,817	10,099	9,124	5,782
其他諸國	49,415	24,166	20,650	7,236	16,088
總計	1,036,371	811,210	574,928	495,658	418,345

1930—34年度主要國別輸入表 (單位千留)

國別	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
滿洲	12,165	3,061	5,861	112	—
埃太利	148.44	12,028	4,012	1,280	1,549
英吉利	80,128	73,381	91,928	30,590	48,773
亞爾然	17,366	7,210	1,817	—	—
阿富汗	9,628	11,615	11,782	5,623	3,103
高麗	250,828	410,645	327,700	148,061	28,758
和蘭	4,712	2,141	3,560	5,974	5,751
丁抹	7,272	4,731	2,760	1,725	1,436
埃及	18,432	19,810	1,946	—	—
印度	18,317	9,140	5,184	2,935	—
伊太利	10,786	29,755	271.44	16,901	11,819
加奈太	1,427	144	2,058	761	—

種別	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
18. 染料	3,847	1,221	1,097	932	1,893
19. 黑色金屬	70,777	124,560	77,954	47,500	25,992
20. 有色金屬	53,967	49,269	29,060	21,341	21,825
銅	12,956	10,573	4,400	2,150	2,479
ニッケル	4,388	6,220	6,558	4,887	5,185
アルミニウム	9,073	15,658	7,608	6,742	3,028
錫	7,888	5,123	4,829	5,410	8,726
鉛	10,018	5,824	3,903	1,377	1,349
亜鉛	8,269	37,909	1,417	675	468
21. 各種針金	5,132	9,131	5,664	2,736	1,297
22. 機械及部品	173,580	240,713	215,958	87,784	39,274
23. 農業機械(トラクター以外)	30,159	17,907	227	87	43
24. トラクター及部品	71,565	79,627	293	147	87
25. 自動車	14,389	12,319	1,416	1,304	798
26. 光學理化學用器具	13,651	14,799	12,206	5,668	3,782
27. 電機器械及附屬品	48,771	53,481	65,152	19,359	8,137
28. 紙及紙製品	9,118	3,347	246	422	752
29. 棉花	55,992	40,568	17,851	9,911	6,597
30. 黃麻	7,722	3,689	9,315	1,231	730
31. 羊毛	42,164	32,201	24,006	21,483	12,161
32. 綿絲及毛絲	8,918	719	191	265	89

1936年度及37年度上半期國別輸出入表

1936年度

國別	輸出		輸入	
	數量(噸)	價格(千圓)	數量(噸)	價格(千圓)
澳太	5,439	1,150	1,895	3,332
亞爾	7,531	1,533	3,807	6,467
阿富汗	15,746	16,277	5,912	22,034
白耳	1,118,636	88,235	68,565	37,058
英吉	2,870,021	361,688	138,535	204,268
愛爾	70,342	5,543	—	—
南亞	82,796	6,823	644	2,137
英領印	193,201	13,349	—	—
度及錫	—	—	—	—
洲	125	52	15,652	24,969
新西	29,689	2,699	—	—
加奈	81	783	1,517	3,243
英領	20	9	—	—
殖民地	—	—	—	—

種別	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
12. 挽材	84,442	67,507	44,532	45,144	55,424
13. ベニヤ	7,583	6,961	9,033	6,200	6,302
14. 砂糖	27,006	32,689	12,798	5,544	4,569
15. 植物油	2,406	4,846	4,403	3,235	3,368
16. 糖精	15,752	14,148	14,166	1,259	10,394
17. 罐詰類	27,127	15,940	8,442	6,090	3,336
18. 鐵罐	4,114	6,564	1,642	2,344	1,068
19. 薄鐵罐	12,896	9,774	3,771	4,512	4,841
20. アスベスト	4,417	2,485	2,381	2,651	3,247
21. 石炭、散炭、無煙炭	16,788	14,182	12,432	10,390	10,055
22. ベンジン	78,162	49,136	48,989	32,007	22,368
23. 燈油	27,676	22,475	21,273	11,940	6,955
24. 燃料用重油	17,817	16,135	12,154	9,034	9,595
25. マツチ	3,831	138.6	1,539	1,974	1,939
26. 綿織物	46,645	46,369	51,460	31,528	23,250
27. 毛氈	3,479	3,682	2,554	1,861	1,326
28. 金屬電氣製品	63,668	8,502	9,880	9,445	7,943
29. 梳麻及屑類	4,362	4,780	7,712	6,107	6,451

1930—34年度主要輸入品目表 (單位千圓)

種別	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
1. 米	13,170	9,990	14,365	876	1,490
2. 乾果	3,944	1,121	2,773	242	126
3. 珈琲	386	632	105	29	302
4. 茶	20,611	12,632	7,751	5,764	6,468
5. 鯨及鯨骨	7,447	3,660	4,428	793	2,249
6. 生皮	15,609	10,061	6,297	2,698	6,486
7. 鞣皮	5,355	3,975	1,048	986	1,331
8. コルク樹皮	1,897	573	149	123	187
9. コブ	415	8	—	—	—
10. 石炭	601	1,215	465	81	133
11. 精製樹脂	722	2	1,627	271	—
12. ゴム及ゴム原料	13,691	13,876	7,698	6,385	16,514
13. 化學製品	18,551	14,233	4,200	2,560	5,609
14. 硫黃	1,364	1,297	194	175	111
15. 人造肥料	5,945	2,752	5	—	4
16. 硝石	4,512	437	310	65	—
17. 鞣皮用材料	6,851	731	197	177	194

國別	輸出		輸入	
	數量(噸)	價格(千留)	數量(噸)	價格(千留)
チユニス	12,613	474	—	—
其他佛領殖民地	8	4	—	—
チエツコスロヴアキヤ	64,314	10,247	51,739	43,219
智利	—	—	3,997	4,410
瑞典	71,703	4,442	1,051	11,033
瑞典	350,047	21,105	7,653	17,985
エストニヤ	107,441	7,430	3,244	4,106
ユーゴスラヴイヤ	27,535	496	—	—
日本	888,306	27,679	187,560	61,968
朝鮮	3,099	63	—	—
其他諸國	632,970	30,404	1,867	4,637
合計	14,204,037	1,359,104	1,155,257	1,352,535

1937年度上期 (單位、千留)

國別	輸出	輸入	輸出入合計
埃太利	850	1,651	2,501
亞爾然丁	497	3,595	4,092
阿富汗斯坦	6,745	7,942	14,687
白耳義、リュクセンブルク	35,402	27,448	62,850
白領植民地	—	—	—
英吉利	166,736	111,520	278,256
愛蘭	2,842	—	2,842
南阿弗利加聯邦	707	1,885	2,592
英領印度及セイロン	5,733	—	5,733
暹洲	18	21,182	21,200
新西蘭	15	—	15
加奈陀	2,341	25,406	27,747
英領植民地	2	—	2
勃刺西	75	—	75
伯刺西	—	4,622	4,622
洪牙	16	2,475	2,491
ヘヂヤス及ネヂ	—	—	—
瀾逸	54,663	140,685	195,348
和蘭	27,807	45,967	73,774
希臘	2,719	1,524	3,243
丁抹	1,086	68	1,154
ダシ	215	—	215

國別	輸出		輸入	
	數量(噸)	價格(千留)	數量(噸)	價格(千留)
勃刺西	3,752	245	0	0
洪牙	—	—	2,654	5,107
瀾逸	15,969	753	381	337
和蘭	1,514,588	116,624	104,574	308,463
希臘	845,253	53,863	32,417	72,722
希臘	309,046	13,152	1,736	2,445
丁抹	228,925	19,839	5,830	8,680
ダシ	3,926	523	44	83
埃及	225,814	14,029	—	—
イメ	1,720	119	—	—
アイスランド	—	—	2,215	534
西班牙	194,664	29,932	3,195	2,813
イラ	9,493	920	8	133
イラ	225,571	63,393	110,019	91,106
伊太利	825,517	42,014	1,780	5,835
伊太利殖民地	5,550	453	—	—
支那	3,654	573	8,881	12,791
新蘭	22,786	36,145	28,498	25,671
ラトヴィヤ	61,403	3,380	5,658	5,813
リト	356,209	13,021	12,067	13,105
墨西	38	31	19,891	11,458
露古	105,039	50,433	42,635	32,120
露威	140,162	9,685	7,691	2,257
パレスチナ	23,964	2,499	670	241
パラグワ	—	—	0	0
秘露	—	—	17	180
波蘭	144,460	14,568	27,645	8,664
葡牙	14	6	4,736	2,220
羅馬尼亞	8,152	284	1	15
合衆	857,096	130,091	164,150	209,025
玖馬	—	—	85	81
暹羅	—	—	997	274
シヤ	29,919	1,328	1,011	490
島梁	8,310	6,171	2,776	5,193
土耳	88,558	19,575	21,025	18,059
芬蘭	167,230	7,624	5,227	3,637
佛蘭西	1,107,561	102,957	42,105	42,117
アルゼリヤ	93,449	3,029	—	—
佛領モロッコ	24,182	1,360	—	—

國別	輸出	輸入	輸出入合計
エゴスラヴィヤ	208	1,428	1,636
日本	5,883	19,149	25,032
朝鮮	85	—	85
他諸國	10,822	248	11,070
合計	634,580	673,839	1,308,419

1936年度及37年度上期日ソ貿易輸出入表

1936年度

品目別	對日輸出		對日輸入	
	數量(噸)	價格(千留)	數量(噸)	價格(千留)
燕窩	—	—	220	94
玉蜀黍	—	—	34	11
米	—	—	578	247
穀類粉	—	—	7,917	1,644
穀類製品	—	—	47	31
種子類	—	—	5	2
野菜及茸類	—	—	14,890	2,074
豆類	—	—	2,475	388
生堅果	—	—	75	26
茶	—	—	539	188
ゴム樹脂及植物性抽出物	—	—	63	62
未加工木材	31,500	592	2,643	2,997
半加工木材	—	—	5	27
挽挽材	—	—	31,500	592
生肉	—	—	35	7
肉類製品	—	—	658	15
魚類	—	—	2,633	146
魚類製品	—	—	31	29
植物性油	—	—	476	583
魚類製品	—	—	1	2
其他雜貨	—	—	80	259
其他雜貨	—	—	62	42
其他雜貨	—	—	1,219	728
其他雜貨	—	—	102	115
其他雜貨	—	—	412	587
其他雜貨	—	—	13	18
其他雜貨	—	—	306	174
其他雜貨	—	—	74	88
其他雜貨	—	—	22	127

國別	輸出	輸入	輸出入合計
埃及	5,862	—	5,862
エーメン	18	—	18
アイスランド	—	0.1	0.1
西班牙	51,442	16,934	68,376
イタリヤ	34	—	34
イラン	52,865	48,138	101,003
伊領植民地	9,213	2,461	11,674
伊領支那	—	—	—
東部支那	409	8,231	8,640
西部支那	15,536	8,665	24,201
ラトヴィヤ	3,265	2,283	5,548
リトアニア	6,965	3,957	10,922
墨西哥	16	1,081	1,097
蒙古	26,659	7,068	33,727
諸威	3,792	651	4,443
パレスチナ	579	227	806
パラグアイ	—	—	—
秘魯	—	127	127
波蘭	5,246	1,891	6,137
葡萄牙	5	2,308	2,308
羅馬尼亞	57	1,816	1,873
米	57,330	107,842	165,173
玖羅	—	40	40
暹羅	—	0.3	0.3
シリア	950	0.2	950.2
ツェー	2,495	949	3,444
土耳古	16,860	10,632	27,492
芬蘭	3,141	905	4,046
佛領西	32,698	11,040	43,738
アルヂ	—	—	—
佛領モロッコ	573	—	573
佛領印支那	—	—	—
ツェー	—	—	1
其他佛領植民地	6	—	6
チエツコ・スロワキヤ	3,310	6,984	10,294
智	—	35	35
瑞	813	3,594	4,407
瑞	6,894	6,993	13,887
エックワドール	—	—	—
エストニア	3,080	2,197	5,277

品名別	對日輸出		對日輸入	
	數量(噸)	價格(千圓)	數量(噸)	價格(千圓)
鐵板及銅板	—	—	1,269	428
鐵葉	—	—	409	231
銅線	—	—	1,681	369
良質鋼管	113	30	4	31
黑色金屬管	—	—	3,735	1,634
軌條其他鐵道材料	—	—	349	79
車輛類	—	—	9	8
手工具	—	—	27	63
非加熱金屬裁斷用具	—	—	1	5
生產用黑色金屬製量	—	—	1,896	1,828
鋼	—	—	40	84
錫	—	—	176	575
アンチモニー	—	—	1	1
未加工有色金屬	—	—	3	22
刀物類	—	—	1	7
消費用普通金物	—	—	71	92
ボイラー及同附屬品	—	—	216	150
蒸氣機關及同部分品	—	—	36	31
內燃機關及同部分品	—	—	1,288	3,340
口唧筒及同部分品	—	—	149	365
コムプレッサー及同部分品	—	—	190	717
送風機排氣機	—	—	1	33
運重運搬裝置	—	—	322	280
農具及同部分品	—	—	0.3	1
碎鐵攪鐵機其他	—	—	3	2
紡績機	—	—	804	739
ミシン類	5	17	0.1	1
鑛山工場用壓搾空氣用具	—	—	35	425
金屬旋盤	—	—	1,026	1,438
金屬穿孔機	—	—	4	38
金屬手削機	—	—	1	2
金屬裁斷機	—	—	3	18
金屬壓搾機	—	—	34	101
スチームハンマー、壓氣ハンマー	—	—	10	9
金屬加工機械	0.1	1	10	42
普通秤類	8	31	1	2
タイプライター計算器其他事務用器具	—	—	0.3	9
其他機械	—	—	387	836
ヴァルブ、栓類	—	—	24	36

品目別	對日輸出		對日輸入	
	數量(噸)	價格(千圓)	數量(噸)	價格(千圓)
酒及醱製品酒精類	—	—	12	8
卷煙草其他煙草製品	—	—	30	232
亞麻粕	—	—	6	3
毛皮	—	—	6	54
加工毛皮	6	6	582	2,292
石炭	249,323	2,832	2,006	31
コークス、ベンゾール製品	100	39	14	1
石油及同製品	219,898	10,640	343	122
瀾佛鏡	15,332	611	—	—
石綿及同製品	1,869	518	27	19
岩鹽	—	—	6,334	161
セメント	—	—	100,181	1,965
研磨材料及製品	—	—	0.2	0.1
硝子及同製品	—	—	24	9
陶磁器類	—	—	896	19
ゴム製品	—	—	19	54
曹達製製品	—	—	20	13
テレビン香油	58	31	—	—
サントニン	1	298	—	—
其他化學藥品	26	133	51	48
染料	—	—	73	427
エテル油香料類	—	—	23	71
石鹼	—	—	77	35
燐灰石	—	—	8	7
燐肥	48	2	—	—
肥料類	—	—	15	8
紙類	—	—	151	244
印刷類	—	—	0.5	7
絹織物	—	—	69	981
毛織物	—	—	317	5,680
紡絲及綿絲物	—	—	1	6
綿織物	—	—	15	38
麻及其他麻製品	—	—	272	295
被服白布類	—	—	78	593
手工藝品	0	0	1	1
ボロ	—	—	3	2
銑鐵	363,832	10,979	—	—
鐵合金	—	—	10	69
型鐵、鋼	17	7	3,216	931

品別	輸出 (ソ聯邦より日本へ)		輸入 (日本よりソ聯邦へ)	
	數量(噸)	金額(千留)	數量(噸)	金額(千留)
石油	57,923	3,301	—	—
オリフラム	—	—	25	104
石綿及其製品	1,219	304	2	5
セメント	—	—	161,638	2,720
研磨材料	—	—	1	12
ゴム製品	—	—	17	54
サントニン	1	306	—	—
其他化學藥劑製品	22	116	0	1
染料	—	—	1	3
紙類	—	—	16	70
亞麻、麻、黃麻製品	—	—	14	20
銃	15,973	1,190	—	—
鐵板、鋼板	—	—	1,359	338
薄鐵板、鋼板	—	—	1,051	248
白業	—	—	361	198
鐵線、鋼線	—	—	2,043	431
鋼管	—	—	504	190
手動器械	41	90	17	166
生産用鐵製品	—	—	936	511
鋼	—	—	5	9
内燃機關及同部分品	—	—	782	1,773
壓搾機及同部分品	—	—	37	116
起重機及運搬機	—	—	0	0.3
印刷膠寫機械	—	—	0.3	1
ミシン	19	75	—	—
鑛山・工場用壓搾空氣用具	—	—	22	226
金屬旋盤	1	5	1,340	1,894
金屬鑽孔機	1	1	—	—
金屬削截機	0.3	4	—	—
其他旋盤	0.2	1	8	54
計量器	—	—	0.1	0.1
タイプライター及び金鏡登録器	—	—	14	431
其他機械・器具類	—	—	512	595
ボール・ベヤリング	5	18	—	—
機械部分品類	—	—	1	6
發電機、電氣モーター類	—	—	595	1,166
スイッチ及配電裝置	—	—	32	147
電氣機械部分品	—	—	993	934
寫眞、映畫機械及び附屬品	0.1	8	—	—

品名別	對日輸出		對日輸入	
	數量(噸)	價格(千留)	數量(噸)	價格(千留)
ボールベヤリング、ローラーベヤリング	0	0.2	0.1	1
機械部分品	—	—	9	17
發電機、電氣モーター發動機	0.4	0.5	1,046	3,715
變壓機	—	—	445	418
スイッチ及配電裝置	—	—	117	3.2
電氣爐	—	—	0	0.2
電信電話及無電裝置	2	2	2	63
電氣メーター	0	1	7	11
電氣機械部分品及其他電氣器具	—	—	6,541	7,233
光學器具及同部分品	—	—	4	71
寫眞映畫機械及同部分品	0.1	7	0.2	5
計器製圖器	—	—	17	21
試験機械	—	—	8	39
精密機械	—	—	10	91
鐵道運輸用品(聯車車輛等)	—	—	13	23
トラクタ	9	11	27	76
自動車、自動自轉車、自轉車	—	—	29	58
同上部分品	—	—	10	43
船舶同用品	—	—	147(艘)	4,928
履物	—	—	58	329
寶石準寶石	0	119	—	—
生活必需品	421	23	232	263
其他原料半製品	5,736	760	1,262	387
其他製品	—	—	7,966	4,169
合計	888,306	27,679	187,560	61,968

1937年度上期

品別	輸出 (ソ聯邦より日本へ)		輸入 (日本よりソ聯邦へ)	
	數量(噸)	金額(千留)	數量(噸)	金額(千留)
種藥品	—	—	2	3
鮮果	—	—	1	2
茶	—	—	7	9
未加工木	—	—	362	377
材物	7,697	250	—	—
魚類	—	—	0.2	1
皮革	—	—	5	18
石炭	8,128	97	152	471

品目別	1937年度上期		1936年度	
	數量(噸)	價格(千圓)	數量(噸)	價格(千圓)
生獸	5	51	34	142
記載外肉製品	1,275	2,423	2,852	4,849
屠禽類	1,495	1,878	1,236	1,591
牛脂	4,449	8,808	23,177	42,119
魚類、鯨	813	681	1,672	1,724
剛毛	240	3,448	430	7,764
家畜臟腑	110	4,016	692	5,040
柔毛、羽類	324	1,757	376	1,011
植物性油	4,274	2,546	2,020	1,225
魚類、罐詰	51	63	2,736	4,453
其他罐詰類	655	1,204	5,701	12,874
イタ	153	4,478	577	6,073
砂糖	95,240	22,796	162,848	33,140
菓子類	1,358	2,122	2,595	3,757
ココア及同製品	32	96	55	138
酒、火酒製品、酒精類	244	306	849	1,265
葉煙草	935	2,466	1,699	5,440
マホルカ煙草	79	46	267	161
卷煙草其他煙草製品	524	1,188	1,366	3,518
向日葵粕	—	—	67,823	7,513
亞麻粕	—	—	26,910	3,404
棉粕	323	45	43,198	5,025
毛皮	784	3,018	2,599	155,133
皮革原料	—	—	4,268	7,484
加工皮革	—	—	386	1,974
石炭	773	957	862,193	15,283
無煙炭	358	3,612	1,003,626	27,516
コールター	88	2,385	89,122	3,032
其他コークスベンゾール製品	24	141	15,441	3,588
石油及同製品	11,208	5,631	2,653,282	155,550
パラフィン	84,992	8,323	12,027	5,286
滿鐵	66	24	605,733	21,143
鐵	16	1	25,894	267
クロム鐵	24,408	5,390	—	—
亞鉛	1,653	515	—	—
ウオルフラム	64	36	—	—
其他鐵	2,200	623	86,207	20,461
石綿及同製品	2	2	26,155	9,131
マグネシウム	1,973	835	3,110	323

品別	輸出(ソ聯邦より日本へ)		輸入(日本よりソ聯邦へ)	
	數量(噸)	金額(千圓)	數量(噸)	金額(千圓)
船舶類	—	—	(註)66(隻)	5,181
寶石類	0	75	—	—
其他生活必需品	253	22	—	—
其他原料及半製品	5	106	29	88
其他製品	—	—	366	466
合計	91,288	5,968	177,437	19,149

(註) 亞等噸數合計 5,110 噸。

1936年度及37年度上期品目別輸出入表

輸出之部

品目別	1937年度上期		1936年度	
	數量(噸)	價格(千圓)	數量(噸)	價格(千圓)
小麥	22,381	4,092	57,935	9,472
裸麥	28,353	3,436	105,849	10,210
大麥	196	16	105,132	8,601
燕麥	5,397	566	52,395	7,210
玉蜀黍	—	—	—	—
米	412	146	959	312
穀類	25,827	4,220	56,353	9,152
澱粉	3,238	512	8,063	1,279
澱粉製品	671	177	9,269	1,653
種子類	13,077	1,917	9,620	1,719
藥品原料	3,767	1,340	6,446	2,784
野菜及茸類	12	27	71	459
豆類	8,832	852	70,640	8,062
生果	84	44	157	84
乾果	5,390	2,621	3,598	2,103
堅果	39	22	124	71
茶	1,738	2,155	6,061	5,879
漆原料	—	—	—	—
記號外ノゴム、樹脂及植物性抽出物	299	1,188	96	586
記號外未加工木材	96,032	2,326	427,743	10,412
中丸	409,449	16,327	1,447,465	52,020
伐材	288,162	9,041	1,007,206	21,995
半加工材	45,555	3,689	211,021	14,342
挽材	669,329	77,976	2,819,348	224,687
ベニヤ板	55,316	14,838	128,958	34,902
コルク樹皮	—	—	—	—

品目別	1937年度上期		1936年度	
	数量(噸)	價格(千圓)	数量(噸)	價格(千圓)
綿織物	—	—	17.388	61.425
亞麻及麻織雜	11.923	4.074	57.106	77.952
亞麻絲	49	6	1	5
亞麻織物	57.582	1.023	847	2.626
黃麻	3	1	—	—
龍舌蘭織細マニラ	46.642	3.102	—	—
麻其他麻製品	16	18	956	1.414
被服及白布類	5.083	1.487	1.297	8.732
絨タシ類	1.064	1.073	230	3.689
手工藝品	0.4	0.1	112	860
ボロ	564	2.746	19.145	7.715
鏡	135	49	710.661	24.403
鐵合金	1.409	222	960	180
未加工鐵鑄	—	—	12.195	243
型鐵鋼	1	2	33.081	5.553
記載外鐵板鋼板	1.109	609	4.517	1.438
白鐵線鋼線	2.013	1.014	14	7
鐵線鋼線	562	223	5.448	1.026
良質鋼	154	50	116	29
黑色金屬管	0	3	2.615	890
記載外軌條其他鐵道材料	3	504	12.185	3.151
車輪類	4.701	2.924	3	2
記載外手工具	672	723	872	1.091
非加熱金屬截斷用具	103	311	21	67
生產用黑色金屬製品	278	267	1.955	1.111
未加工銅	1.939	664	1	2
同ニッケル	294.709	8.759	—	—
同アルミニウム	17.257	709	—	—
同鉛	10.064	951	18	29
同亞鉛	1.238	92	—	—
同錫	36.430	4.279	3	17
同アンチモニー	—	—	—	—
其他未加工有色金屬	1.291	583	—	—
及物類	36	108	68	460
消費用普通金物	—	—	2.532	2.908
ボイラー及同附ノ品	37	69	7	711
蒸氣機關及同部分品	83	1.357	7	6
內燃機關及同部分品	—	—	68	100
唧筒及同部分品	26	189	33	48

品目別	1937年度上期		1936年度	
	数量(噸)	價格(千圓)	数量(噸)	價格(千圓)
岩鹽	12.871	3.565	152.778	2.626
硫酸黃	—	—	13	5
セメント	528	773	90.505	5.818
研磨材料及製品	22	80	70	44
硝子及同製品	1.450	897	12.022	3.600
陶磁器類	—	—	2.276	1.740
彈性ゴム	—	—	—	—
ゴム製品	—	—	364	1.037
曹達製製品	—	—	201	57
亞硫酸曹達	—	—	3.510	436
鹽化石灰	0.4	3	2.110	153
臭化曹達	—	—	1	2
重クロム酸カリ	—	—	3.128	1.603
テレビン香油	39	235	7.875	4.071
其他テレビン油	1.218	1.297	1.835	578
乾溜木材製品	141	117	1.953	437
キシロニ	—	—	0	2
サントニン	147	336	2	715
其他化學藥品	43	121	9.700	7.692
染料	11	29	1.187	1.139
エーテル油香料類	43	133	178	670
石鹼	49	84	656	673
燐灰石	—	—	7.027	2.874
燐酸肥料其他	4.686	2.786	506.608	15.420
燐酸肥料	9	24	36.349	1.450
鹽化加里	1.061	79.291	23.523	2.849
記載外加里肥料	1.830	3.845	10.173	781
其他肥料	231	1.328	29.067	3.085
製紙原料	304.753	6.189	—	—
紙類	460.943	12.490	3.163	1.489
印刷類	58.744	1.618	67	385
繭	6.762	1.581	—	—
生絲及絹絲	1,049.120	71.795	72	141
絹織物	4.039	1.730	150	2.260
羊毛	522.175	20.277	—	—
毛織物	77.660	1.510	295	1.516
獸毛	—	—	2.522	4.503
綿及綿	—	—	6.817	3.332
紡絲及綿絲	—	—	605	2.659

品目別	1937年度上期		1936年度	
	數量(噸)	價格(千圓)	數量(噸)	價格(千圓)
光學器具及部分品	1	60	2	84
寫真映畫機械及同附屬品	27	600	2	84
計器製圖器	3	67	44	120
試驗機械	0.1	5	5	0.4
其他精密機械	14	121	21	197
鐵道運輸用品(連桿車輛等)	855	793	17	22
トラクタ	384	385	311	328
自動車、自動自轉車、自轉車	6.884	14.102	5.985	12.044
トラクター、自動車、自動自轉車、自轉車部分品	720	3.225	381	1.689
船舶同用品	0.1	2	—	—
履物	143	1.164	700	4.645
工業用ダイヤモンド	0	3.652	0	4.160
寶石、準寶石	0	999	1	3.065
其他生活必需品	2.595	862	9.287	2.427
其他原料半製品	13.520	5.136	96.955	19.258
其他製品	2.090	4.208	6.942	9.756
計	5,015.646	634.580	14,204.037	1,359.104

輸入之部

品目別	1937年度上期		1936年度	
	數量(噸)	價格(千圓)	數量(噸)	價格(千圓)
小麥	—	—	6.088	892
裸麥	—	—	—	—
大麥	3	0.3	—	—
燕麥	—	—	220	94
玉米	—	—	34	11
粟	30.906	5.826	52.580	12.121
粉	1	1	8.093	1.720
澱粉	0.2	0.1	47	32
製粉	—	—	5	2
種子	7.636	14.274	20.198	10.733
藥品原料	24	71	33	143
野菜及茸類	383	417	4.750	1.146
豆類	—	—	75	26
生果	24.354	7.389	4.266	2.233
乾果	5.467	2.249	11.309	6.209
堅果	3.969	2.839	2.024	5.393
茶	8.311	11.968	12.257	23.161

品目別	1937年度上期		1936年度	
	數量(噸)	價格(千圓)	數量(噸)	價格(千圓)
コムプレッサー及同部分機	1.094	3.583	0.1	0.4
送風機排氣機	16.934	22.130	14	39
起重運搬裝置	260	1.073	114	184
ドレッヂャー掘鑿	10.263	36.598	—	—
農具及同部分品	25.641	37.171	4.577	2.907
碎鑄撰鑄機其他	4	14	1	2
製紙器械	—	—	3	6
印刷機	16	47	4	10
紡績機	1.991	3.821	470	857
ミシン類	248	818	394	1.213
鑛山工場用壓縮空氣用具	4	13	—	—
金屬旋盤	104	247	79	197
金屬穿孔機	21	33	26	50
金屬平削機	9	27	22	39
金屬截斷機	28	79	34	81
金屬研磨機	1	16	7	40
齒車加工機	—	—	3	6
其他非加熱金屬加工機械	121	228	22	43
金屬壓榨機	—	—	—	—
スチームハンマー、壓氣ハンマー其他	—	—	11	26
金屬截斷用鐵鋸	3	9	2	21
其他金屬加工屬械	3	16	6	35
木工機械	11	16	19	29
普通秤類	58	82	190	308
タイプライター記算器他事務用器具	4	36	2	60
壓延機及同部分品	—	—	—	—
其他機械	313	697	516	799
ヴァルヴ栓類	104	183	51	90
ボール・ベアリング	9	60	9	85
ローラー・ベアリング	—	—	—	—
記載外機械部分品	88	328	58	120
發電機、電氣モーター、發動機	112	281	128	360
變壓機	1	7	47	100
スキッチ及配電裝置	35	145	49	165
電氣爐	—	—	—	—
蓄電池	0	5	48	89
電信電話及無電裝置	22	169	74	779
電氣メーター	6	132	4	16
炭素黒鉛電極	0.1	1	0.1	0.2
電氣機械部分品及其他電氣器具	405	1.287	503	1.376

品目別	1937年度上期		1936年度	
	數量(噸)	價格(千圓)	數量(噸)	價格(千圓)
パ ラ フ イ ン	—	—	47.306	—
滿 備 鐵 鑄	—	—	—	—
鐵 鑄	—	—	—	—
ク ロ ー ム 鐵 鑄	—	—	—	—
亞 鉛 鐵 鑄	—	—	—	—
ウ オ ル フ ラ ム 鐵 鑄	1.506	4.515	—	4.261
其 他 鐵 鑄	1.370	7.026	1.523	139
石 綿 及 同 製 品	33	99	41	41
マ グ ネ シ ウ ム 鐵 鑄	—	—	30	—
岩 鹽	—	—	—	161
硫 黃	77	45	6.334	561
セ メ ン ト	161.638	2.720	3.003	1.987
研 磨 材 料 及 製 品	1.078	1.937	100.233	7.777
硝 子 及 同 製 品	17	485	2.631	51
陶 磁 器 類	46	22	29	549
彈 性 プ ラ スチック 製 品	16.904	44.672	1.582	60.489
ゴ ム 製 品	28	118	31.491	121
曹 達 製 品	—	—	28	13
亞 硫 酸 曹 達	—	—	20	8
鹽 化 石 灰	—	—	2	—
臭 化 曹 達	237	723	—	1.252
重 ク ロ ム 酸 カ リ	—	—	501	—
テ レ ビ ン 香 油	—	—	—	—
其 他 テ レ ビ ン 油	—	—	—	—
乾 溜 木 材 製 品	1	1	1	3
キ ニ ー ト ン	15	999	123	8.041
サ ン ト ニ ン	—	—	—	—
其 他 化 學 藥 品	3.926	5.171	7.887	14.591
染 一 テ ル 油 香 料	375	2.701	1.359	11.594
エ ー テ ル 油 香 料	97	1.582	123	2.732
石 礬	—	—	77	36
礬 灰	—	—	8	7
礬 酸 肥 料 其 他	—	—	—	—
鹽 化 加 里 肥 料	—	—	—	—
記 載 外 加 里 肥 料	—	—	—	—
其 他 肥 料	19	46	41	55
製 紙 原 料	—	—	2.699	570
紙	497	726	1.703	1.925

品目別	1937年度上期		1936年度	
	數量(噸)	價格(千圓)	數量(噸)	價格(千圓)
漆 原 料	1.569	2.112	3.911	5.558
記 載 外 ノ ゴ ム、 樹 脂 及 植 物 性 抽 出 物	570	1.627	1.468	4.279
記 載 外 未 加 工 木 材	37	40	120	89
中 丸 太 材	—	—	—	—
伐 材	—	—	—	—
半 加 工 材	—	—	658	15
挽 材	—	—	2.633	146
ベ ニ ヤ 板	—	—	2	1
コ ル ク 樹 皮	2.769	2.508	6.428	2.419
生 獸 皮	6.928	5.222	103.411	54.909
記 載 外 肉 製 品	772	445	1.316	1.114
屠 禽 類	1.401	1.425	1.497	1.795
牛 脂	12	20	215	870
魚 類、 鱈、 鱒	8.541	4.410	30.255	14.496
剛 毛	—	—	0	0.2
家 畜 臟 腑	157	2.963	261	4.587
柔 毛、 羽 類	—	—	—	—
植 物 性 油	1.298	1.331	2.304	2.226
魚 類 罐 詰	0	0.2	103	117
其 他 罐 詰 類	2	3	591	684
イ タ ク ラ	276	1.446	321	5.344
砂 糖	0.4	0.1	307	174
菓 子 類	0.4	1	75	89
コ コ ア 及 同 製 品	5.217	7.247	7.128	5.449
酒、 火 酒 製 品 酒 精 類	7	16	103	85
葉 煙 草	960	1.483	1.289	1.994
マ ホ ル カ 煙 草	—	—	103	0
卷 煙 草 其 他 煙 草 製 品	—	—	0	288
向 日 葵 粕	—	—	33	—
亞 麻 粕	—	—	—	3
棉 粕	—	—	6	—
毛 皮	170	4.833	—	649
皮 革 原 料	9.525	14.852	30.634	28.524
加 工 皮 革	623	3.912	19.136	13.175
石 炭	—	—	2.556	31
無 煙 炭	—	—	2.006	—
コ ー ル タ ー ル	—	—	—	—
其 他 コ ー ク ス ペ ン ザ ー ル 製 品	—	—	—	1
石 油 及 同 製 品	46.438	5.396	14	5.955

品目別	1937年度上期		1936年度	
	數量(噸)	價格(千留)	數量(噸)	價格(千留)
未加工	6,019	36,594	9,819	52,309
同アンチモニター	997	1,565	2,375	3,042
其他未加工有色金屬	299	2,809	497	2,338
及物類	1	20	1	29
消費用普通金物	3	24	135	398
ボイラー及同附屬品	52	15	569	600
蒸氣機關及同部分品	479	2,004	1,365	6,947
内燃機關及同部分品	1,003	4,118	4,224	17,896
唧筒及同部分品	794	2,087	680	3,247
コムプレッサー及同部分品	749	1,822	899	4,593
送風機排氣機	124	631	415	2,645
起重運搬裝置	38	194	1,493	3,193
ドレッヂャー掘鑿	100	142	224	714
農具及同部分品	11	50	132	498
碎鑽掘鑽機其他	800	2,230	2,351	8,128
製紙器械	3,746	7,651	6,439	13,790
印刷機	226	1,806	1,214	6,463
紡績機	2,166	7,688	4,741	15,354
ミシン類	6	159	56	1,658
鑄山工場用壓縮空氣用具	28	470	45	688
金屬旋盤	9,851	34,565	14,857	65,405
金屬穿孔機	1,824	7,809	3,375	16,822
金屬平削機	920	2,481	2,764	8,079
金屬截斷機	994	6,029	1,762	11,949
金屬研磨機	1,424	9,282	4,603	30,514
齒車加工機	981	6,123	2,131	15,794
其他非熱金屬加工機械	1,910	7,674	6,139	29,144
金屬壓搾機	2,000	3,543	9,841	21,930
スチームハンマー壓氣ハンマー其他	66	107	762	1,436
金屬截斷用鐵鋸	271	863	1,691	5,525
其他金屬加工機械	582	2,711	2,982	9,458
木工機械	408	658	1,085	2,615
普通秤類	12	211	115	1,203
タイプライター計算器他事務用器具	33	1,033	132	6,337
壓延機及同部分品	1,224	4,638	6,775	17,573
其他機械	10,293	44,688	14,640	55,634
グアルヅ栓類	137	1,384	465	3,532
ボール・ベアリング、ロール・ベアリン	647	3,814	1,663	10,633
記載外機械部分品	148	860	659	2,342

品目別	1937年度上期		1936年度	
	數量(噸)	價格(千留)	數量(噸)	價格(千留)
印刷類	18	294	53	1,216
生絲及絹絲	131	680	137	728
絹織物	107	1,219	58	263
羊毛	3	41	108	1,502
毛織物	14,983	51,404	25,895	61,035
獸毛	8	192	331	6,016
綿及綿	300	731	2,394	5,676
紡絲及綿絲	14,967	22,977	16,663	23,871
綿織物	—	—	1	6
亞麻及麻織維絲	27	105	209	779
亞麻絲	—	—	2	1
亞麻織物	—	—	—	—
黃舌蘭織細マニラ	—	—	0	0.4
麻其他麻製品	18,954	9,316	21,729	11,062
麻其他麻製品	11,584	8,439	18,220	12,851
衣服及白布類	33	287	325	578
絨毯	0.2	7	93	775
手工藝品	8	69	36	287
ポロ	—	—	2	7
銑鐵	5,384	9,305	8,883	12,011
鐵合金	—	—	—	—
未加工鐵鋼	219	1,554	2,617	18,307
型鐵鑄	—	—	—	—
記載外鐵板鋼板	19,488	9,446	62,725	27,794
白鐵	69,068	20,120	146,181	37,654
鐵線鋼線	4,431	2,540	10,160	6,097
良質鋼管	4,230	1,904	10,849	5,999
黑色金屬管	1,679	1,765	3,248	2,945
記載外軌條其他鐵道材料	13,298	11,169	36,833	23,517
車輪類	—	—	4,567	1,314
記載外手工具	24	32	3,764	919
非加熱金屬截斷用具	184	979	508	1,584
生產用黑色金屬製品	8	366	21	1,332
未加工銅	1,831	2,027	3,412	4,774
同ニッケル	22,425	38,182	45,260	51,188
同アルミニウム	4,120	18,366	7,215	32,285
同鉛	35	173	17	90
同鉛	18,716	12,989	29,662	15,287
同亞鉛	247	187	86	37

輸 出 之 部

1. 石 油

國 名	數 量 (噸)	金 額 (千圓)	國 名	數 量 (噸)	金 額 (千圓)
總 計	2,653.282	155.550	リトワニヤ	28.000	1.850
阿 富 汗	2.859	695	露 古	14.379	2.383
白 耳 義 本 國	62.343	4.714	露 威	17.672	1.051
英 本 國	272.419	24.293	土 耳 古	22.780	1.378
獨 逸	347.937	24.818	芬 蘭	19.343	1.546
和 蘭 本 國	16.577	999	佛 蘭 西	367.003	15.949
丁 抹	62.570	2.893	瑞 西	32.820	1.845
イ ラ ン	36.468	2.264	瑞 典	127.351	9.054
西 班 牙	111.716	5.480	エ ス ト ニ ヤ	14.553	1.100
伊 本 國	123.087	6.899	南 阿 聯 邦	13.769	1.136
新 疆	4.309	1.059	日 本	219.898	10.630
ラ ト ヴ イ ヤ	14.023	1.031	其 他	715.724	32.263

2. 木 材

國 名	數 量 (噸)	金 額 (千圓)	國 名	數 量 (噸)	金 額 (千圓)
總 計	2,819.348	224.687	イ ラ ン	3.548	318
阿 富 汗	76	17	西 班 牙 本 國	4.307	393
白 耳 義 本 國	159.713	13.238	伊 本 國	43.725	3.287
英 本 國	1,243.793	100.404	米 國	53.468	3.724
獨 逸	345.208	32.769	佛 本 國	166.529	12.101
和 蘭 本 國	497.833	34.548	南 阿 聯 邦	67.895	5.390
希 臘	17.500	1.441	其 他	180.379	14.445
丁 抹	30.410	2.036			

3. 銑 鐵

國 名	數 量 (噸)	金 額 (千圓)	國 名	數 量 (噸)	金 額 (千圓)
總 計	710.661	24.403	波 蘭	7.493	257
澳 太 利 亞	1.845	68	米 國	29.625	1.689
白 耳 義 本 國	84.276	3.215	土 耳 古	9.874	320
英 本 國	82.044	2.678	芬 蘭	8.802	276
洗 牙 利	15.462	601	瑞 典	60.852	2,560
丁 抹	2.910	102	エ ス ト ニ ヤ	14.567	561
伊 本 國	7.999	279	日 本	363.832	10,979
ラ ト ヴ イ ヤ	3.841	148	英 他	4.176	154
露 威	740.7	270			

外 國 貿 易

品 目 別	1937 年 度 上 期		1936 年 度	
	數 量 (噸)	價 格 (千圓)	數 量 (噸)	價 格 (千圓)
發電機、電氣モーター、發動機	893	2,553	2,014	8,262
變 壓 機	44	349	462	584
ス キ ッ チ 及 配 電 裝 置	77	728	204	1,435
電 氣 爐	86	451	431	2,762
蓄 電 池	0	0.4	182	746
電 信 電 許 及 無 電 裝 置	287	6,236	229	6,528
電 氣 メ ー タ ー	49	2,171	114	6,771
炭 素 黒 鉛 電 極	2,243	3,750	5,535	8,939
電氣機械部分品及其他電氣器具	1,693	4,279	9,312	22,995
光 學 器 具 及 部 分 品	45	3,287	172	9,281
寫 眞 映 畫 機 械 及 同 附 屬 品	24	1,541	65	2,535
計 器 製 圖 器	20	1,044	190	5,631
試 驗 機 械	220	1,572	502	4,956
其 他 精 密 機 械	112	5,432	249	8,398
鐵 道 運 輸 用 品 (連 桿 車 輪 等)	64	293	253	590
ト ラ ク タ ー	—	—	41	145
自動車、自動自轉車、自轉車	102	561	602	2,065
トラクター、自動車、自動自轉車、自轉車部分品	58	452	402	3,193
船 舶 同 用 品	69	8,520	165	31,257
履 物	0.2	2	61	367
工 業 用 ダ イ ヤ モ ン ド	0	5,020	0.2	4,950
寶 石、準 寶 石	0	1	0	6
其 他 生 活 必 需 品	1,314	1,422	2,061	2,667
其 他 原 料 半 製 品	1,762	952	3,538	2,047
其 他 製 品	814	2,804	10,215	19,487
計	652,016	673,839	1,155,257	1,352,535

日 露 年 鑑

上記の表に依つて明かなる如く、ソ聯輸出貿易の大宗をなすものは木材(三六年度二二四・六八七千留)石油及同製品(三六年度一五五・五五〇千留)、毛皮(三六年度一五五・一三三三千留)で輸入貿易に於て主位を占むるものは金屬旋盤(三六年度六五四五〇千留)、羊毛(三六年度六一〇・三五五千留)、彈性ゴム(三六年度六〇・四八九千留)である。

主要品の國別輸出入高

ソ聯邦の主要輸出品たる石油、木材(挽材)銑鐵、滿鐵、砂糖、亞麻及主要輸入品たる茶、家畜、彈性ゴム、羊毛、棉花、銅、錫、金屬旋盤、船舶等の一九三六年度主要國別内譯を示せば次表の如くである。

2. 家畜

國名	數量(噸)	金額(千圓)	國名	數量(噸)	金額(千圓)
總計	103,411	54,909	米國	78	355
英國	170	3,391	トウワ	2,186	1,000
獨逸	105	665	土耳其	14,752	5,463
イラン	18,699	7,795	芬蘭	159	150
新疆	19,337	7,050	佛本國	19	822
ラトヴィヤ	4,574	3,318	エストニア	2,571	2,159
リトワニヤ	10,464	9,942	日本	31	29
蒙古	30,262	12,640			

3. 彈性ゴム

國名	數量(噸)	金額(千圓)	國名	數量(噸)	金額(千圓)
總計	31,491	60,489	和蘭	591	945
英國	29,706	57,325	南米諸國	1,163	2,195

4. 羊毛

國名	數量(噸)	金額(千圓)	國名	數量(噸)	金額(千圓)
總計	25,895	61,035	新疆	4,539	5,791
濠洲	2,733	13,260	蒙古	3,130	7,036
阿富汗	4,788	8,636	トウワ	75	130
白耳義本國 ルクセンブルグ	400	2,573	土耳其	3,009	7,819
英國	1,333	3,855	南米諸國	1,038	3,418
イラン	4,687	7,599	南阿聯邦	153	838

5. 棉花及綿屑

國名	數量(噸)	金額(千圓)	國名	數量(噸)	金額(千圓)
總計	16,663	23,871	支那	1,075	1,130
阿富汗	118	168	米國	189	363
イラン	14,330	20,229	土耳其	952	1,982

6. 銅

國名	數量(噸)	金額(千圓)	國名	數量(噸)	金額(千圓)
總計	45,260	51,188	白耳義本國 ルクセンブルグ	13,310	14,815
濠洲	4,725	5,294	英國	5,388	6,126

4. 瀉倦鐵

國名	數量(噸)	金額(千圓)	國名	數量(噸)	金額(千圓)
總計	605,733	21,143	波蘭	41,205	1,385
白耳義本國 ルクセンブルグ	60,228	1,783	米國	242,996	8,732
英國	6,757	275	佛本國	153,003	5,006
獨逸	2,232	276	チエツコ	26,430	990
和蘭本國	5,690	192	瑞典	6,106	233
伊本國	30,460	1,157	日本	15,332	611
諸威	15,047	486			

5. 砂糖

國名	數量(噸)	金額(千圓)	國名	數量(噸)	金額(千圓)
總計	162,848	33,140	西班牙本國	4,775	524
阿富汗	6,540	1,803	新疆	2,934	1,327
白耳義本國 ルクセンブルグ	7,823	782	蒙古	6,065	1,594
英國	10,953	1,084	土耳其	7,765	1,874
和蘭本國	5,893	710	芬蘭	2,000	239
希臘	2,300	278	エストニア	4,850	952
イラン	59,671	16,342	其他	40,914	5,534

6. 亞麻類

國名	數量(噸)	金額(千圓)	國名	數量(噸)	金額(千圓)
總計	57,106	77,952	米國	837	1,157
白耳義本國 ルクセンブルグ	10,088	14,122	佛本國	16,886	22,341
英國	24,772	33,443	チエツコ	2,454	3,823
獨逸	1,500	2,329	瑞典	504	667

輸入之部

1. 茶

國名	數量(噸)	金額(千圓)	國名	數量(噸)	金額(千圓)
總計	12,257	23,161	支那	4,079	3,121
英國	3,460	11,906	日本	2,643	2,997
和蘭本國	2,077	5,138			

國 名	數 量 (噸)	金 額 (千留)	國 名	數 量 (噸)	金 額 (千留)
獨逸	1,455	1,774	南 米 諸 國	3,858	4,157
和 蘭 本 國	818	985	佛 本 國	25	32
加 奈 陀 那 國	622	727	南 阿 聯 邦	358	386
支 那 國	762	919	日 本	40	84
米 國	11,307	12,821	其 他	2,590	3,067

7. 錫

國 名	數 量 (噸)	金 額 (千留)	國 名	數 量 (噸)	金 額 (千留)
總 計	9,819	52,309	和 蘭 本 國	7,458	39,294
白 耳 義 本 國	1,626	8,910	支 那	143	832
英 本 國	290	1,648	南 阿 聯 邦	51	291
獨逸	75	358	日 本	176	975

8. 金 屬 旋 盤

國 名	數 量 (噸)	金 額 (千留)	國 名	數 量 (噸)	金 額 (千留)
總 計	14,857	65,405	米 國	2,227	14,058
白 耳 義 本 國	126	336	佛 本 國	311	967
英 本 國	370	1,168	チ エ ツ コ	230	726
獨逸	10,235	44,226	瑞 西	82	1,582
伊 本 國	249	861	日 本	1,026	1,483

9. 船 舶 及 同 用 具

國 名	數 量 (隻)	金 額 (千留)	國 名	數 量 (隻)	金 額 (千留)
總 計	165 隻	31,257	丁 抹	3 隻 10,435 噸	6,590
英 國	8 隻 30,250 噸	12,273	諾 威	11 隻	18
獨逸	27 隻	169	米 國	2 隻 6 噸	13
和 蘭 本 國	5 隻 11,052 噸	7,259	日 本	147 隻 3,110 噸	4,928

主要國別貿易狀況

一九三六年度の國別貿易は、その金額に於て、英、獨、米、イラン、佛、白、和、日、蒙、新疆等の順位を示したが、左に英、米、獨、佛對ソ貿易に就いて概略しやう。

ソ 英 貿 易

一九三四年二月十六日調印の英ソ通商條約は、兩國間の國際收支を漸次均等化することを其の主眼とするものである。然してソ聯の對英決濟は一九三七年度に於ては受取勘定一・二に對して支拂勘定一となり、右以後に於ては、受取勘定一・一に對して支拂勘定一の比率となる豫定である、英國關稅統計の報ずるところに依れば英ソ通商條約の有効期間たる一九三四年初頭より一九三六年九月迄の間に於けるソ聯の對英輸出高は五千ポンドに上つたが、一方右期間に於ける英國の對ソ輸出高は二千七百八十萬ポンドであつた。

然し乍ら、ソ聯の對英支拂は右物資買

外 國 貿 易

付に關するものゝみに止まらずして、英國汽船のチャーター、クレヂット利子、手形債務償還等に關する多額の支拂を同國に對して行つてゐるのである。尙一九三六年一月一日現在に於けるソ聯の對英支拂勘定は英ソ通商條約に基づく支拂勘定に比して八百萬ポンドの超過支拂を示してゐる。

對英貿易に新紀元を劃するものは一九三六年七月二十八日に成立した英ソ・クレヂット協定(期限五ヶ年、總額一千万ポンド)は其後兩國關係者に種々折衝が行はれ、一九三七年春迄にソ聯の對外貿易機關「マシノインポルト」「スタンコインポルト」等に依つて次の如き發註を見るに至つた。即ち「マシノインポルト」は、パーソンズ、メトロ・ヴァイツカース其他の會社に強力タービン、タービン發電機、ウイル會社にタービン唧筒其他の補助船具、ホプキンス及コクボーン會社にタービン通風機、辨、スクン・ホンター會社に浮ドック、バブコック、ウイルクックス會社にボイラー、ドンカン・ステュ

アート會社その他にプレス及鍛鐵機械、デヴィド、ブラウス會社にタービン用減速裝置其他、總額二百十萬磅に達する註文を發したが、これらすべては六ヶ月乃至二十二ヶ月のクレヂットである。尙目下更に五十萬ポンドの註文引合中である。

又「スタンコインポルト」の方は發註總額百九十萬ポンドに上るが、その内譯はクレウエン會社に大量の各種工作機、旋盤類五十萬磅、アスクウイット會社に穿孔機その他、チャーチル會社に各種研磨機百七十臺、ウルクワート及ラウドン會社に大量の平削機、ハルウエイ會社に旋盤其他、バトラ會社に平削機其他、パーキンソン會社に削機其他等々である。而して右のクレヂット期間は八乃至二十四ヶ月である。因に契約は、本一九三七年九月三十日迄の規定であるが、現在までの成約額は五百五十萬ポンドに達しており、今後値段と期間の點で英國會社が法外な要求をしなければ順調に行くも

のと見られてゐる。

一九三六年度ソ英貿易額は對英輸出三六一、六八八千留、對英輸入二〇四、二六八千留、三七年度上半期のそれは輸出一六六、七三三、八千留、輸入一一一、五二〇千留であつたが、主要輸出品は挽材、毛皮、牛脂、亞麻麻織維、石油及同製品、ベニヤ板、杖材、半加工木材、剛毛、罐詰類、肉製品、大麥、豆類、パルプ用材、イクラ、未加工銑鐵、主要輸入品は、彈性ゴム、未加工ニツケル、船舶、茶、黃麻、龍舌蘭纖維マニラ麻、ボロ屑、未加工鋼、シエラツク、コ、ア及同製品、羊毛、生獸、鐵合金、白葉鐵、化學藥品、米、電信電話無電裝置、金屬研磨機等である。

ソ 獨 貿 易

ソ聯の對獨通商關係に於て先づ第一に強調しなければならぬことは、ソ聯はその商業債務を殆んど完全に清算したと云ふ一事である。

ソ聯の對獨手形債務は、一九三二年十月一日には十一億マルクと云ふ尨大な數

字を示したのであるが、一九三六年十一月一日現在に於ては僅かに總額五千二百萬マルクとなつた。(但、一九三五年に成立せる期限五ヶ年間總額二億マルクのクレジットを除く)、而してソ聯の對獨支拂は茲數年間に著しく減少する見込である。尙ソ聯の對獨輸出高は、獨逸の關稅統計に依れば、一九三四年には二億九百七十萬マルクであつたが、一九三六年には約六千五百萬マルク乃至七十萬マルクに減少するに至つた。三六年度及三七年度上期に於けるソ獨貿易額は三十六年度對獨輸出一一六、六二四、四四〇千留、對獨輸入三〇八、四六三、三三〇千留、對獨輸入一四〇、六八五、五五〇千留で兩國間の貿易は漸次減少の傾向を辿つてゐる。對獨輸出品の中

大宗をなすものは石油及同製品、挽材で、パルプ用材、毛皮類、ベニヤ板、亞麻、麻織維、絨氈、化學藥品、燐灰石、未加工材がこれに次いでゐる。尙對獨輸入品の主なるものは、金屬旋盤が主位を占め、研磨機、非加熱金屬、加工機械、紡績機

械、碎礦選礦機、電氣機械部分品其他電氣器具、金屬穿孔機、光學機械及部分品等の機械類が大部分を占めてゐる。

ソ 米 貿 易

ソ聯の對米貿易は現に其の效力を有する一九三五年七月十一日調印の米ソ通商條約に基づいて著しい發展を遂げつゝある。右條約により米國政府はソ聯側に對し特惠關稅を提出すると共に一方ソ聯政府は米國側に對して年額約三千萬ドルの物資を買付ける契約をなしたのである。然し乍ら、一九三五年七月一日より一九三六年七月一日までの間にソ聯が米國に於て買付けた物資は總額三千六百萬ドルを超過した。

本年(三十七年)四月、紐育の「ジャーナル・オブ・コンマース」社はソ聯特輯號を發行、米ソ兩國論客のソ聯紹介論文を多數掲載したが、就中米ソ通商關係については米國々務長官ハル氏並にソ聯外國貿易人民委員ローゼンゴリツ氏の所説を掲げた。右は米ソ通商關係の現在及將來を察知するに好個の資料たり得る。

左に掲載せらる。

イ、ハル國務長官の所説

「米國政府は通商關係の發展に銳意努力して平和工作の礎石を築くの方針をとつてゐる。然して右方針に基づき米國政府は一九三五年七月十三日に對ソ通商條約を締結し、其の結果爾來一ヶ年間に亘りソ聯側は對米買付を更に強化すると共に、一方米國側はキューバ以外の通商條約締結國に提供してゐる特惠關稅率をソ聯に對しても適用することになつたのである。然るに右米ソ通商條約は一九三六年七月十一日附覽書の交換により、其の效力期間を更に一ヶ年間延期され、ソ聯邦は其の間に於て最低三千萬ドルの對米買付をなすことに決定した。

米ソ通商條約が締結されてより以來、米ソ貿易は著しい發展を遂げ、一九三五年六月十三日(條約締結日)を基點とする前後二ヶ年に於て左の如き動向を示してゐる。即ち、條約締結前の一ヶ年間に於ける對ソ輸出高總額は千六百八十四萬ドルであつたが、締結後の一ヶ年間に於

ては三千六百二萬六千ドルに増加し、一方ソ聯よりの輸入高は同期間に於て千四百三萬一千ドルから二千七十萬二千ドルに増大してゐる。尙、米ソ通商條約は兩國貿易の將來を卜すべき基石を築きつつあるものと信するが、余はこの機に於て兩國通商關係が相互的利益を目標として益々發展せんことを切望して止まないものである。」

ロ、ローゼンゴリツ外國貿易人員委員の所説

「米ソ兩國の通商關係が茲二、三ヶ年間に著しく改善されたことは誠に欣快に堪へないところであるが、之は要するに一九三五年七月十三日に締結された米ソ通商條約が然らしめた現象であると考えらる。ソ聯邦は元來徹底的な平和政策を固執し、通商關係の發展を切望してゐるものであつて、米ソ通商關係の發展は兩國國民の友好關係増進を目標とするものである。兩國の偉大なる經濟的能力は兩國通商關係發展の基石を築くものと考へるが、余はこの機に於て未だ兩國通商關係

の途上に横はつてゐる難局が兩國の努力と好意とにより將來克服されんことを望んで止まない。」

ハ、ブラウダ紙の論評

「米ソ通商條約はソ聯の對米輸出貿易に好影響を及ぼしたのみならず、反對に米國よりの輸入貿易にも好ましい結果を齎したものである。即ちソ聯の對米輸出高總額は一九三五年に於ては千七百八十萬ドルであつたが一九三六年には二千五十萬ドルとなり、一方ソ聯の米國よりの輸入高は一九三五年には二千四百七十萬ドルであつたが一九三六年には三千三百四十萬ドルに増加してゐる。尙、ソ聯の對米輸出品の大宗をなすものは毛皮、無煙炭、滿俺鐵、アスベスト、亞麻、麻布等であり、一方輸入品としては工作機、石油工業用機械類、壓延機、電氣機械、ラヂオ器械類等が首位を占めてゐる。

かくの如く米ソ通商條約は兩國の經濟關係を著しく強化したが、まだ一切の障礙を根絶したとは云へないのである。たとへばソ聯の無煙炭輸出に對して米國は

極めて苛重な消費税を課してゐるが、之などは兩國の通商上甚だ遺憾なことである。

尙、本年(三十七年)八月四日、ソ聯外務人民委員リトヴィノフ氏と駐ソ米國大使ジョセフ・デヴィス氏の兩氏は米ソ通商協定に關する覺書を交換したが、右はソ聯の對米輸出並に米國の對ソ輸出に對し無條件且つ無制限の最惠國待遇を許容する新協定である。尙右覺書はソ聯人民委員會議の確認並に米國大統領の布告ありたる日より效力を發生することになつてゐたが八月六日右手續を経たので同日より有效となつた。右新通商協定は、一九三五年七月十三日に締結され本年七月十二日を以て滿期失効せる舊通商協定に代位するものであるが、米國がソ聯邦に對して初めて關稅上の利益を與へたのみならず、他國に許與してゐる通商上の特權を悉く許與するに至つたのは注目し得る。

リ 佛 貿易

現行佛ソ條約によれば(一九三六年一

月六日調印)、特別輸入割當率並に特惠關稅に基き佛國が輸入するソ聯商品總額と同額の發註をソ聯側も佛國に對してなす義務を負つてゐるのであるが、右條約に基き、兩國の貿易關係は極めて順調なる發展を續けてゐる。一九三六年度ソ佛貿易狀況は對佛輸出一〇二、九五七千留、對佛輸入四二、一一七千留、三十七年度上期のそれは三三、二二七千留、一一〇四千留であつたが、對佛輸出品の主なるものは亞麻、麻纖維、毛皮類、石油及同製品、挽材、バルブ用材、無煙炭、滿掩鑛等であり、對佛輸入品の主なるものは、黑色金屬管、未加工ニッケル、染料、化學藥品、鐵板、鋼板、皮革原料等である。

リ 支 貿易

尙最近の日支事變を契機として頗に接近するに至つた中國、蒙古、國內人民戰線派の勝敗がソ聯に重大なる影響を及ぼす、スペイン及最近各方面の注目を受けてゐる。土耳其との對ソ貿易に就いて一言しやう。

リ 蒙 貿易

三六年度ソ蒙貿易は對蒙輸出額五〇、四三三三千留、對蒙輸入額三二、一一〇千留、三十七年度上期は對蒙輸出額二六、六五九千留、對蒙輸入額七、〇六八千留で蒙古への主要輸出品は穀粉(三六年度輸出額八、〇三六千留が斷然首位を占め、綿織物、茶、石油及同製品、菓子類、卷煙草及煙草製品、被服、日布類が之に次ぎ、蒙古よりの輸入品では生獸(三六年度輸入額一二、六四〇千留)が斷然群を抜き、羊毛、皮革原料、獸毛、屠禽類が之に次いでゐる。

リ 西 貿易

目下その内亂を繞つて國際間に異常な對立を捲起してゐる西班牙との貿易狀態は、三六年度對西輸出額二九、九三二千留、對西輸入額二、八一三千留、本年度上期對西輸出額五一、四四二千留、對西輸入額一六、九三四千留であるが、本年度に入つてから對西輸出は俄激激増、今後益々増加するものと見られる。輸出品のトップは、自動車、自動自轉車、自轉

外國貿易

車で石油及同製品が之に次ぎ、棉花及綿製品、小麥、肥料、ゴム製品、未加工鐵、自動車、自轉車の部分品等がその順位をなしてゐる。輸入品は、生果が斷然首位を占めコルク樹皮、植物性油、堅果、未加工鉛、毛織物等が之に次いでゐる。

リ 土 貿易

終に最近各方面の注目を引いてゐるソ聯の對土耳其貿易を見れば、一九三六年度對土輸出は一九、五七五千留、輸入一八、〇五九千留、三十七年度上期對土輸出一六、八六〇千留、輸入一〇、六三二千留で本年度に入り輸出入共頗に増大してゐる。輸出品の首位は、綿織物及織機が占め、葉卷煙草、砂糖、型鐵、鋼等が之に次ぎ、輸入品は羊毛、生獸が斷然多く、綿及綿屑、皮革原料、乾果、野菜及茸類が之に次いでゐる。

一九三七年一—九月
ソ聯對外輸出入

一九三七年十月二十八日外務省着駐ソ

重光大使電報によれば一—九月に於けるソ聯對外輸出左の通り
外國貿易人民委員部發表本年一月以降九月末貿易は輸出一二億一八五四萬九千留、出超二億〇五七八萬八千留、前年同期に比し輸出増加二億一四八三萬六千留、輸入増加三七八萬五千留、主要輸出品中金額の増加せるもの、輸出額は木材三億二七五萬四千留、毛皮一億三九四萬留、麥類九五五萬七千留、棉花四九六萬九千留、滿掩鑛三三三二萬三千留、砂糖二七一六萬二千留、肥料二二九〇萬八千留、自動車一七六二萬七千留、機械一三八九萬二千留、又金額の減少せるもの、輸出額は石油一億七七一萬六千留、石炭二六七九萬三千留、銑鐵一三三六萬六千留。
主要輸入品中金額の増加せるもの、輸入額は有色金屬二億〇九五七萬九千留、羊毛六三六四萬五千留、生護謨五七三一萬八千留、茶二八〇萬四千留、一—九月に於る對日輸出一一〇三萬九千留、輸入一一三九萬二千留で三五萬留餘の入超である。

内國商業

ソヴェート政府は一九三五年七月二十日附聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定を以て聯邦供給人民委員部を内國商業人民委員部及食料品工業人民委員部に二分することとし八月十三日附法令第四〇條を以て之を公布したが此處に其経緯を紹介すると共にソ聯邦に於ける商業組織に關し概説する。

内國商業の趨勢

ソヴェート政府の發表する處に依れば同國の内國商業は第一次五ヶ年計畫に依る生産力増進の結果第二次五ヶ年計畫期に入るに及んで急速なる發展を遂げ一九三一年に於ける商品流通總額は小賣値段に於て二七一億留であるが一九三三年に於て四二九億留を示し尙一九三五年は六〇〇億留の豫定である(此の中、都會に

於ける流通額は農村に於ける額の約二、四倍)尙此處に注意すべきは此の兩三年來消費組合(コオペラチヴ)が商品流通額に於て占めた率が次第に減少し國營商業機關の占めた率が著しく増大した事實である。即消費組合の占めた率は一九三二年に五七・三%、一九三三年に四五・六%であるが國營商業は一九三二年前半期に三〇・七%、一九三四年前半期に四七・〇%を示し、茲に於て國營商業の任に當れる供給人民委員部の事業は著しく増大した。元來供給人民委員部なるものは曾て外國貿易又内國商業(革命當初の食料人民委員部)の兩人民委員部を合併した内

濟會議の管掌事項であつた食料品工業をも含むを以て其の職能は食料品工業と内國商業とに二分し得るものなるが今般前記の如く事業の増大に鑑みソ政府は能率上右二大職能を分離して更に内國商業人民委員部を再設し食料品工業人民委員部を新設した。

ソ聯邦商業の特質

私有財産制と自由競争主義とを基調とし労働の商品化に依り利潤を生産する資本主義社會に於る商業は本質的なる要素であるが、社會主義を標榜して政權を握つた共產黨政府は最初内國商業を否定し生産及分配を國家に於て行ふこととした。然れども内外諸般の情勢は斯る戰時共產主義の永續を許さず、一步退却して新經濟政策を布くに及び内國商業は一定條件の下に個人にも認むることとなつた。ソ政府の言分に從へばソ聯邦は完全なる社會主義經濟に至る過渡期に在るを以て、過渡的現象として商業を認むるものであり他國の商業に比し特殊の性質を

有するもので一般に之をソヴェート商業(ソヴェートスカヤ、トルゴヴリヤ)と稱してゐる。

ソヴェート商業は國營商業、協同組合商業及私營商業の三種に分つことを得る。ソ政府は十月革命後實施せる戰時共產主義の行詰りを打開せん爲、一九二一年所謂新經濟政策を採用し國內に於ける私的商業の自由を認めたる爲私營商業盛となり所謂ネツプマンなる小成金階級を生ずるに至つた。茲に於て政府は内國商業の資本主義化を恐れ漸次私的商業の彈壓政策を採る一方、商業の國營化に進む手段としてコオペラチヴ商業を奨励した。其の結果一九三〇年ソヴェート商業に於ける商品流通額は九九%迄國營商業及協同組合商業に依り占めらるゝに至り、私的商業は殆ど全滅に類するに至り民法上認められたる個人商人以外の營利私法人たる合名會社、合資會社、有限責任組合及株式會社等は單なる空文に過ぎざるものとなり現在ソヴェート聯邦に於ては實質的に云へば國營商業と協同組合

商業の二つを存するのみとなつた。

ソ聯の國營商業

國營商業は國營工業、國營農業と共に國營企業を構成する。依て國營商業を述ぶるに先ち國營企業に付説明する。國營企業は經營が聯邦なりや、共和國なりや、地方なりやに依り行政的に三種の別ありて其の何れに該當するやに依りて聯邦、共和國又は地方自治共和國及自治州の人民委員部を以て其最高經營機關とするけれども共和國地方の人民委員部に對しては聯邦政府之が監督の地位にあるを以て國營企業の全部は結局聯邦政府の統制下に置かれて居るが、但し、各企業個々の結合體は民法上法人と見做され一定の獨立權を認められ。露西亞民法第十九條に依れば獨立會計(ホズ、ランチョツト)主義を採用し且國家豫算に依り融資を受けざる國營企業及其結合體は取引の點に於て獨立にして且國庫と關係なき法人として行動するものであり、其債務に對しては其の自由處分に置かれたる財産

即第二十一條及第二十二條に依り取引より除外せられたる以外の財産を以て其責に任ずることとなつてゐる。

國營企業の最小單位機關は數個合してトラストを形成し、トラストは合してオプエヂニエーニエ(合同)を形成し、合同は各人民委員部に直屬する。最小單位機關が直接合同を形成する場合も有り、國營企業の資本は固定資本、即、土地、建物、機械等と流動資本、即、金錢生産物燃料、原料、有價證券等の如きものとに區別される。固定資本は重要産業の國有化に依り國有化され原則として民法第二十一條乃至第二十二條に依り取引より除外せられ居るを以て法人としての國營企業は固定資本を以て債務の辨濟に當つることを得ず、唯流動資本のみに依り其責に任ずるを原則とする。

國營商業は其作用により對外貿易及内國商業に分つことを得、對外貿易の最高機關は貿易人民委員部にして外國に於て貿易に従事する其機關は通商代表部である。

外國より輸入せる商品をソ聯邦各共和國內に於て供給し、又聯邦共和國內に於て國營企業、協同組合、個人商等により商品を買占め之を海外に輸出す可き任務を有する者は各共和國政府附聯邦貿易人民委員部派遣員で其の下にゴストルグ(外國貿易事務所)の設置があつて之に従事する。

國內商業は主として國內商業人民委員部が管掌する。國內商業人民委員部は國內に於る商品流通状況を統制し、國營商業のみならずコオペラチヴ商業、個人商業を調整し物資の配給方、商品の販賣方に關し之を按配するの權を有し、國營商業は右人民委員部に直屬し一般に商品供給する機關にして各種國營企業により生産せられる商品はゴスプランの計畫に従つて國內商業人民委員部によつて一定價格にて購入せられ、而して國營商業機關を通じて國民又は各種機關に販賣されるトラストは國營商業の各地方に於ける實務機關であり、各地方に商店を經營する。トラストは數個合同してオブエヂ

ニエーニエ(合同)を形成、合同は國內商業人民委員部に直屬しトラストの計畫的統制を行ひ、トラストに對し生産物の配給及販路及トラストの金融を統制するのみならず、幹部の養成及び配屬を爲し又特別に技術の合理化及科學的研究の特別機關を設く、右を例示せば國內商業人民委員部は重工業人民委員部、林業人民委員部其他の人民委員部の生産物、鐵材、セメント、木材をゴスプランの計畫の下に購入し、之を直屬する各合同即大建築材料供給合同(ソユズ、スナブ、ストロイ)に分配しソユズ、スナブ、ストロイは管下の各トラストにゴスプランの下に之を分配し、トラストは又計畫に従つて之を一般に販賣する。各トラスト又は合同は各々其地方に依り固有の名稱を有する。例へばモスクワ市に於てはモストルグと云ふが如くである。

尙、國營商業の特殊形態として閉鎖配給所營利商店(コムメルチエスキー、マガデン)及金貨建商店(トルグレン)なるものあり之に關しては別章にて説明する。

る。

協同組合經營の商業

ソ聯邦に於ける協同組合は聯邦全國民を組合員とする建前の下に組織せられたる公共團體的傾向を有するものにして、他國に於けるが如き私的組合でなくて、協同組合は國營企業と提携し聯邦の計畫經濟上大なる役割を演じて居るもので、協同組合には消費組合、農業組合、手工業組合、農業信用組合等あり同一種類の協同組合の最小單位聯合して夫々の區聯合會となり、地方、州、共和國聯合會となる。又共和國聯合會は合して聯邦最高機關たる中央聯合會となる。各中央聯合會は各人民委員會議と協議し國家計畫委員會のプランの下に、聯合會相互間又は國營企業との間に物資配給に關する契約を結ぶものとす、協同組合中商業を營むものは消費組合にして國民に對する物資配給の大部分は消費組合に依つて行はる。

上の組合員あるを要し、斯くして成立せる組合は獨立して商店又は配給所を設くることを得、尙選舉權を有する市民は何人たりとも組合員たることを得、組合へ登記後法人たるの權利を取得す配給は組合員に非ざる者にも及ぼす趣旨なるも、物資不足の場合は組合員に限り之を行ひ組合員にはカード制度に依る配給券を交付し尙組合員中勞働階級に屬するものは普通組合員に比し優先權を與へられ居る上勞働者消費組合(ラボチヤヤ・コーペラツィヤ)なるものありて更に配給上の優先を受けてゐる。

次に消費組合に依る商品流通額を見るに一九三〇年に於ては百二十億留であり全國商品流通額の六十六パーセントを占めた。

尙消費組合の利潤は組合の事業の爲に使用するを原則とし組合員に分配されることは無いが其の出資額は漸次利潤より償還せらるゝこととなり、換言すれば利潤は右償還額を除き協同組合其のものゝ財産となるわけで露國民法第五十二條に

は

財産を分ちて(イ)國有(ロ)協同組合有(ハ)私有の三と爲す
(ハ)の規定あり、斯の如く協同組合の財産は組合員出資額の償還に伴ひ次第に増加の社會主義化せられたる財産を形成する。

尙消費組合中には特に營利を以て人民一般に賣捌を爲すもの有り、之をコムメルチエスキー・マガデン(營利商店)と稱し、其の目的は貨幣吸收にある。

特殊配給所

前記國營商業及協同組合商業の外ソ聯邦には次の如き三種の特殊配給所あり。

營利商店(コムメルチエスキー・マガデン)には國營とコオペラチヴとの二種ありて主として大都市に存在し農村地方には廣く行渡り居らず、一般に公開せられ居り販賣量には制限なきも價格はルイノク(市場)相場と同様甚だ高價である故に同店に於て物資の配給を受け得る者は極めて少數の住民に限られてゐる。

閉鎖配給所(ザクルイトウイ・ラスボリヤチーテリ)にも國營とコオペラチヴの二種あり、何れも特定の人に限り配給をなすもので、一般には閉鎖せられ居る商店との意味である。

尙右配給所は在庫品の程度(數量及種類)を異にする數階級に分れ、之に出入し得る者は何れも手帳を提示するを要し手帳所持者の地位如何に依り配給の善悪あり、例へば政府最高幹部は在庫品の(程度)數量及種類最も豊富なる配給所に於て制限なく商品を購入し得るものである。

金貨建商店(トルグレン)は一九三六年二月一日以降廢止されたが、これは市民一般に對し外貨又は金、銀にて商品を販賣してゐたもので元來は外國入のみに對し外貨にて販賣せんが爲めに設置せられたる國營商店で全國到處に散在し、一九三二年以後店舗は斷えず擴張せられ一九三四年一月一日には遂に千四百七十店に達した、過去五ヶ年間トルグレンを通じて動員された金、銀及び通貨は二億

1923—1924年より1933年に

(當該年度價)

内
國
商
業

年 度	實 數 (單位百萬留)						國 家 取 引
	國 家 取 引	協 同 組 合 取 引		共 産 化 部 門 取 引 總 計	個 人 的 部 門 取 引	全 部 門	
		合 計	内 需 消 費 協 同 組 合 取 引				
A 總 計							
1923—24	846.0	1 437.0	1 195.3	2 283.0	3 116.0	5 399.0	100.0
1924—25	1 189.8	3 283.6	2 370.2	4 473.4	3 300.0	7 773.4	140.6
1925—26	1 544.9	5 224.1	4 107.8	6 769.0	4 963.1	11 732.1	182.6
1926—27	1 816.6	6 837.6	5 434.0	8 654.2	4 063.5	13 717.7	214.7
1927—28	2 206.8	8 885.0	6 969.9	11 091.8	3 648.7	14 740.5	260.9
1928—29	2 893.5	11 061.4	9 084.0	13 954.9	2 679.8	16 634.7	342.0
1929—30	4 110.0	12 400.0	11 574.9	16 510.0	1 054.0	17 564.0	485.8
1931	6 547.2	18 178.0	17 283.3	24 725.2	—	24 725.2	773.9
1932	12 995.1	22 509.2	20 974.4	35 504.3	—	35 504.3	1 536.1
1933	21 318.4	21 271.6	19 677.0	42 589.7	—	42 589.7	2 599.8
B 都 市 別							
1923—24	766.5	949.9	786.2	1 716.4	2 694.6	4 411.0	100.0
1924—25	1 106.5	1 954.0	1 457.7	3 060.5	2 746.2	5 806.7	144.4
1925—26	1 396.6	3 294.4	2 459.4	4 691.0	4 009.4	8 700.4	182.2
1926—27	1 524.5	4 075.3	3 246.8	5 599.8	4 015.1	9 614.9	198.9
1927—28	1 866.7	5 486.9	4 460.3	7 353.6	2 888.3	10 241.9	243.5
1928—29	2 362.3	6 980.5	5 766.9	9 342.8	2 140.8	11 483.6	308.2
1929—30	3 045.0	7 635.0	7 378.3	10 680.0	865.0	11 545.0	397.3
1931	4 996.8	11 450.2	10 706.3	19 447.0	—	16 447.0	651.9
1932	9 017.3	14 475.1	13 288.8	23 492.4	—	23 492.4	1 176.4
1933	15 598.8	12 853.1	11 543.6	28 451.9	—	28 451.9	2 035.1
C 落 村 別							
1923—24	79.5	487.1	409.1	566.6	421.4	988.0	100.0
1924—25	83.3	1 329.6	912.5	1 412.9	553.8	1 966.7	104.8
1925—26	148.3	1 929.7	1 648.4	2 078.0	953.7	3 031.7	186.5
1926—27	292.1	2 762.3	2 187.2	3 054.4	1 048.4	4 102.8	367.4
1927—28	340.1	3 398.1	2 509.0	3 738.2	760.4	4 498.6	427.8
1928—29	531.2	4 080.9	3 317.1	4 612.1	539.0	5 151.1	668.2
1929—30	1 065.0	4 765.0	4 196.6	5 830.0	189.0	6 019.0	1 339.6
1931	1 550.4	6 727.8	6 577.0	8 278.2	—	8 278.2	1 950.0
1932	3 877.8	8 034.1	7 685.6	12 011.9	—	12 011.9	5 003.3
1933	5 719.3	8 418.5	8 133.4	14 137.8	—	14 137.8	7 194.1

至る小賣取引額

(格に依る)

日
露
年
鑑

1923—1924年度に對する%					小 賣 取 引 構 成 内 容					
協 同 組 合 取 引 合 計	内 需 消 費 協 同 組 合 取 引	共 産 化 部 門 取 引 總 計	個 人 的 部 門 取 引	全 部 門	國 家 取 引	協 同 組 合 取 引		共 産 化 部 門 取 引 總 計	個 人 的 部 門 取 引	全 部 門
						合 計	内 需 消 費 協 同 組 合 取 引			
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	15.7	26.6	22.0	42.3	57.7	100.0
228.3	198.3	195.9	105.9	144.0	15.3	42.2	31.2	57.5	42.5	100.0
363.3	343.6	296.5	159.3	217.2	13.2	44.5	35.0	57.7	42.3	100.0
475.5	454.6	379.1	162.5	354.1	13.3	49.8	39.6	63.1	36.9	100.0
617.9	583.1	485.8	117.0	273.0	14.9	60.3	47.3	75.2	24.8	100.0
769.2	760.0	611.3	86.0	307.0	17.4	66.5	54.6	83.9	16.1	100.0
852.3	968.4	723.2	33.8	325.3	23.4	70.6	65.9	94.0	6.0	100.0
1 264.1	1 445.9	1 083.0	—	457.9	26.7	73.2	69.9	100.0	—	100.0
1 558.4	1 754.7	1 555.2	—	657.6	36.6	63.4	59.4	100.0	—	100.0
1 480.3	1 646.2	1 865.5	—	788.8	50.1	49.9	46.2	100.0	—	100.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	17.4	21.5	17.8	38.9	61.1	100.0
205.7	185.4	178.3	101.9	131.1	19.1	33.6	25.1	52.7	47.3	100.0
346.8	312.8	279.3	148.7	197.2	16.1	37.8	28.3	53.9	46.1	100.0
429.0	413.0	326.2	149.0	218.0	15.9	42.3	33.8	58.2	41.8	100.0
577.6	567.3	428.4	107.2	232.2	18.2	53.6	43.6	71.8	28.2	100.0
734.8	733.5	544.3	79.4	260.3	20.6	60.8	50.2	81.4	18.6	100.0
803.7	951.2	622.2	32.1	261.8	26.4	66.1	63.9	92.5	7.5	100.0
1 205.4	1 361.8	958.2	—	372.8	30.4	69.6	65.1	100.0	—	100.0
1 523.8	1 690.3	1 368.7	—	532.6	38.4	61.6	56.6	100.0	—	100.0
1 353.1	1 468.2	1 657.6	—	645.0	54.8	45.2	40.6	100.0	—	100.0
100.0	100.0	100.0	190.0	100.0	8.0	49.3	41.4	57.3	42.7	100.0
273.0	223.0	249.4	131.4	199.1	4.2	67.6	47.6	71.8	28.2	100.0
396.2	402.9	366.7	226.3	306.9	4.9	63.7	54.4	68.6	31.4	100.0
567.1	534.6	539.1	248.8	415.3	7.1	67.3	53.3	74.4	25.6	100.0
697.6	613.2	659.8	180.4	455.3	7.6	75.5	55.8	83.1	16.9	100.0
837.8	810.7	814.0	127.9	521.4	10.3	79.2	64.4	89.5	10.5	100.0
978.2	1 025.8	1 028.9	44.9	609.2	17.7	79.1	69.7	96.8	3.2	100.0
1 381.2	1 607.7	1 461.0	—	837.9	18.6	81.4	79.4	100.0	—	100.0
1 649.4	1 878.7	2 120.0	—	1 215.8	33.1	66.9	64.0	100.0	—	100.0
1 728.3	1 988.1	2 495.2	—	1 430.9	40.5	59.5	57.5	100.0	—	100.0

1923—24年より1933年に

内
國
商
業

年 度	企 業 数					國家企業
	國家企業	協同組合企業	共産化部門 企業總計	個人的企業	合 計	
A 總 計						
1923—24	13 121	32 156	45 226	324 697	369 923	100.0
1924—25	16 768	84 819	104 587	352 776	457 363	150.7
1925—26	25 709	104 464	130 173	424 887	555 060	195.9
1926—27	26 616	114 266	140 882	410 729	551 611	202.9
1927—28	21 141	131 410	158 611	322 824	481 435	206.9
1928—29	31 866	158 712	190 578	186 727	377 305	242.9
1/I—30	23 612	139 409	163 021	47 150	210 171	193.8
1/I—31	14 727	157 423	172 150	17 700	189 850	121.0
1/I—32	39 547	185 356	224 903	—	224 903	324.8
1/I—33	73 574	212 754	286 328	—	286 328	604.1
B 都 市 別						
1923—24	10 514	13 240	23 754	242 037	265 781	100.0
1924—25	16 203	26 996	43 199	240 817	284 016	154.1
1925—26	17 684	32 352	50 036	269 065	319 101	168.2
1926—27	15 833	39 060	54 893	256 172	311 065	150.6
1927—28	16 335	50 238	66 574	202 633	269 207	155.4
1928—29	20 691	70 108	90 799	124 283	215 082	196.8
1/I—30	13 833	57 255	71 088	34 765	105 853	154.1
1/I—31	7 705	56 687	64 402	9 500	73 902	85.8
1/I—32	23 167	67 299	90 466	—	90 466	258.0
1/I—33	44,539	75 185	119 724	—	119 724	496.1
C 村 落 別						
1923—24	2 607	18 865	21 472	82 670	104 142	100.0
1924—25	3 565	57 823	61 388	111 959	173 347	136.7
1925—26	8 025	72 112	80 137	155 822	235 959	307.8
1926—27	10 783	75 206	85 989	154 557	240 546	413.9
1927—28	10 806	81 231	92 037	120 191	212 228	414.5
1928—29	11 175	88 604	99 779	62 444	162 223	428.7
1/I—30	9 779	82 154	91 933	12 385	104 318	352.0
1/I—31	7 022	100 726	107 748	8 200	115 948	252.9
1/I—32	16 380	118 057	134 437	—	134 437	589.4
1/I—33	29 035	137 569	166 604	—	166 604	1 045.2

至る小資取引網

1923—24年に對する企業網比率				企業網構成内容				
協同組合 企 業	共産化部門 企業總計	個人的企業	合 計	國家企業	協同組合 企 業	共産化部門 企業總計	個人的企業	合 計
100.0	100.0	100.0	100.0	3.5	8.7	12.2	87.8	100.0
264.2	231.3	108.6	123.6	4.3	18.5	22.8	77.2	100.0
325.4	287.9	130.9	150.0	4.6	18.8	23.4	76.6	100.0
355.9	311.5	126.5	149.1	4.8	20.7	25.5	74.5	100.0
409.5	350.8	96.4	130.1	5.6	27.3	32.9	67.1	100.0
494.4	421.4	57.5	102.0	8.4	42.1	50.5	49.5	100.0
489.0	402.9	16.5	64.1	11.2	66.3	77.5	22.5	100.0
555.2	425.2	6.2	57.6	7.8	82.9	90.7	9.3	100.0
650.1	555.8	—	68.5	17.6	82.4	100.0	—	100.0
746.0	707.5	—	87.3	25.7	74.3	100.0	—	100.0
100.0	100.0	100.0	100.0	4.0	5.0	9.0	91.0	100.0
203.9	181.8	94.5	106.9	5.7	9.5	15.2	84.8	100.0
244.4	210.6	111.2	120.1	5.5	10.1	15.6	84.4	100.0
295.0	231.1	105.8	117.1	5.1	12.6	17.7	82.3	100.0
379.4	280.3	83.7	101.3	6.1	18.7	24.8	75.2	100.0
529.5	382.2	51.4	80.9	9.6	32.6	42.2	57.8	100.0
506.2	249.2	16.4	45.9	13.1	54.1	67.2	32.8	100.0
501.4	225.9	8.5	37.5	10.4	76.7	87.1	12.9	100.0
595.1	446.1	—	34.9	25.6	74.4	100.0	—	100.0
665.1	590.1	—	51.9	37.2	62.8	100.0	—	100.0
100.0	100.0	100.0	100.0	2.5	18.1	20.6	79.4	100.0
306.5	285.9	149.0	166.5	2.1	33.4	35.5	64.5	100.0
382.3	373.2	207.3	226.6	3.4	30.6	34.3	66.0	100.0
409.3	400.5	205.7	231.0	4.5	31.3	35.8	64.2	100.0
430.9	428.6	156.9	205.8	5.1	38.3	43.4	56.6	100.0
469.7	464.7	83.1	155.8	6.9	54.6	61.5	38.5	100.0
457.8	459.1	13.7	110.0	9.4	78.8	88.2	11.8	100.0
583.4	538.1	10.9	111.4	6.1	86.9	93.0	7.0	100.0
983.4	671.5	—	141.5	12.2	87.8	100.0	—	100.0
796.6	832.3	—	175.6	17.5	82.5	100.0	—	100.0

日
露
年
鑑

五千萬米弗に達した、而して一九三二年から一九三五年に至る四ヶ年の間にトルグシンを通じて入つてきた金及び通貨の割合はソ聯邦對外貿易輸出に貨幣總收入の一五に達した。トルグシンの廢止の理由はソ聯當局の説明によれば輸出超過、通貨狀態の根本的改善、國內商品取引の發展、食料品、工業製品に對する切符配給制の廢止、國內市場に於ける單一價格設定政策の徹底的實施等に基づくものであると。

私營商業

第一章に於て略述せる如くソ聯邦に於ける私營商業は殆ど國民經濟上の意義を失ひ政府の嚴重なる監視の下に微細なる取引を營むに過ぎざる現狀なり、露國民法第二十一條及第二十二條は土地及重要産業が私的取引の客體より除外せらるゝ旨を規定し、又同法第二十三條及第二十四條は武器、火藥物、航空機、電信電話、酒類、プラチナ、ラヂウム、毒藥、金貨、銀貨、外國貨幣其他を私的取引より除外

する旨を規定し私的商業の範圍を縮小限定し居る外過重なる營業稅法の制定ありて私的商業を壓迫し居れり、右の外私的商業の特殊形態として一九三二年五月以來コルホーズ商業なるものを認め居る處、右は農民のコルホーズ化に對する不滿を緩和する爲國家買占契約以外の農産物を賣捌くの權利を與へたるものにして、之に對しては一般營業稅より遙に低率の農産物販賣稅を課してゐる。尙ソ聯政府は一定の場所に於て一定の料金を拂つて物品の賣買をなすことを認めてゐる。之をルイノク(フリーマーケット)と稱す、右は微細の個人取引にして營業と稱する程度のものではない。斯の如くなるを以てソ聯邦に於ける私營商業は微々振はず、政府の發表に依れば物資供給は九十九%迄國營企業及協同組合の手中にありて計畫的に行はれ供給者間に競争無き爲品質劣悪となり種類單純化する傾向がある。

個人賣店及販賣

ることが出来るようになった結果である、一九三四年末には農民の四分の三は共營農場(コルホーズ)に加入し、個人農民は總作付反別の一四%を占めるに過ぎなく、それも主として極北、東シベリヤ等の僻地に残つてゐた、輕工業、食料品工業の基礎も確立し工藝作物、穀物、畜産物の國家管理と相俟つて必需品の出廻りが次第に潤澤になつてきた、最初は多數の日用品に亘つて切符配給制度が施かれてゐたのであつたが、輕工業の發達につれて既に一九三一年五月に輕工業品の大部分の切符配給が解除され、特に甚しく缺乏せる三部類の製品に對してのみ此の制度が残されてゐた、食料品に就ては一九三二年の四月に多くの物品に對し切符配給の制限が解かれ、この制限を受ける物品は十三種から六種(パン、挽割肉、砂糖、脂肪、鯨)に縮少された、斯

うになつてゐた。

以上的過程と並んで國家の小賣機關(公開賣店)及び消費組合の賣店網が次第に整備されて來たことは云ふまでもない、此の小賣網の整備と食料品工業及び輕工業の確立とを俟つて切符配給の廢止を斷行したのであつて決して突然の變化ではなかつた、一九三四年の七月に供給人民委員部を改組して食料品工業人民委員部と國內商業人民委員部に分けたのも、これに對する準備的措置であつた、價格の如きも前述の如く切符配給による價格と公開市場の價格との間には非常な開きがあつたのであるが、後者が系統的に引下げられた結果、さまで大きな開きはなかつた。

切符配給の完全な廢止と共に全國の小賣取引高はゴスプラン統計によれば一九三三年の四百二十五億八千九百萬留から、一九三五年は八百五億留、一九三六年は千六十億留に激増し、一九三七年は千三百十億留の豫定で、殊に從來抑制を強ひられてゐた農村の消費が増大したよ

- る手工業者及手職的生業者
- 四 法律に依り禁止せられず且農業稅を課徴せらるゝ手工業、手職的生業又は馬車運送業を營むコルホーズ員及勤勞個人農
- 五 住居の家庭經濟に奉仕する者(例一薪の挽割、特殊の設備を有せずして行ふ衣類の洗濯、兒童及病人の看護)
- 六 コルホーズ員、勤勞個人農、副業として農業を營む勞働者、勤務員及其他の勤勞者にして原料として又は加工して自己の農産物を販賣する者、並にコルホーズ員及近隣の勤勞住民にして鐵道停車場及埠頭に於て賣店、小舟に依り又は自ら携帶して農産物を販賣する者

切符配給制廢止

ソ聯の國內商業に關聯して重要なものは國內商品流通における切符配給制度である、此の制度は(肉、魚、砂糖、バター、馬鈴薯等に關する切符配給)一九三五年九月二十五日の人民委員會議並に共產黨中央委員會の決定によつて完全に廢止されたが、これは國家が、農産物、輕工業品等生活必需品の生産及び配給を確保統制す

社會主義の國是の下に經濟機構を公共化したるソ聯邦に於ても猶一定の私有財産制を有する外、小規模の私的經濟及個人取引もある、それは左の如き雇傭勞働を有せずして手工業を爲す者、靴磨夫の營む靴附屬品賣店、鐵道驛内の賣店、小舟による物品販賣等である。

- 一 雇傭勞働を有せずして手工業、手職的生業、馬車運送業及住民の個人的及經濟的私生活上の需要に應ずべき業務を營む者(例一木工、指物師、塗師、煖爐師、屋根職、水道工、鍛冶職、電氣工、硝子工、煙突掃除夫、床磨夫、塗匠、給水夫、洗濯職、荷物運搬人、製本職、理髮師、寫眞師、眼鏡師、靴磨夫及磨夫の營む靴附屬品賣店(尙地方により砥師、空瓶買等)
- 二 職業コオペラチーヴ、アルテリ及癡疾者コオペラチーヴ、アルテリ員にしてアルテリ外に於て勞働する者並に課業時間外に於て注文を受けて手工業及手職的生業を組織的に營む勞働者及勤務員
- 三 業務の性質上雇傭勞働一人を有するも之が爲法律に依り選舉權を剝奪せられざ

うである、因みに三七年度取引高内譯は都市八百七十七億留、農村四百三十三億留である。

日用工業品の價格引下

ソ聯國家計畫委員會國民經濟中央監査局の統計に依れば、國營小賣商品取引及協同組合取引(コルホーズを含む)に於ける日用品、食料品の減價總額は一九三六年は前年に比し五十億六千萬留の巨額に達したが一九三七年七月から實施された日常工業品の小賣價格引下の結果に依

1934, 5, 6—3年間の小賣物價

ソ聯(1934年1月1日現在を100とす)

	1935 1月1日	1936 1月1日	1937 1月1日
麥	50.0	42.5	42.5
イパ(1級)	57.2	48.6	48.6
ラ(85%小)	60.0	42.0	42.0
性イ(85%小)	50.0	27.3	27.3
酸ラ	86.0	48.5	48.5
キ砂	100.0	63.3	63.3
パ牛	86.9	56.5	56.5
向日草油(未精製)	52.0	48.4	48.4
キヤラメル(果實入)	100.0	54.2	54.2
人組	70.0	70.2	66.5
煙草(50瓦包)	50.0	35.0	35.0

れば本年末迄には右日常品價格引下に依る減價總額は十三億留に達する豫定で内靴(皮、ゴム兩種)二億六千六百萬留、綿織物、毛織物、麻織物類一億八千六百萬留、ミシン製品一億四千八百萬留、小間物七千七百萬留、高級煙草四千六百萬留、樂器類四千三百萬留、石鹼、化粧品類一億一千六百萬留である。

ソ聯各市の野菜、穀物價格引下

ソ聯邦三七年度農業は近年稀に見る豐作を傳へられてゐるがこのことは直接地方市場への農作物搬入増加にも現はれてゐる。特に果物、野菜類の増加は著しいものがあり、例へばモスクワ市場の本年九月に於ける馬鈴薯の販賣高は昨年比し二倍以上、胡瓜二倍、果物三倍半以上に達してゐる。一方肉類の販賣高も可成りの増加を示してゐる。國內商業人民委員部の調査資料に依れば、三十都市に於けるコルホーズ市場の羊肉賣上高は九月初旬十日間と八月下旬十日間とを比較すれば一三・五%牛肉賣上高は九・九%も増加

した、モスクワ、レニングラード、ドニエプロベトログン市等に於ける牛乳の供給も非常に潤澤となり、レニングラードでは一立に付き十哥、イワノフ市では同じく一立に付き二十哥も安くなつてゐる。ヴインニツ、サラトフ、クルスク、ロストフ、スモレンスク市等の牛乳値段は最も安く一立九〇哥から一留である、小麦粉の値段も可なり引き下げられてゐるが各都市に依つて非常に相違があり大體一疋七〇哥(リベツク市)から一留二〇哥(ロストフ市)である。

トルグシン廢止後の外貨換算

全聯邦トルグシン聯合廢止に關する政府布告につき國立銀行當局はイズヴェスチヤ紙記者に語りたる處左の如し。國立銀行外國課は、一九三六年度より政府所定の相場による外貨換算を引續き行ふために幾多の組織的手段を目下講じてある。

外貨の換算は、一切の國立銀行支店に於て行はれるが、勿論最も注目すべきは

國境地點、港及び外貨提示の頻繁な諸地點に於ける換算事務である。

ソ聯邦人民委員會議の決定は、佛法對ソヴェト貨の換算條件を明確に規定してゐるが、他の外貨は、右對法換算率に準じ國立銀行窓口に於てソヴェト貨に換算される。即ち、國立銀行相場委員會決定の最近の相場によれば一九三六年十二月一日に於ける米貨一弗の相場は約五留に當る。尙ほ

- 英 貨一ポンド 二五留
- 和蘭貨一グルデン 三留三九哥
- 瑞典貨一クロン 一留二五哥
- 瑞西貨一フラン 一留六〇哥

である。因みに、對法換算率に關する政府の決定は左の如くである。

「一九三六年度に於いて、外國爲替による國立銀行窓口に提示せらるる、現金外貨を以てするを問はず、一佛法に付三十三哥三分の一又は三佛法に付一留とする現行換算率に基づき外貨をチエルゾオネツ貨に交換することを國立

内國商業

銀行に許可す。但し、他の外貨については右對法換算率に準じて計算すべきものとす。」

ルーブル對外貨換算率

一九三七年九月十五日現在の留換算率は次の如く國立銀行から發表された。

- 米 (一弗) 五・三〇留
- 英 (一磅) 二六・四
- 澳 (百志) 九・四
- 獨 (百馬克) 八・七
- 和 (百グルテン) 三三・五
- 丁 (百クローネ) 二九・八
- 伊 (百リラ) 二七・九
- 加 (一弗) 五・三九
- ラヴィア (百ライト) 一〇・二
- リスアニア (百リタ) 八・八
- 諾 (百クローネ) 一三・八
- 波 (百ズロトウイ) 一〇・三
- 土 (百リラ) 四・七
- 芬 (百馬克) 二・六
- 佛 (百法) 一八・九
- 致 (百クローネ) 一八・九
- 瑞典 (百クローネ) 一三・六

商品價格低下の影響

一九三七年九月一日を以て生産品價格低下に關する政府の決定が施行されて三ヶ月、同じく消費品價格低下の實行後二ヶ月を経た。この間全國の労働者は數億留を節約し、モスクワの「市營商店」のチェーンのみで節約高は一十留に上つた。商取引は到る處増大し、獸毛、綿花、履物、小間物、文化品等の需要が増加し、例へば「市營商店」に於て五月の小間物賣上高は百九十萬留であつたが、價格低下後七月には二百五十萬留に上り、綿織物は五月の賣上高八百九十萬留に比して、七月は一千百六十萬留、履物は五月の賣上高四百萬留に比して七月は七百萬留に上つた。

財 政 金 融

ソヴェート財政概観

財政制度の特徴

資本主義に於ける豫算収入は主として金と租税に依つてゐるが、ソヴェート聯邦の収入は、多く國家の經濟的活動（企業）によつて得られてゐる。勿論租税は収入の一部をなしてはゐるが、取引税を除き悉く人々の不勞働部分に重課されてゐる。他方支出に於いても、資本主義諸國では軍事費及び戰爭の結果としての債務の支拂ひにその大部分が支出されてゐるに反して、ソヴェート聯邦に於いては國民經濟に對する支出七五・九%にして資本主義諸國の三五乃至一〇%のそれと比較するときは格段の相違が看取される。

しかも最近資本主義諸國に於いては、何れも赤字難に當面し、その豫算數字も現狀維持或は減少、又假令増加を見ても極めて少額であるに過ぎないが、ソ聯邦では年々増加しつゝある。

財政々策に於いて、然し最も劃期的な事は一九三〇年特別四半期及び一九三一年度より適用された單一財政計畫である。之により我々は最近に於けるソ聯邦の財政の實體を知悉することが出来る。最近に於ける社會主義的建設の進展するに伴つて、ソ聯邦の計畫的建設の基礎をなす財政組織に關する重大なる改革が行はれた。それはこゝに於いて説明される單一財政計畫の採用と信用及び會計組織の改造である。

資本主義諸國に於いては、國家の全收支は豫算によつて示され、豫算經濟と國

家經濟とは一致するが、ソ聯邦に於いては全く之と異つてゐる、即ち豫算面の全收支と國家の全收支とは一致しない。それはソヴェート國家は豫算面に現はれない收支を有するからであつてこれを國家企業に於ける商業的勘定の導入によつて説明される。資本主義諸國に於いても亦商業的勘定は郵便或は鐵道等の如き諸企業に用ひられてゐる。之等諸企業の收支は何れも一般豫算面に現はれてゐないが或はその純益が極めて少額であるか、或はその一部が豫算に繰入れられてゐるに過ぎないからであつて、若し之によつて損失を生じた場合は國家は豫算のある収入を以て穴をふさいでゐる。

この資本主義諸國に於ける國家諸企業はソ聯邦の商業的勘定による諸企業とはかく類似してゐる。然しその類似は形式的であつて本質的のものではない。

單一財政計畫

然し商業的の基礎の上に社會化せる諸企業を置いた結果、ソ聯邦の豫算には、

その諸企業の利益の項と社會化企業の進展を計るために其の企業に對し國家の支出する金額を示す項とが含まれる。だから、ソ聯邦の國家經濟は豫算と非豫算の二つの部面が出来る譯である。國家豫算の非豫算部面はそれ自身の財政計畫即ち産業財政案、信用案、社會保險案、國家保險案等を有する。かくて國家經濟の豫算及び非豫算部面は共に各種の方法によつてその財源を作るから、全體に亘つてソヴェート國家によつて集められる全金額を知るドキュメントがない。しかもソヴェート國家財源の急速なる増加と非豫算部面の諸企業に於ける蓄積並にその蓄積及び財源の配分が著しく増大し且つ財源を要求に應じて廣汎なる範圍に亘つて配分し、國家の工業化と集中化とに適應する必要に迫られたので益々このドキュメントが必須のものとなつた。

教育支出を例にとれば、從來この支出は國家及び地方豫算に於いて、取扱ふのみでなく各企業労働組合、信用機關等からも支出されてゐたのであるが、單一財

政計畫なるものはこの不統一を統一し一定年度に於けるソヴェート國家の教育支出を明瞭にするものである。

即ち單一財政計畫によつてソヴェート國家に於ける全般の收支を統轄し、各種の財政計畫を決定する極めて大なる重要性を持つものである。これは既に前述の如く一九三〇年特別四半期及び一九三一年度に於いて適用され、單一財政計畫は個別的な財政計畫、即ち産業案保證案、等々に先立つて編成され、後者のリミットは單一財政計畫によつて決定される。

取 引 税

租税による収入は主として取引税によると云ふ事實に對しては特別の注意を拂はなくてはならぬ。之は單一財政計畫によつて、從來まち／＼に徴收されてゐたのが、社會化企業より國庫納入が統一された結果生じたものである。

新經濟政策實施後、しばらく社會主義企業は餘儀なく個人企業に適用さるべき會計的方法を以て進んだ。即ち社會化企

業は消費者の負擔となるべき諸税（消費税及び輸入税の如きもの）及び社會化企業はその得るところの利益に比例して、収入の一定部分を各々まち／＼に國庫に納入し、且つ國債に對しても相當の支出をなさなくてはならなかつた。然しかゝる不統一なる制度は社會化の發展につれて全範圍に亘つて改造せらるゝに至つた。

一九二九—三〇年度の中頃に於いては、商品の回轉に於いて個人的部面の占める部分は著しく低下し、個人資本は全く大規模企業の埒外に追ひやられた。之に反し社會化企業組織のレベルが非常に高くなりその活動によつて計畫と統制の問題を惹起するに至り、生産活動（賃銀物價市場等の上にある）は國家權力によつて統制され初めた。かゝる情勢の下に於いて始めて、雑多の國庫納入の如きは、計畫的諸活動を妨得し、社會化諸企業の財政的及び行政的諸機關に多大の冗費を負擔せしむるに至つた。故にこの國庫納入の大部分が一九三〇年九月より一

個の税、即ち取引税に統一せられた。同税は消費税の如く従来施行せられた諸税國家保險基金の支拂、其他重要性の少い諸種及び従来利益金から支拂はるべき雜種の支出金等々が悉く之に含まれてゐる。

社會保險に對しては二十二億留を支出してゐる。ソ聯邦では社會保險基金は全部労働者採用者即ち主として國家自身の負擔となつてゐるから、保險加入者自身の老後に於ける貧困及び疾病等の保險に關するソヴェート制度は大々的に労働者の物質的及び文化的レベル向上に對して支出されてゐるものである。

國家保險は、社會保險が諸企業よりの取引税の一部によつて賄はれてゐるやうに、その支出は農業的財源からなされてゐる。

直接收入

直接一般からの收入は主として公債と貯蓄である。

資本主義諸國に於いては、國家は戰時

に多く公債を發行するが平時に於いては豫算に利用することは極めて少く、使用しても豫算編成難の場合が多い。然しソヴェート聯邦の國家信用は社會主義建設の歩調を早める手段である。即ち公債應募によつて工業化と集中化がより急テンポに行はれるものであり、貯蓄そのものも同様の意味を有する。

一九三一年の單一的財政計畫では、紙幣發行による收入を含んでゐない。一九二九—三〇年度の豫算に於いては、紙幣發行による收入が存在し、しかもその額が準備金より超過し、且つ當時に於いて物價が稍々昂騰したので、海外諸新聞はソ聯邦のインフレーション及び豫算の崩壊を報ずるに至つた。ソ側の意見によれば一九二九—三〇年自由市場に於いて物價の昂騰せるは事實であるが、然しこれは國內貨物運輸の地位を支配し、労働者の大衆的消費に當てらるべき商品及び食料品を供する、社會主義的部面に於ける物價の昂騰を示すものではないといつてゐる。當時に於ては、個人商人は社會主

義的攻撃の成功的壓迫を見、且つ彼等自身の終末の近づいたのを感じて數種商品の市價吊上げを行つたに外ならない。昨年の後半に於いてはかかる商人の投機及び之に伴ふ物價の昂騰はなくなつてゐる。而して財政計畫に紙幣發行による收入のないことは、ソヴェート・ループルの地位を更に強化するものだといはれてゐる。

信用機關よりの收入は九億二千六十万留となつてゐる。資本主義諸國では銀行は金融資本の手段として最も利得の多いものであるがソ聯邦では單に財政組織の一部門を擔當し、單に金錢的事務を受け持つことである。

銀行の機能

銀行は信用の媒介者であるが、資本主義諸國では一見して仲介者として認め難いところがある。即ち多くの資本主義企業では工業家が貸で商品を賣り、又借で原料を購入するが如き商業的信用を用ひてゐる。しかも之等の工業家及び商人は

常に銀行よりその生産或は販賣に必要な資金を借入れてゐる。工業家は銀行及び原料を購入する商人より信用を得て、其製品を販賣する商人に信用を與へる。之は即ち最初銀行が國民經濟の一定部門に交付した信用が更に他の部門に銀行の手を借りずに流れるから、この結果銀行はその貸出した資金を一定の部門に止め置くことは出来ぬこととなる。即ち銀行は信用の仲介者として活動しながら、彼等の信用の配分に於いて非常に他の信用仲介者工業家、商人——に依存しなくてはならぬ。だから信用の配分は極めて脆疎として、其秩序は單に返還しない債務に對して無理矢理に之を回復すると云ふ。所謂信用の紀律によつて維持されてゐる。

一九三〇年中頃以前迄のソ聯邦に於ける信用の貸與及び配分は、之等の資本主義諸國の信用制度と略々同様のものではあつた。然し工業トラスト、シンジケート協同組合等がそれ自體の會計によつて銀行より與へられたる信用を自由に處分し

たので、國民經濟の各部門に財源を配分すると云ふソヴェートの計畫に支障を來たし、ソヴェート經濟との調和を失するに至つたので、竟にその改革が行はれたその結果銀行より信用を借入れそれに依つて更に他の會社に商業的信用を與へると云ふ小機構の代りに、現在では銀行と資金を必要とする依頼者間との直接聯繫がなされることとなつた。従来一企業より成る商品を消費組合に販賣する場合銀行は消費組合（購求者）に振出されたる手形に對して、一企業（販賣者）に信用を與へた。この場合銀行は一企業に信用を與へたのではあるが、結果に於いては一企業を援助したのではなく、消費組合に援助を與へたことになる。

現在ではかかる取引が行はれる場合、銀行は企業には信用を與へないで、直接消費組合に與へる。即ち銀行は現在商品購求のために金を必要とするものに仲介者なくして、直接資金を供するものであつる、即ち資金を與へるのは購入者であつてこの場合販賣者に對しては行はれな

い。商品が手を代へる毎に販賣者は購入者より常に代金の全部を受取らなくてはならぬ。若しも購入者の銀行勘定が代金の支拂を行ひ得るときは購入者が銀行に振出した小切手に限つて、この販賣者に對して支拂をなし、若しかゝる銀行勘定がないときには銀行は購入者に對してその必要額を貸與する如何なる場合に於いても販賣者自身が信用を購入者に對して被へることは絶體にない。即ち商業的信用によつて、商品を貸與することがなく信用は銀行のみによつて與へられることとなつたのである。

この結果銀行はソヴェート經濟の複雑なる凡ての取引の金融的中心となり、銀行が依頼者に貸與する短期信用及び信頼者によつてなれる凡ての取引の全活動に對する鳥瞰圖を作ることが出来る。即ち之によつて銀行はソヴェート國家の手段として國民經濟を調節する主體となつたわけである。

豫算制度

豫算の構成

聯邦豫算は國家豫算と地方豫算に分れ、國家豫算は聯邦及共和國の豫算で國民經濟にとり重大意義を有し地方豫算は地方團體の局地的小額豫算で國民經濟に大なる影響を及ぼさず、構成共和國豫算と聯邦豫算とを合したものを一般國家豫算と稱する。聯邦豫算は國防、交通、通信、外交、外國貿易、重工業、輕工業その他聯邦的事業に關する豫算であり、共和國豫算は教育、司法、保健等の共和國的意義を有する事業の豫算である。

豫算は一會計年度毎に調整決算し一月一日から十二月三十一日を以て終ることに規定されてゐる。

豫算の編成、實施及決算

國家豫算編成を行ふ機關は財務人民委員部及國家計畫委員會である。財務人民委員部は主として金融上の計畫を行ひ國家計畫委員會は生産上の計畫を行ふ。國

家計畫委員會は毎年統制數字を編成し各共和國の同名委員會を統制する。

財務人民委員部は各共和國の豫算案並に附屬評議會議決に基き聯邦一般金融計畫を作成し同計畫案と其實施計畫案を聯邦人民委員會及國家計畫委員會に提出、國家計畫委員會は此等計畫案に對し自己の意見を添へ國民經濟統制數字と共に聯邦人民委員會に提出、聯邦人民委員會は右金融計畫、統制數字及びこれに基き作成された一般國家豫算案を聯邦中央執行委員會に提出し其の裁可を受け

る。聯邦中央執行委員會は右豫算の審議を委員會附屬豫算委員會に於て審議に附し然るべき審査修正の後これを一般國家豫算として裁可する。斯くして成立した豫算は官報又は機關紙を通じて公示されると共に夫々の計算書を關係官廳に配布し直ちにこれを實施する。聯邦及共和國豫算上の主なる金融管理機關は夫々の所管に從つて聯邦財務人民委員部又は共和國財務人民委員部に對して金融計畫上の歳

入歳出計算書を提出し又國民經濟上の金融開始及豫算超過並に豫算外支出上の金融開始に關する請求を爲すものであり、財務人民委員部は送付された計算書及金融開始に關する請求を裁可された豫算と對照し、之らのうち聯邦中央機關所管の金融に關するものは聯邦國立銀行管理へ其他一切の金融に關するものは夫々の所管財務機關及軍管區會計部へ送付する。

一般國家豫算の決算は聯邦豫算の決算と共和國豫算の決算とから成り、共和國豫算の決算は共和國中央執行委員會により確認された後に聯邦人民委員會に同付され同人民委員會會議委任に基き聯邦財務人民委員部により聯邦豫算の決算と共に一般國家豫算の實施に關する決算に編入される。右決算は聯邦人民委員會會議に於て聯邦財務人民委員部の報告に基いて審議され聯邦中央執行委員會の裁可を受ける。聯邦豫算及構成共和國豫算の收入及支出は豫算超過金融を含めて當該年度の十二月三十一日を以て終了し決算され

一九三七年度聯邦國家豫算

ソ聯邦中央執行委員會は一月十一日總會を召集し財務人民委員グリニコ(現在チウバリ)の原案説明報告、豫算委員會議長チュツカエフの委員會報告あり、十三日聯邦國家豫算を可決した。

三十七年度歳入豫算は九百八十億六千九百五十萬留、歳出豫算九百七十一億千九百五十萬留、歳入は三六年度成立豫算に比し二四、六%増、歳出は二三、三九%増を示してゐる。歳入の大部分約八〇%を占めるのは取引税でこれに次ぐのは企業收益税及國債であり、歳出では國民經濟費が五〇%、社會文化施設費二七、四%、國防費二〇%である。

三十七年度聯邦國家豫算次の如し。

1937年度國家豫算 (單位千留)

歳 入		歳 出			
	1937年	1936年 成立豫算		1937年	1936年 成立豫算
I 取引税	76,795.400	62,690.000	I 國民經濟費	39,585.607	37,583.501
重工業人民委員部	8,860.000	—	重工業人民委員部	5,217.420	10,160.800
輕工業人民委員部	11,382.000	—	國防工業人民委員部	2,322.790	—
食料品工業人民委員部	20,387.000	—	輕工業人民委員部	1,603.700	910.100
酒精管理局	6,190.000	—	林業人民委員部	1,274.660	1,372.100
農産物買付委員會	24,160.000	—	食料品工業人民委員部	1,042.450	942.200
外國貿易局	2,605.000	—	地方工業人民委員部	375.633	428.730
消費組合	1,682.000	—	映畫工業人民委員部	163.330	262.180
			共 他	391.530	—
II 企業收益税	6,304.175	3,118.310	*工業關係合計	12,397.513	14,076.110
重工業人民委員部	1,331.030	873.600	國營農場人民委員部	2,064.280	1,825.200
輕工業人民委員部	929.100	370.000	農務人民委員部	6,994.870	5,875.491
林業人民委員部	37.000	121.000	*農業關係合計	9,059.150	7,700.691
食料品工業人民委員部	1,800.100	868.800	水源涵養局	390.310	—
地方工業人民委員部	542.905	94.424	交通人民委員部	4,698.610	4,212.400
農務人民委員部	40.480	—	水運人民委員部	1,133.540	1,433.700
國營農場人民委員部	30.700	17.530	北洋航路管理局	579.900	439.700
交通人民委員部	687.700	100.000	道 路 局	830.900	950.200
國內商業人民委員部	174.950	45.860	通 信 局	545.990	360.000
農産物買付委員會	58.750	12.300	ヴォルガ河改修局	200.100	222.500
外國貿易機關	37.510	45.100	民間航空管理局	301.180	288.950

1923/24—1932 年度國家歳入豫算

(單位百萬留)

財政金融

歳入別	1923 —24	1924 —25	1925 —26	1926 —27	1927 —28	1928 —29	1929 —30	特別 四半期 (1930)	1931	1932
I. 歳入	785.5	1,327.7	1,791.2	2,490.6	2,962.0	4,004.1	6,083.7	2,563.3	12,115.5	20,050.9
1. 取引税	—	—	—	—	—	—	—	2,172.0	10,601.8	17,693.4
2. 營業税	113.1	157.3	229.2	348.9	373.4	1,055.9	1,941.4	57.6	128.4	—
a) 社會文化部門	113.1	92.8	134.9	240.4	287.5	885.8	1,797.1	—	—	—
b) 個人的部門	—	64.5	94.3	108.5	85.9	170.1	144.3	57.6	128.4	—
3. 所得税	64.7	94.3	151.4	192.2	231.4	285.5	614.6	70.6	345.2	245.2
c) 社會化部門	7.9	33.0	65.3	78.1	78.4	120.0	421.3	2.1	16.3	130.8
d) 個人的部門	56.8	61.3	86.1	114.1	153.0	165.5	193.3	68.5	328.9	114.4
4. 單一農業税	231.0	326.2	251.7	357.9	354.2	449.4	405.6	170.2	457.9	459.0
5. 文化生活施設費 課金	—	—	—	—	—	—	—	—	260.0	941.6
6. 間接内國消費税	240.7	507.8	841.6	1,209.8	1,491.2	1,802.6	2,543.0	—	—	—
7. 關稅收入	67.4	101.9	150.5	189.5	259.7	258.2	304.3	89.6	281.3	281.8
8. 租稅及び公課	67.3	122.6	157.9	176.4	229.4	131.8	141.1	0.3	1.1	1.2
内譯: 收入印紙稅	57.1	98.9	131.9	146.5	185.6	71.6	77.5	—	—	—
9. その他稅及び 手数料	1.3	17.6	8.9	15.9	22.7	20.7	33.7	3.0	39.8	428.7
II. 歳外收入	1,039.2	1,475.9	2,095.7	2,558.8	2,922.3	3,461.2	5,402.0	1,742.4	7,381.8	7,011.4
1. 運輸業	698.2	991.7	1,426.9	1,711.7	1,948.1	2,335.6	3,099.3	931.0	4,458.4	2,511.9
内譯: 鐵道業	694.6	989.9	1,415.8	1,701.0	1,923.4	2,305.3	3,049.4	925.9	4,445.9	2,479.2
2. 通信業	48.2	96.6	136.6	156.7	173.6	202.5	300.5	103.4	562.0	781.7
3. 収益控除	48.9	123.1	171.9	308.2	382.2	417.7	1,004.5	382.8	970.0	1,409.6
工業	39.6	68.3	99.4	207.3	265.3	286.9	846.7	331.1	684.7	901.4
内譯: 貿易	—	32.2	22.0	30.4	26.7	16.7	36.6	6.4	42.9	55.4
金融機關	6.5	20.3	46.9	67.6	86.1	108.5	116.1	36.5	176.4	358.6
4. 國家財産	64.6	126.4	256.8	287.3	326.4	406.8	593.9	2.6	32.4	—
内譯: 森林	53.5	104.8	214.7	221.2	245.7	307.6	477.0	—	—	—
地中埋藏物	0.2	8.5	20.7	42.5	57.9	65.6	83.0	—	—	—
5. 特別商品資本	—	—	—	—	—	—	299.2	248.3	1,070.2	1,901.8
6. 其他の歳外收入	179.3	138.4	103.5	94.9	92.0	98.6	104.6	74.3	288.8	406.4
III. 國債	183.5	130.5	146.0	319.2	726.4	724.8	1,278.4	356.1	3,269.0	3,921.7
VI. 其他の收入	309.4	68.1	5.7	6.7	3.7	32.2	35.6	8.9	388.6	46.9
内譯: 金融收入	23.6	33.0	5.7	6.7	3.7	32.2	19.8	8.9	25.3	46.9
地方豫算 より收入	—	—	—	—	—	—	15.8	—	633.3	—
歳入合計	2,317.6	3,002.2	4,038.6	5,375.3	6,614.4	8,222.3	12,799.7	4,670.7	23,154.9	31,030.9
昨年度實行豫算 殘存高	—	—	27.6	15.3	56.0	205.4	186.8	651.5	706.2	598.6
バランス	2,317.6	3,002.2	4,066.2	5,390.6	6,670.4	8,427.7	12,986.5	5,322.2	23,851.1	31,629.5

歳入	歳入		歳出	歳出	
	1937年	1936年 成立豫算		1937年	1936年 成立豫算
國家信用機關	245.000	423.900	モスクワ運河局	242.820	—
國家保險機關	319.000	220.000	* 運輸通信關係合計	8,533.040	7,907.450
其他	169.950	99.995	國營商業、買付機關	3,035.780	4,443.060
III 所得稅合計	972.905	798.520	外國貿易人民委員部	19.720	52.500
勞務稅	390.370	260.370	豫備金支出委員會	1,687.600	1,592.500
共營農場所得稅	530.000	449.950	モスクワ地下鐵	458.350	311.500
其他	6.640	—	水流測定局	128.640	68.900
III 國家社會保險資 金より社會文化 施設費への繰入	3,700.000	3,150.000	* 其他支出	3,875.504	1,430.790
V 國債合計	5,975.000	5,150.000	II 社會文化施設費 合計	26,604.552	6,509.470
募集額	4,375.000	3,950.000	教育	18,269.806	4,918.073
貯金局引受	1,200.000	1,200.000	保健	7,528.146	1,472.191
國家保險引受	400.000	—	體育	96.752	29.188
VI 租稅及公課合計	2,645.000	2,130.000	勞働保護	709.848	90.018
共營農場員及 個人農の農業稅	650.000	650.000	II 國防人民委員部	20,102.240	14,815.500
都市文化施設課金	1,465.000	950.000	III 內務人民委員部	2,699.390	2,110.900
農村文化施設課金	530.000	530.000	V 司法人民委員部	149.300	—
VII 其他收入合計	1,677.020	1,516.118	VI 行政費	1,618.622	970.529
關稅收入	860.000	820.000	VII 國債費	2,579.000	2,701.529
鑄貨收入	15.000	20.000	VIII 銀行長期投資 決	1,381.100	265.000
林野收入	180.000	—	K 聯邦人民委員 會議豫備金	1,855.000	857.200
雜收入	622.000	676.118	X 其他支出	543.686	444.542
歳入總計	98,069.500	78,715.028	XI 地方豫算交付金	—	12,456.484
			歳出總計	97,119.500	78,715.000

日露年鑑

1933年度國家豫算

歳入 (單位千留)		歳出 (單位千留)	
社會化經濟收入	28,748.912	國民經濟	23,912.066
內譯		內譯	
商品取引稅	21,796.200	重工業人民委員部所管工業	10,748.968
特別商品取引基金	1,700.000	內譯	
商品外取引稅	162.000	重工業	10,211.260
協營農業稅	168.000	電化事業	537.708
社會化經濟收益控除	1,105.887	輕工業人民委員部所管工業	834.820
內譯		林業人民委員部所管工業	1,088.900
重工業	415.480	其他工業	630.200
地方發電所	5.400	粒穀畜產國營農場人民委員部	1,391.050
輕工業	118.420	所管國營農場	1,484.703
林業	600	農業人民委員部所管協營	
食品工業	185.605	農場建設及事業	38.400
外國貿易	31.600	治水事業	747.700
買付機關	13.800	供給人民委員部會管食品工業	2,193.800
農業	5.770	國營商業, 供給, 買付機關	70.239
金融機關	250.000	外國貿易	14.974
各共和國及地方執行競賣	5.700	公益施設, 住宅建設	2,163.300
其他企業	73.512	鐵道運輸	644.100
運輸及通信	2,775.400	水上運輸	333.724
內譯		各種道路, 自動車運輸	156.650
鐵道運輸	2,517.200	航空運輸	25.000
其他運輸	3.600	北洋航路管理局	186.000
通信	254.600	遞信	780.000
八分利附內國債	800.000	勞働國防會議附屬會	59.064
貨幣收入	50.000	海陸氣象臺施設	320.474
諸稅及公課	2.000	其他國民經濟融資	2,393.104
社會化部企業所得稅	85.425	內譯	
消費組合貸付回收	100.000	教育	2,153.038
國營農場稅	4.000	保健	128.362
人民資金動員	5,364.420	體育	8.085
內譯		勞働保護, 組織, 社會救恤	103.619
組織的蓄債	3,212.000	國防及行政	2,264.431
內譯		內譯	
公募國債	2,800.000	陸海軍人民委員部	1,450.000
貯金局取扱國債	412.000	特別部隊	123.700
諸稅	2,152.420	一般行政, 國民經濟規制,	690.731
內譯		社會文化事業行政	1,330.000
		國債關係支	1,949.403
		國家歳入上り	
		地方豫算への交付金	

1923/24—1932年度國家歳出豫算

(單位百萬留)

歳出別	1923 —24	1924 —25	1925 —26	1926 —27	1927 —28	1928 —29	1929 —30	特別 四半期 (1930)	1931	1932	日 露 年 鑑
I. 國民經濟	1,151.9	1,629.5	2,244.6	3,066.9	3,796.4	4,784.3	7,680.7	3,124.7	18,047.7	23,663.6	
1. 工業	143.2	160.9	219.5	447.6	649.9	972.5	2,045.3	898.6	7,200.5	11,901.8	
(食料品工業を除く)											
2. 電化	50.8	51.7	68.3	102.5	136.1	179.3	229.4	95.7	579.8	675.1	
3. 内外貿易, 供給食料品製造	13.6	1.0	29.1	90.0	176.7	257.6	689.5	342.6	1,989.9	2,780.3	
4. 農業	58.3	171.4	209.8	204.0	279.2	547.8	1,099.0	582.1	2,693.6	3,723.5	
5. 運輸	762.1	981.1	1,435.1	1,885.8	2,156.6	2,475.4	3,148.6	1,066.5	4,986.7	3,690.3	
a) 鐵道輸送	739.8	929.0	1,340.6	1,763.3	1,984.6	2,217.3	2,717.7	903.4	4,274.9	2,691.2	
d) 水運	13.9	39.0	75.3	95.5	132.9	181.6	294.2	93.1	289.2	469.3	
c) 補裝道路, 道路及自動車輸送	3.0	13.1	19.1	25.8	37.2	74.3	118.5	59.1	288.1	364.6	
b) 空輸	—	—	0.1	1.2	1.9	2.2	18.2	10.9	134.5	165.2	
6. 通信	52.8	92.8	131.7	159.5	178.9	193.8	272.9	99.8	531.0	690.3	
7. 公共經濟	2.2	48.0	74.8	42.8	110.0	67.5	76.1	0.5	24.7	95.7	
8. 復興事業費	—	—	5.0	58.1	62.4	28.5	65.1	30.1	—	—	
9. 其他	68.9	132.6	71.3	75.7	46.6	61.9	54.8	8.8	41.5	106.6	
II. 社會文化費	133.1	198.7	275.9	356.4	426.0	481.7	794.0	295.8	1,290.7	1,705.8	
內譯											
1. 教育	113.6	153.9	227.7	293.8	340.1	398.2	704.6	275.8	1,171.6	1,523.4	
2. 保健及び體育	13.9	24.1	34.3	43.9	50.4	44.7	49.0	12.2	74.1	103.0	
III. 行政, 國防, 國民經濟調査及び社會文化事業統率	647.5	686.5	899.6	1,002.4	1,109.3	1,206.9	1,396.9	533.4	1,714.4	1,987.3	
IV. 國債關係諸支出	71.8	66.2	117.6	101.0	299.6	317.5	405.7	74.9	408.3	961.8	
V. 其他機關に對する勘定	149.5	325.1	441.0	615.4	669.2	1,299.3	1,743.6	418.3	1,400.6	1,893.8	
內譯											
1. 地方豫算	133.0	265.3	413.7	582.2	634.9	1,264.1	1,701.4	337.2	1,345.0	1,724.9	
2. 中央社會保險管理局	16.5	21.6	27.3	33.2	34.3	35.2	42.2	6.6	35.6	60.0	
3. 國家保險	—	—	—	—	—	—	—	31.0	20.0	28.9	
4. 國立銀行	—	35.0	—	—	—	—	—	43.5	—	80.0	
VI. 特別國家準備金	—	—	—	100.0	50.0	50.0	—	—	—	—	
VII. 其他の支出	163.8	63.5	72.2	92.5	114.5	101.2	313.2	168.9	284.0	528.1	
歳出合計	2,377.6	2,969.5	4,050.9	5,334.6	6,465.0	8,240.9	12,335.0	4,616.0	23,145.8	30,740.4	
歳出に對する歳入超過額	—	32.7	15.3	56.0	205.4	186.8	651.5	106.2	715.3	889.1	
バランス	2,317.6	3,002.2	4,066.2	5,390.6	6,670.4	8,427.7	12,986.5	5,322.2	23,861.1	31,629.5	

歳入 (単位千留)		歳出 (単位千留)	
内 譯		(2) 社会文化施設	
鐵道運輸	2,633.500	地方豫算3,398萬留社 留保險部豫算3,390萬 留、其他の財源2,852 萬留に対する追加	
水上運輸	5.200	1. 教 育	2,668.655
其他運輸	4.000	2. 保 健	212.870
通 信	2,921.600	3. 體 育	24.877
計	2,921.600	4. 勞働の組織及保護、 社 會 保 障	112.465
8. 八分利附内國公債	445.000	計	3,018.867
9. 鑄貨收入	10.000	(3) 國防及行政	
10. 諸稅及公課	2.000	1. 國防人民委員部	1,665.000
11. 社會化企業所得稅	137.100	2. 特 務 軍 隊	130.000
12. ソフホーズ稅	19.900	3. 國防經濟一般管理及調整並 社會文化事業行政	1,078.295
社會化經濟收入合計	41,125.210	計	2,873.295
(2) 國民資金動員		(4) 國債關係諸支出	1,702.070
1. 組織的蓄積		(5) 國家收入より地方豫算への 分 付 金	3,697.965
内 譯		(6) 其他財政機關への交付金	
公 募 國 債	3,580.000	1. 社會保險勘定	126.275
貯金局取扱國債	300.000	2. 國立銀行勘定	1,000.000
計	3,880.000	3. 國營保險局交付金	30.000
2. 特別稅		計	1,156.275
内 譯		(7) 其他支出	
住宅及文化建設稅	1,515.030	1. 人民委員會議豫備金	
旅客保險	324.000	2. 其他諸基金	106.780
コルホーズ員及 私營農民農業稅	600.000	計	1,476.580
個人所得稅	207.000		
計	2,646.030	歳出總計	47,308.416
住民資金動員合計	6,526.030	國家豫備金	1,571.000
(3) 其他收入		果	48,879.416
1. 稅關收入	230.000		
2. 運送證券、旅客切符特別稅	227.000		
3. 雜 收 入	171.176		
4. 勞働組合納付獎學金	600.000		
其他收入合計	1,228.176		
歳入總計	48,879.416		

歳入 (単位千留)		歳出 (単位千留)	
住宅及文化建設賦課金	1,270.000	其他金融機關への交付金	391.450
旅客保險	280.000	内 譯	
個人農場稅	432.000	社會保險勘定	94.650
1932年個人農臨時稅	30.000	國立銀行勘定	266.800
自然人所得稅	140.420	國營保險局への交付金	30.000
其他收入	897.588	其他支出	990.466
内 譯		内 譯	
關 稅	140.000	人民委員會議豫備金	922.700
貨物輸送狀及乘車券特別稅	182.600	其他諸基金	67.766
雜 收 入	73.988	支出總計	33,230.920
社會保險中央管理部納入學生 給 費	500.000	國家豫備金	1,780.000
歳入總計	35,010.920	歳出總計	35,010.920

1934年度國家豫算

歳入 (単位千留)		歳出 (単位千留)	
(1) 社會化經濟收入		(1) 國民經濟	
1. 取 引 稅	29,227.790	1. 重工業人民委員部所管工業	11,360.850
2. 特別商品基金	6,300.000	2. 輕工業人民委員部 工業管 輕 業	1,157.760
3. 商品外收益稅	225.000	3. 映畫、寫眞工業本部	79.870
4. コルホーズ農業稅	300.000	4. 林業人民委員部所管林業	957.530
5. 社會化經濟收益控除		5. 其他工業	1,199.100
内 譯		6. 穀物畜産ソフホーズ 人民委員部ソフホーズ	1,905.560
重 工 業	375.870	7. 農務人民委員部コルホーズ 建 設 及 施 設	3,974.374
輕 工 業	87.610	8. 配給人民委員部食料工業	636.750
映畫寫眞業	2.070	9. 國營商業、配給及調達機關	3,824.660
林 業	4.300	10. 外國貿易	96.100
食 品 工 業	456.560	11. 公共施設及住宅事業	103.050
外國貿易	8.300	12. 鐵道運輸	3,736.000
調達機關	48.300	13. 水上運輸	913.100
農 業	35.220	14. 各種道路、自動車運輸	562.330
信用機關	281.650	15. 民間航空隊	225.300
共和國及び地方執行競賣	2.570	16. 北洋航路管理局	85.200
國家保險	175.000	17. 通 信	301.500
其他の企業	43.570	18. 勞働國防豫備金委員會	130.000
計	1,521.020	19. 單一海洋氣象施設	72.700
6. 經濟機關流通資金追加控除	15.800	20. 其他國民經濟支出	791.630
7. 運輸及通信收入		計	33,383.364

歳入 (單位百留)		歳出 (單位百留)	
(乙) 國民資金動員		2. 國家保險諸機關勘定	33,000
1. 公衆國債	3,550,000	I. 人民委員會準備基金	1,962,500
2. 租稅及公課	2,182,750	J. 其他基金	225,936
内譯		コルホーズの生産に對する 金融費として農業者へ 貸付したる分	95,000
イ、コルホーズ農業員及稅 ロ、都市住宅文化生計金 ハ、農村住宅文化生計金	737,750	國立銀行金融資金增加額	2,300,000
ニ、個人農業臨時稅	15,000		
以上國民資金動員合計	5,732,750		
(丙) 其他收入			
1. 關稅收入	300,000		
2. 鑄貨收入	25,000		
3. 雜收入	452,550		
以上其他收入總額	777,550		
以上合計	63,600,551	歳出總計	65,400,551
1935年1月1日現在原料及 商品季節殘高再評價	2,300,000	歳出に對する歳入超過額	500,000
歳入總計	65,900,551	累計	65,900,551

1936年度國家豫算

歳入 (單位千留)		歳出 (單位千留)	
A. 社會化經濟の收入		A. 國民經濟費	
1. 取引稅	62,620,000	1. 重工業人民委員部所管企業	10,160,800
内譯		2. 輕工業人民委員部所管企業	910,100
穀類製品	21,200,000	3. 林業人民委員部所管企業	1,372,000
酒類	6,000,000	4. 食料品工業人民委員部 所管企業	942,200
植物油	2,660,000	5. 地方工業人民委員部 所管企業	428,730
砂糖	5,900,000	6. 映畫及寫眞工業	262,180
肉類	3,025,000	工業關係合計	14,706,110
棉花	4,200,000	7. ソフホーズ人民委員部 所管農業	1,825,200
石油	4,670,000	8. 農務人民委員部所管農業	5,875,491
2. 收益控除		* 農業關係合計	7,700,691
イ、重工業人民委員部 ロ、輕工業人民委員部	873,600	9. 文通人民委員部	4,212,400
ハ、食料品工業委員部 ニ、管業人民委員部	370,000	10. 水運人民委員部	1,433,700
ホ、地方工業人民委員部	868,000	11. 北洋航路管理局	420,700
ヘ、映畫及び寫眞工業	13,000	12. 内務人民委員部道路管理局	950,200
	94,424	13. 民間航空本部	288,950
	2,600	14. 通信人民委員部	360,000

1935年度國家豫算

歳入 (單位千留)		歳出 (單位千留)	
(甲) 社會化經濟の收入		A. 國民經濟費	
1. 取引稅	52,025,700	1. 重工業人民委員部 所管企業	11,758,400
内譯		2. 輕工業人民委員部 所管企業	1,173,200
(1) 重工業人民委員部 所管企業	4,600,000	3. 林業人民委員部所管企業	951,900
(2) 輕工業人民委員部 所管企業	2,495,400	4. 食料工業人民委員部 所管企業	1,022,000
(3) 食料工業人民委員部 所管企業	7,549,000	5. 映畫及寫眞工業	128,050
(4) 酒類中央管理局	6,000,000	6. 地方工業人民委員部 所管企業	291,067
(5) 聯邦人民委員會附屬會 買付委員	24,000,000	以上工業關係合計	15,324,617
(6) 營利商業	5,450,000	7. ソフホーズ人民委員部 所管農業	2,235,200
2. 收益控除	1,724,741	8. 農務人民委員部所管農業	4,886,852
内譯		以上農業關係支出合計	7,122,052
イ、重工業人民委員部 所管企業	403,100	9. 公共經濟(コムナリノ エ・ハジヤイストウオ)	56,230
ロ、輕工業人民委員部 所管企業	34,600	10. 國營商業配給及買付機關	4,893,470
ハ、林業人民委員部 所管企業	2,500	11. 外國貿易人民委員部	90,200
ニ、食料工業人民委員部 所管企業	202,300	12. 交通人民委員部	3,598,300
ホ、地方工業人民委員部 所管企業	46,310	13. 水運人民委員部	1,024,100
ヘ、映畫並に寫眞工業の企業	690	14. 北氷洋航路本部	228,200
ト、ソフホーズ企業	20,942	15. 道路建設及自動車運輸	676,012
チ、鐵道運輸業	347,700	16. 非軍事航空隊本部	228,400
リ、其他の運輸業	2,200	17. 通信人民委員部	271,100
ヌ、通信業(郵、電、ラヂオ)	36,400	以上運輸通信關係 計(12-17)	6,026,112
ル、國營商業並に買付機關	80,500	18. 勞働國防會議附屬 豫備品委員會	700,000
ヲ、外國貿易人民委員部 所管企業	10,600	19. 聯邦一般海洋氣象觀測事業	86,200
ワ、國營金融機關	303,750	20. 其他國民經濟支出	858,010
カ、國營保險機關	162,000	以上國民經濟費合計	35,156,891
ヨ、其他	71,049	B. 社會文化費	
3. 所得稅企業よりの 其他租稅收入	699,150	1. 教養	3,734,215
内譯		2. 保健	996,060
イ、企業所得稅	113,240	3. 體育	19,600
ロ、非物的オペレーション稅	300,000	4. 社會保障及勞働保護	54,437
ハ、コルホーズ農業稅	292,250	C. ソ聯邦國防人民委員部	6,500,000
ニ、ソフホーズ	23,660	D. 内務人民委員部 (記載なし)	1,652,500
4. 國家社會健康保險基金中より 保健省への交付金	1,758,360	E. 行政、國民經濟調整、 社會文化事業拵率	886,156
5. 經濟機關及金融機關の自由 資金中より國債豫募額	865,000	F. 國債關係諸支出	1,815,000
イ、内國公債	340,000	G. 共和國豫算及地方豫算への 委譲	8,977,256
ロ、國家貯金局引受分	525,000	内、國家社會健康保險費	1,211,060
6. 社會化經濟よりの其他收入	16,300	H. 其他金融機關勘定	
以上社會化經濟の收入合計	57,090,251	1. 國立銀行勘定	992,000

歳 入 (單位千留)		歳 出 (單位千留)	
ト、國 營 農 業	17.531	15. ヴォルガ運河建設本部	222.500
チ、鐵 道 運 業	100.000	* 運輸及通信關係合計	7,957.450
リ、其 他 運 業	12.300	16. 國營商業、配給及買付機關	4,443.060
テ、通 信	1.200	17. 外國貿易人民委員部	52.500
ル、國營商業及び調達機關	45.860	18. 勞働國防院附屬豫備委員會	1,592.500
ヲ、外國貿易人民委員部	45.100	19. モスクワ地下鐵	311.500
ヅ、國營金融機關	423.900	20. ソ 聯 邦 單 一 海 洋・	68.900
カ、國營保險機關	220.000	氣 象 事 業	
コ、其 他	909.995	21. 其他國民經濟支出	1,420.790
計	3,188.310	* 國民經濟費合計	37,583.501
3. 所得稅、企業よりの		B. 社會文化費	
イ、企業所得稅	48.985	地方豫算、社會保險豫算、其	
ロ、商品外作業稅	260.370	他財源よりの支出を含めたる	
ハ、コルホーズ農業稅	449.950	1936年度のソ聯邦社會文化	
ニ、ソフホーズ稅	39.215	費總額は212億9150萬留に	
計	798.215	して、其の中單一國家豫算支	
4. 國營社會保險收入の受	3,150.000	出額は65億947萬留である。	
5. 經濟及び金融機關の		尚、右内譯は左の如くである。	
イ、國家保險	400.000	1. 教 育	4,918.073
ロ、國營貯金局	800.000	2. 保 險	1,472.191
計	1,200.000	3. 體 育	29.188
6. 其他の社會化經濟收入	92.000	4. 社會保障及勞働保護	90.018
社會化經濟關係合計	71,180.030	C. 國防人民委員部	14,815.500
B. 公債、諸稅、公課收入		D. 内務人民委員部	2,110.900
1. 公債發行收入	3,950.000	E. 行 政 費	970.902
2. 諸 稅 及 公 課		F. 國債關係諸支出	2,701.529
イ、コルホーズ農民及稅費稅發稅	650.080	G. 銀行長期貸出し勘定	265.000
ロ、私營農民農業建設	950.000	H. 人民委員會豫備基金	857.200
ロ、都市住宅及文化建設	530.000	I. 其 他 支 出	444.542
ハ、農村住宅及文化建設	530.000	J. 地方豫算への交附金	12,456.684
計	2,130.080	右の内、國家社會保險費	2,190.700
公債、諸稅、公課收入合計	6,080.080		
C. 其 他 收 入		歳 出 總 計	78,715.028
1. 關 稅 收 入	820.000		
2. 鑄 貨 收 入	20.000		
3. 雜 收 入	676.118		
其 他 收 入 合 計	1,516.118		
歳 入 總 計	78,715.028		

金融制度

ソ聯政府は一九一七年十二月銀行國有に關する法令を公布し、一切の株式銀行を國立銀行に合併したが、それ以來戰時共產主義の實施により金融信用機關は存在の意義を失ひ、國立銀行も財務人民委員部の一課となり一九二一年初頭には國內に一の信用機關をも有せざるに至つた。然るに新經濟政策の實施となり、漸増する信用の需用を満足するためにロシヤ共和國國立銀行を創設し、銀行券の發行權を付與するに及び、信用制度も次第に復活し商工業の發達に伴ひ各種の銀行、信用機關の開設を見た。茲に於て各銀行、信用機關の統制を必要とし、一九二五年全聯邦的に金融計畫案を作成し、經濟建設の一般原則を指示したが、實施の方法に矛盾を生じたるを以て一九二七年更に金融制度を改革し、其の根本方針を公布し信用機關の業務の分割を計り、國立銀行をして信用機關を指導せしむることとした。

財政金融

一九三〇年社會主義建設の進捗に應じ、金融組織を之に適應せしむるため劃期的の金融改正令を公布し、國家機關、組合機關及び外國資本の参加せざる株式會社に對し、信用による商品貸付並に相互間の融通を禁止し、すべて國立銀行を経由する信用に變更し、又農業信用組合の業務を擴張し區内の農業金融を取扱はしめ、其の金融を統一せしむることとした。

聯邦國立銀行(ゴスバンク)は國家豫算及地方豫算に關する金庫事務を取扱ひ、短期貸付を集中し、發券銀行としては貨幣の流通を調節し、綜合信用計畫案を作成し、諸銀行の指導統制に任ず。一九二八年六月財務人民委員部を離れ獨立機關となり、資本金二億五千萬留を有してゐる。

社會主義建設特に五ヶ年計畫の實施の進捗するに従ひ、金融問題は益々重要性を帯びて來て、重要部門の投資取扱を各専門の機關に委任し、建設費の合理化を圖る必要に迫られ、一九三二年五月聯邦

財務人民委員部の管下に長期投資特殊銀行の設立を行ふことになつた。即ち工業及電氣事業の投資は工業銀行(プロムバンク)、社會主義的農業の投資は農業銀行(セリホズバンク)、協同組合の投資はフセコバンク、公共施設及住宅建設の投資はツエコムバンクをして取扱を行はしむることとなつた。

右特殊銀行は當該機關に於て作成し且つ規定の手續によりて裁可せらるゝ年次計畫に基づき業務を執行するものであつて、出納事務は國立銀行にて取扱ひ、聯邦に於ける金庫の單一を現實化する組織である。

國立銀行正貨準備高及銀行券發行高

一九三七年一月一日現在に於ける國立銀行正貨準備高及び銀行券發行高左の通り。

- 貸 方
- 一、正貨準備
 - イ、金貨及金地金(純金一瓦を五留六三・〇七留として計算) 一、九六六、二五三、三〇留

- 二、外國貨幣(一磅を二十四留七十四哥、一米弗を五留〇四哥、百法を二十三留五十三哥として計算) 一五、八四六、七〇留
- 三、短期貸付證書(總額六、六二五、五五五、五五〇留より規定額を控除) 五、九三三、〇〇〇留

貸方合計

八、〇三三、〇〇〇留

一九三四年一月一日	八〇、七七〇
同 四月一日	八一、〇七四
同 七月一日	八三、二一〇
一九三五年一月一日	八五、四三四
同 七月一日	八九、四〇一
同 十月一日	九六、三三六
一九三六年四月一日	一四〇、三九六
同 七月一日	一五六、三〇〇

銀行及貯金利子引下問題

ソ聯邦人民委員會議は三六年六月十四日附を以て國立銀行、長期信用銀行及貯金の利子引下に關する決定を發表し七月一日より之を實施することとした。要旨左の通りである。

一、國立銀行

- 2、中央自治經濟銀行(自治經濟及住宅建築金融中央銀行)及地方自治經濟銀行

(イ) 預 金

住宅建築組合の決濟勘定、當座勘定及貯金 一、五%

地方自治經濟銀行に於ける中央自治經濟銀行のコレスボンデンス勘定及中央自治經濟銀行に於ける地方自治經濟銀行のコレスボンデンス勘定 二、〇%

(ロ) 貸 付

短期貸付 四、〇%

金錢證券流通中の貸付 二、〇%

延滞利子 六、〇%

銀行の資金、勞働者住宅建築特別資金及自治經濟の特別資金中よりの長期貸付 一、〇%

- 3、工業銀行(工業、運輸及通信の資本的建設金融銀行)

(イ) 預 金

建築請負團體の計算勘定 一、五%

財政金融

借 方

- 一、銀行券發行高
- 二、發行餘力

借方合計

八、〇三三、〇〇〇留

尙、一九三四年以降に於ける國立銀行正貨準備高及發券高を表示すれば左の通りである(單位、舊平價千チエルヴオネツ)

銀貨及銀金地金	發行高
一九三四年一月一日	三三三、二五〇
同 四月一日	三三二、八八三
同 七月一日	三四二、一五八
一九三五年一月一日	三八三、八三六
同 七月一日	四四〇、七一八
同 十月一日	四九九、八五五
一九三六年四月一日	五九三、四九九
同 七月一日	六五三、五九九

(イ) 預 金

企業、經濟機關、公共團體、官廳及地方豫算の當座勘定、決濟勘定及貯金 一、五%

貯金局の當座勘定 三、五%

コレホーズ(集團農場)の當座勘定 三、五%

農業銀行のコレスボンデンス勘定 三、五%

(ロ) 貸 付

建築請負團體に對する短期貸付 四、〇%

延滞利子 六、〇%

4、商業銀行(商業及組合の資本的建設金融銀行)

(イ) 預 金 一、五%

建築請負團體の決濟勘定 一、五%

(ロ) 貸 付

建築請負團體に對する短期貸付 四、〇%

延滞利子 六、〇%

組合(コーベラチヴ)機關の資金 一、〇%

中より長期貸付 一、〇%

國立銀行、長期融資銀行並に貯金局關係の金利引下に關する聯邦人民委員會議決定の布告は極めて重大なる國民經濟的意義を有するものである。先づ第一に國立銀行關係の金利引下を見るに、借方勘定の部に於ては従來利率の二分の一に引下げられ、短期貸付の部に於ても略右に近い利率引下が行はれてゐる。尙、農業

- 中央及地方自治團體銀行並商業銀行のコレスボンデンス勘定 二、〇%
- (ロ) 貸 付
- 短期貸付 四、〇%
- 金錢證券流通中の貸付 二、〇%
- 延滞利子 六、〇%

二、貯 金 局

(イ)個人及コレホーズの貯金及當座勘定 三、〇%

(ロ)國營企業、官廳及公共團體の貯金 一、〇%

三、長期信用諸銀行

- 1、農業銀行
- (イ) 預 金 三、五%
- 經濟機關の計算勘定 一、五%
- (ロ) 貸 付 三、〇%
- 長期貸付 四、〇%
- 建築請負團體に對する短期貸付 六、〇%
- 延滞利子 六、〇%

銀行其他の長期融資銀行關係の金利も著しく引下げられ特に貯金局の利率は従來の二分の一以下に引下げられるに至つた。これを約言すれば、ソ聯邦に於けるクレジットが非常に低廉化されたことを意味すると同時にソヴェエト・ルーブル貨の鞏化策が好成績を収めたことの證左である。國立銀行が國民經濟部門に融資せる短期クレジットのみで、現在約二百八十億ルーブルを算してゐることを考慮すれば、其の意義の重大なることは思ひ半ばに過ぎるものがあらう。然して、右クレジットに對する金利引下は、將來に於て生産品原價並に一般物價水準を低下せしむる要因となり、従つてルーブル貨をより一層鞏化させることになるのである。最後に注意すべきことは、資本主義諸國に於ける金利引下は、經濟界の沈滞、不景氣並に生産力發展の阻害を意味するの反し、ソ聯邦に於ける金利引下は、社會主義の勝利、特に貨幣經濟部門に於ける著しい發展を示すものであると云ふ一事である。

通貨

國際金融經濟より孤立せるソ聯邦は、從來より資本の缺乏に加へ、産業五ヶ年計畫に基く莫大なる資金の需用並に過去兩三年に於ける穀物輸出の杜絶等の事情はソ聯邦財政上に異常なる困難を來さしめ同當局をして紙幣増發によるの外なからしめた。一九二八年八月一日附法律を以て何等の準備なくして發行し得る財務部の國庫券(政府紙幣)發行高を國立銀行券發行高の七五%(從來は五〇%)に引上げ、更に事態に押されて實際上の増發を餘儀なくされてゐたが、遂に一九三〇年九月十八日附聯邦中央執行委員會幹部會決定を以て之を一〇〇%に迄引上げることゝなつた。

聯邦の通貨は、國立銀行券、國庫券、及補助貨(銀、銅、青銅貨)の三種である。これが發行は夫々國立銀行及ソ聯邦財務人民委員會にして加盟共和國は自國貨幣を發行する權利を有しない。國立銀行券は一、三、五、一〇、二五、五〇チ

エルウオネツの額面を以て發行され、一チエルウオネツは、純金一ゾロトニク七八・二四ドリーヤを含む舊十留金貨に等しく兌換は行はれざるも國庫券の十留に等しい。その發行は二五%まで貴金屬及確實なる外國貨幣を以て、其餘は容易に換價し得べき商品、短期手形等を以て保證するを要す、國庫券は金を基礎に、一、三、五留の三種を發行し、發行額は、銀行券發行額の五〇%以内に限定せらる、補助貨たる銀貨は十哥、十五哥、二十哥、五十哥、一留、銅貨は一哥、二哥、三哥、五哥を發行し、品位、直徑、量目、公差及鑄造に關する規定は帝政時代のそれと同様である。而してその發行額は國庫券と合計して銀行券發行額の五〇%以内とすることに規定せらる。なほ一九三二年二月、十哥、十五哥、二十哥のニツケル貨幣を鑄造發行する旨を公布した。

Table with 2 columns: Date and Amount. Includes entries for 1932, 1933, 1934, and 1935 regarding currency circulation and reserves.

五、四十萬留、三六年七月一日現在五、四〇億留、三七年一月一日現在六、六一五、五五五、五五〇留、三七年度投資總額は三二、五〇億留である。

公債

ソ聯邦に於ける公債

ソ聯邦政府は一九二一年三月の新經濟政策を實施する迄は一切公債を募集しなかつたが新經濟政策は財政方針を全く一變せしめ、先づ留安定策として一九二二年五月二十日の命令に依り初めて穀物公債を募集した。猶政府は外債を募集せんとして西歐諸國と交渉したが遂に成功せず、加之、資本國は何れも聯邦に對し敵對行動を示したるを以て差當り外國によらず、一切内債に依り經濟上の需要を満足することに決した。

ボリシエヴィキ革命以後、一九三〇年迄に發行せられたる公債、地方債並に社債總額を擧ぐれば左表の如し。

財政金融

- 一、各種公債 四三〇、四〇〇千留
二、オブリガチヤ 三三〇、〇〇千留

(聯邦政府保障付)
三、ソヴェート諸機關債券 一四、七〇千留
(一種の地方債又は社債にして政府の保障なし)
合計 四、五五、一〇千留

是等諸公債中には短期公債にして、既に償還済と見るべきもの七億五千萬留あり、是に抽籤により、部分的に償還せられたるものと合すれば、其の推定額八億五千萬留に上り、是を全額中より控除せる現在殘額は約三十七億一千五百十六萬留となる。

是等諸公債の利息は第一、第二穀物公債、一九二三年發行砂糖公債、一九二九年富籤付内國公債、同年内國公債は無利息なるも大抵五分乃至一割二分にして、又償還期限は五年乃至十五年である。ソ聯邦政府保證「オブリガチヤ」の利息は二分乃至九分で、期限は無利息の交通省債券の一ヶ年を除き六ヶ年乃至三十一ヶ年である。政府無保證ソヴェート機關發行債券(地方債又は社債)は大部分無利息であるが、一九三〇年に發行され

た自動車債券は六分である。而してその償還期限は二年乃至十ヶ年である。

聯邦政府が最近數年間一般労働大衆に對し事實上強制的に購買せしめたる公債は一九二七年發行農業振興公債一億二千五百萬留を始めとし、第一回乃至第二回工業公債であつて此合計八億五千萬留であつたが、是を回收し同時に「五ヶ年計畫を四ヶ年に」なる標語を冠せる新公債を發行して、單一公債として五ヶ年計畫完成に至る迄年々發賣を繼續するものである。是は一九三〇年七月三日附命令を以て公布せられた。

猶ほ一九三一年度には「五ヶ年計畫第三決定年度公債」なるものを發行したが、同年七月三十日迄の賣行は十六億二百六十萬二千留で、此の金額は政府の決定したる計畫の一〇〇%に當る。
第一次年度に於る公債
第一次五ヶ年計畫の完成期たる一九三二年は、第一回公債發行(一九三二年末)後十年、戦前ロシアの國債廢棄宣言(一九一八年初)後十五年に當る。

世界大戦前に於ける帝政ロシアの國債は八十八億留にして、その半は外債であつた。大戦中(二月革命まで)に更に二百六十二億の國債(その内四十六億留は外債)を發行した。その後臨時政府は三十六億留の「自由」公債を發行し、百二十億留の短期證券を發行した。斯くしてソヴェート政權は五百三十億留の國債を遺産として繼承した。

然し一九一八年一月二十日戦前國債の廢棄を宣言し、ソヴェート公債發行の地盤を造つた。戦時共產主義期には、經濟關係の現物取引主義化とソヴェート紙幣の續落のため公債を發行することが出来なかつたが、新經濟政策が實施されるに及び、その氣運が醸成された。一九二二年五月、即ちチエルヴォネツ貨發行前に第一回穀物公債を、同年の秋にはチエルヴォネツ貨發行と同時に一億留の第一回富鐵金公債を發行した。一九二三年三月には一億留の第二回穀物公債を、十一月には砂糖公債を發行した。

は歳入不足のため三億九千四百十萬留の國庫債券を發行した。期にはこれらの公債は豫算の均衡を計る上に於て積極的な役割を演じた。一方幣制改革も進捗し、一九二四年までに貨幣流通も健實となり一九二五—六年度には公債需要高はその發行高を超過するやうになつた。一九二七年に復興期を終り改造期に入つたソ聯邦は、國內工業化事業に巨額の投資を必要とするに至つたので、公債を大いに利用した。同年には總額三億二千五百萬留の三種の公債が發行された、其内の二億留は第一回工業化公債である。一九二八年には一億五千三百萬留の農業鞏化公債と五億留の第二回工業化公債が發行された。

計畫を作成する場合、都市及び農村の住民が一九三三年までにその勞賃の二ヶ月半に相當する公債を所有するものと想定したのであつた。所が、計畫遂行の進行中プロレタリアートの數と勞銀支拂高は最初の豫想よりも著しく多くなつた。即ち一九三一年の月平均勞銀支拂高は計畫の九億六千二百萬留なるに對し十七億八千萬留となつた。従つて一般民衆に對する公債發行計畫の遂行も次の如く好調に進捗した。(單位、百萬留)

計	四年三ヶ月		五年計畫	
	賣上	買入	賣上	買入
都市	四、五八〇	三、五〇〇	四、五八〇	三、五〇〇
農村	一、五八〇	一、一〇〇	一、五八〇	一、一〇〇
計	六、一六〇	四、六〇〇	六、一六〇	四、六〇〇
豫算繰入額	五、五五元	三、二二元	五、五五元	三、二二元

斯かる好成绩を收めるに至つたのは、専ら住民の收入が増大したからである。殊に農村に於ては、農家の六〇%以上がコルホーズ化して金錢收入が増大したので公債の賣行率が都市よりも良かつた。一般公債以外の住民資金動員手段は、預金、前納、掛金、株等の任意的な拂込

ソ聯邦國債 (單位百千留)

公債名稱	10月1日現在			10月1日現在			1月1日現在					
	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933
A 國債總額	2,5	117,3	246,4	376,3	669,8	943,1	1,394,8	1,967,6	2,586,8	2,934,6	6,221,0	10,088,9
A 現物債	2,5	117,3	245,0	367,2	657,0	921,5	1,368,2	1,911,7	2,504,8	2,838,1	6,102,8	9,771,4
A 附屬債	—	—	0,5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
B 地方債總額	2,5	27,4	0,6	219,8	241,2	389,1	603,4	886,8	1,424,9	1,641,2	3,297,4	5,713,1
B 地方債	2,5	27,4	0,6	219,8	241,2	389,1	603,4	886,8	1,424,9	1,641,2	3,297,4	5,713,1
B 附屬債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
C 市債總額	—	51,9	99,8	102,2	105,0	7,7	346,0	651,6	1,249,0	1,485,5	3,165,6	6,576,6
C 市債	—	51,9	99,8	102,2	105,0	7,7	346,0	651,6	1,249,0	1,485,5	3,165,6	6,576,6
C 附屬債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
D 利息債總額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
D 利息債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E 附屬債總額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E 附屬債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

右の中四十億留の新産業公債發行は頗る好成績にて發表後十一日迄の十日間に應募額は既に發行豫定高を超過、總額四十二億二千七百萬留に達した。

國債應募者數の増加

Table with columns: 年 (Year), 應募者數 (Number of subscribers). Rows: 1927 (600,000), 1928 (800,000), 1929 (1,000,000), 1930 (1,200,000), 1931 (3,300,000), 1932 (4,000,000), 1933 (4,000,000), 1934 (4,500,000), 1935 (5,000,000), 1936 (5,000,000).

國債所有者に對する割増金

Table with columns: 及満期利息 (Interest at maturity), 第一次五ヶ年計畫時代 (First 5-year plan era), 一九二八年十月一日迄 (Up to Oct 1, 1928), 一九三三年一月一日 (Jan 1, 1933), 第二次五ヶ年計畫時代 (Second 5-year plan era), 一九三三年 (1933).

貯金

Table with columns: 年 (Year), 貯金總額 (Total savings). Rows: 1934 (854,000), 1935 (1,159,000), 1936 (1,190,000).

ソヴェート貯金局が開設されてから十年になるが、この間貯金者數と貯金高が急速に増加した。殊に第一次五ヶ年計畫に於て貯金者數は三百五十萬人から二千九百萬人に、即ち八倍以上の激増を見た。又個人の貯金高も右期間に二億一千三百萬から九億九千四百萬留に、即ち四五倍以上増加した。

國營貯金部は資金の動員だけでなく、勤勞大衆及一部は社會化經濟の出納、決濟に關する國民經濟機能をも遂行殊に農村に於ては、ソ聯の財政上重要な地位を占め、最近二年間にはますます好績を示してゐる。

貯金業務の進展に伴ひ預金者の社會的構成も次表の如く著しく變化した。預金者社會構成變化 (貯金者總數に對する割合)

Table with columns: 社會群 (Social groups), 一九二五年十月一日現在 (As of Oct 1, 1925), 一九三〇年十月一日現在 (As of Oct 1, 1930), 一九三三年一月一日現在 (As of Jan 1, 1933). Rows: 勞働者 (Workers), 勤務員 (Employees), 農民 (Peasants), 其他 (Others).

一九三五年一月一日現在ソ聯邦貯金局數は四萬一千八百九十二、個人預金總額(諸施設機關預金を除く)十六億三千八百萬留、内一九三四年度新規預金額は四億九千五百萬留、計畫の一六三、五%遂行、一九三三年貯金局開設以來の最高記録を示した。

尙、一九三二年以降都市及農村の平均預金額増加左の如くである。 (一月一日現在)

Table with columns: 年 (Year), 都市 (City), 農村 (Rural), 平均 (Average). Rows: 1932, 1933, 1934, 1935.

に値するものがある。

預金者數 百分率(%)

Table with columns: 年 (Year), 預金者數 (Number of depositors), 百分率(%) (Percentage). Rows: 1925, 1926, 1927, 1928, 1929, 1930, 1931, 1932, 1933.

預金額 百分率(%)

Table with columns: 年 (Year), 預金額 (Total deposits), 百分率(%) (Percentage). Rows: 1924, 1925, 1926, 1927, 1928, 1929, 1930, 1931, 1932, 1933.

預金者數 (千人) 預金總額 (千留)

財政金融

Table with columns: 年 (Year), 預金總額 (Total deposits), 預金者數 (Number of depositors). Rows: 1933, 1934, 1935, 1936, 1937.

國立銀行の外客預金取扱新規定

一九三二年秋ソヴェート政府は同國內に貯金及び預金を有する外國人に特別の便宜を計るため、今回ソ聯邦財務人民委員部及び國立銀行は外國貨幣を以てする二種の銀行當座預金勘定の開設を新たに許可した。右當座預金勘定は

- 一、A種當座勘定(殘高の外國送金自由)
二、B種當座勘定(殘高のソ聯邦領土内送金自由)

の二種にして、その細目は左の如し。
一、A種外國貨幣當座勘定は外國人及び外國會社がソ聯邦内又は外國に居住すると否とを問はず國立銀行に於て口座を開くことを得

二、A種當座勘定開設には何等の許可手續を要せず但し合辦會社(ソ聯邦と外國との資本による)或はソ聯邦内の利權企業が此種

の當座勘定を開設するには財務人民委員の許可を必要とす

三、左に掲げる外國貨幣はA種當座勘定の貸方に記入することを得(第十三項の記載の分は之を除く)

イ、預金者が實際携帶し來れる外國貨幣にして税關の證明あり、且つソ聯邦入國後二ヶ月以上を経過せざるもの

ロ、普通の銀行送金、信用狀、小切手等を問はず外國より送金し來れる外國貨幣にして、以上の支拂書類の手續が直接受取人を経由せず實際の書類によつて直接A種の當座勘定貸方に記帳せられるもの

ハ、A種の他の當座勘定から一方の勘定所有者に支拂はれ、又は他の當座勘定から、同人の勘定に繰入れられる外國貨幣

ニ、ソ聯邦國立銀行發行の旅行者用小切手國立銀行によつて支拂はるべき旅行者小切手及び外國銀行會社等の支拂命令書による外國貨幣

ホ、A種の他の當座勘定宛振出したるソ聯邦國立銀行小切手

ヘ、國外携行又は外國宛送金を財務人民委員會に於て許可したるソ聯邦留貨等價物ト、國立銀行の證明を有するソ聯邦公債並

に該公債割増金又は利息等價物
チ、當座勘定を有する者に保險付小包にて
送附し來れる外國貨幣にして直接受取人
を經由せずA種勘定貸方に記入せられる
もの

以上の外國貨幣の外、財務人民委員會の許
可なくしてA種當座勘定貸方に記入する事
を得ず

四、A種當座勘定を以てする支拂は外國貨幣
の現金、外國取引先に當て振出したる國立
銀行小切手、國立銀行發行旅行者小切手、
又、當座勘定主の希望により留貨を以てす
五、A種當座勘定を以てする外國貨幣現金の
支拂は國立銀行の該外貨現金所有高の如何
により他の等價の貨幣を以てする事あり、
但し當座勘定主が右提供の外國貨幣の受取
を承諾せざる時は國立銀行は要求の外貨調
達に必要な期限の延期を爲し得

六、A種當座勘定によつて一端支拂はれる外
貨現金は如何なる事情あるもそれが受取り
たるものと同一なる事が證明せられざる限
り再び該勘定に受入れる事を得ず

七、A種當座勘定による外國宛送金爲替は要
求次第直ちに取組まるべし、但しこの要求
を爲し得る者は

A、該勘定口座主
B、該勘定に當て振出されたる小切手所有
者

是に對しては何等の許可を要せず。外國宛
送金の方法は當座勘定主の希望により國立
銀行が現在實施せる何れの方法を採るも差
支へなし、例へば、普通銀行爲替、小切手、
支拂命令書、信用狀、等外國宛送金は勘定
主の希望により當該勘定の外貨以外隨意の
外貨を以てする事を得。後者の場合には國
立銀行は該勘定の外貨をその買入相場によ
つて留價に換算し、又その留金額を勘定主
の希望により其の賣相場に換算す

八、A種當座勘定によるソ聯邦領土内送金は
一般的原則に従ひ行ふものとす。若し該勘
定主の希望ある場合は、この種の國內送金
は外國貨幣を以て行ひ得るものとす

九、A種當座勘定は外國に居住し又は外國行
の許可を受けるソ聯邦國籍人によつて開く
ことを得。ソ聯邦國籍人歸國の場合は直ち
に當該勘定は自動的にB種の外國貨幣當座
勘定に振換へらるべし

一〇、A種當座勘定宛振出小切手の外國輸出
又は發送は必ず財務人民委員會の許可を要
す

一、外國人がソ聯邦出國の際、國境稅關吏
に所要の證明書を提出する事によつてA種
外貨の現金携出を爲し得。該勘定主の要求
により國立銀行は此種の證明書を下附する
義務あり

二、A種の當座勘定は第三項(ロ)及(ニ)
に掲げたる支拂書類がソ聯邦國籍者宛振出
されたるか、又はソ聯邦國籍者が該書類の
所持人なる時は外國貨幣を以て借方に記入
する事を得ず

三、A種當座勘定は同様の理由によつて他
のA種當座勘定宛振出されたる國立銀行小
切手による外貨支拂が、若しその小切手の
買手の一人がソ聯邦國籍人なる時は貸方に
記入する事を得ず

四、第七項の例外としてA種當座勘定によ
る外國宛送金は若しこの種の勘定に對し振
出したる小切手の所持者又は其の裏書人の
一人が本規則の第一及び第二項によりA種
の外貨當座勘定を開設する資格なる者なる
時は、財務人民委員會の許可なき限り取扱
はれざるものとす

財務人民委員會新官制

一九三六年五月二十七日聯邦中央執行
委員會及人民委員會議は聯邦財務人民委
員部の新官制を確定した。同官制に依れ
ば財務人民委員會の任務はソ聯邦政府の設
定せる財政政策の實行、財政事務の統轄、
財政諸法律案の作製提出、右法律の實
施、金融制度の監督調整、統一國家豫算
案の提出、全聯邦豫算の實行、諸共和國
豫算實行の管理、統一國家豫算實行に關
する報告の提出、國立銀行及同支店業務
の管理等にて其權限は國家豫算により維
持せらるゝ機關及企業並に獨立會計制度
による企業及機關全部の財政業務に關聯
する會計資料の現地検査、法律に定めら
れたる報告を提出せざる諸團體に對する
金融の停止、所定の期限内に國家豫算に
對する義務を履行せざる個人及團體より
の罰金徵收等である。
而して財務人民委員の下には次官三名
を置き其内一名は國立銀行總裁とする。
財務人民委員會を構成する局部は左の如
し。

- 一、豫算局
- 二、租稅及公課局
- 三、歳入局
- 四、人事局
- 五、重工業及林業融資部
- 六、輕工業食料品工業地方工業融資部
- 七、農業融資部
- 八、交通及通信融資部
- 九、公益事業融資部
- 一〇、國內商業及買付融資部
- 一一、文化施設融資部
- 一二、通貨部
- 一三、國防融資部
- 一四、金融教育機關局
- 一五、經濟部
- 一六、聯邦財務人民委員會企業課
- 一七、書記局
- 財務人民委員 ズウエリエフ
- 財務人民委員次長 ソコロフ
- 同 シヤタロフ
- 國立銀行總裁 グリムチャーノフ

労働

ソ聯邦の労働

労働法沿革

ソ聯邦に於ける労働法はレーニンの所謂「働らかざる者、食ふべからず」なる鐵則のもとに編成され、徹頭徹尾労働者の利益を原則とし、一般雇傭労働者（國家機關及び事業公共及び個人の事業並びに機關、軍事上の機關労働者は元より、家庭内の労働者即ち女中の如きをも含む）に適用せられるものであつて、労働法に規定する労働条件より不利な労働契約又は合意は總て無効なりと定められ、絶大な權利を労働者に附與してゐる。

最初の労働法は一九一八年ソヴェート政府樹立後間もなく發布されたものであるが、其後國內の經濟的事情變遷の結果

殊に新經濟政策實施以後改訂の必要を生じ、遂に一九二二年十一月十五日より改正労働法の實施を見るに至つた。併し其後も猶ほ幾多の改訂を加へられて現在に至つてゐる。猶ほ現在の労働法はロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國労働法（クゾート）と稱し十七章百九十二條より成つてゐる。

雇傭ソヴェート市民は労働部の機關を通じて任意雇傭手續をとることが出来る。併し求職者が政治的の信賴あり、又は特殊の技能を有する場合には労働部を経由しないで直接雇はれることがある。しかし此場合には雇傭契約成立後労働部の當該機關に登録しなければならぬことになつてゐる。

義務労働 天災又は重要な國家的事業遂行の爲め労働力の不足を生じたる場合

には、總てのソヴェート市民は人民委員會會議若しくは其の委任を受けたる機關の特別命令に従つて義務労働につかなければならぬことがある。併し左に掲ぐる者は義務労働を免除せられるとしてある。それは、

- (イ) 十八歳未満の者
- (ロ) 四十五歳以上の男子
- (ハ) 四十歳以上の婦人
- (ニ) 病氣若しくは負傷の爲、一時的労働不能者にして其恢復期にあるもの
- (ホ) 妊婦（分娩八週間前後）
- (ヘ) 乳兒を有する婦人
- (ト) 労働及軍事に依る傷病者
- (チ) 他に扶養者なき八歳以下の子供を有する母親

團體契約 ソヴェート労働法に云ふ團體契約とは被雇傭者を代表する職業組合と、他方雇傭主との間に締結せられる契約であつて個々の企業、經濟機關其他のため、労働及雇傭の條件を定め且將來の個人的雇傭契約の内容を決定するものである。そして團體契約の條件は、其の人々が團體契約を締結したる職業組合の組

合員たると否とに拘らず、當該企業若しくは機關に於て労働する總ての人々に之を適用するものである。

労働契約 労働契約は團體契約の有無に拘らず左の場合に締結するものである。

- (イ) 一ケ年を越えざる一定の期間を定める場合
- (ロ) 期間を定めない場合
- (ハ) 一定の仕事の完成に必要な期間の労働

永續的性質の仕事の場合には雇入れ決定前筋肉労働者は六日以内、資格を要しない責任の軽い仕事に従事する従業員は二週間以内、又、責任の重い仕事の従業員に對しては一ケ年以内の試験期を設けてから労働契約を結ぶことが出来るとしてある。

雇傭主は當初の契約に關係なき仕事並びに明らかに生命に危険ある仕事、若しくは労働法規の規定に適合しない仕事を要求することが出来ない。又、被雇傭者を或る企業より他の企業に移し、若は同一

の企業であつても、或る地方より他の地方に移す場合には労働者若しくは従業員の同意を要求する。而して若し同意のない場合には當事者の何れからも労働契約を取消すことが出来る。但し右何れの場合にも保障及び賠償規定により雇傭主は解雇手當を交付しなければならぬ。又、雇傭主が被雇傭者を解雇しうる場合は

- (イ) 企業、營造物若しくは經濟團體の一部分又は全部解散し、並に其の仕事が縮小したる場合
- (ロ) 生産上の原因により一ケ年以上に亘り仕事を中止する場合
- (ハ) 被雇傭者が其仕事に不適當なることの判明した場合
- (ニ) 被雇傭者が相當の理由なくして契約又は内部管理規則に依り、其の負擔すべき義務を規則的に履行せざる場合
- (ホ) 被雇傭者が直接其仕事に關聯して犯罪を行ひ、裁判の宣告が實行せられたる場合、並びに被雇傭者が二ケ年以上に亘り逮捕收監せられたる場合
- (ヘ) 被雇傭者が相當の理由なくして一ケ

月中に合計三日間以上作業に出頭せざる場合（一九二七年八月二十二日全露中央執行委員會議決定）

労働に對する報酬 労働報酬は普通労働時間（八時間—七時間）以下の場合時間拂とし、或は仕事の出来高拂となる。

規定時間外の労働に對する報酬は特に契約に指定しなければならぬ。此場合最初の二時間に對しては普通報酬の一倍半又其以後は每一時間の就業に對しては二倍以上、休日或ひは祭日の就業に對しては二倍以下たることを得ないとしてある。

仕事が恒久的性質を有する場合には二週間に一回以上の割合を以て定期的に労働を支拂ふのである。

保障及び賠償 赤軍に召集せられたる労働者及び従業員は召集の爲、退職の際

向ふ二週間分の平均賃銀を受取る。労働時間中選挙権の行使を許されて居る場合には選挙権行使の爲めに要する時間中平均賃銀の支拂をうけることになつてゐる。又、労働者及び従業員が雇傭者の職務の爲め出張する場合には、其の出張の全期間中地位を維持し、且平均賃銀の外、一日につき一ヶ月の賃銀額の十分の一を下らざる日當を受けることができる。又、労働者及び従業員が雇傭者の命令により他の地方へ移轉又は住所の變更を要する場合には實際賃銀のほか移轉による出費、滞在期間及び其後の六日間一日に就き一ヶ月の賃銀の三十分の一の計算により日當の支拂をうけることが出来る。

労働契約の章の(イ)(ロ)(ハ)に規定したような理由で、期限付又は期限を附せざる労働契約が取消された場合には雇傭主は被雇傭主に對し二週間分の賃銀に相當する解雇手當を支拂ふか、又は二週間前に解雇通告を爲さなければならぬことになつてゐる。

一時労働不能となつた労働者及び従業員は病氣の場合は三ヶ月以内、又妊娠及分娩の場合は四ヶ月以内企業又は機關に於て現職に留まることになつてゐる。

労働時間標準労働時間は一九二二年制定の労働法では八時間であるが、一九二七年十月十五日の聯邦中央執行委員會の宣言書は七時間労働の實施を決定し、一九三三年十月一日までに總ての工業、交通、通信、労働者に七時間制を徹底せしむべく意氣込んでゐる。それと同時に一週五日制を採用するに至つたが、該制度が所期の効果を收め得ない事實が明らかになつたので一九三一年十二月一日から再び六日制を實施する旨聯邦人民委員會議令を以て布告した。その内容左の如し。

五日制連續生産週間を労働制度の根本的形式とする點は依然變りないが、連續生産制の實施中發生した缺點を是正する目的を以て來る一九三二年十二月一日以降、各種機關に對し、一時的に一週六日休日週制を採擇する。但し供給企業部門と直接關係ある

各企業並びに消費組合、店舗、食堂、自治機關、運輸等一般人民の文化的、物質的必
要に應ずる各機關は依然無休週間を持續す
る。

一週六日休日制を採用する各企業は各月の
六日、十二日、十八日、二十四日、三十日
を以て一般的休日と定む。同時にこれら企
業の労働時間を六時間半から六時間に短縮
する。

猶ほ労働法によると標準労働時間を超
過する職業は原則的に、十八歳以下の者
は絶対に又、遅刻によつて失ひたる時間
を補ふ爲めの残業を禁止せられてゐる。

休 暇 總ての労働者は毎週四十二時
間より少なからざる連續的休暇を受ける
ことになつてゐる。毎週の定休日は地方
労働課に於て職業組合ソヴェートの協議
の上之を定め、又、仕事の性質上間斷な
き作業を要する企業には労働者に對し都
合よき週日に休暇を與へる。

此他左記祭日には労働に従事するを禁
じられてゐる。

- (イ) 一月一日(元旦)
- (ロ) 一月二十二日(舊曆曆一九〇五年一

月九日記念日)

(ハ) 三月十二日(獨裁政治顛覆記念日)

(ニ) 三月十八日(巴里コムミュン記念日)

(ホ) 五月一日(インターナショナル記念日)

日)

(一) 十一月七日(無産階級革命記念日、

一九二七年以降は十一月七、八日の二日

間休日)

(ト) 十二月五日(新憲法制定記念日)

休日及祭日の前日に於ける労働時間は六時間を超過してはならないことになつてをり、此場合九一日の賃銀支給をうけ出来高拂の仕事では就業しない時間に對し相當等級の賃銀率に依つて割増手當を貰ふことが出来る。

五ヶ月半以上の期間に亘り繼續的に勤務したる者に對し、一月に一回二週間を下らざる定期休暇を受けることが出来る。又、十八歳未満の者の定期休暇は一ヶ月以下ならざることに規定されてゐる。

婦人及未成年者の労働 婦人及び十八歳以下の者を夜業に従事せしめ、又健康

上有害なる作業及び地下の仕事に雇傭せしめてはならない。それから筋肉労働に従事する婦人に對しては産前及産後各八週間、又、事務其他智識労働に従事する婦人に對しては各六週間労働を免除する。

授乳を要する母親には一般休憩以外に授乳のため餘分の休憩を與へ、且つ授乳の休憩は毎三時間半以内の間隔ををき、三十分以上繼續しなくてはならない。授乳時間は労働時間に算入する。
十六歳未満の者は雇傭を禁止、特別の訓令を以て十四歳以上の未成年者を雇傭することを許可してゐる。

爭議解決及労働に関する法規違反事件
審理機關 労働に関する法規違反事件並に雇傭労働適用に関する總ての爭議は

(一)人民裁判所の特別法廷に於ける強制的手續、(二)評價爭議委員會、(三)調停委員會及び、(四)爭議當事者の同數代表者に依り組織せられる仲裁々判所の仲裁手續により解決するものであるが、前記の機關は總て各特別の規程に基いて行動

するものである。

(一)人民裁判所特別法廷

同法廷は労働法、労働に関する其他の總ての法規並びに團體契約の違反にして刑事手續に依つて追訴を受くべきものを取扱ふ。

同法廷の組織は議長たる人民判事及び委員二名を以て構成し、委員の一名は労働部代表者とし、他の一名は職業組合團體の代表者である。

(二)評價爭議委員會

評價爭議委員會は團體契約及び労働契約の適用に關し發生する爭議並びに特に本法に規定したる問題に限り審議するものであつて、評價爭議委員會では事件の解決は當事者双方の合意によるとしてあり、合意が成立しない時は該事件を上級裁判に移すことが出来る。

但し評價爭議委員會にとつて團體契約の本質に反する爭議團體、契約の一部廢棄の要求團體契約に新たな條件若くは補足の條件を挿入する要求はその權限外である。

(三)調停委員會

當事者双方の同意に依り、事件を調停委員會に附すことが出来る。事件を調停委員會にかけうる場合は右當事者双方の同意によ

ある。部門別労働者勤務員数、平均労賃、大工場労働者数、同労賃、男女青年労働者数に關する数字を表示すれば下の通りである。

ソ聯國民經濟諸部門労働者従業員数は逐年増加の一途を辿つてゐるが、一方またその季節的流動性はその諸部門に於ける確定的な従業労働者数の算定を困難ならしめてゐる。政府當局發表になる最近三ヶ年間の部門別労働者従業員数は右表の通りである。

リ聯労働者数の動態
ソ聯國民經濟諸部門労働者従業員数は逐年増加の一途を辿つてゐるが、一方またその季節的流動性はその諸部門に於ける確定的な従業労働者数の算定を困難ならしめてゐる。政府當局發表になる最近三ヶ年間の部門別労働者従業員数は右表の通りである。

(四) 仲裁裁判

事件が調停委員會に於て審理せられたるものなると否とを問はず、當時者双方の同意により之を仲裁裁判に附することが出来る。而して國家營造物及企業に於ける争議の場合には労働部の機關は職業組合の請求に依り仲裁裁判所を組織する。

1923/24—1932 年度年平均労働者勤務員數

Table with columns for labor departments (e.g., 全國民經濟部門, I 大工業, II 建設, III 交通運輸) and years (1923-24 to 1932). It shows the number of workers in thousands for each category over time.

1934—1936 年度部門別労働者従業員數

Table showing labor statistics for 1934-1936. Columns include years (1934, 1935, 1936), percentage change from 1935, and percentage change from 1936. Rows list various economic sectors like 國民經濟部門労働者勤務員數, 國民經濟部門平均労賃, and 國民經濟部門勞賃資金.

1929年及1933年1月1日現在労働者数(千人)別大工業工場数

労働者数別 工場数	1929年1月1日現在						1933年1月1日現在						29年1月1日 に對する 33年1月 1日の(%)	
	工場数		人員總数		内譯:労働者数		工場数		人員總数		内譯:労働者数		工場数	人員数
	實数	總数に對する(%)	實数	總数に對する(%)	實数	總数に對する(%)	實数	總数に對する(%)	實数	總数に對する(%)	實数	總数に對する(%)		
50人以下	2895	32.3	80.5	2.5	60.7	2.2	2271	18.3	70.4	1.1	51.4	1.0	78.4	87.5
50-100人	1896	21.1	123.7	3.9	100.4	3.6	2602	21.0	191.9	3.0	149.1	2.9	137.2	155.1
101-500人	2810	31.3	565.0	17.7	478.2	17.1	4639	39.8	1093.7	17.1	858.3	16.7	175.8	193.6
501-1000人	712	7.9	437.6	13.6	376.5	13.5	1282	9.9	831.4	13.1	657.9	12.8	173.0	190.0
1001-3000人	468	5.2	735.2	22.9	646.4	23.2	961	7.8	1560.6	24.4	1259.2	24.5	205.3	212.3
3000-5000人	97	1.1	360.4	11.2	319.9	11.5	196	1.6	709.9	11.1	585.9	11.4	202.1	197.0
5000人以上	101	1.1	905.1	28.2	806.5	28.9	201	1.6	1937.9	30.3	1577.0	30.7	199.0	214.1
計	8979	100.0	2075.1	100.0	1788.6	100.0	12402	100.0	6395.8	100.0	5139.7	100.0	138.1	199.4

1924-1932年度大工業労働者同平均賃銀表

工業部門	實 數 (留)									
	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	
全工業	39.23	47.53	56.74	64.07	70.24	77.06	82.56	96.10	115.42	
内譯: 燃料	38.12	44.37	55.39	60.11	62.50	69.43	76.57	99.54	121.62	
内譯: 採炭	38.29	42.86	53.87	59.34	63.27	68.81	76.47	97.74	122.08	
内譯: 採油	36.93	51.65	64.34	70.60	77.95	85.50	90.15	114.09	130.15	
内譯: 採鑛	33.55	41.97	50.82	57.59	62.56	65.86	74.33	88.55	105.07	
内譯: 鐵鑛	28.09	39.13	53.41	60.65	65.61	66.04	73.80	92.03	113.96	
黑色金屬	34.27	46.13	58.48	68.79	75.61	83.82	88.30	103.42	132.24	
機械製造	44.92	57.79	69.78	82.37	92.94	103.29	108.36	112.69	142.93	
化學工業	41.99	54.17	65.46	74.87	82.09	85.85	88.06	100.16	122.62	
内譯: 基本化學工業	38.72	49.95	63.81	74.58	84.54	91.11	98.61	106.79	134.26	
造材	38.35	44.41	50.06	55.72	60.98	65.60	72.90	80.95	105.34	
製紙	40.13	45.25	53.12	60.23	67.04	75.53	82.50	92.12	111.18	
皮革毛皮	48.69	58.62	69.55	77.78	85.70	87.74	88.29	95.02	111.46	
織物	33.06	39.60	46.87	53.66	57.72	62.60	62.83	70.92	85.43	
内譯: 木綿	33.87	40.76	48.28	55.87	59.89	65.00	64.29	72.05	85.89	
絨毛	35.09	41.52	50.63	57.81	63.73	68.70	70.62	74.91	90.16	
麻	26.76	30.87	35.62	39.40	41.58	46.34	47.43	56.61	70.60	
食料調味品	41.32	48.16	55.75	60.89	68.06	74.43	74.71	82.46	96.18	
裁縫品	39.91	47.23	61.42	69.50	79.79	85.84	81.70	81.97	95.11	
靴	58.06	63.63	72.93	80.33	86.72	86.49	88.78	96.71	112.11	
印刷品	61.22	67.49	72.24	82.31	90.34	94.87	100.90	108.89	122.84	

1923/24-1932年度平均労働者勤務員勞賃表

労働部門	1923-24	1924-25	1925-26	1927-27	1928	1929	1930	1931	1932
全國民經濟部門	—	450	571	624	703	800	936	1127	1427
内譯:									
I大工業	456	566	701	778	870	957	1035	1484	1466
内譯:									
1.労働者	428	536	658	732	843	925	991	1153	1385
2.勤務員	802	969	1236	1340	1478	1606	1817	2101	2685
3.少年従業員	288	361	426	484	566	614	679	776	888
II建設	537	676	826	911	996	1025	1082	1243	1509
III交通運輸	386	529	715	787	861	929	1064	1159	1506
1.鐵道	375	514	710	786	859	906	1030	1273	1496
2.水路	460	627	707	799	899	1031	1162	1273	1509
3.其他	503	554	741	782	846	984	1147	1279	1539
IV郵電	402	499	619	712	776	721	760	1029	1333
V商業	616	641	746	760	783	798	893	1071	1351
VI社會給養	568	586	561	591	623	733	778	837	1059
VII信用	789	807	914	920	981	971	1199	1518	1834
VIII諸施設	370	487	639	688	783	893	1047	1310	1722
1.教育	—	389	509	544	678	788	978	1253	1633
2.保健	—	413	500	569	638	727	799	938	1248
3.其他	—	564	750	818	903	1020	1170	1471	1943
IX公營事業	399	486	603	607	696	712	814	1099	1453
X不定期日傭及 家内婦人労働者	(152)	187	220	236	251	400	431	483	828
XI農業, 林業, 漁業	—	201	250	267	313	399	547	799	940
1.農業	—	—	—	—	—	363	557	786	866
内譯: ソフホズ及MTS	—	—	—	283	327	399	608	78	844
2.林業	—	—	—	—	—	493	497	817	1094
3.漁業	—	—	—	—	816	880	889	984	1319

(單位 留)

日
露
年
鑑

1925—1933年1月1日現在工業男女青年労働者成員表

労働者別	年 度	單位 千 人									
		男		女		男 女					
		合 計	内 譯	合 計	内 譯	合 計	内 譯				
		十八歳未満	十八歳—二十二歳		十八歳未満	十八歳—二十二歳		十八歳未満	十八歳—二十二歳		
労働者(學生を含む)	1925	1 268.7	65.9	—	513.2	26.7	—	1 781.9	192.6	—	
	1926	1 618.1	90.4	—	643.6	39.6	—	2 261.7	130.0	—	
	1927	1 692.0	94.9	—	673.8	41.2	—	2 365.8	136.1	—	
	1928	1 806.0	83.1	—	725.9	37.0	—	2 531.9	120.1	—	
	1929	1 984.6	79.9	—	804.0	36.9	—	2 788.7	116.8	—	
	1930	2 231.2	87.3	442.5	885.0	40.5	199.4	3 116.2	127.8	641.9	
	1931	2 980.9	212.6	710.1	1 271.5	114.8	357.2	4 252.4	327.4	1 067.3	
	1932	3 635.9	326.8	911.9	1 735.4	195.0	595.6	5 171.3	521.8	1 507.5	
	1933	3 313.5	—	—	1 826.2	—	—	5 139.7	483.1	1 639.6	
	職 務 (技術労働者を含む)	1925	168.9	1.0	—	29.9	0.6	—	198.8	1.6	—
		1926	217.9	1.9	—	30.8	1.0	—	248.7	2.9	—
		1927	234.9	1.8	—	32.7	1.4	—	267.6	3.2	—
		1928	234.0	1.4	—	31.9	1.1	—	265.9	2.5	—
1929		251.3	1.1	—	35.4	1.1	—	286.7	2.2	—	
1930		394.1	1.4	18.9	48.7	1.4	10.3	342.8	2.8	29.2	
1931		409.5	2.6	31.1	109.5	4.2	28.0	519.0	6.8	59.1	
少 年 勞 働 者	1925	584.3	—	—	192.2	—	—	776.5	15.5	120.4	
	1926	683.5	—	—	236.2	—	—	919.7	19.3	174.7	
	1927	96.6	2.6	—	35.8	1.8	—	132.4	4.4	—	
	1928	90.6	2.0	—	36.5	1.7	—	127.1	3.7	—	
	1929	89.2	1.3	—	37.9	1.2	—	127.1	2.5	—	
	1930	91.7	0.9	—	40.5	0.9	—	132.2	1.8	—	
	1931	98.1	0.6	7.8	48.8	1.0	8.1	146.9	1.6	15.9	
1932	117.1	0.8	11.1	74.5	1.3	13.8	191.6	2.1	24.9		
1933	162.9	—	—	115.5	—	—	278.4	5.3	47.3		
1933	192.1	—	—	144.3	—	—	336.4	6.7	63.6		

日 露 年 鑑

1913年—1933年度年平均大工場婦人労働者數

産 業 部 門	全 實 産 數 (單位千人)	1913年—1933年度年平均大工場婦人労働者數											1月1日現在	
		1913	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1932
内 譯： 1. 鑛物採掘及加工 2. 鑛 石 3. 金屬加工及機械製造 4. 化學工業 5. 食品、飲料及纖維工業 6. 動物性原料加工(製革業を含む) 7. 纖維工業(被服及化粧品を含む) 8. 織造業 9. 製紙及印刷業	635.9	404.2	441.1	549.9	658.5	699.7	769.3	827.6	1 449.7	1 449.7	1 735.4	1 826.2		
内 譯： 1. 鑛物採掘及加工 2. 鑛 石 3. 金屬加工及機械製造 4. 化學工業 5. 食品、飲料及纖維工業 6. 動物性原料加工(製革業を含む) 7. 纖維工業(被服及化粧品を含む) 8. 織造業 9. 製紙及印刷業	24.5	28.1	27.8	28.6	28.2	28.2	28.6	28.3	28.8	31.2	32.9	35.5		
内 譯： 1. 鑛物採掘及加工 2. 鑛 石 3. 金屬加工及機械製造 4. 化學工業 5. 食品、飲料及纖維工業 6. 動物性原料加工(製革業を含む) 7. 纖維工業(被服及化粧品を含む) 8. 織造業 9. 製紙及印刷業	21.8 4.0 3.6 4.2 39.9 22.0 17.3 55.7 56.6 41.7 24.0	26.1 11.6 11.9 12.1 31.2 23.3 17.6 59.7 48.4 49.5 25.9	25.1 10.1 10.0 10.2 29.8 23.3 15.4 57.9 47.3 58.6 24.7	24.9 8.5 9.1 9.4 31.8 25.6 15.1 58.6 47.6 60.2 24.9	23.4 7.3 8.3 9.2 33.5 26.0 18.3 59.6 60.1 48.5 62.6	23.1 6.5 7.9 9.1 16.3 26.6 19.7 60.5 49.1 63.8 24.7	22.4 6.8 7.6 8.9 17.2 26.4 21.1 61.2 49.7 64.9 24.6	22.3 7.5 8.0 9.2 19.1 34.4 26.6 62.3 60.8 66.5 25.3	23.7 9.7 9.6 12.2 35.5 28.4 28.5 64.3 63.7 52.2 67.8	25.6 13.1 12.7 17.8 37.7 31.5 37.7 65.6 65.5 67.5 37.8	25.9 14.8 14.6 20.7 38.2 33.3 42.5 69.1 67.3 58.1 41.2	29.1 17.8 17.5 22.8 38.9 35.4 50.3 69.9 66.9 65.9 43.8		

社會保險

概説

ソヴェート聯邦の社會保險法は勞働法典中の一章を成し、第七十五條より第九十二條迄全十八條の極めて簡單なるものである。今、其特徴と稱すべきものを列挙すれば、

(イ)社會保險の總ての種類を網羅し、保險範圍の極めて廣汎なること

雇傭労働者に起り得るあらゆる生活上の事故、即ち疾病、負傷、出産、廢疾、老衰、死亡、失業は勿論傳染病に因る隔離、家族の病人看護等勞働の不能及び勞働機關の喪失に對する總ての場合を悉く網羅し、且其或ものに至りては被保險者の家族にも及べるは特徴の二に數ふべきである。

(ロ)被保險者の範圍の廣汎なること

ソヴェート・ロシアの社會保險は強制保險にして、全部の被保險者に對し之を適用し、苟も他人に雇はれて報酬を受く

る者は國籍、勞働の場所、種類、性質、期間及報酬の多寡支拂方法等の如何を論ぜず、悉く被保險者である。強制保險なるを以て雇傭せらるゝと同時に當然被保險たるものにして、被雇傭者の意志如何に依るものではない。又所謂筋肉的勞働者のみに適用するにあらずして智的若くは事務的勞働者等勞務に従事する被雇傭者一切を包含し、極めて廣汎に適用せらるゝものである。従つて被保險者の範圍の廣大なることは諸外國に其例を見ざるものである。

(ハ)保險料金額が雇傭主の負擔なること

社會保險の料率は業務の種類により差等あるも、其料率の高低に拘らず、又、雇傭主が個人たると法人たるとソヴェート・ロシア政府自身たるとを論ぜず、將又外國人たるとを問はず、保險料の全部は雇傭主の負擔に屬し被保險者は何等の負擔をも課せられないのである。是れソヴェート社會保險法の最も顯著なる特色にして世界に比類なきものであるが、同法制定の精神に鑑みソヴェート・ロシア

としては當然の事なりとも謂ひ得るのである。

(ニ)一時的勞働不能の期間賃銀金額の手當金を給與すること

負傷又は疾病に因り若くは分娩前後の一定期間又は家族の病氣看護の爲に一時勞働不能の場合或は近隣に發生したる傳染病の爲め隔離せられて一時勞働不能に陥りし場合には賃銀全額の手當を支給せらるゝものにして是亦他國に類例なき一特徴と謂はねばならぬ

(ホ)社會保險機關が被保險者に依り經營管掌せらるゝこと

社會保險の全機關は被保險者が一定の順序方法に依り選出したる代表者に依つて管理經營せられつゝありて、他國の企圖し得ざる特徴なりと誇稱せられてゐる。これ革命前勞働者の高唱せし「社會保險機關は之を被保險者即ち勞働者の手に收めねばならぬ」との要求を容認したるものなれども、一面より云へば各種産業機關の大部分が國營であり、從て有力なる事業主なきソヴェート・ロシアに於

て又政府當局者自身が悉く被保險者たる關係より觀れば敢て異とするに足らざることにして他に比類なき國情を有するもの、當然の結果とも謂ひ得るのである。

社會保險料

社會保險經營に要する全費用は保險料に依り支辨せらるゝのである。ソヴェート聯邦の社會保險料は被保險者の報酬に保險料率を乗じ算出するものにして賃銀比例主義によるものである。而して保險料率には二種類あつて、一は被保險者の従事する企業の種類、性質、即ち危險、有害の程度に應じて定むる正規料率で、四等級に分類せられ、特に保護を必要とする特殊企業を除きたる總ての私、國營商業、國營輕工業、一般企業の従業者に適用せらるる正規の保險料率で賃銀の一六乃至二二パーセントである。

他の一は政策上保護助長すべき特殊企業に對し、負擔軽減の目的を以て特に規定する低率の料率、即ち特定料率であつて一〇乃至一四パーセントに過ぎな

いので、保險料全額を負擔すべき事業主にとつては尠なからぬ負擔軽減となるのである。特定料率を適用せられるのは國營金屬工業(一〇%)、電氣機械工業(一〇%)、交通省管理の各種運輸企業(一二%)、家庭勞働(保姆、下女、乳母其他)(一〇%)等である。

勞働組合

勞働をもつて立國の大本とする現在のソヴェート聯邦に於ては勞働者の組織機關たる勞働組合(職業組合)の規模は極めて廣汎なものがあつて、その勢力も亦絶大である。レーニンはプロレタリア獨裁制下における勞働組合の役割を評して「共產主義の學校」と云ひ、又、第二回全露職業組合に於て「勞働組合は新社會の主要なる建設者である。何となれば新社會の建設者は數百萬の大衆に外ならないからである」と云つてゐる。斯の如く勞働組合の意義は重要である。然らば此勞働組合は如何なる組織になつてゐるのであるか。勞働組合は同一企業、若

くは同一種の職業に従事する勞働者により組織せられる所であつて組合の最高機關は職業組合大會であつて、同大會に於て組合中央委員會を選出する。該委員會は各組合の代表者として各國家機關、大會々議等に出席する權利を與へられてゐる。而して全聯邦勞働組合の最高機關は「聯邦勞働組合中央委員會」である。

勞働組合の機能は、團體雇傭契約を締結せる當事者、即ち勞働者の名に於て、各種の機關に對し行動し、又、勞働及び生活上の問題に關し勞働者を代表する。猶ほ勞働組合に關しては勞働法第十五章に其規定が掲げられてゐる。

現在千九百萬人の全聯邦勞働組合の組合員増加趨勢は左の通りである。

年次	組合員數 (單位千人)
一九二八年一月 (第一回大會當時)	三,五〇〇
一九二九年一月 (第二回大會當時)	三,四〇〇
一九三〇年四月 (第三回大會當時)	四,二〇〇
一九三二年五月 (第四回大會當時)	八,五〇〇
一九三三年九月 (第五回大會當時)	一五,〇〇〇
一九三四年十月 (第六回大會當時)	一六,六〇〇
一九三五年三月 (第七回大會當時)	一九,三〇〇

- 一九三三年三月(第八回大會當時) 一〇、五〇〇
- 一九三三年四月(第九回大會當時) 一六、五〇〇
- 一九三三年三月 一七、八五五
- 一九三五年一月 一九、〇五五

全ソ労働組合中央會議

ソ聯邦各人民委員部中重要なる位置を占め且つ日本の對ソ利権企業と利害關係淺からぬ労働人民委員部は一九三三年六月二十三日全聯邦労働組合中央會議に合併、九月十日聯邦人民委員會議と全聯邦労働組合中央會議の決議によつてこの合併後ソ聯邦労働人民委員部の所管事項中全聯邦中央労働會議に移管されたもの、内容を發表した。大要左の如し。

- 一、一九三三年九月十五日より全聯邦中央労働組合並に同中央委員會に社會保險の全事業を移管すべし
- 二、社會保險の指導は労働組合中央委員會に集中し、生産別原則によつて該事業を行ふべし
- 三、全聯邦労働組合中央會議に社會保險關係豫算と保險料金の制定権を與ふべし
- 四、社會保險料金は生産組合の負擔により全支辨者により國立銀行に預金すべし

五、合併前社會保險諸機關が享有してゐたあらゆる權利特許及び財産を組合機關に與ふべし

六、労働監督の一般指導権を全聯邦労働組合中央會議に與へ、地方に於ては労働組合地方會議に與ふべし

七、工場設備の安全と工場衛生とは關係官廳と協力して當該労働組合中央委員會によつて決定される

八、全聯邦労働組合中央會議及び地方労働組合會議に團體契約の登録と同時に法律に矛盾する諸契約を廢止し得る權限を與ふること

九、全聯邦労働組合中央會議は全聯邦國民經濟會議の承認を経て國家計畫委員會の提出にかゝる労働計畫の決定を全聯邦人民委員會議に提出する

十、今後全聯邦労働組合中央會議はソ聯邦政府の承認を経て社會保險及び労働保護に關する行政費豫算を作成し提出する

労働者保健療養施設

労働と休息の權利を憲法に明文化してゐるソ聯の労働者保健療養施設は都市に農村に逐年増加してゐる、最近諸年に於

1934—1936 年度労働者保健療養施設

	1934年	1935年	1936年
臺所	477 529	524 976	561 156
都市外來	47 370	51 685	53 739
都市齒科	9 687	10 189	11 156
救急	302	393	456
診療所	5 123.8	5 631.7	6 426.2
臺所	86 000	87 750	90 100
臺所	550 000	579 000	603 000
臺所	77 380	94 600	100 000
臺所	1 345 000	1 613 700	1 667 600
臺所	90	102	130
臺所	1 072	1 487	1 848
臺所	457	660	765
臺所	728	1 220	1 477
臺所	1 169	1 383	1 747
臺所	6 691	8 289	9 861

る諸施設状態を表示すると左の通りである。

五ヶ年計畫

第一次五ヶ年計畫

計畫概説

聯邦國民經濟五ヶ年計畫は、一九二七年十二月全聯邦共產黨第十五回大會に於て、本計畫が提唱され、其實施に關する政治的、經濟的一般方針が決議されたのに始まるもので、計畫の大目的は聯邦の工業化、農村の社會主義化、國內經濟體制に於ける資本主義的要素の弱体化にある。本計畫の作成は主として國家計畫委員會(ゴスプラン)が中心となり、尨大なる規模を以て諸資料を研議調査し、一九二九年四月最高國民經濟會議に於て國家計畫委員會の提案を基礎とし加盟共和國の代表者参加の下に労働國防會議と協同し成案を作成し、同五月聯邦政府の承

認を得、同月二十日の全聯邦ソヴェート第五回大會に於て之を裁可した。

國民經濟發展五ヶ年計畫實施に關して、ソ聯邦人民委員會議が發布した法令は左の如くである。

一、審査のため政府に提出せられた國民經濟五ヶ年計畫は、計畫體系の大なる達成で、社會主義的要素の一般的増大及ソ聯國民經濟建設に於ける社會制度の鞏化を反映するものなることを強調す。

二、ソ聯邦國家計畫委員會(ゴスプラン)の國民經濟五ヶ年計畫作成活動を是認す。右計畫は國內の工業化、農村の社會主義的改善、國內經濟體系に於ける資本主義的要素の克服及社會主義的要素の徹底的強化、經濟生活の立後れたる要素の昂揚等に於て、ソヴェート主權の經濟政策の一般方針を正しく反映せるものであ

る。

三、來る五ヶ年間に於ける經濟建設綱領として、計畫の最大限を認定す。之れが實現に關しては、國家機關及社會諸團體の全努力を糾合し、且つこの目的のために國內に於けるプロレタリアート、貧・中農・學者技術家の創造勢力を動員す。

五ヶ年計畫は、一九二八—二九年度より一九三三年九月末日を以て完了する豫定で着手されたものであるが其後實施中作業の進捗の程度に關連し、多少の變更を行ひ、且つ歷年と合計年度を合致せしめるため、一九三〇年十月より十二月末日迄を特別會計年度とした結果、全計畫は一九三二年末を以て完成したので正味四年三ヶ月で終了したことになる。次に計畫の立案せられた當時一切の國營産業を統制してゐた最高經濟會議は其後分割せられて、重工業、輕工業、林業の三つの産業委員會となつた。この改造が統計編成方法に變化を與へたことは明かである。第三に原計畫が適用せられる筈であつた工業的企業の数、實行期間中同一

のまゝで留まらないうで逐年増加したのであるから、(A)最初から計画に入つてゐた國營企業(計画に従つて新設されたものを含む)、(B)最初は入つてゐなかつたが實行期間中に五ヶ年計画に入れられたものとを區別しなければならぬ。

尙一言すべきは法令にも明記されてゐる如く、五ヶ年計画に於ては、單に労働者農民ばかりでなく、廣く學者技術家をも動員したので、歐米諸國の新技術を取入れるため米國其他より多數の熟練労働者技術家を招聘したことは周知のことである。スターリンの所謂「技術は一切を解決する」と云ふスローガンは、第一次五ヶ年計画のみならず第二次五ヶ年計画を通じても國家産業建設の最大課題となつたのである。

工業第一次五ヶ年計画の實績

一九三三年一月にモスクワに開かれた共產黨中央委員會及統制委員會全體會議(七日、十二日)とソヴェート聯邦中央執

年次	原計畫に入る企業	一切の國營企業
一九二八—二九	一四、〇八九	一六、四四五
一九二九—三〇	一七、七三〇	二一、〇五〇
一九三〇(四半期)	五、一七六	六、三七七
一九三二	三三、〇一一	三七、二二二
一九三三	約 二四、〇〇〇	約 二九、二〇〇
合計	六三、〇六六	一〇〇、二二六

轉つて、一九二八年十月一日から一九三二年十二月三十一日までの四年四分の一の間に工業に投ぜられた資本は二百三十三億ルーブルであつたが、最初に全五ヶ年の分として、計畫された投資額は百八十八億ルーブルであつたのである。ソヴェート當局は五ヶ年計畫が四年間に充分には實行せられなかつたことを認めてゐるが、然し計畫の規定する主要任務、即ち工業、運輸及農業に於る新技術の骨組の組立を完成したと信じてゐる。前記の諸報告の示す所によると五ヶ年計畫は重工業に於て最も充分に實行され、此の部門の一九三二年の生産額は五ヶ年計畫の最後の一年の豫定額を八・四%だけ超過したといはれる。食糧工業は豫

五ヶ年計畫

行委員會の常例會議(二十三日—三十日)とに於ける第一次五ヶ年計畫の全期間に於るソ聯邦の産業の發達と第二次五ヶ年計畫の第一年たる一九三三年に於ける産業問題の見透しとに關するスターリン・モロトフ、クイブイシエフの諸氏の諸報告の供する情報は、第一次五ヶ年計畫の實績について、正確な圖面を與へてゐないがこれらの諸報告と會議の可決した諸決議とを摘要すれば左の通りである。

ソヴェート聯邦人民委員會々議々長モロトフ氏提出の報告によると、前述したAグループとBグループとを合計した生産価格は、一九二六—二七年現在の價格にて、一九三一年には二百七十一億一千一百萬ルーブル、一九三二年には二百九十二億ルーブルで、前年より八・五%増である。一九三一年にはAグループの生産額は二百二十億二千一百萬ルーブルであつたから、右の八・五%増をこの計數にあてはめると五ヶ年計畫による一九三二年の生産額は二百四十億ルーブルと見積られる。五ヶ年計畫の最後の年

定額を生産し得たが、輕工業と木材工業とは大いに遅れてゐる。

輕工業の發達遅々たるは、ソ聯邦が其の手持外國手形を重工業の裝備に費し、かくて輕工業用原料(棉花、皮革、ゴム等々)の輸入を殆んど全くやめてゐると云ふ事實によるのである。

工業化政策

急速な工業化政策の採用の結果は最も近代的な技術裝置を施した多數の企業の新設をみた。なかでも、マグニトゴールスク及クツネツクの機械工場、ベレズニキ化學工業、コンバイン、ドニエブル發電所等々は實に大規模なものである。前記の二會議の決議も、過去四年間に新設又は擴張せられた多くの産業、例へばトラクターの製造(スターリン、グラド、ハリコフ)、クワ自動車(モスクワ、ニジニノヴゴロド、ヤロスラウ)、飛行機、機械器具の製造等々を列擧してゐる。さらに、石炭及鐵の中心地方一つ(ウラル)クズネツツ)及紡織地域二つ(中央アジ

(一九三二—三三年)の計數は原計畫では三百四億四千五百萬ルーブルであつたが、その後變更された一九三二年の計數はAグループから三百六億六千二百萬ルーブル、AB兩グループ合計から三百八十三億ルーブルの生産を期待したのであつた。結局、原計畫は五ヶ年間に一千三十七億六千一百萬ルーブルとなつた。斯うして第一表の示す通り、四年四分の一の實行期間に於る工業生産額は原計畫の五年間の豫定額のおよそ八〇%に達したのである。

第一次五ヶ年計畫の工業生産價格(單位百萬留)

年次	原計畫に入る企業
一九二八—二九	一三、二四六
一九二九—三〇	一六、〇六一
一九三〇—三二	一九、六四九
一九三一—三三	二四、三三〇
一九三二—三三	三〇、四四五
合計	一〇三、七六一

アと東シベリア)が最近數年間に新に開かれた。

工業化學政策は工業生産と農業との關係を一變してしまつた。五ヶ年計畫の始め(一九二八年)には工業生産額はソ聯邦の一切の生産額の四八%であつたのに、一九三二年には七〇%となつた。工業生産の毎年の平均増加は二二%であつた。同期間に於て一切の工業生産に對する重工業の比率は四四・五%に増加した。

機械工業

第一次五ヶ年計畫中に於けるソ聯邦機械工業の躍進は實に著しきものあり、五ヶ年計畫の最終年度の豫定は五四%も超過され生産額は一九二八年に比し四倍半となつた。尤もその後擴大された一九三二年度豫定計畫(六十八億留)は七九%しか實行されなかつた。左にソ聯邦國家計畫委員會(ゴスプラン)發表に依る機械製造部門別生産額を示さう。

共和國及州別石油生産高

品名	全 聯 邦			外高加索共和國		北高加索共和國	
	1913	1927-28	1932	1927-28	1932	グロースメイ地方	
						1927-28	1932
ベンゼン	156.3	752.3	2 459.0	283.2	647.4	459.2	1 761.5
内譯: クレツキングベンゼン	—	—	592.7	—	215.3	—	362.2
リグロイン	—	129.5	422.4	30.3	63.9	99.2	344.9
燈油	1 520.5	1 912.0	3 560.3	1 316.7	2 016.1	537.4	1 482.9
潤滑油	337.4	331.1	680.0	282.5	561.8	5.0	29.4
瓦斯オイル	—	221.9	714.7	193.3	712.7	—	—
重油	4 082.1	3 739.3	8 530.4	1 918.4	4 880.4	1 770.1	3 443.4
アスファルト	—	19.7	108.3	7.8	54.7	11.9	48.9
パラフィン	—	4.1	15.3	—	—	4.1	15.3

品名	北高加索共和國		ソ聯邦中央地方		中央亞細亞	
	マイコツプ地方		諸工場		諸共和國	
	1927-28	1932	1927-28	1932	1927-28	1932
ベンジン	9.0	29.9	—	15.2	0.9	5.0
内譯: クレツキングベンジン	—	—	—	15.2	—	—
リグロイン	—	10.5	—	3.1	—	—
燈油	14.4	21.3	40.0	35.3	3.5	4.7
潤滑油	1.0	—	42.6	88.6	—	0.2
瓦斯オイル	—	—	28.6	2.0	—	—
重油	34.7	74.6	—	102.9	16.6	29.0
アスファルト	—	3.3	—	0.8	—	0.6
パラフィン	—	—	—	—	—	—

石炭、鐵等の若干部門に關する限り、五ヶ年計畫の成績は機械工業よりずつと劣つてゐる、聯邦の新聞紙に發表された暫定數字に依ると、原計畫の七十五萬噸及更改計畫の九十萬噸の代りに、一九三二年には僅かに六十三萬噸の石炭が生産されたに過ぎない。四年四分の一の實行期間中の石炭生産總額は二億二千萬噸に上り、最初の五ヶ年計畫（二億八千二百萬噸）の七八%にあたる。しかし同期間中に石炭業に投下された資本十八億留は原計畫の十二億五千萬留をかなり凌駕した。今では炭業の七〇%は機械化されたが、機械の利用状態は未だ劣悪である。左に五ヶ年計畫案及實行成績を示さう。

(單位百萬噸)

年次	五ヶ年計畫	實績
一九二八—二九	四・〇	四・六
一九二九—三〇	四・七	四・五
一九三〇—三一	五・一	四・八
一九三一—三二	五・六	五・八
一九三二—三三	五・〇	六・〇

尙炭田別採炭高は次表の如き狀況を示してゐる。

機械製造部門 (1926—27年度價格にて百萬留)

部門別	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932
1. 機械製造	661	1 000	1 455	1 653	2 135	2 940	4 844	7 398	9 211
内譯: 農業機械製造	22	40	73	103	139	196	352	431	432
自動車製造	0.5	2	10	13	23	42	92	180	335
トラクター製造	0.15	2	4.5	4.5	7	22	63	196	299
2. 電氣技術	—	—	126	148	208	323	643	1 059	1 222

機械製造部門生産額

品目	數量單位	1913	1927-28	1928-29	1929-30	1931	1932
蒸氣タービン	キロワット	5 900	35 709	82 000	24 100	207 700	239 000
蒸氣ボイラー	平方米	28 200	87 092	124 829	164 346	109 340	145 646
ディーゼル	馬力	35 100	38 940	69 213	103 402	157 835	95 140
直流及交流モーター	キロワット	311 540	298 858	392 939	728 003	1 189 271	1 764 545
タービン・ゼネレーター	—	—	75 359	137 267	186 970	518 851	706 989
汽機車(1)	臺	654	580	713	828	944	942
自動車(2)	—	—	671	1 390	5 769	20 573	25 412
トラクター	—	—	1 272	3 281	9 097	38 108	50 640
ロムパイン	—	—	—	—	104	3 549	10 010

(註) 1. 貨物用、客車用、鉄軌用及裝甲機關車を含む。 2. 1929—30年以降輸入部門品の組立も含む。

石油生産高

年度	採油及瓦斯(千噸)			精油高(千噸)			掘進速度(千米)
	石油	瓦斯	計	ベンゼン	燈油	潤滑油	
1913	9 234.1	—	9 234.1	156.3	1 520.5	337.4	276.6
1920-21	3 780.6	—	3 780.6	—	—	—	5.9
1921-22	4 590.8	23.6	4 614.4	—	—	—	19.1
1922-23	5 188.5	22.5	5 211.0	135.1	529.7	114.4	69.7
1923-24	5 957.7	25.9	5 983.6	190.4	729.4	92.7	123.2
1924-25	6 985.9	127.1	7 113.0	363.0	1 029.9	164.8	182.2
1925-26	8 246.0	207.7	8 453.7	538.1	1 197.5	228.8	287.9
1926-27	10 198.8	246.7	10 445.5	712.0	1 589.6	299.7	381.7
1927-28	11 381.5	270.0	11 651.5	881.8	1 912.0	331.1	362.1
1928-29	13 398.8	294.9	13 693.7	1 198.8	2 319.1	371.1	446.0
1929-30	16 973.2	386.7	17 359.9	1 760.7	3 236.3	490.1	585.0
1930	18 365.5	460.6	18 826.1	1 960.0	3 230.9	487.4	639.3
1931	22 323.7	769.4	23 093.1	2 755.6	3 861.4	652.5	707.4
1932	21 375.8	896.9	22 272.7	2 881.4	3 560.3	680.0	744.6

石油採掘高は原案の規定より大であつたが(原案二百七十萬噸に對し二千二百二十萬噸)、更改された一九三二年度計畫(二千八百萬噸)は完全には實行されなかつたのみならず生産は一九三一年(二千二百三十萬噸)に比してやゝ減じた。左に一九一三年以降三二年度に至る石油に至る石油生産高を示さう。

石油業

即ち発電量は一九二八—一九三二年の五ヶ年間に五十億キロワット時から百三十一億キロワット時(二・四倍)に、発電力は百八十七億キロワットから四百五十六億キロワット(二・六倍)に増大した。発電力百七十五萬キロ、発電所三十を創設すると云ふゴエルロ案は、すでに一九三一年に實施を見たわけである。一九二八年には十萬キロワット以上を發する發電所は一つもなかつたが一九三二年には三十一萬キロワットのドニエプロ發電所を始めとして、幾多の大發電所が建設され、總發電力の三三%を占めるに至つた。その主要なるものを擧げると

- (單位千キロワット)
- モスクワ州のシャツィラ發電所 一三六
- モスクワ州のカシィラ發電所 一八六
- ドニエプロ發電所 三二〇
- ドンバスのシテロフ發電所 一五七
- ドンバスのズィエフ發電所 一五〇
- ゴオリキ地方のゴオリキ發電所 一五六

然し五ヶ年計畫の數字一百七十億キロワット時及四百八十四萬二千キロワット

(一九三二年度更改計畫では五百六十萬キロワット)には及ばなかつた。大戦前に於けるロシアの人口一入當りの電力使用量は一四・四キロワット時であつたが一九二六年には二二キロワット時に上り、一九三二年には一〇三キロワット時に達した。然しこれを歐米諸國に比すれば、尙非常な懸隔がある。一九二八年に於ける各國人口一人當り電力消費量は、アメリカ合衆國は九四二キロワット時、イギリスは三三七、フランスは三一九、ドイツは四八〇キロワット時であつた。發電設備も一九三〇年現在に於てアメリカ合衆國の四千二百萬キロ、イギリスの約千萬キロ、フランスの七百九十萬キロ、ドイツの千三百五十萬キロ、日本の四百三十萬キロに對し、ソ聯邦は二百八十九萬キロと云ふ有様であつた。一九三三年から聯邦は第二次五ヶ年計畫に入り電化計畫も第二期に入る。

左に一九一三年より一九三三年に至る聯邦、發電力、發電量、共和國、州別地區發電所發電力及發電量を示さう。

發電所別	發電力 (千キロワット)													1933年の下記年度に對する%			
	1913	1916	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1913	1928
I 地區發電所 2)	177	245	255	277	287	307	367	456	525	626	938	1 419	2 376	3 028	3 670	2 073.4	586.3
(1) グラヴエネルズ所	—	—	193	215	215	217	277	366	439	526	788	1 268	2 107	2 674	3 218	—	611.8
(2) 地方發電所	26	52	62	62	72	90	90	90	86	100	150	151	269	354	452	1 738.5	452.0
(3) 工業用發電所	151	170	184	175	191	195	210	235	245	279	311	333	328	244	280	1 85.4	100.4
II 工業用發電所	750	—	—	—	—	—	—	815	843	913	956	1 034	1 166	1 246	1 315	1 75.3	144.0
III 工業用發電所	—	2	—	6	7	10	20	24	28	29	32	38	44	53	60	—	206.9
IV 農村用發電所	—	25	—	39	44	46	50	56	57	58	59	52	58	59	59	—	295.0
V 運輸用發電所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	101.7
計	1 098	1 192	1 228	1 247	1 279	1 308	1 397	1 586	1 698	1 905	2 296	2 876	3 972	4 630	5 384	490.3	282.6

(註) 1) 年表現在統計 2) 地區發電所はグラヴエネルズ所及地區的意義を有する發電所を含む 3) アズネフチ、クロズネフチ、マグニトゴルスク及クワツク金屬工場、ベレニヤコフ化學綜合工場發電所

發電所別	發電量 (百萬キロワット時)													1933年度%			
	1913	1916	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1913	1928
I 地區發電所	431	729	310	475	630	702	935	1 190	1 543	2 001	2 786	4 541	6 474	9 217	11 400	2 645.0	569.7
(1) グラヴエネルズ所	—	—	—	—	—	—	—	865	1 198	1 631	2 315	3 919	5 762	8 297	10 250	—	628.4
(2) 地方發電所	110	196	—	—	—	—	—	325	345	370	471	622	712	920	1 150	1 045.5	310.8
(3) 工業用發電所	259	246	60	100	184	243	390	456	539	638	798	872	964	734	780	301.1	122.3
II 工業用發電所	1 255	1 600	150	200	281	558	1 505	1 743	1 994	2 222	2 484	2 790	3 039	3 202	3 418	272.4	153.8
III 工業用發電所	—	—	—	—	—	—	—	30	32	35	39	47	59	74	92	—	262.9
IV 農村用發電所	—	—	—	—	51	59	70	89	97	111	117	118	151	153	165	—	148.6
V 運輸用發電所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1 945	2 575	520	775	1 146	1 562	2 925	3 508	4 205	5 007	6 224	8 368	10 687	10 390	15 855	815.2	316.7

(註) 1) 1913—1924年に於けるエネルギー量は農業用發電所を含む

五ヶ年計畫

1923/24—1932 年度年平均労働者勤務員勞賃表 (留)

労働部門	1923—24	1924—25	1925—26	1926—27	1928	1929	1930	1931	1932
全國民經濟部門	—	450	571	624	703	800	936	1 127	1 427
内譯:									
I. 大工業	456	566	701	778	870	957	1 035	1 484	1 466
内譯:									
1. 労働者	428	536	658	732	843	925	991	1 153	1 385
2. 勤務員	802	969	1 236	1 340	1 478	1 606	1 817	2 101	2 685
3. 少年従業員	288	361	426	484	566	614	679	776	888
II. 建設	537	676	826	911	996	1 025	1 082	1 243	1 509
III. 交通運輸	386	529	715	787	861	929	1 064	1 159	1 506
1. 鐵道	375	514	710	786	859	906	1 030	1 273	1 496
2. 水路	460	627	707	799	899	1 031	1 162	1 273	1 509
3. 其他	403	554	741	782	846	984	1 147	1 279	1 539
IV. 郵電	402	499	619	712	776	721	760	1 029	1 333
V. 商業	616	641	746	760	783	798	893	1 071	1 351
VI. 社會給養	568	586	561	591	623	733	778	837	1 059
VII. 信	789	807	914	920	981	971	1 199	1 518	1 834
VIII. 諸施設	370	487	639	688	783	893	1 047	1 310	1 722
1. 教育	H,CB	389	509	544	678	788	978	1 253	1 633
2. 保健	"	413	500	569	638	727	799	938	1 248
3. 其他	"	564	750	818	903	1 020	1 170	1 471	1 943
IX. 公營事業	399	486	603	607	696	712	814	1 099	1 453
X. 不定期日傭及 不家内婦人労働者	(152)	187	220	236	251	400	431	483	828
XI. 農業, 林業, 漁業	H,CB	201	250	267	313	399	547	799	940
1. 農業	"	H,CB	H,CB	H,CB	H,CB	363	557	786	866
内譯: ソフホズ及MTS	"	"	"	283	327	399	608	78	844
2. 林業	"	"	"	H,CB	H,CB	493	497	817	1 094
3. 漁業	"	"	"	"	816	880	889	984	1 319

共和國, 州別地區發電所發電力及發電量

共和國, 地方, 州	1928	1929	1930	1931	1932	
全 聯 邦	a b	626.4 2 001.3	937.5 2 785.6	1 518.0 4 441.0	2 375.7 6 473.9	3 027.9 9 217.2
ロシヤ共和國	a b	477.5 1 500.8	676.0 1 959.6	929.9 3 043.9	1 562.7 4 499.1	1 820.2 6 376.2
1. 北部地方	a b	— —	— —	— —	— —	19.4 59.3
2. カレリヤ自治共和國	a b	— —	— —	— —	— —	4.5 11.3
3. レニングラード州	a b	186.2 543.6	226.9 689.0	272.1 950.6	320.1 1 229.2	323.4 1 522.7
3. 西部地方	a b	— —	— —	24.0 71.1	47.8 78.9	47.8 97.0
6. モスクワ州	a b	257.3 870.2	315.8 1 061.7	367.9 1 368.1	488.5 1 853.5	544.5 2 416.6
7. イワノフスカヤ州	a b	8.0 2.5	8.0 17.8	11.0 20.4	119.0 121.1	131.3 255.5
7. ゴリコフスキー地方	a b	20.0 67.7	42.0 147.2	64.0 286.3	158.0 398.0	158.0 525.2
8. ウラル州	a b	6.0 16.7	6.0 19.2	44.0 80.3	196.5 385.3	288.1 676.9
9. タタル自治共和國	a	—	—	—	—	10.0
10. 中部ヴォルガ地方	a b	— —	— —	5.8 23.0	15.2 33.6	15.2 47.3
11. 下部ヴォルガ地方	a b	— —	— —	37.5 18.4	73.5 116.1	73.5 184.6
12. 北高加索地方	a b	— —	74.3 24.9	103.6 225.7	124.6 356.2	155.5 473.8
13. クリミヤ自治共和國	a b	— —	— —	— —	7.5 27.2	10.5 31.4
14. 西部シベリヤ地方	a b	— —	— —	— —	12.0 —	41.5 74.9
ウラクイナ共和國	a b	35.9 106.5	148.5 376.5	358.1 952.0	648.4 1 331.3	998.5 2 045.5
白ロシヤ共和國	a b	— —	— —	10.0 1.2	20.0 38.0	20.0 60.3
外高加索共和國	a b	113.0 394.0	113.0 449.2	120.6 543.9	144.6 605.5	188.9 735.2

(註) a) 年末現在, 單位千キロワット b) 單位百萬キロワット時

その他の諸工業
第一次五ヶ年計畫に於てはその主力を重工業の發展に注いだ結果、輕工業に於ては、たいして見るべきものがなかつた。一九三二年の計畫は輕工業人民委員部管下の企業からの生産價格を百億留と定めてあつた。詳細なる成績は分らないがクイブイシエフ氏の報告に依ると一九三三年度生産を前年より一〇%増して八十八億留とすべしと豫告してゐるからこれから推定すると一九三二年の生産價格は凡そ八十億留と見積り得る。

食料品工業人民委員部管下企業の一九三二年度生産は四十一億留で同年度計畫の僅か五七%に過ぎない。林業人民委員部管下の企業